

資料編

資料編

目次

| | | |
|---------|--|-----|
| 資料 1-1 | 大和郡山市災害対策本部規程 | 1 |
| 資料 1-2 | 大和郡山市災害対策本部組織図 | 5 |
| 資料 1-3 | 別表 大和郡山市災害対策本部所掌事務(大和郡山市災害対策本部規程第 3 条関係) | 6 |
| 資料 1-4 | 大和郡山市災害時 動員区分表 | 10 |
| 資料 1-5 | 大和郡山市災害対策本部体制及び災害警戒体制の標準動員表 | 11 |
| 資料 1-6 | 大和郡山市動員状況報告書 | 13 |
| 資料 2-1 | 危険物施設一覧表 | 14 |
| 資料 2-2 | 毒物・劇物保有施設一覧表 | 29 |
| 資料 2-3 | 高圧ガス貯蔵・販売・製造等一覧表 | 29 |
| 資料 2-4 | 消防団分団数及び装備 | 30 |
| 資料 2-5 | 奈良県広域消防組合消防本部大和郡山消防署の消防車両等配備状況 | 30 |
| 資料 2-6 | 防火水槽の設置状況 | 31 |
| 資料 2-7 | 防火用水 『ため池』の状況 | 35 |
| 資料 3-1 | 水防警報指定河川 | 36 |
| 資料 3-2 | 水防警報発表河川 | 41 |
| 資料 3-3 | 水防倉庫設置個所 | 41 |
| 資料 3-4 | 市所有水防資材備蓄状況 | 42 |
| 資料 3-5 | 井堰・樋門一覧 | 43 |
| 資料 4-1 | 非常通信経路 | 45 |
| 資料 4-2 | 県防災行政無線局設置状況及び電話番号(統制局・支部局) | 46 |
| 資料 4-3 | 災害時優先電話一覧表 | 50 |
| 資料 5-1 | 気象注意報警報等の情報伝達様式 | 51 |
| 資料 5-2 | 水防警報受報様式 | 55 |
| 資料 6-1 | 災害概況即報 | 57 |
| 資料 6-2 | 被害状況即報 | 62 |
| 資料 6-3 | 災害年報 | 65 |
| 資料 6-4 | 被害状況の認定基準 | 67 |
| 資料 6-5 | 被害状況等の報告系統 | 70 |
| 資料 6-6 | 奈良県災害救助法施行細則 | 72 |
| 資料 6-7 | 災害救助法様式 | 83 |
| 資料 6-8 | り災証明書 | 108 |
| 資料 6-9 | 公用令書 | 109 |
| 資料 6-10 | 小災害に対する救助内規 | 112 |
| 資料 6-11 | 大和郡山市小災害等救助要綱 | 115 |
| 資料 6-12 | 災害防疫完了報告書 | 118 |
| 資料 6-13 | 避難勧告等発令情報連絡様式 | 119 |
| 資料 6-14 | 避難所収容者名簿 | 120 |

| | | |
|----------|--|-----|
| 資料 7-1 | 緊急輸送道路位置図 | 121 |
| 資料 7-2 | ヘリポート一覧表及び設置基準 | 123 |
| 資料 7-3 | 緊急通行車両等事前届出書 | 128 |
| 資料 7-4 | 規制除外車両事前届出書 | 129 |
| 資料 7-5 | 緊急通行車両等確認申出書 | 130 |
| 資料 7-6 | 規制除外車両確認申出書 | 131 |
| 資料 7-7 | 緊急通行車両確認証明書 | 132 |
| 資料 7-8 | 規制除外車両確認証明書 | 133 |
| 資料 7-9 | 災害時における交通の規制に係る表示の様式 | 134 |
| 資料 7-10 | 措置命令・措置通知書 | 135 |
| 資料 7-11 | 市有車両一覧表 | 137 |
| 資料 8-1 | 避難場所等一覧表 | 141 |
| 資料 8-2 | 一時避難地候補地 | 149 |
| 資料 8-3 | 水害、土砂災害に対する地区別避難所 | 150 |
| 資料 9-1 | 医療施設 | 151 |
| 資料 9-2 | 指定文化財一覧 | 155 |
| 資料 9-3 | 要配慮者施設一覧 | 158 |
| 資料 10-1 | 水道普及表 | 161 |
| 資料 10-2 | 応急給水用機械器具 | 161 |
| 資料 10-3 | 防災関係物資等の備蓄及び整備 | 162 |
| 資料 10-4 | 炊き出し場所一覧表 | 164 |
| 資料 10-5 | 災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて | 165 |
| 資料 11-1 | 一般廃棄処理施設 | 173 |
| 資料 11-2 | し尿・ごみ収集機材の保有状況 | 173 |
| 資料 12-1 | 奈良県消防広域相互応援協定書 | 176 |
| 資料 12-2 | 三市一町消防相互応援協定書 | 179 |
| 資料 12-3 | 西名阪自動車道消防相互応援協定に基づく覚書 | 182 |
| 資料 12-4 | 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 | 186 |
| 資料 12-5 | 紀伊半島三重県災害等相互応援に関する協定 | 189 |
| 資料 12-6 | 奈良県消防防災ヘリコプター支援協定 | 191 |
| 資料 12-7 | 近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災事業の相互応援に関する覚書 | 193 |
| 資料 12-8 | 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定 | 196 |
| 資料 12-9 | 日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する指針 | 200 |
| 資料 12-10 | 奈良県水道災害相互応援に関する協定 | 206 |
| 資料 12-11 | 災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定書 | 210 |
| 資料 12-12 | 緊急災害時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定書 | 215 |
| 資料 12-13 | 災害時における大和郡山市と大和郡山市内郵便局との相互協力に関する覚書 | 216 |
| 資料 12-14 | 災害時における医療救護についての協定書 | 218 |
| 資料 12-15 | 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定 | 230 |

| | | |
|----------|-------------------------------------|-----|
| 資料 12-16 | 災害時等における車両等排除業務に関する協定 | 233 |
| 資料 12-17 | 災害時における応急食料の確保に関する協定 | 235 |
| 資料 12-18 | 災害時における燃料供給等に関する協定 | 240 |
| 資料 12-19 | 災害時における飲料の提供協力に関する協定 | 244 |
| 資料 12-20 | 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書 | 245 |
| 資料 12-21 | 災害時における電気設備の応急復旧の支援に関する協定書 | 247 |
| 資料 12-22 | 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定 | 251 |
| 資料 12-23 | 災害時における被災者に対する防災活動協力等に関する協定書 | 254 |
| 資料 12-24 | 災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定 | 255 |
| 資料 12-25 | 災害時等における応急復旧等に関する協定書 | 257 |
| 資料 12-26 | 災害時における物資供給等に関する協定書 | 260 |
| 資料 12-27 | 災害時等の応援に関する申し合わせ | 266 |
| 資料 12-28 | 奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書 | 267 |
| 資料 12-29 | 災害時における応急物資供給に関する協定書 | 273 |
| 資料 12-30 | 原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書 | 274 |
| 資料 12-31 | 災害時における看板等の工作物の除去に関する協定書 | 276 |
| 資料 12-32 | 災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書 | 278 |
| 資料 13-1 | 地形区分図 | 280 |
| 資料 13-2 | 地盤種別図 | 281 |
| 資料 13-3 | 奈良県における主な被害地震 | 284 |
| 資料 13-4 | 市周辺の液状化履歴地点 | 288 |
| 資料 13-5 | 近畿地方の活断層 | 289 |
| 資料 13-6 | 気象庁震度階級解説表 | 290 |
| 資料 13-7 | 雨量データ | 294 |
| 資料 13-8 | 奈良県における主な風水害（昭和以降） | 295 |
| 資料 13-9 | 昭和 57 年の台風 10 号と低気圧による災害等 | 298 |
| 資料 14-1 | 自衛隊派遣依頼書 | 302 |
| 資料 15-1 | 農林漁業復興資金等 | 304 |
| 資料 15-2 | 緊急支援資金 | 305 |
| 資料 15-3 | 災害復興住宅融資制度 | 306 |
| 資料 15-4 | 災害援護資金 | 307 |
| 資料 15-5 | 災害弔慰金・見舞金 | 308 |
| 資料 15-6 | 生活福祉資金 | 309 |
| 資料 15-7 | 母子・寡婦福祉資金 | 310 |
| 資料 15-8 | 生活保護 | 311 |
| 資料 16-1 | 道路災害危険箇所 | 312 |
| 資料 16-2 | 土石流危険渓流 | 312 |
| 資料 16-3 | 地すべり危険箇所 | 312 |
| 資料 16-4 | 急傾斜地崩壊危険箇所等 | 313 |
| 資料 16-5 | 土砂災害警戒区域等 | 314 |

| | | |
|----------|--------------------------|-----|
| 資料 16-6 | 山地災害危険地区 | 315 |
| 資料 16-7 | ため池要整備箇所 | 318 |
| 資料 16-8 | 宅地造成工事規制区域図 | 322 |
| 資料 16-9 | 防火・準防火地域図 | 324 |
| 資料 16-10 | 浸水想定区域 | 326 |
| 資料 17-1 | 行政区及び世代別人口 | 330 |
| 資料 18-1 | 大和郡山市防災会議条例 | 333 |
| 資料 18-2 | 大和郡山市防災会議運営規程 | 335 |
| 資料 18-3 | 大和郡山市災害対策本部条例 | 336 |
| 資料 18-4 | 大和郡山市防災会議委員名簿 | 337 |
| 資料 18-5 | 大和郡山市水防協議会条例 | 338 |
| 資料 18-6 | 大和郡山市防災行政無線設備運用管理要綱 | 339 |
| 資料 18-7 | 大和郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例 | 341 |
| 資料 18-8 | 大和郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 | 344 |

大和郡山市災害対策本部規程

昭和38年10月12日

大和郡山市訓令甲第5号

(趣 旨)

第1条 大和郡山市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)並びに大和郡山市災害対策本部条例(昭和38年3月大和郡山市条例第6号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(組 織)

第2条 本部に次の部及び班を置く。

総務部

防災統轄班

企画広報班

秘書班

人事班

総務班

財政班

調査班

会計班

予備班

市民生活部

食料班

避難所班

福祉健康づくり部

介護福祉班

厚生福祉班

こども福祉班

医療班

産業振興部

農業水産班

地域振興班

清掃班

都市建設部

建設管理班

建設一班

建設二班

資材輸送班

上下水道部

下水道班

業務班

給水施設班

教育部

教育総務班

学校教育班

社会教育班

公民館班

(所掌事務)

第3条 部の所掌事務は、別表のとおりとする。

(部長)

第3条の2 部に部長を置き、関係局、部長をもつて充てる。

- 2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。
- 3 部長に事故あるときは、次長の置く部にあつては次長、その他の部にあつては、あらかじめ所属班長のうちから部長の指命する職員がその職務を代理する。

(次長)

第3条の3 部に次長を置くことができるものとし、次長は関係局、部の次長をもつて充てる。

- 2 次長の職務は部長を補佐する。

(班長)

第4条 班に班長を置き、関係課長(課長と同等の職にある者を含む。)のうちから指命する。

- 2 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 班長に事故あるときは、副班長の置く班にあつては副班長、その他の班にあつては、あらかじめ所属職員のうちから班長の指命する職員がその職務を代理する。

(副班長)

第4条の2 班に副班長を置くことができるものとし、班長を除く関係課の上席者のうちから指命する。

- 2 副班長の職務は班長を補佐する。

(本部の設置基準)

第5条 法第23条の2第1項の規定により本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風雨、大雨又は洪水その他の警報が市域を含め発令された場合で、本部長がその必要を認めたとき。
- (2) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (3) 市内に大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。

(本部会議)

第6条 災害に関する総合対策その他必要な事項を協議するため本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって構成する。

(本部事務局)

第7条 本部が設置された場合は、本部に本部事務局を置く。

- 2 前項の事務局員は、総務部市民安全課職員をもって充てる。

(連絡員)

第8条 各部に各部長の指命する連絡員1名を置く。

- 2 連絡員は、本部が設置された場合において本部事務局と各部との連絡に当たるものとする。

(通 報)

第9条 各部において災害情報を得たときは、直ちに企画政策部に通報するものとする。

- 2 防災統轄班は、各班より災害情報を受理したときは、直ちに本部長、副本部長及び各部の部長に通報しなければならない。

(情報の発表)

第10条 災害情報の発表は、本部会議の議を経て行うものとする。

(本部の閉鎖)

第11条 本部の閉鎖は、災害の応急措置が完了したときに本部長の命により行う。

- 2 本部閉鎖後の事務処理については、それぞれの主管課において行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年訓令甲第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年訓令甲第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年訓令甲第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年訓令甲第7号)

この規程は、昭和62年8月20日から施行する。

附 則(平成元年訓令甲第6号)

この規程は、10月1日から施行する。

附 則(平成10年訓令甲第3号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年訓令甲第3号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年訓令甲第1号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令甲第2号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

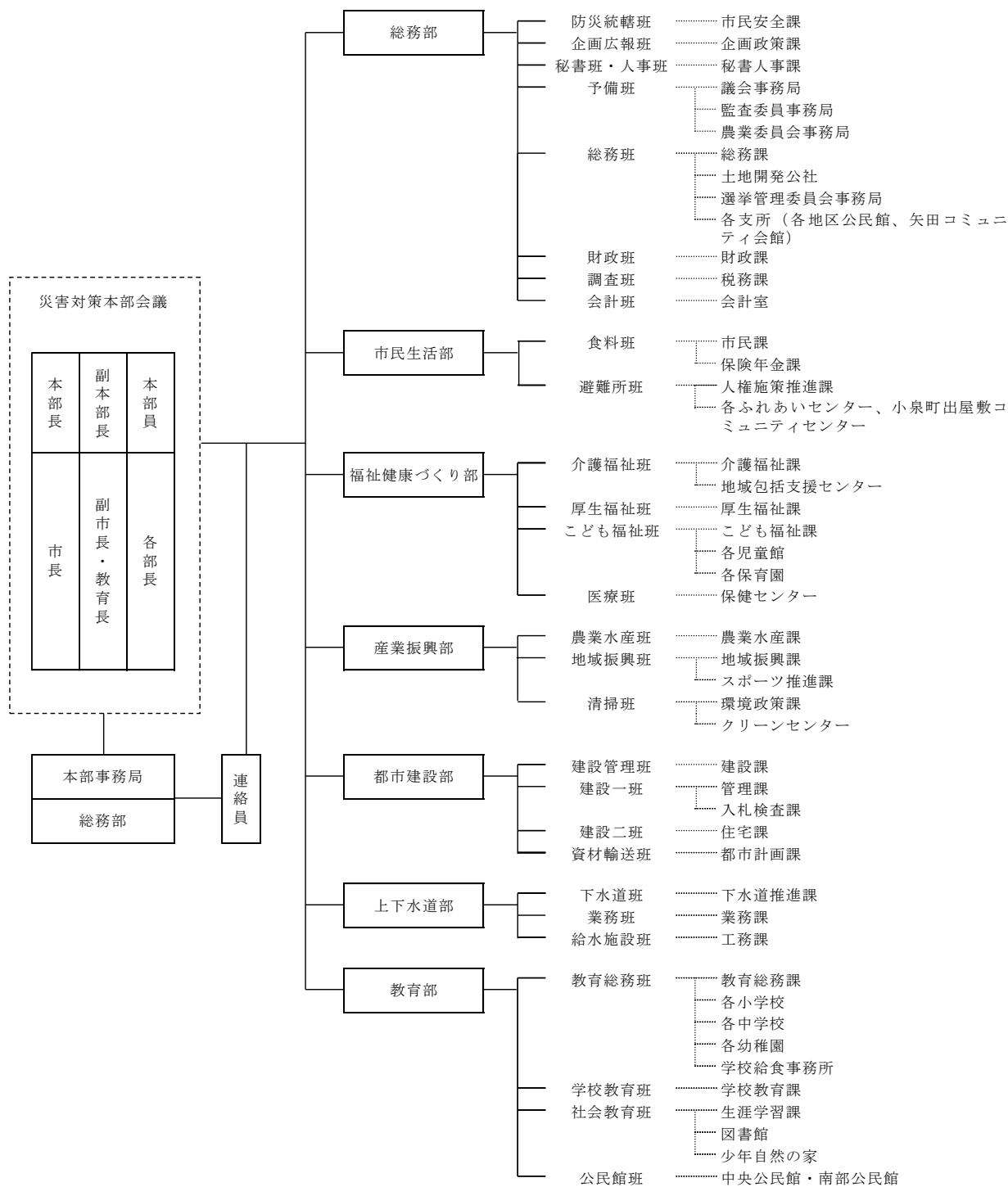
附 則(平成24年訓令甲第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年訓令甲第1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

資料1-2 大和郡山市災害対策本部組織図



資料1-3 別表 大和郡山市災害対策本部所掌事務(大和郡山市災害対策本部規程第3条関係)

| 班名 (班長) | 所属課 | 所掌事務 |
|-------------------|------------------------------|--|
| 総務部(指揮者:総務部長) | | |
| 防災統轄班 (市民安全課長) | 市民安全課 | 1 本部事務局に関する事 |
| | | 2 本部長の指示及び命令の伝達に関する事 |
| | | 3 動員の指示及び伝達に関する事 |
| | | 4 防災関係機関並びに各部局との連絡調整に関する事 |
| | | 5 地震並びに気象情報の収集及び報告に関する事 |
| | | 6 県災害対策本部との連絡及び報告に関する事 |
| | | 7 消防団員の非常招集に関する事 |
| | | 8 消防団及び各関係機関との連絡調整に関する事 |
| | | 9 水防団体の動員要領に関する事 |
| | | 10 被害状況のとりまとめに関する事 |
| | | 11 防災行政無線の運用に関する事 |
| | | 12 自衛隊、警察、消防の緊急援助隊並びに他の公共団体職員等、応援要請に関する事 |
| | | 13 管内の避難の勧告指示及び避難者の収容、避難者の管理運営に関する事 |
| | | 14 激甚災害の指定促進に関する事 |
| | | 15 その他各部に属さない事 |
| 企画広報班 (企画政策課長) | 企画政策課 | 1 防災関係機関との連絡調整に関する事 |
| | | 2 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関する事 |
| | | 3 各機関からの支接受入れに関する事 |
| | | 4 海外からの支接受入れに関する事 |
| | | 5 災害時の広報に関する事 |
| | | 6 災害情報及び災害応急対策の広報に関する事 |
| | | 7 災害記録写真の作成及び保存に関する事 |
| | | 8 ボランティアの受入れ及び活動支援に関する事 |
| | | 9 被災者生活支援金の支給に関する事 |
| | | 10 関係民間団体の活用及び連絡調整に関する事 |
| 秘書班 (秘書人事課長) | 秘書人事課 | 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 |
| | | 2 防災功労者の表彰に関する事 |
| | | 3 災害視察者及び見舞者の応援に関する事 |
| | | 4 関係部局との連絡調整に関する事 |
| 人事班 (秘書人事課長) | 秘書人事課 | 1 職員の動員及び配置状況のとりまとめに関する事 |
| | | 2 職員の人員調整に関する事 |
| | | 3 職員及び派遣職員の宿舎、給与及び給食に関する事 |
| | | 4 他の地方公共団体の職員の応援要請に関する事 |
| 総務班 (総務課長) | 総務課 各支所 選挙管理委員会事務局 | 1 庁舎及び所管財産の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 |
| | | 2 庁内電話回線の保守管理に関する事 |
| | | 3 臨時有線電話の応急架設に関する事 |
| | | 4 防災行政無線の運用(各支所)に関する事 |
| | | 5 車両の配車及び借り上げに関する事 |
| | | 6 公用負担命令及び同補償に関する事 |
| | | 7 所管施設の応急復旧に関する事 |
| | | 8 部内各班との連絡調整に関する事 |
| | | 9 部所管の被害状況のとりまとめに関する事 |
| | | 10 避難者の収容並びに避難所の運営管理に関する事 |
| | | 11 災害情報の伝達(各支所)に関する事 |
| 財政班 (財政課長) | 財政課 | 1 災害予算並びに災害時の資金運用に関する事 |
| | | 2 災害に伴う財政計画の編成及び財政に関する政府機関との連絡調整に関する事 |
| 調査班 (税務課長) | 税務課 | 1 被災者及び家屋の被害調査に関する事 |
| | | 2 り災証明書(火災以外)の発行に関する事 |
| | | 3 り災による市税の減免に関する事 |
| 会計班 (会計室長) | 会計室 | 1 金銭の出納及び保管に関する事 |
| | | 2 非常用備品及び消耗品の調達に関する事 |
| 予備班 (議会事務局長) | 議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 | 1 避難所の管理運営補助、避難所への対応に関する事 |
| | | 2 ボランティアの受入れ及び活動支援に関する事 |
| | | 3 防災・復旧活動の応援に関する事 |

| 班名 (班長) | 所属課 | 所掌事務 |
|--------------------------|--|--|
| 市民生活部 (指揮者：市民生活部長) | | |
| 食料班 (市民課長) | 市民課 保険年金課 | 1 応急食料の調達及び支給に関する事 |
| | | 2 応急食料の炊き出し配分に関する事 |
| | | 3 給食計画の作成に関する事 |
| | | 4 遺体の捜索、収容に関する事 |
| | | 5 本部事務局との連絡及び報告に関する事 |
| | | 6 部内各班との連絡調整に関する事 |
| 避難所班 (人権施策推進課長) | 人権施策推進課 各ふれあいセンター 小泉町出屋敷コミュニティセンター | 1 避難所の開設及び管理運営、避難者への対応に関する事 |
| | | 2 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与に関する事 |
| | | 3 所管施設に係る被害状況の調査及び応急復旧に関する事 |
| 福祉健康づくり部 (指揮者：福祉健康づくり部長) | | |
| 介護福祉班 (介護福祉課長) | 介護福祉課 地域包括支援センター | 1 所管施設に係る被害状況の調査に関する事 |
| | | 2 (仮称)災害ボランティアセンターの設置及び市社会福祉協議会との連絡調整に関する事 |
| | | 3 被災した要援護者への支援活動に関する事 |
| | | 4 福祉避難所の開設及び管理運営に関する事 |
| | | 5 所管施設の応急復旧に関する事 |
| | | 6 厚生福祉班への協力に関する事 |
| | | 7 施設入所者及び利用者の安全確保措置に関する事 |
| | | 8 本部事務局との連絡及び報告に関する事 |
| | | 9 部内各班との連絡調整に関する事 |
| | | 10 部所管の被害状況のとりまとめに関する事 |
| 厚生福祉班 (厚生福祉課長) | 厚生福祉課 | 1 民生・児童委員との連絡調整に関する事 |
| | | 2 被災した要援護者への支援活動に関する事 |
| | | 3 福祉避難所の開設及び管理運営に関する事 |
| | | 4 災害救助法の適用及び実施に関する事 |
| | | 5 救援物資、義援物資の受領及び配分に関する事 |
| | | 6 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事 |
| | | 7 義援金の分配に関する事 |
| | | 8 応急仮設住宅の入居者及び住宅応急修理者の選考に関する事 |
| こども福祉班 (こども福祉課長) | こども福祉課 各児童館 各保育園 | 1 所管施設に係る被害状況の調査に関する事 |
| | | 2 被災した要援護者への支援活動に関する事 |
| | | 3 園児の避難に関する事 |
| | | 4 応急保育に関する事 |
| | | 5 所管施設の応急復旧に関する事 |
| | | 6 生活福祉資金等の斡旋に関する事 |
| | | 7 厚生福祉班への協力に関する事 |
| 医療班 (保健センター所長) | 保健センター | 1 傷病者の応急手当及び助産に関する事 |
| | | 2 救護所の設置運営に関する事 |
| | | 3 感染症の発生及び蔓延防止に関する事 |
| | | 4 防疫班の編成に関する事 |
| | | 5 医療機関との連絡調整に関する事 |
| | | 6 所管施設に係る被害状況の調査に関する事 |
| | | 7 所管施設の応急復旧に関する事 |
| | | 8 被災した要援護者への支援活動に関する事 |
| | | 9 メンタルケアに関する事 |

| 班名 (班長) | 所属課 | 所掌事務 |
|--------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 産業環境部 (指揮者：産業振興部長) | | |
| 農業水産班 (農業水産課長) | 農業水産課 | 1 被災農地、山林及びため池等の復旧に関する事 |
| | | 2 耕地、農地、農業用施設及び農林水産物の被害状況の調査に関する事 |
| | | 3 本部事務局との連絡及び報告に関する事 |
| | | 4 部内各班との連絡調整に関する事 |
| | | 5 部所管の被害状況のとりまとめに関する事 |
| | | 6 水防活動に関する事 |
| | | 7 状況の巡視に関する事 |
| | | 8 ため池の巡視に関する事 |
| 地域振興班 (地域振興課長) | 地域振興課 スポーツ推進課 | 1 被災中小企業者に対する融資に関する事 |
| | | 2 り災住宅復旧資材購入、斡旋、配給に関する事 |
| | | 3 商工業等の被害状況の調査に関する事 |
| | | 4 所管施設に係る被害状況の調査に関する事 |
| | | 5 所管施設の応急復旧に関する事 |
| 清掃班 (環境政策課長) | 環境政策課 クリーンセンター | 1 廃棄物処理に関する事 |
| | | 2 清掃及びし尿処理に関する事 |
| | | 3 遺体の火葬に関する事 |
| | | 4 所管施設に係る被害状況の調査に関する事 |
| | | 5 所管施設の応急復旧に関する事 |
| | | 6 り災による身元不明の死者の収容に関する事 |
| 建設部 (指揮者：都市建設部長) | | |
| 建設管理班 (建設課長) | 建設課 | 1 水防活動に関する事 |
| | | 2 状況の巡視に関する事 |
| | | 3 部所管の被害状況のとりまとめに関する事 |
| | | 4 本部事務局との連絡及び報告に関する事 |
| | | 5 部内各班との連絡調整に関する事 |
| 建設一班 (管理課長) | 管理課 入札検査課 | 1 道路、河川、橋梁等土木施設の被害状況の調査及びとりまとめに関する事 |
| | | 2 道路、河川、橋梁等土木施設の応急復旧に関する事 |
| | | 3 障害物の撤去に関する事 |
| | | 4 緊急輸送道路の確保に関する事 |
| | | 5 水防活動に関する事 |
| | | 6 状況の巡視に関する事 |
| | | 7 土砂災害危険箇所の点検に関する事 |
| | | 8 交通規制に関する事 |
| | | 9 応急仮設住宅の建築に関する事 |
| | | 10 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事 |
| | | 11 市有施設の応急修理に関する事 |
| | | 12 被災建築物の応急危険度判定に関する事 |
| | | 13 住宅金融公庫等災害融資相談窓口の開設に関する事 |
| 建設二班 (住宅課長) | 住宅課 | 1 公営住宅の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 |
| | | 2 水防活動に関する事 |
| | | 3 状況の巡視に関する事 |
| 資材輸送班 (都市計画課長) | 都市計画課 | 1 防災資機材の輸送に関する事 |
| | | 2 水防活動に関する事 |
| | | 3 所管施設に係る被害状況の調査及び応急復旧に関する事 |
| | | 4 本部事務局との連絡及び報告に関する事 |
| | | 5 部内各班との連絡調整に関する事 |
| | | 6 部所管の被害状況のとりまとめに関する事 |
| | | 7 状況の巡視に関する事 |
| | | 8 被災宅地の応急危険度判定に関する事 |

| 班名 (班長) | 所属課 | 所掌事務 |
|-------------------|--|--------------------------------|
| 水道部 (指揮者：上下水道部長) | | |
| 下水道班 (下水道推進課長) | 下水道推進課 | 1 下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 |
| | | 2 状況の巡視に関する事 |
| | | 3 水防活動に関する事 |
| 業務班 (業務課長) | 業務課 | 1 水道施設の被害状況の調査に関する事 |
| | | 2 部の経理及び給与に関する事 |
| | | 3 本部事務局との連絡及び報告に関する事 |
| | | 4 部内各班との連絡調整に関する事 |
| | | 5 部所管の被害状況のとりまとめに関する事 |
| 給水施設班 (工務課長) | 工務課 | 1 飲料水の供給に関する事 |
| | | 2 非常給水に関する事 |
| | | 3 水道施設の応急復旧に関する事 |
| 教育部 (指揮者：教育部長) | | |
| 教育総務班 (教育総務課長) | 教育総務課 各小学校 各中学校 各幼稚園 学校給食事務所 | 1 学校教育施設その他の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 |
| | | 2 学校給食調理員の動員に関する事 |
| | | 3 学校施設等の避難所開設及び管理運営の協力に関する事 |
| | | 4 学校保健衛生に関する事 |
| | | 5 本部事務局との連絡及び報告に関する事 |
| | | 6 部内各班との連絡調整に関する事 |
| | | 7 部所管の被害状況のとりまとめに関する事 |
| 学校教育班 (学校教育課長) | 学校教育課 | 1 児童、生徒の避難に関する事 |
| | | 2 被災学校の授業の応急措置に関する事 |
| | | 3 学用品の配布に関する事 |
| 社会教育班 (生涯学習課長) | 生涯学習課 図書館 | 1 所管施設に係る被害状況の調査に関する事 |
| | | 2 所管施設の応急復旧に関する事 |
| | | 3 児童・生徒の避難に関する事 |
| | | 4 文化財の被害状況調査と県教育委員会への報告に関する事 |
| | | 5 関係民間団体の活用及び連絡調整に関する事 |
| 公民館班 (中央公民館長) | 中央公民館 南部公民館 各地区公民館 | 1 公民館施設の避難所開設及び管理運営に関する事 |
| | | 2 避難者の収容及び世話に関する事 |
| | | 3 所管施設に係る被害状況の調査及び応急復旧に関する事 |

資料1-4 大和郡山市災害時 動員区分表

(風水害その他一般災害)

| 動員区分 | 動員基準 | 動員内容 | 体制 |
|------|--|---|----------|
| 警戒配備 | 1号警戒配備 1. 大雨又は洪水警報が発表され、被害が発生するおそれがあり、警戒を必要とする時 | 1. 災害対策関係部課の職員をもって、災害応急活動、及び情報収集連絡活動が円滑に実施できる体制とする。 2. 事態の状況に応じて速やかに高次の動員に移行できる体制とする。 | 災害警戒体制 |
| | 2号警戒配備 1. 大雨又は洪水警報が発表され、水害、土砂災害等の危険性が高まった時 2. 水防警報第2段階が発令された時 3. 住民の自主避難が始まることが見込まれる時 | | |
| 1号動員 | 1. 大雨又は洪水警報が発表され、局地的に災害が発生した時、又は発生することが予測される時 2. 台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある時 3. その他の状況により市長が必要と認めた時 | 1. 市各部課がそれぞれ分掌する事務分野に応じて、突発的災害に対して小規模な応急処置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2. 事態の状況に応じて速やかに2号動員に移行できる体制とする。 | 災害対策本部体制 |
| 2号動員 | 1. 相当規模の災害が発生した時、又は発生することが予測される時 2. その他の状況により市長が必要と認めた時 | 1. 幾つかの地域について援助・救護活動を行い、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動、及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 2. 事態の状況に応じて速やかに3号動員に移行できる体制とする。 | |
| 3号動員 | 1. 大規模災害が発生した時、又は発生することが予測される時 2. その他の状況により市長が必要と認めた時 | 1. 大規模の災害が発生した場合は、各部、各班の全員をもって直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。 | |

(地震災害)

| 動員区分 | 動員基準 | 動員内容 | 体制 |
|------|--|---|----------|
| 警戒配備 | 1. 市域で震度4の地震が発生した時 2. 東海地震警戒宣言発令の報を受けた時 3. その他の状況により市長が必要と認めた時 | 1. 災害対策関係部課の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動が円滑に実施できる体制とする。 2. 事態の状況に応じて速やかに高次の体制に移行できる体制とする。 | 地震災害警戒体制 |
| 2号動員 | 1. 市域で震度5弱、5強の地震が発生した時 2. その他の状況により市長が必要と認めた時 | 1. 数地域について、援助、救護活動を行い、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 2. 事態の状況に応じて速やかに3号動員に移行できる体制とする。 | 災害対策本部体制 |
| 3号動員 | 1. 市域で震度6弱以上の地震が発生した時 2. その他の状況により市長が必要と認めた時 | 1. 市の全力をあげて防災活動を実施する体制とする。 | |

資料1-5 大和郡山市災害対策本部体制及び災害警戒体制の標準動員表

| 災害対策本部体制時の部名 | 災害対策本部体制時の班名 | 所属課 | 地震災害警戒体制 | 災害警戒体制 | | 災害対策本部体制 | | |
|--------------|-------------------|---------------------------------------|---|------------------------|---|----------|----------------|----------------------------|
| | | | | 1号警戒配備 | 2号警戒配備 | 1号動員 | 2号動員 | 3号動員 |
| 総務部 | 防災統轄班 | 市民安全課 | 4 (全員) | 4 (全員) | 4 (全員) | 全員 | 全員 | 係長級以上の職員 1号動員に加え、市内在住職員 |
| | 企画広報班 | 企画政策課 | 1 (企画政策課長) | | 1 (企画政策課長) | 係長級以上の職員 | 1号動員に加え、市内在住職員 | |
| | 秘書班・人事班 | 秘書人事課 | 3 (秘書人事課長、係長2) 2 (秘書室長、係長) | | 3 (秘書人事課長、係長2) 2 (秘書室長、係長) | | | |
| | 予備班 | 議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 | | | | | | |
| | 総務班 | 総務課 | 1 (総務課長) ※2 (文化体育振興公社事務局長1、総合公園施設長1) | | 1 (総務課長) ※2 (文化体育振興公社事務局長1、総合公園施設長1) | 係長級以上の職員 | 1号動員に加え、市内在住職員 | |
| | | 選挙管理委員会事務局 | | | | | | |
| | | 各支所 | ※5 (各支所長) | | ※5 (各支所長) | | | |
| 財政班 | 財政課 | | | | | | | |
| 調査班 | 税務課 | | | | | | | |
| 会計班 | 会計室 | | | | | | | |
| 市民生活部 | 食料班 | 市民課 保険年金課 | 1 (市民課長) 1 (保険年金課長) | | 1 (市民課長) 1 (保険年金課長) | 係長級以上の職員 | 1号動員に加え、市内在住職員 | |
| | 避難所班 | 人権施策推進課 各ふれあいセンター、小泉町出屋敷コミュニティセンター | 1 (人権施策推進課長) | | 1 (人権施策推進課長) | | | |
| 福祉健康づくり部 | 介護福祉班 | 介護福祉課 | 1 (介護福祉課長) ※4 (市社会福祉協議会事務局長1、市社会福祉協議会総務課長1、市社会福祉協議会事業課長、市社会福祉協議会福祉課長1) | | 1 (介護福祉課長) ※4 (市社会福祉協議会事務局長1、市社会福祉協議会総務課長1、市社会福祉協議会事業課長、市社会福祉協議会福祉課長1) | 係長級以上の職員 | 1号動員に加え、市内在住職員 | |
| | | 地域包括支援センター | | | | | | |
| | 厚生福祉班 | 厚生福祉課 | 1 (厚生福祉課長) | | 1 (厚生福祉課長) | | | |
| | こども福祉班 | こども福祉課 | 1 (こども福祉課長) | | 1 (こども福祉課長) | | | |
| | | 各児童館 各保育園 | | | | | | |
| 医療班 | 保健センター | 1 (保健センター所長) | | 1 (保健センター所長) | | | | |
| 産業振興部 | 農業水産班 | 農業水産課 | 1 (農業水産課長) | 必要に応じ水防計画の体制に準ずる | 必要に応じ水防計画の体制に準ずる | 全員 | 全員 | |
| | 地域振興班 | 地域振興課 | 1 (地域振興課長) ※1 (市民交流館) | | 1 (地域振興課長) ※1 (市民交流館) | 係長級以上の職員 | 1号動員に加え、市内在住職員 | |
| | | スポーツ推進課 | | | | | | |
| 清掃班 | 環境政策課 クリーンセンター | 1 (環境政策課長) | | 1 (環境政策課長) | | | | |
| 都市建設部 | 建設管理班 | 建設課 | 1 (建設課長) | | | 全員 | 全員 | |
| | 建設一班 | 管理課 | 1 (管理課長) | 必要に応じ水防計画の体制に準ずる | 必要に応じ水防計画の体制に準ずる | | | |
| | | 入札検査課 | 1 (入札検査課長) | | | | | |
| | 建設二班 | 住宅課 | 1 (住宅課長) | | | | | |
| 資材輸送班 | 都市計画課 | 1 (都市計画課長) ※1 (額田部運動公園事務所) | 必要に応じ水防計画の体制に準ずる | 必要に応じ水防計画の体制に準ずる | | | | |
| 上下水道部 | 下水道班 | 下水道推進課 | 1 (下水道推進課長) | | 1 (下水道推進課長) | 係長級以上の職員 | 1号動員に加え、市内在住職員 | |
| | 業務班 | 業務課 | 1 (業務課長) | | 1 (業務課長) | | | |
| | 給水施設班 | 工務課 | 1 (工務課長) | | 1 (工務課長) | | | |
| 教育部 | 教育総務班 | 教育総務課 | 1 (教育総務課長) | | 1 (教育総務課長) | 係長級以上の職員 | 1号動員に加え、市内在住職員 | |
| | | 各小学校 | ※11 (各小学校) | | ※11 (各小学校) | | | |
| | | 各中学校 | ※5 (各中学校) | | ※5 (各中学校) | | | |
| | | 各幼稚園 学校給食事務所 | | | | | | |
| | 学校教育班 | 学校教育課 | 1 (学校教育課長) | | 1 (学校教育課長) | | | |
| | 社会教育班 | 生涯学習課 図書館 | 1 (生涯学習課長) | | 1 (生涯学習課長) | | | |
| 公民館班 | 中央公民館・南部公民館 | ※1 (中央公民館長)、1 (南部公民館長) | | ※1 (中央公民館長)、1 (南部公民館長) | | | | |

※避難所の開設準備のため待機する人員数を示す
注) 地震時には震度5弱・5強で2号動員、震度6弱以上で3号動員であり、2号動員はない

班員の動員状況報告書

| | | | | |
|-------------------|----|--------|------|-------------|
| 年月日 | | 班名 | | 班長氏名 |
| 班員総数 | | 参集免除者数 | | 参集者数 |
| 参 集 者 名 簿 (No. 1) | | | | |
| NO. | 氏名 | 参集時刻 | 退出時刻 | 備考（所属課・班名）※ |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※緊急対策部の場合は、所属課と班名を記載

資料2-1 危険物施設一覧表

■危険物施設集計表

| 区分 | 施設数 |
|----------|-----|
| 製造所 | 8 |
| 屋内タンク貯蔵所 | 3 |
| 屋外タンク貯蔵所 | 42 |
| 地下タンク貯蔵所 | 77 |
| 移動タンク貯蔵所 | 11 |
| 屋内貯蔵所 | 67 |
| 屋外貯蔵所 | 8 |
| 給油取扱所 | 40 |
| 販売取扱所 | 2 |
| 一般取扱所 | 33 |

■危険物施設一覧表（製造所）

（平成25年8月15日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|------------|------------|--------------|---------|-------------|------------|--------|--------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量(ℓ) | 倍数 |
| 1 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第1石油類非 | 1,400 | 7.140 |
| | | | | | 第2石油類水 | 20 | |
| | | | | | 第3石油類水 | 20 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 220 | |
| | | | | 5 | 第2種自己反応性物質 | 1kg | |
| 第2種自己反応性物質 | 1kg | | | | | | |
| 2 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第1石油類非 | 1,350 | 6.800 |
| 3 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第3石油類水 | 35 | 75.650 |
| | | | | | 第1石油類非 | 1,000 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 22,500 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 90,500 | |
| 4 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 動植物油類 | 29,000 | |
| 4 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | アルコール類 | 2,320 | 9.900 |
| | | | | | 第2石油類非 | 1,800 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 3,000 | |
| 5 | 第2種自己反応性物質 | 80kg | | | | | |
| 5 | 三精塗料工業(株) | 額田部北町 1261-5 | 56-8611 | 4 | 第1石油類非 | 700 | 9.900 |
| | | | | | 第2石油類非 | 6,400 | |
| 6 | 三精塗料工業(株) | 額田部北町 1261-5 | 56-8611 | 4 | 第1石油類非 | 4,900 | 49.500 |
| | | | | | アルコール類 | 600 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 13,400 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 200 | |
| | | | | 5 | 第1種自己反応性物質 | 100kg | |
| 7 | マロン(株) | 小泉町 1119-1 | 53-1222 | 4 | 第1石油類水 | 1000 | 85.750 |
| | | | | | 第1石油類非 | 1,000 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 3,000 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 500 | |
| 8 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第1石油類非 | 1,920 | 9.6 |

■危険物施設一覧表（屋内タンク貯蔵所）

（平成25年8月15日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|---------------|------------|---------|-------------|--------|----------|-------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量(ℓ) | 倍数 |
| 1 | 西田中共同浴場 | 西田中町 302 | 53-1171 | 4 | 第3石油類非 | 3,600.00 | 1.800 |
| 2 | 東邦工機(株) | 小泉町 2500 | 55-0310 | 4 | 第2石油類非 | 5,500.00 | 5.500 |
| 3 | 奈良県水道局水管理センター | 満願寺町 444-3 | 54-5985 | 4 | 第3石油類非 | 7,50000 | 3.75 |

■危険物施設一覧表（ 屋外タンク貯蔵所 ） （平成 25 年 8 月 15 日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|----------------------|------------|---------|-------------|----------|---------|--------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 1 | (独)国立病院機構やまと精神医療センター | 小泉町 2815 | 52-3081 | 4 | 第 3 石油類非 | 20,000 | 10.000 |
| 2 | 味覚糖(株)奈良工場 | 今国府町 137-5 | 56-2151 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 9.500 |
| 3 | (株)ガイアート・K奈良合材工場 | 今国府町 6-9 | 56-4041 | 4 | 第 2 石油類非 | 30,000 | 30.000 |
| 4 | ニチアス(株)郡山工場 | 今国府町 588-5 | 56-1026 | 4 | 第 2 石油類非 | 25,000 | 25.000 |
| 5 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 9.500 |
| 6 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 100,000 | 50.000 |
| 7 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 動植物油類 | 100,000 | 10.000 |
| 8 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 動植物油類 | 100,000 | 10.000 |
| 9 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 動植物油類 | 100,000 | 10.000 |
| 10 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 50,000 | 25.000 |
| 11 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 50,000 | 25.000 |
| 12 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 2 石油類非 | 50,000 | 50.000 |
| 13 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 50,000 | 25.000 |
| 14 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 2 石油類非 | 50,000 | 50.000 |
| 15 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 50,000 | 25.000 |
| 16 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 50,000 | 25.000 |
| 17 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 9.500 |
| 18 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 9.500 |
| 19 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 19.000 |
| 20 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 9.500 |
| 21 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 2 石油類非 | 19,000 | 19.000 |
| 22 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 19.000 |
| 23 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 9.500 |
| 24 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 2 石油類非 | 19,000 | 19.000 |
| 25 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | アルコール類 | 9,500 | 23.750 |
| 26 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 17,400 | 8.700 |
| 27 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 9.500 |
| 28 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 9,500 | 4.750 |
| 29 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 9,500 | 4.750 |
| 30 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 9.500 |
| 31 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 50,000 | 25.000 |
| 32 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 動植物油類 | 50,000 | 50.000 |
| 33 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 9.500 |
| 34 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 動植物油類 | 19,000 | 1.900 |
| 35 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 19,000 | 9.500 |
| 36 | 東邦工機(株) | 小泉町 2500 | 55-0310 | 4 | 第 3 石油類非 | 35,000 | 17.500 |
| 37 | 味覚糖(株)奈良工場 | 今国府町 137-5 | 56-2151 | 4 | 動植物油類 | 21,500 | 2.150 |
| 38 | マロン(株)奈良工場 | 小泉町 1119-1 | 53-1222 | 4 | 第 3 石油類非 | 30,000 | 15.000 |
| 39 | 白井鉄工所 | 椎木町 311 | 56-0671 | 4 | 第 3 石油類非 | 9,600 | 4.800 |
| 40 | 奈良県農漁協同組合電算部 | 発志院町 171-1 | 56-5412 | 4 | 第 3 石油類非 | 9,500 | 4.750 |
| 41 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 8,350 | 4.170 |
| 42 | 東邦工機(株) | 小泉町 2500 | 55-0310 | 4 | 第 3 石油類非 | 50,000 | 25.000 |

■危険物施設一覧表（ 地下タンク貯蔵所 ）

（平成 25 年 8 月 15 日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|--------------------------|--------------|---------|-------------|----------|-----------|---------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 1 | 市立老人福祉センター | 植槻町 3-17 | 53-0122 | 4 | 第 3 石油非 | 5,000.00 | 2.500 |
| 2 | (株)ツカサ | 額田部北町 1142-4 | 56-8991 | 4 | 第 1 石油類水 | 5,200.00 | 52.000 |
| | | | | | 第 1 石油類非 | 5,200.00 | |
| | | | | | アルコール類 | 5,200.00 | |
| 3 | 大和郡山市清浄会館 | 九条町 1051 | 52-2892 | 4 | 第 2 石油類非 | 3,000.00 | 3.000 |
| 4 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第 2 石油類非 | 25,000.00 | 25.000 |
| 5 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第 2 石油類非 | 25,000.00 | 25.000 |
| 6 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第 2 石油類非 | 25,000.00 | 25.000 |
| 7 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第 3 石油類 | 20,000.00 | 10.000 |
| 8 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第 3 石油類非 | 20,000.00 | 10.000 |
| 9 | 大和郡山市役所 | 北郡山町 248-4 | 53-1151 | 4 | 第 2 石油類非 | 10,000.00 | 10.000 |
| 10 | 新大和石油株式会社 | 池沢町 237-1 | 59-5075 | 4 | 第 2 石油類非 | 50,000.00 | 50.000 |
| 11 | 新大和石油株式会社 | 池沢町 237-1 | 59-5075 | 4 | 第 3 石油類非 | 50,000.00 | 25.000 |
| 12 | 新大和石油株式会社 | 池沢町 237-1 | 59-5075 | 4 | 第 2 石油類非 | 30,000.00 | 40.000 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 20,000.00 | |
| 13 | 大和郡山市清掃センター | 九条町 80 | 53-3463 | 4 | 第 2 石油類非 | 20,000.00 | 20.000 |
| 14 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | アルコール類 | 10,000.00 | 25.000 |
| 15 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第 1 石油類非 | 10,000.00 | 50.000 |
| 16 | (株)オークワ奈良食品工場 | 池沢町 224 | 59-0210 | 4 | 第 3 石油類非 | 20,000.00 | 10.000 |
| 17 | プレステ十番館 | 箕山町 486-1 | 53-5491 | 4 | 第 2 石油類非 | 5,000.00 | 5.000 |
| 18 | 大和郡山市保健センター (さんて郡山) | 本庄町 317-2 | 58-3333 | 4 | 第 2 石油類非 | 3,000.00 | 3.000 |
| 19 | 辻井染織(株) | 高田町 71 | 52-2227 | 4 | 第 3 石油類非 | 20,000.00 | 10.000 |
| 20 | (独) 国立高等専門学校機構奈良工業高等専門学校 | 矢田町 22 | 55-6000 | 4 | 第 3 石油類非 | 9,200.00 | 4.600 |
| 21 | 西日本電信電話(株) | 南郡山町 554-1 | 53-4826 | 4 | 第 2 石油類非 | 3,500.00 | 3.500 |
| 22 | 西日本電信電話(株)大和郡山営業所昭和別館 | 池沢町 493 | 56-1111 | 4 | 第 2 石油類非 | 3,500.00 | 3.500 |
| 23 | 大和郡山市防災センター | 本庄町 300 | 59-1191 | 4 | 第 2 石油類非 | 1,900.00 | 1.900 |
| 24 | プレステ七番館 | 材木町 4 | | 4 | 第 2 石油類非 | 10,000.00 | 10.000 |
| 25 | ケアハウストマトホーム | 九条町 307-1 | 52-8818 | 4 | 第 2 石油類非 | 10,000.00 | 10.000 |
| 26 | プレステ 5 番館 | 南郡山町 338-1 | | 4 | 第 2 石油類非 | 10,000.00 | 10.000 |
| 27 | プレステ 6 番館 | 九条町 196-1 | | 4 | 第 2 石油類非 | 5,000.00 | 5.000 |
| 28 | 奈良県立盲学校 | 丹後之庄町 222-1 | 56-3171 | 4 | 第 3 石油類非 | 5,090.00 | 2.540 |
| 29 | プレステ参番館 | 九条町 231-1 | | 4 | 第 2 石油類非 | 10,000.00 | 10.000 |
| 30 | JAならけん | 外川町 166-1 | 52-5051 | 4 | 第 2 石油類非 | 30,000.00 | 30.000 |
| 31 | 軽費老人ホーム寧楽の郷 | 新町 991 | 53-0035 | 4 | 第 3 石油類非 | 10,000.00 | 5.000 |
| 32 | 大和郡山市環境衛生部衛生センター | 本庄町 316 | 52-4279 | 4 | 第 3 石油類非 | 3,000.00 | 1.500 |
| 33 | 岩崎工業(株)奈良工場 | 額田部北町 1216-5 | 56-1311 | 4 | 第 2 石油類非 | 10,000.00 | 10.000 |
| 34 | 特別養護老人ホーム瑞祥苑 | 矢田町 4739-4 | 54-6180 | 4 | 第 2 石油類非 | 1,900.00 | 1.900 |
| 35 | 奈良県農業協同組合郡山ライスセンター | 大江町 83-1 | | 4 | 第 2 石油類非 | 10,000.00 | 10.000 |
| 36 | (株)森精機製作所奈良第 2 工場 | 北郡山町 106 | 53-1125 | 4 | 第 3 石油類非 | 20,000.00 | 10.000 |
| 37 | 奈良県立盲学校 | 丹後庄町 222-1 | 56-3171 | 4 | 第 2 石油類非 | 1500.00 | 1.500 |
| 38 | (有)三木食品工業 | 馬司町 793-1 | 59-0246 | 4 | 第 3 石油類非 | 15000.00 | 7.500 |
| 39 | 西濃運輸(株)奈良支店 | 白土町 65-1 | 56-8822 | 4 | 第 2 石油類非 | 1900.00 | 1.900 |
| 40 | 大和郡山市九条公園・九条スポーツセンター | 九条町 100 | 52-1245 | 4 | 第 3 石油類非 | 6,000.00 | 3.000 |
| 41 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第 2 石油類非 | 50,000.00 | 50.000 |
| 42 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第 3 石油類非 | 40,000.00 | 20.000 |
| 43 | (独) 国立病院機構やまと精神医療センター | 小泉町 2815 | 52-3081 | 4 | 第 2 石油類非 | 4000.00 | 4.000 |
| 44 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第 1 石油類水 | 10,000.00 | 100.000 |
| | | | | | 第 1 石油類非 | 10,000.00 | |
| 45 | 大和郡山市公共下水道郡山ポンプ場 | 天井町 303 | 56-1815 | 4 | 第 3 石油類非 | 15,000.00 | 7.500 |
| 46 | 里山の駅「風とんぼ」 | 矢田町 574 | 53-7290 | 4 | 第 3 石油類非 | 5000.00 | 2.500 |
| 47 | ホテルアトリエスルマーレ | 小泉町 1279-1 | 52-3111 | 4 | 第 3 石油類非 | 5000.00 | 2.500 |
| 48 | ホテルウィング | 小泉町 1279-1 | 56-0546 | 4 | 第 3 石油類 | 8000.00 | 4.000 |
| 49 | ホテルサリリゾート | 白土町 215-1 | 56-4788 | 4 | 第 3 石油類 | 3000.00 | 1.500 |
| 50 | ビジネスホテル大御門 | 美濃庄町 23 | 53-7501 | 4 | 第 3 石油類非 | 3,000 | 1.500 |
| 51 | (株)森精機製作所研修場 | 北郡山町 40 | 53-4813 | 4 | 第 3 石油類非 | 3000.00 | 1.500 |
| 52 | ニッシンスイミングスクール | 上三橋町 7-1 | 55-1018 | 4 | 第 2 石油類非 | 10000.00 | 10.000 |

■危険物施設一覧表（ 地下タンク貯蔵所 ） （平成 25 年 8 月 15 日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|------------------------|--------------|---------|-------------|----------|-----------|--------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 53 | マロン(株)奈良工場 | 小泉町 1119-1 | 53-1222 | 4 | 第 1 石油類水 | 7500.00 | 66.250 |
| | | | | | 第 1 石油類非 | 7500.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 10000.00 | |
| 54 | マロン(株)奈良工場 | 小泉町 1119-1 | 53-1222 | 4 | 第 1 石油類非 | 5000.00 | 25.00 |
| 55 | マロン(株)奈良工場 | 小泉町 1119-1 | 53-1222 | 4 | 第 3 石油類非 | 30000.00 | 15.00 |
| 56 | マロン(株)奈良工場 | 小泉町 1119-1 | 53-1222 | 4 | 第 1 石油類非 | 20000.00 | 10.00 |
| 57 | マロン(株)奈良工場 | 小泉町 1119-1 | 53-1222 | 4 | 第 4 石油類 | 30000.00 | 5.00 |
| 58 | マロン(株)奈良工場 | 小泉町 1119-1 | 53-1222 | 4 | 第 3 石油類非 | 25000.00 | 16.670 |
| | | | | | 第 4 石油類 | 25000.00 | |
| 59 | (株)森精機製作所 | 井戸野町 362 | 53-0111 | 4 | 第 3 石油類非 | 4,000.00 | 2.000 |
| 60 | (株)森精機製作所 | 井戸野町 362 | 53-0111 | 4 | 第 3 石油類非 | 3,000.00 | 1.500 |
| 61 | (株)森精機製作所奈良第 2 工場 | 北郡山町 106 | 53-1125 | 4 | 第 3 石油類非 | 9600.00 | 4.800 |
| 62 | (株)森精機製作所 | 北郡山町 106 | 53-1125 | 4 | 第 3 石油類非 | 10000.00 | 5.000 |
| 63 | 奈良県アスコン協同組合 | 額田部北町 1164-2 | | 4 | 第 2 石油類非 | 35000.00 | 42.50 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 15000.00 | |
| 64 | (株)栗原製作所 | 小泉町南河原 1255 | 53-2865 | 4 | 第 3 石油類非 | 10000.00 | 5.000 |
| 65 | (株)栗原製作所 | 小泉町南河原 1255 | 53-2865 | 4 | 第 3 石油類非 | 7000.00 | 3.500 |
| 66 | 三精塗料工業(株) | 額田部北町 1261-5 | 56-8611 | 4 | 第 3 石油類非 | 6000.00 | 3.000 |
| 67 | 三精塗料工業(株) | 額田部北町 1261-5 | 56-8611 | 4 | 第 1 石油類非 | 24000.00 | 144.00 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 24000.00 | |
| 68 | 三精塗料工業(株) | 額田部北町 1261-5 | 56-8611 | 4 | 第 2 石油類非 | 30000.00 | 3.000 |
| 69 | 大和郡山市総合公園施設 | 矢田山町 2 | 55-1011 | 4 | 第 3 石油類非 | 4000.00 | 2.000 |
| 70 | 奈良県中央卸売り市場 | 筒井町 957-1 | 56-7000 | 4 | 第 3 石油類非 | 5000.00 | 2.500 |
| 71 | 奈良県食肉流通センター・奈良県食品衛生検査所 | 丹後庄町 475-1 | 56-6780 | 4 | 第 3 石油類非 | 10000.00 | 5.000 |
| 72 | 奈良県農業協同組合片桐支店 | 池之内町 3-3 | 58-6211 | 4 | 第 2 石油類非 | 20000.00 | 20.000 |
| 73 | 奈良県農業協同組合片桐店 | 池之内町 3-3 | 58-6211 | 4 | 第 3 石油類非 | 20000.00 | 10.000 |
| 74 | 奈良日野自動車(株) | 井戸野町 345-1 | 53-1131 | 4 | 第 3 石油類非 | 5000.00 | 2.500 |
| 75 | (株)中西製作所奈良工場 | 今国府町 6-3 | 56-6200 | 4 | 第 3 石油類非 | 8000.00 | 4.000 |
| 76 | 山本病院 | 長安寺町 242 | 59-2000 | 4 | 第 3 石油類非 | 6000.00 | 3.000 |
| 77 | 釜屋化学工業(株) | 額田部南町 382-3 | 57-0451 | 4 | 第 3 石油類非 | 40,000.00 | 20.000 |

■危険物施設一覧表（ 移動タンク貯蔵所 ） （平成 25 年 8 月 15 日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|-----------|------------|---------|-------------|----------|--------|-----------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 1 | (有)大和環境 | 上三橋町 352-1 | 52-7108 | 4 | 第 1 石油類非 | 20,000 | 100.000 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | | |
| 2 | 新大和石油(株) | 池沢町 237-1 | 59-5075 | 4 | 第 2 石油類非 | 4,000 | 4.000 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | | |
| 3 | 新大和石油(株) | 池沢町 237-1 | 59-5075 | 4 | 第 2 石油類非 | 4,000 | 4.000 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | | |
| 4 | 新大和石油(株) | 池沢町 237-1 | 59-5075 | 4 | 第 2 石油類非 | 4,000 | 4.000 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | | |
| 5 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 12,000 | 6,000.000 |
| | | | | | 第 4 石油類 | | |
| 6 | 西川興業(株) | 八条町 511-1 | 56-4617 | 4 | 第 2 石油類非 | 4,000 | 4.000 |
| 7 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 12,000 | 6.000 |
| | | | | | 第 4 石油類 | | |
| 8 | 関西低温(株) | 発志院町 156 | 59-2255 | 4 | 第 1 石油類非 | 18,000 | 90.000 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | | |
| 9 | 新大和石油(株) | 池沢町 237-1 | 59-5075 | 4 | 第 2 石油類非 | 4,000 | 4.000 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | | |
| 10 | 関西低温協同(株) | 発志院町 226-2 | | 4 | 第 1 石油類非 | 20,000 | 100.000 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | | |
| 11 | 新大和石油(株) | 池沢町 237-1 | 59-5075 | 4 | 第 2 石油類非 | 4,000 | 4.000 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | | |

■危険物施設一覧表（ 屋内貯蔵所 ）

（平成 25 年 8 月 15 日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|-----------------------------|--------------|---------|-------------|--------|-----------|--------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 1 | クオリカプス(株) | 池沢町 325-1 | 56-0651 | 4 | 特殊引火物 | 50.00 | 8.400 |
| | | | | | 第1石油類非 | 200 | |
| | | | | | アルコール類 | 1,400 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 1,500.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 2,000 | |
| 2 | ニチアス(株)郡山工場 | 今国府町 588-5 | 56-1025 | 4 | 第1石油類非 | 500.00 | 4.75 |
| | | | | | 第2石油類非 | 1,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 1,500.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 3,000.00 | |
| 3 | 関西電力(株)奈良電力所倉庫・奈良労働組合奈良電力支部 | 横田町 558-1 | | 4 | 第3石油類非 | 15,000.00 | 7.50 |
| 4 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第1石油類非 | 160.00 | 2.95 |
| | | | | | 第2石油類非 | 440.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 340.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 9,260.00 | |
| 5 | (株)三商堂 | 横田町 1031-1 | 56-9030 | 4 | 第1石油類非 | 1,950.00 | 9.75 |
| 6 | タマノイ酢(株)本社工場 | 西町 100 | 56-1055 | 4 | アルコール類 | 3,950.00 | 9.875 |
| 7 | 日産部品京滋販売(株)奈良営業所 | 池沢町 90-6 | 59-2323 | 4 | 第1石油類非 | 400.00 | 9.50 |
| | | | | | 第1石油類水 | 1,750.00 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 1,050.00 | |
| | | | | | 第2石油類水 | 725.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 585.00 | |
| | | | | | 第3石油類水 | 1,620.00 | |
| 8 | 林純薬工業(株)奈良事業所 | 額田部北町 1276-2 | 59-6888 | 4 | 第1石油類水 | 7,600 | 49.950 |
| | | | | | 第1石油類非 | 4,190 | |
| | | | | | アルコール類 | 1,600 | |
| | | | | | 第2石油類水 | 10,000 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 500 | |
| | | | | | 第3石油類水 | 2,000 | |
| 9 | 林純薬工業(株)奈良事業所 | 額田部北町 1276-2 | 59-6888 | 4 | 特殊引火物 | 520.00 | 49.98 |
| | | | | | アルコール類 | 11,450 | |
| | | | | | 第2石油類水 | 11,340 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 3,450 | |
| | | | | | 第3石油類水 | 6,600 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 160 | |
| 10 | 林純薬工業(株) | 額田部北町 1276-2 | 59-6888 | 4 | 第1石油類水 | 1,000 | 49.975 |
| | | | | | 第1石油類非 | 5,200 | |
| | | | | | アルコール類 | 7,000 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 1,200 | |
| | | | | | 第3石油類水 | 10,900 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 100 | |
| 11 | シャープ(株)ビジネスソリューション事業本部 | 美濃庄町 492 | 53-5521 | 4 | 第1石油類非 | 10.00 | 15.40 |
| | | | | | 第1石油類水 | 2620.00 | |
| | | | | | アルコール類 | 860.00 | |
| 12 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 2 | 硫黄 | 497.5kg | 3.975 |
| 13 | 明興関包スチール(株)奈良工場 | 今国府町 603 | 56-0701 | 4 | 第2石油類非 | 4,800.00 | 4.80 |
| 14 | (株)森精機製作所 | 井戸野町 362-1 | 53-0111 | 4 | 第1石油類非 | 910.00 | 4.84 |
| | | | | | 第2石油類非 | 288.00 | |
| 15 | 近畿日本鉄道(株)平端駅 | 昭和町 52 | 56-0500 | 4 | 第1石油類非 | 80.00 | 1.66 |
| | | | | | 第2石油類非 | 1,200.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 100.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 60.00 | |
| 16 | 奈良日野自動車(株) | 井戸野町 345-1 | 53-1131 | 4 | 第1石油類非 | 300.00 | 3.50 |
| | | | | | 第2石油類非 | 1,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 2,000.00 | |

■危険物施設一覧表（ 屋内貯蔵所 ）

（平成 25 年 8 月 15 日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|---------|--------------------------------|------------|---------|-------------|----------|------------|---------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 17 | パナソニック(株) | 筒井町 800 | 56-1121 | 4 | 第 1 石油類非 | 540.00 | 4.9 |
| | | | | | アルコール類 | 882.00 | |
| 18 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第 1 石油類非 | 4,350.00 | 31.285 |
| | | | | | アルコール類 | 2,200.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 2,530.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 1,576.00 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 3,700.00 | |
| 動植物油 | 1,000.00 | | | | | | |
| 19 | TOTOプラテック(株)奈良工場 | 椎木町 299-3 | 56-0460 | 2 | 引火性固体 | 0.00 | 9.800 |
| 20 | ハウス食品(株)奈良工場 | 池沢町 337 | 56-0661 | 4 | 特殊引火物 | 20.00 | 3.120 |
| | | | | | 第 1 石油類非 | 200.00 | |
| | | | | | アルコール類 | 400.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 400.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 300.00 | |
| 第 4 石油類 | 1,000.00 | 3.120 | | | | | |
| 21 | キャピラーウエストジャパン(株) 南近畿本店奈良支店 | 今国府町 387 | 56-3181 | 4 | 第 4 石油類 | 12,000.00 | 2.000 |
| 22 | ゴウダエ業(株) | 椎木町 410 | 56-0187 | 4 | 第 1 石油類非 | 576.00 | 4.880 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 2,000.00 | 4.880 |
| 23 | 大阪三菱ふそう 自動車販売(株) | 横田町 1100 | 56-8712 | 4 | 第 1 石油類非 | 300.00 | 3.000 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 500.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 2,000.00 | |
| 24 | (株)パプコ近畿 | 杉町 250 | 59-5111 | 4 | 第 1 石油類非 | 360.00 | 4.986 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 3,186.00 | 4.986 |
| 25 | シャープ(株) ビジネスソリューション事業本部 | 美濃庄町 492 | 53-5521 | 6 | | 800.00kg | 2.670 |
| 26 | (株)丸島アグシステム奈良工場 | 丹後庄町 300 | 59-2121 | 4 | 第 1 石油類非 | 500.00 | 36.670 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 10,000.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 48,000.00 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 1,000.00 | |
| 27 | パナソニック(株) (ケイミー(株)奈良テクセンター) | 筒井町 800 | 56-2120 | 4 | 第 1 石油類水 | 64.00 | 4.662 |
| | | | | | 第 1 石油類非 | 825.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類水 | 36.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 74.00 | |
| アルコール類 | 114.00 | | | | | | |
| 28 | パナソニック(株) | 筒井町 800 | 52-1121 | | 第 1 石油類非 | 400.00 | 11.800 |
| | | | | | アルコール類 | 1,008.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 6,400.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 1,400.00 | |
| 第 4 石油類 | 900.00 | | | | | | |
| 29 | パナソニック(株) | 筒井町 800 | 56-1121 | 4 | 第 1 石油類非 | 540.00 | 4.900 |
| | | | | | アルコール類 | 882.00 | |
| 30 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第 1 石油類非 | 60.00 | 1.230 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 350.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 300.00 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 2,600.00 | |
| 31 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | | 第 2 石油類非 | 65,000.00 | 190.000 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 230,000.00 | |
| | | | | | アルコール類 | 4,000.00 | |

■危険物施設一覧表（ 屋内貯蔵所 ）

（平成 25 年 8 月 15 日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|--------|---------------------------|-------------|---------|-------------|--------|-----------|--------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 32 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 特殊引火物 | 100.00 | 4.710 |
| | | | | | 第1石油類水 | 108.00 | |
| | | | | | 第1石油類非 | 344.00 | |
| | | | | | アルコール類 | 254.00 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 72.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 18.00 | |
| 33 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | アルコール類 | 100.00 | 72.450 |
| | | | | | 第1石油類非 | 14,000.00 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 1,700.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 600.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 1,200.00 | |
| 34 | 関西電力(株)新奈良変電所 | 横田町 534-1 | 56-2273 | 4 | 第3石油類非 | 10,000.00 | 5.000 |
| 35 | 関西電力(株)新奈良変電所 | 横田町 534-1 | 56-2273 | 4 | 第3石油類非 | 10,000.00 | 5.000 |
| 36 | 関西電力(株)奈良電力所別館 | 横田町 558-1 | | 4 | 第3石油類非 | 10,000.00 | 5.000 |
| 37 | 関西電力(株)奈良変電所 | 横田町 558-1 | | 4 | アルコール類 | 80.00 | 2.280 |
| | | | | | 第1石油類非 | 120.00 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 320.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 1,740.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 1,750.00 | |
| 38 | ホームセンターコナン大和郡山筒井店 | 筒井町 531-6 | 23-1510 | 4 | アルコール類 | 16.80 | 9.000 |
| | | | | | 第1石油類非 | 1,495.83 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 1,423.93 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 106.95 | |
| | | | | | 第4石油類 | 7.76 | |
| 39 | 秋津鋼材(株) | 西町 127-5 | 56-2416 | 4 | 第1石油類非 | 408.00 | 3.030 |
| | | | | | 第2石油類非 | 692.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 330.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 816.00 | |
| 40 | 東邦化成(株)奈良工場 | 今国府町 6-2 | 59-2361 | 4 | 第1石油類非 | 350.00 | 4.833 |
| | | | | | アルコール類 | 800.00 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 800.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 500.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 200.00 | |
| 41 | 東邦化成(株)奈良工場 | 今国府町 6-2 | 59-2361 | 4 | 第1石油類非 | 1404.00 | 10.000 |
| | | | | | 第1石油類水 | 860.00 | |
| | | | | | アルコール類 | 142.00 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 320.00 | |
| | | | | | 第2石油類水 | 90.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 65.00 | |
| | | | | | 第3石油類水 | 210.00 | |
| 第4石油類非 | 150.00 | | | | | | |
| 42 | 明興エスチール(株)奈良工場 | 今国府町 603 | 56-0701 | 4 | 第2石油類非 | 9,800.00 | 9.800 |
| 43 | 明興エスチール(株)奈良工場 | 今国府町 603 | 56-0701 | 4 | 第2石油類非 | 3,000.00 | 3.000 |
| 44 | 明興エスチール(株)奈良工場 | 今国府町 603 | 56-0701 | 4 | 第2石油類非 | 9,500.00 | 9.500 |
| 45 | シャープ(株) ビジネスソリューション事業部 | 美濃庄町 492 | 53-5521 | 4 | 第1石油類水 | 1,440.00 | 14.224 |
| | | | | | 第1石油類非 | 1,170.00 | |
| | | | | | アルコール類 | 1,350.00 | |
| | | | | | 第2石油類水 | 270.00 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 665.00 | |
| | | | | | 第3石油類水 | 270.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 971.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 270.00 | |
| 46 | (株)ツバキ・ナカシマ | 額田部北町 652-3 | 56-1271 | 4 | 第1石油類非 | 200.00 | 9.970 |
| | | | | | アルコール類 | 1,400.00 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 2,200.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 5,000.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 4,600.00 | |

■危険物施設一覧表（ 屋内貯蔵所 ）

（平成 25 年 8 月 15 日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-------|--------------------------------|--------------|---------|-------------|--------------|-----------|--------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 47 | (株)ツカサ | 額田部北町 1142-4 | 56-8991 | 4 | 第 1 石油類非 | 10,000.00 | 50.00 |
| 48 | (独) 国立高等専門学校機構 奈良工業高等専門学校 | 矢田町 22 | 55-6000 | 4 | 第 1 石油類非 | 36.00 | 1.690 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 800.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 1,380.00 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 90.00 | |
| 49 | マロン(株)奈良工場 | 小泉町 1119-1 | 53-1222 | 4 | 第 1 石油類非 | 10,000.00 | 54.000 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 3,000.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 2,000.00 | |
| 50 | 瓜生製作(株)奈良工場 | 額田部北町 1261-2 | 56-0781 | 4 | アルコール類 | 100.00 | 2.830 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 1,500.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 1,500.00 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 2,000.00 | |
| 51 | (株)テクノハギハラ | 高田町 129-1 | | 4 | 第 2 石油類非 | 1,000.00 | 1.540 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 600.00 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 1,400.00 | |
| 52 | (株)富士コンプレッサー製作所 | 池沢町 90-6 | 56-0681 | 4 | 第 1 石油類非 | 1,400.00 | 8.500 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 1,400.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 200.00 | |
| 53 | 秋津鋼材(株) | 西町 127-5 | 56-2416 | 4 | 第 1 石油類非 | 408.00 | 3.030 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 692.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 330.00 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 816.00 | |
| 54 | セントラルシューズ | 小泉町 2475-3 | 55-1151 | 4 | 第 1 石油類非 | 360.00 | 2.360 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 560.00 | |
| 55 | 三精塗料工業(株) | 額田部北町 1261-5 | 56-8611 | 4 | 第 2 種自己反応性物質 | 900kg | 9.000 |
| 56 | 三精塗料工業(株) | 額田部北町 1261-5 | 56-8611 | 4 | 第 1 石油類水 | 2,400.00 | 49.500 |
| | | | | | 第 1 石油類非 | 7,000.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 8,500.00 | |
| 57 | 三精塗料工業(株) | 額田部北町 1261-5 | 56-8611 | 4 | 第 1 石油類非 | 7,080.00 | 49.900 |
| | | | | | アルコール類 | 600.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 13,000.00 | |
| 58 | オリエンタルシューズ(株) | 小泉町 2475-2 | 55-1111 | 4 | 第 1 石油類非 | 720.00 | 3.630 |
| | | | | | 第 4 石油類 | 180.00 | |
| 59 | (株)アイワモーターズ | 矢田町 5044 | 53-5777 | 4 | 第 1 石油類非 | 1,000.00 | 3.000 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 2,000.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 6,000.00 | |
| 60 | 奈良県農業協同組合昭和支店 | 昭和町 58-1 | 56-0001 | 4 | 第 2 石油類非 | 2,000.00 | 2.090 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 180.00 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 20.00 | |
| | | | | | 第 1 石油類非 | 800.00 | |
| 61 | 乾商店 | 額田部北町 492-1 | 56-0071 | 4 | 第 2 石油類非 | 5,000.00 | 9.000 |
| | | | | | 第 1 石油類非 | 800.00 | |
| 62 | 植田塗料(株) | 西町 20-1 | 56-2150 | 4 | 第 1 石油類非 | 1,560.00 | 9.800 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 1,000.00 | |
| 63 | (株)トワレ°リトロ缶工場 | 小泉町 2512-1 | | 4 | 第 1 石油類非 | 1,780.00 | 9.900 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 6,000.00 | |
| 64 | パナソニック(株) (ケイヨー(株)奈良テクセンター) | 筒井町 800 | 56-2120 | 4 | 第 1 石油類非 | 845.00 | 4.498 |
| | | | | | 第 1 石油類水 | 14.00 | |
| | | | | | アルコール類 | 50.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 45.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 96.00 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 100.00 | |
| 動植物油類 | 30.00 | | | | | | |

■危険物施設一覧表（ 屋内貯蔵所 ）

（平成 25 年 8 月 15 日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|---------|------------|------------|---------|-------------|----------|----------|-------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 65 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第 1 石油類非 | 1,586.00 | 9.910 |
| | | | | | 第 1 石油類水 | 350.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 20.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類水 | 500.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 1,000.00 | |
| 第 4 石油類 | 1,992.00 | | | | | | |
| 66 | (株)三商堂 | 横田町 1013-1 | 56-9030 | 4 | 第 1 石油類非 | 1,950.00 | 9.750 |
| 67 | (株)三商堂 | 横田町 1013-1 | 56-9030 | 4 | 第 1 石油類非 | 1,950.00 | 9.750 |

■危険物施設一覧表（ 屋外貯蔵所 ）

（平成 25 年 8 月 15 日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|-----------|--------------|---------|-------------|----------|---------|--------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 1 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 98,000 | 49.000 |
| 2 | 奈交サービス(株) | 美濃庄町 781 | | 4 | 第 2 石油類非 | 2,000 | 7.670 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 10,000 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 4,000 | |
| 3 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類水 | 67,000 | 81.450 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 110,000 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 51,000 | |
| | | | | | 動植物油類 | 12,000 | |
| 4 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 2 石油類水 | 4,000 | 19.750 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 5,000 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 51,000 | |
| 5 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 2 石油類水 | 200 | 19.900 |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 19,800 | |
| 6 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類水 | 80,000 | 80.000 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 100,000 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 60,000 | |
| 7 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類水 | 60,000 | 88.400 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 130,000 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 50,000 | |
| 8 | 三精塗料工業(株) | 額田部北町 1261-5 | 56-8611 | 4 | 第 2 石油類非 | 18,720 | 19.890 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 2,340 | |

■危険物施設一覧表（給油取扱所）

（平成25年8月15日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|--------------------------------|---------------|---------|-------------|--------|-----------|---------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量(ℓ) | 倍数 |
| 1 | 名阪運輸(株) | 横田町 275-1 | 56-3235 | 4 | 第2石油類非 | 20,000.00 | 20.000 |
| 2 | 奈良スタンダード石油(株) 下三橋給油所 | 下三橋町 167-1 | 55-2003 | 4 | 第1石油類非 | 50,000.00 | 290.790 |
| | | | | | 第2石油類非 | 40,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 950.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 1,900.00 | |
| 3 | 森本石油(株)横田給油所 | 横田町 151-1 | 56-2321 | 4 | 第1石油類非 | 38,400.00 | 242.480 |
| | | | | | 第2石油類非 | 49,200.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 1,900.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 2,000.00 | |
| 4 | 外川町サービスステーション 奈良スタンダード石油 | 外川町 51-1 | 54-2992 | 4 | 第1石油類非 | 50,000.00 | 281.333 |
| | | | | | 第2石油類非 | 30,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 2,000.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 2,000.00 | |
| 5 | 奈良石油(株) 郡山大和中央道給油所 | 池之内町 63-1 | 55-6800 | 4 | 第1石油類非 | 40,000.00 | 220.000 |
| | | | | | 第2石油類非 | 20,000.00 | |
| 6 | 奈良スタンダード(株) 石油横田北給油所 | 発志院町 225-1 | 59-2533 | 4 | 第1石油類非 | 50,000.00 | 281.3 |
| | | | | | 第2石油類非 | 30,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 2,000.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 1,000.00 | |
| 7 | 郡山インター北給油所 | 横田町 148-1 | 57-6308 | 4 | 第1石油類非 | 48,000.00 | 288.000 |
| | | | | | 第2石油類非 | 48,000.00 | |
| 8 | コーナンフリート(株) 郡山LSS | 美濃庄町 288-1 | 52-5862 | 4 | 第1石油類非 | 50,000.00 | 311 |
| | | | | | 第2石油類非 | 60,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 2,000.00 | |
| 9 | (株)大和小泉SS | 小泉町字谷角 2384-4 | 54-5311 | 4 | 第1石油類非 | 50,000.00 | 281.3 |
| | | | | | 第2石油類非 | 30,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 2,000.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 1,800.00 | |
| 10 | 昭和シェル郡山中央給油所 | 本庄町 299-3 | 57-6770 | 4 | 第1石油類非 | 50,000.00 | 281.300 |
| | | | | | 第2石油類非 | 30,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 2,000.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 1,800.00 | |
| 11 | 奈良バイパス郡山サービス ステーション | 下三橋町 271-1 | 53-6388 | 4 | 第1石油類非 | 70,000.00 | 381.250 |
| | | | | | 第2石油類非 | 30,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 1,900.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 1,800.00 | |
| 12 | バリューファイブ片桐店 | 池之内町 58-3 | 52-2345 | 4 | 第1石油類非 | 50,000.00 | 290.000 |
| | | | | | 第2石油類非 | 40,000.00 | |
| 13 | 関西低温(株) | 発志院町 156 | 59-2255 | 4 | 第2石油類非 | 20,000.00 | 20.000 |
| 14 | 西川興業(株) | 八条町 511-1 | 56-4617 | 4 | 第2石油類非 | 10,000.00 | 10.000 |
| 15 | 奈良24号バイパスSS | 大江町 143-1 | | 4 | 第1石油類非 | 49,600.00 | 279.150 |
| | | | | | 第2石油類非 | 29,200.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 3,900.00 | |
| 16 | センコー(株)奈良倉庫営業 所/奈良センコー物流(株) | 横田町 141-1 | 56-9571 | 4 | 第2石油類非 | 20,000.00 | 20.000 |
| 17 | 五條陸運(株) | 白土町 307-1 | | 4 | 第2石油類非 | 20,000.00 | 20.000 |
| 18 | トナミ運輸(株)奈良営業所 | 小泉町 1119-1 | 54-9111 | 4 | 第2石油類非 | 20,000.00 | 21.100 |
| | | | | | 第3石油類非 | 2,000.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 600.00 | |
| | | | | | 第1石油類非 | 50,000.00 | |
| 19 | 吉本工務店 | 美濃庄町 704-1 | | 4 | 第2石油類非 | 70,000.00 | 320.830 |
| | | | | | 第3石油類非 | 1,000.00 | |
| | | | | | 第4石油類非 | 2,000.00 | |
| | | | | | 第1石油類非 | 50,000.00 | |
| 20 | (有)エム・ケイ運輸 | 池沢町 140-1 | 59-2478 | 4 | 第2石油類非 | 19,200.00 | 19.200 |

■危険物施設一覧表（給油取扱所）

（平成25年8月15日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|---------------------------|--------------|---------|-------------|--------|-----------|---------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 21 | 田中石油(株) PUMPKIN郡山給油所 | 今国府町 109-7 | 56-0577 | 4 | 第1石油類非 | 50,000.00 | 291.280 |
| | | | | | 第2石油類非 | 40,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 1,900.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 2,000.00 | |
| 22 | マンナ運輸(株)奈良支店 | 椎木町 753-5 | 56-5505 | 4 | 第2石油類非 | 20,000.00 | 20.000 |
| 23 | セルフ奈良郡山給油所 | 外川町 77-1 | 55-5588 | 4 | 第1石油類非 | 60,000.00 | 331.280 |
| | | | | | 第2石油類非 | 30,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 1,900.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 2,000.00 | |
| 24 | 愛知ミタカ運輸(株)奈良営業所 | 馬司町 934-1 | 56-1863 | 4 | 第2石油類非 | 20,000.00 | 20.000 |
| 25 | 近物レックス(株) | 横田町 101-1 | 59-1071 | 4 | 第2石油類非 | 20,000.00 | 20.950 |
| | | | | | 第3石油類非 | 1,900.00 | |
| 26 | 西濃運輸(株)奈良支店 | 白土町 65-1 | 56-8822 | 4 | 第1石油類非 | 5,000.00 | 40.770 |
| | | | | | 第2石油類非 | 15,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 1,200.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 1,000.00 | |
| 27 | 原口運輸商事(株) | 今国府町 690 | 56-8808 | 4 | 第2石油類非 | 30,000.00 | 30.530 |
| | | | | | 第3石油類非 | 400.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 2,000.00 | |
| 28 | 奈良レミコン(株) | 椎木町 311-4 | 56-3121 | 4 | 第2石油類非 | 9,600.00 | 9.600 |
| 29 | 奈良流通事業共同組合 | 横田町 78-1 | 56-6161 | 4 | 第2石油類非 | 30,000.00 | 30.000 |
| 30 | 玉浦運送(株) | 九条町 157-1 | 52-3310 | 4 | 第2石油類非 | 9,600.00 | 9.600 |
| 31 | JASS-PORT大和郡山 | 丹後之庄町 144 | 84-8611 | 4 | 第1石油類非 | 60,000.00 | 336.000 |
| | | | | | 第2石油類非 | 36,000.00 | |
| 32 | 三菱商事石油(株) 奈良中央卸売市場前給油所 | 馬司町 580-1 | 56-3371 | 4 | 第1石油類非 | 62,000.00 | 345.300 |
| | | | | | 第2石油類非 | 34,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 2,000.00 | |
| | | | | | 第4石油類 | 1,800.00 | |
| 33 | (有)テ`セルフ大和郡山給油所 | 白土町 218-2 | | 4 | 第1石油類非 | 76,000.00 | 420.000 |
| | | | | | 第2石油類非 | 40,000.00 | |
| 34 | (株)ト`リ`工場 | 小泉町 2512-1 | | 4 | 第2石油類非 | 20,000.00 | 20.000 |
| 35 | 奈良交通(株)総合センター | 白土町 100 | 58-3130 | 4 | 第2石油類 | 60,000.00 | 60.000 |
| 36 | ザ`パ`ク(株)奈良工場 | 池沢町 321-2 | 56-1221 | 4 | 第1石油類非 | 574.00 | 3.340 |
| | | | | | 第2石油類非 | 470.00 | |
| 37 | 米山建材 | 井戸野町 15-2 | 53-5519 | 4 | 第2石油類非 | 10,000.00 | 10.000 |
| 38 | 三井石油(株)大和郡山セルフ | 下三橋町 586、587 | 58-1321 | 4 | 第1石油類非 | 96,000.00 | 529.000 |
| | | | | | 第2石油類非 | 48,000.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 2,000.00 | |
| 39 | 大和陸運(株) | 今国府町 88-2 | | 4 | 第1石油類非 | 48,000.00 | 48.000 |
| 40 | コスモ石油サービス(株)天井町給油所 | 天井町 221-2 | 59-2261 | 4 | 第2石油類非 | 40,000.00 | 221.533 |

■危険物施設一覧表（第1種販売取扱所）

（平成25年8月15日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|------|-----------|---------|-------------|--------|--------|-------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 1 | 塚本商店 | 小泉町 396-1 | 56-1237 | 4 | 第1石油類非 | 200 | 1.570 |
| | | | | | 第2石油類非 | 400 | |
| | | | | | 第4石油類 | 1,000 | |

■危険物施設一覧表（第2種販売取扱所）

（平成25年8月15日）

| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|-------|-----------|---------|-------------|--------|--------|--------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 1 | 工藤塗料店 | 北大工町 14-2 | 52-1611 | 4 | 第1石油類非 | 2,400 | 19.000 |
| | | | | | 第2石油類非 | 4,000 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 6,000 | |

■危険物施設一覧表（一般取扱所）

（平成25年8月15日）

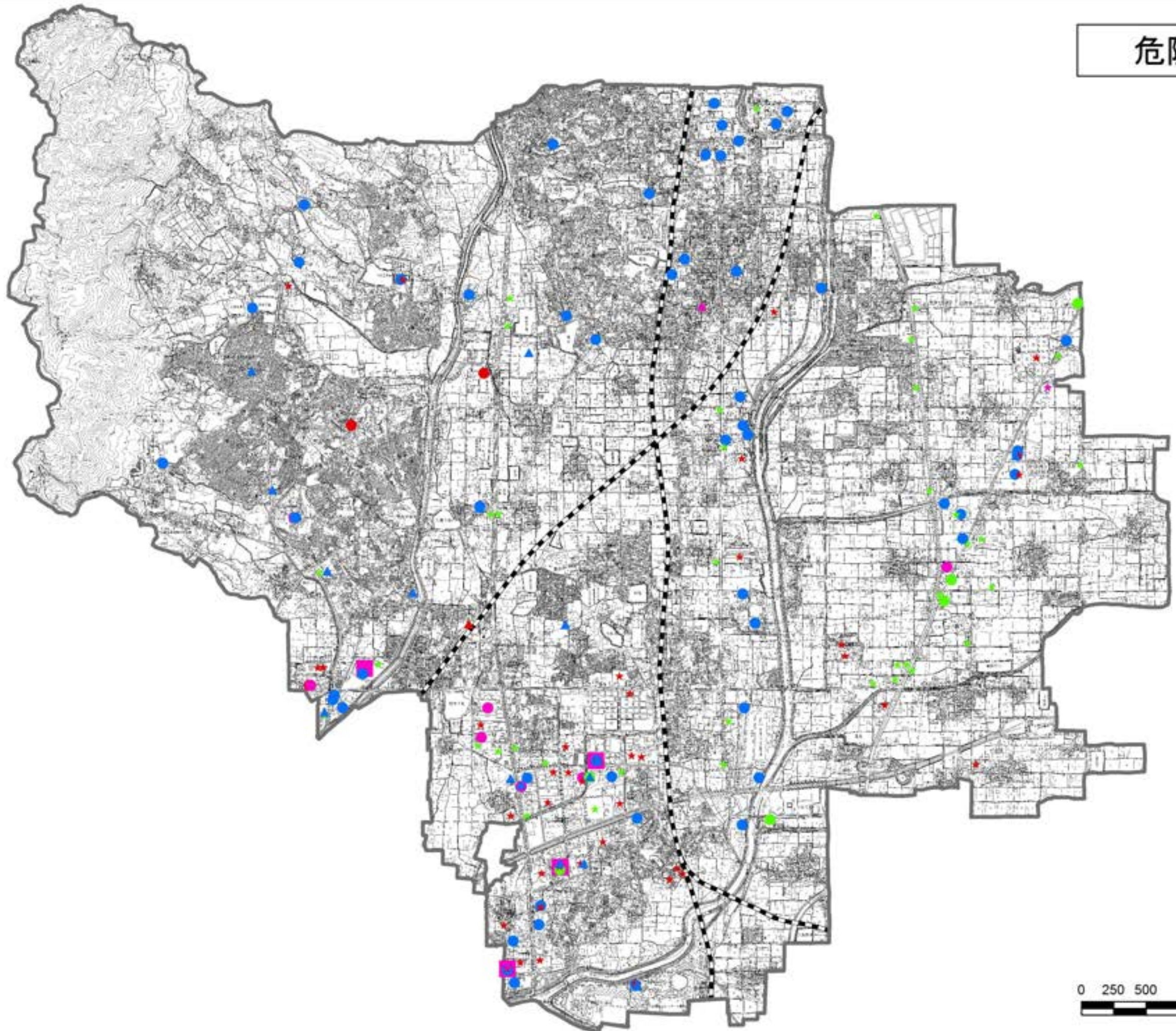
| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|------------------|-------------|---------|-------------|--------|-----------|--------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 1 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第2石油類非 | 6,168.00 | 6.168 |
| 2 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第2石油類非 | 8,820.00 | 8.820 |
| 3 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第2石油類非 | 4,330.00 | 4.330 |
| 4 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第4石油類 | 10,436.00 | 1.740 |
| 5 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第3石油類非 | 6,000.00 | 3.000 |
| 6 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第3石油類非 | 13,850.00 | 6.930 |
| 7 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第2石油類非 | 5,688.00 | 5.688 |
| 8 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第3石油類非 | 3,870.00 | 2.085 |
| | | | | | 第4石油類 | 900.00 | |
| 9 | 奈良県流域下水道センター | 額田部南町 160 | 56-2830 | 4 | 第3石油類非 | 12,480.00 | 6.240 |
| 10 | アピタ大和郡山店 | 田中町 517 | 54-2711 | 4 | 第2石油類非 | 29,500.00 | 29.500 |
| 11 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第1石油類非 | 9,200.00 | 46.000 |
| 12 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第1石油類非 | 1,200.00 | 29.750 |
| 13 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第1石油類非 | 863.00 | 5.909 |
| | | | | | アルコール類 | 545.00 | |
| | | | | | 第2石油類非 | 57.00 | |
| | | | | | 第3石油類非 | 50.00 | |
| 5 | 第2種自己反応性物質 | 15kg | | | | | |
| 14 | ゲイツ・ユニッタ・アジア(株) | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第1石油類非 | 600.00 | 4.200 |
| | | | | | 第2石油類非 | 1,200.00 | |
| 15 | ゲイツ・ユニッタ・アジア(株) | 池沢町 172 | 56-0581 | 4 | 第1石油類非 | 600.00 | 3.000 |
| 16 | 新大和石油(株) | 池沢町 237-1 | 59-5075 | 4 | 第2石油類非 | 15,000.00 | 25.000 |
| | | | | | 第3石油類非 | 20,000.00 | |
| 17 | JAならけん | 外川町 166-1 | 52-5051 | 4 | 第2石油類非 | 4,000.00 | 4.000 |
| 18 | ホームセンターコーナン大和郡山店 | 小泉町 2262-2 | 52-8502 | 4 | 第2石油類非 | 29,500.00 | 29.500 |
| 19 | (株)ツバキ・ナカシマ | 額田部北町 652-3 | 56-1271 | 4 | 第4石油類 | 6,300.00 | 1.050 |
| 20 | (株)ツバキ・ナカシマ | 額田部北町 652-3 | 56-1271 | 4 | 第3石油類非 | 16,500.00 | 8.250 |
| 21 | (株)ガイット・K奈良合材工場 | 今国府町 6-9 | 56-4041 | 4 | 第2石油類非 | 9,920.00 | 9.920 |
| 22 | マロン(株)奈良工場 | 小泉町 1119 | 53-1222 | 4 | 第1石油類非 | 4,300.00 | 21.700 |
| | | | | | 第2石油類非 | 200.00 | |

■危険物施設一覧表(一般取扱所)

(平成 25 年 8 月 15 日)

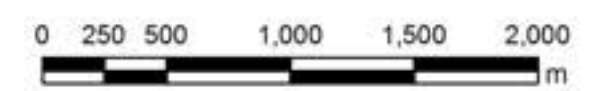
| No. | 事業所名 | 所在地 | TEL | 貯蔵又は取り扱う危険物 | | | |
|-----|-----------------|------------|---------|-------------|----------|-----------|--------|
| | | | | 類 | 品名 | 数量 (ℓ) | 倍数 |
| 24 | マロン(株)奈良工場 | 小泉町 1119 | 53-1222 | 4 | 第 1 石油類水 | 11,000.00 | 90.500 |
| | | | | | 第 1 石油類非 | 10,000.00 | |
| | | | | | 第 2 石油類非 | 3,000.00 | |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 8,000.00 | |
| | | | | | 第 4 石油類 | 6,000.00 | |
| | | | | 2 | 鉄粉 | 5,000.00 | |
| 5 | 第 2 種自己反応性物質 | 2,000.00 | | | | | |
| 25 | マロン(株)奈良工場 | 小泉町 1119 | 53-1222 | 4 | 第 3 石油類非 | 13,000.00 | 6.500 |
| 26 | 奈良県農業協同組合片桐支店 | 池之内町 52 | 53-3531 | 4 | 第 2 石油類非 | 2,000.00 | 4.000 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 4,000.00 | |
| 27 | 春藤商店 | 矢田山町 60-4 | 52-7579 | 4 | 第 2 石油類非 | 10,000.00 | 10.000 |
| 28 | 大同化学工業(株) | 額田部北町 1021 | 56-1201 | 4 | 第 3 石油類非 | 16,000.00 | 8.000 |
| 29 | 関西電力(株)昭和変電所 | 今国府町 78-1 | 56-3432 | 4 | 第 3 石油類非 | 17,000.00 | 8.500 |
| 30 | 食品館ツツイ | 小林町 503-1 | 56-6322 | 4 | 第 2 石油類非 | 10,000.00 | 10.000 |
| 31 | (株)イリグチ | 新町 919-1 | 53-6789 | 4 | 第 2 石油類非 | 8,000.00 | 8.000 |
| 32 | (株)秋田屋 | 小泉町 820 | 53-7700 | 4 | 第 2 石油類非 | 20,000.00 | 20.000 |
| 33 | (株)トロワピリエトロイカ工場 | 小泉町 2512-1 | | 4 | 第 1 石油類非 | 400.00 | 2.000 |
| 34 | 奈良日野自動車(株) | 井戸野町 345-1 | 53-1131 | 4 | 第 2 石油類非 | 1,200.00 | 1.290 |
| | | | | | 第 3 石油類非 | 180.00 | |

危険物施設位置図



凡例 危険物 種別

- 製造所
- 屋内タンク貯蔵所
- 屋外タンク貯蔵所
- 地下タンク貯蔵所
- 移動タンク貯蔵所
- ★ 屋内貯蔵所
- ★ 屋外貯蔵所
- 給油取扱所
- ▲ 第1種販売取扱所
- ▲ 第2種販売取扱所
- ▲ 一般取扱所



資料2-2 毒物・劇物保有施設一覧表

■毒物・劇物製造業者一覧表

(平成 23 年 5 月 10 日現在)

| No. | 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|----------------------|-------------|---------|
| 1 | 三精塗料工業 (株) | 額田部北町1261-5 | 56-8611 |
| 2 | 増井貴金属工業 (株) | 天井町118-7 | 52-3281 |
| 3 | ニッタ (株) 奈良工場 | 池沢町172 | 56-2023 |
| 4 | 大同化学工業 (株) 奈良生産技術事業所 | 額田部北町1021 | 56-1201 |

■電気メッキ等を行う事業所で無機シアン化合物を使用する事業所

(平成 23 年 5 月 10 日現在)

| No. | 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|---------|--------|---------|
| 1 | (株) アクト | 野垣内町11 | 54-3498 |

※参考：奈良県地域防災計画資料編（平成 23 年度版）

資料2-3 高圧ガス貯蔵・販売・製造等一覧表

■高圧ガス第一種製造者（液化石油ガスのみを製造するもの）

(平成 22 年 6 月 1 日現在)

| No. | 名称 | 住所 | 電話 |
|-----|---------|-----------|---------|
| 1 | マロン (株) | 小泉町1119-1 | 53-1222 |

■高圧ガス第一種製造者（上記以外のもの（冷凍を除く））

(平成 23 年 6 月 1 日現在)

| No. | 名称 | 住所 | 電話 | ガス名 |
|-----|-----------------------|-----------|---------|---------------------|
| 1 | シャープ (株) 奈良事業所 | 美濃庄町492 | 53-5521 | 窒素、アルゴン、液化炭酸ガス、液化空気 |
| 2 | 関西電力 (株) 奈良電力所 | 横田町558-1 | 56-3431 | 六フッ化硫黄 |
| 3 | 奈良スタンダード石油 (株) 下三橋給油所 | 下三橋町167-1 | 55-2003 | 圧縮天然ガス |

■高圧ガス第一種貯蔵所

(平成 23 年 6 月 1 日現在)

| No. | 名称 | 住所 | 電話 |
|-----|--------------------|---------|---------|
| 1 | 太陽日酸 (株) 関西支社奈良営業所 | 池沢町90-7 | 59-6360 |

■火薬類業者

(平成 23 年 6 月 1 日現在)

| No. | 名称 | 住所 | 電話 |
|-----|---------|---------|---------|
| 1 | (株) ササイ | 下三橋18-1 | 54-6558 |

※参考：奈良県地域防災計画資料編（平成 23 年度版）

資料2-4 消防団分団数及び装備

■消防団分団数及び装備

(平成26年4月1日現在)

| 団本部 本庄町 | | 団長1名・副団長2名 | |
|--------------------|------|------------|-----------------|
| 第1分団 | 本町 | ポ | 小型動力ポンプ付積載車 15名 |
| 第2分団 | 茶町 | ポ | 普通消防ポンプ車 14名 |
| 第3分団 | 代官町 | ポ | 普通消防ポンプ車 15名 |
| 第4分団 | 箕山町 | ポ | 普通消防ポンプ車 14名 |
| 第5分団 | 柳町 | ポ | 普通消防ポンプ車 14名 |
| 第6分団 | 筒井町 | ポ | 小型動力ポンプ付積載車 15名 |
| 下三橋分団 | 下三橋町 | 可 | 小型動力ポンプ付積載車 14名 |
| 井戸野分団 | 井戸野町 | ポ | 小型動力ポンプ付積載車 15名 |
| 発志院分団 | 発志院町 | 可 | 小型動力ポンプ付積載車 15名 |
| 横田分団 | 横田町 | 可 | 小型動力ポンプ付積載車 15名 |
| 八条分団 | 八条町 | ポ | 小型動力ポンプ付積載車 15名 |
| 額田部分団 | 額田部町 | ポ | 小型動力ポンプ付積載車 15名 |
| 今国府分団 | 今国府町 | ポ | 小型動力ポンプ付積載車 13名 |
| 南井分団 | 小南町 | ポ | 普通消防ポンプ車 15名 |
| 小泉分団 | 小泉町 | 可 | 小型動力ポンプ付積載車 15名 |
| 池之内分団 | 池之内町 | 可 | 小型動力ポンプ付積載車 15名 |
| 西田中分団 | 西田中町 | 可 | 小型動力ポンプ付積載車 15名 |
| 矢田分団 | 矢田町 | 可 | 小型動力ポンプ付積載車 20名 |
| 外川分団 | 外川町 | 可 | 小型動力ポンプ付積載車 20名 |
| 女性消防団員 | 本庄町 | | 11名 |
| 総団員数 300名 (定数310名) | | | |

資料2-5 奈良県広域消防組合消防本部大和郡山消防署の消防車両等配備状況

■大和郡山消防署の消防車両等配備状況

(平成26年4月1日現在)

| 車両名 | 形状等 | 社名 | ポンプ | | 購入年月日 |
|-----------|-----------------|------|-------|-----|---------------------------------|
| | | | メーカー | 等級 | |
| 梯子車 | 梯子付きポンプ車 (40m級) | ヒノ | モリタ | A-2 | 平成17年11月 |
| 化学車 | 化学車Ⅱ型 | 三菱 | モリタ | A-2 | 平成12年2月 |
| 救助工作車 | Ⅱ型救助工作車 | ヒノ | | | 平成17年11月 |
| タンク車 | 水槽付消防ポンプ車 | ヒノ | モリタ | A-2 | 平成22年3月 |
| 消防ポンプ車(1) | 普通消防ポンプ車 | 三菱 | 長野 | A-1 | 平成14年1月 |
| 消防ポンプ車(2) | 普通消防ポンプ車 | 三菱 | モリタ | A-2 | 平成4年3月 |
| 消防ポンプ車(3) | 普通消防ポンプ車 | 三菱 | GMいむら | A-2 | 平成11年3月 |
| 消防指揮車 | 普通バン | トヨタ | | | 平成5年11月 |
| 高規格救急車(1) | | トヨタ | | | 平成23年4月寄 |
| 高規格救急車(2) | | トヨタ | | | 平成18年2月 |
| 高規格救急車(3) | | トヨタ | | | 平成18年1月寄 |
| 高規格救急車(5) | | トヨタ | | | 平成15年12月 |
| 消防警備車 | 普通バン | トヨタ | | | 平成17年5月寄 |
| 搬送車 | 普通トラック | ニッサン | | | 昭和60年3月 (平成9年4月9日 八条町より移) |
| 警防広報車(1) | 普通バン | トヨタ | | | 平成12年5月寄 |
| 警防広報車(2) | 普通バン | トヨタ | | | 平成12年2月寄 |
| 予防査察車 | 普通バン | トヨタ | | | 平成18年5月寄 |
| 防災指導車 | 普通バン(改) | マツダ | | | 平成10年8月寄 |
| 公用車 | 普通車 | トヨタ | | | 平成8年5月 |
| 防災広報車 | ワゴン車 | ニッサン | | | 平成23年2月 |

資料2-6 防火水槽の設置状況

■防火水槽の設置状況 (1/4)

| 番号 | 所在地名称 | 町丁目 | 番地 | 形状 | 容量 | 設置 | 敷地 |
|----|-------------------|---------|----------|------|------------------|------|----|
| 1 | 第一分団倉庫 | 本町 | 1-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 総務 |
| 2 | 源九朗稲荷神社内 | 洞泉寺町 | 15 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 借地 |
| 3 | 弘法大師堂東下側 | 矢田町(榎木) | | 地下無蓋 | 20m ³ | 私設 | |
| 4 | 清水神社境内 | 西田中町 | 175 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 借地 |
| 5 | 九条自由が丘公園内A | 九条町 | 960-153 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 6 | 九条自由が丘公園内B | 九条町 | 960-72 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 7 | 九条薬師寺荘園(高久保宅前) | 九条町 | 576-141 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 8 | 城の台児童公園 | 城町 | 1-13 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 9 | 三井城の台団地 | 城町 | 1473-104 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 10 | 矢田山東和苑団地集会所西側 | 矢田山町 | 5820-7 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 11 | 矢田山東和苑団地柳田良樹宅東側 | 矢田山町 | 1184-51 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 12 | 矢田山東和苑団地渡辺徳夫宅東側 | 矢田山町 | 1184-119 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 13 | 泉原団地(第二公園東) | 泉原町 | 1-17 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 14 | 泉原団地(第四公園東側) | 泉原町 | 1-15 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 15 | 泉原団地(第一公園東側) | 泉原町 | 1-10 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 16 | 泉原団地(第五公園南側) | 泉原町 | 1-13 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 17 | 泉原団地(第六公園南側) | 城町 | 1-12 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 18 | 城ヶ丘団地第1号児童公園 | 城町 | 1811-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 19 | 白鳳ハイツ(奥谷博明宅西側) | 満願寺町 | 530-43 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 20 | 慈光院団地(宮田肇宅北側)児童公園 | 小泉町 | 3069-45 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 計画 |
| 21 | 慈光院団地(福田肇宅東側) | 小泉町 | 3093-8 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 監理 |
| 22 | 松風台団地(ガス整圧室南) | 小泉町 | 1905-39 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 23 | 梅ヶ丘団地公園内尾添宅南 | 小泉町 | 1885-39 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 24 | 小泉東和苑第二公園東側 | 小泉町 | 764-79 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 25 | 小泉東和苑第五公園北側 | 小泉町 | 671-111 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 26 | 慈光院西ハイツ公園内 | 小泉町 | 1648-60 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 27 | 慈光院団地(石岡宅北側) | 小泉町 | 881-10 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 28 | 筒井青葉台児童公園北東側 | 筒井町 | 280-48 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 29 | 筒井苑団地児童公園西側 | 筒井町 | 1069-54 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 30 | 松下電器共済会筒井荘B棟西側 | 馬司町 | 231-40 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 31 | 平端グリーンハイツ公園北東角 | 宮堂町 | 109-56 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 32 | 平和団地南第5児童公園 | 下三橋町 | 446-51 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 計画 |
| 33 | 平和団地南第2児童公園 | 稗田町 | 13-156 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 計画 |
| 34 | 平和団地南第3児童公園 | 稗田町 | 41-39 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 計画 |
| 35 | 小林住宅中央公園西側 | 小林町 | 409-235 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 36 | 新町団地第1号公園内西南角 | 新町 | 305-65 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 37 | 郡山ニュータウン条里の森 | 美濃庄町 | 177-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 計画 |
| 38 | あしびヶ丘公園内 | 北郡山町 | 528-50 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 緑化 |
| 39 | 善光苑団地(池尻彰宅東側) | 満願寺町 | 695-48 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 40 | 郡山ニュータウン西公園 | 若槻町 | 87-76 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 41 | グランドメゾン | 高田町 | 5 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 42 | 稗田団地1号公園 | 稗田町 | 476-21 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 43 | 稗田団地中央公園 | 稗田町 | 476-124 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 44 | 西町パークシティ西公園北東角 | 西町 | 8-17 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | |
| 45 | あしびヶ丘公園内西児童公園 | 九条町 | 1087-50 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 46 | 下三橋第二自治会公園内 | 下三橋町 | 419-6 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 47 | ホームセンターナカイ北側 | 美濃庄町 | 297-83 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 48 | 郡山ニュータウン山久保宅北側 | 稗田町 | 67-4 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 49 | 郡山ニュータウン北児童公園 | 稗田町 | 44-3 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 消防 |
| 50 | 県営白土団地 | 白土町 | 492 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 備 | |
| 51 | 県営稗田団地17号棟 | 稗田町 | 478 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 備 | |
| 52 | 住宅公団7号棟 | 野垣内町 | 55-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 53 | 住宅公団体育館前 | 西野垣内町 | 55-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |

■防火水槽の設置状況 (2/4)

| 番号 | 所在地名称 | 町丁目 | 番地 | 形状 | 容量 | 設置 | 敷地 |
|-----|----------------------|--------|--------|------|-------------------|-------|----|
| 54 | 住宅公団9号棟 | 野垣内町 | 55-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 55 | 住宅公団15棟 | 高田町 | 17-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 56 | 雇用促進住宅 | 矢田町 | 4842 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 57 | シャルマンコーポ | 柳町 | 84-2 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 58 | 九条アーバンライフ | 九条町 | 237-2 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 59 | 朝日アーバンコンフォート南側 | 朝日町 | 516-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 60 | 朝日アーバンコンフォート中央 | 朝日町 | 516-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 61 | ハイツ大和郡山 | 柳3丁目 | 33 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 62 | ドムール大和郡山 | 朝日町 | 1-57 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 63 | ロイヤル ハイツ筒井北入口 | 筒井町 | 889 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 64 | ふあみーゆ筒井西入口 | 筒井町 | 463-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 65 | ヴィエンシャトル小池北入口 | 筒井町 | 884-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 66 | プレステ薬師寺壱番館北 | 九条町 | 247-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 67 | プレステ薬師寺壱番館南 | 九条町 | 247-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 68 | メゾン白光ヶ丘 | 小泉町 | 1963-5 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 69 | ヴィルヌーブ大和郡山 | 柳町 | 556 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 70 | プレステ参番館 | 九条町 | 231-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 71 | NOVA大和郡山 | 城野(矢野) | 372-5 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 72 | 県中央市場冷蔵庫棟西側 | 馬司町 | 642 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設(備) | |
| 73 | 県中央市場卸売場棟東側 | 馬司町 | 642 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設(備) | |
| 74 | 県中央市場卸売場棟スロープ下 | 馬司町 | 642 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設(備) | |
| 75 | 県中央市場関連商品売場棟北東側 | 馬司町 | 642 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設(備) | |
| 76 | 県中央市場関連商品売場棟南東側 | 馬司町 | 642 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設(備) | |
| 77 | 矢田民俗博物館(里山の駅「風とんぼ」北) | 矢田町 | 545 | 地下有蓋 | 150m ³ | 公設(備) | |
| 78 | 矢田民俗博物館(本館西側) | 矢田町 | 545 | 地下有蓋 | 100m ³ | 公設(備) | |
| 79 | 矢田民俗博物館(本館北側) | 矢田町 | 545 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設(備) | |
| | 奈良学園 | 山田町 | 430 | 地下有蓋 | 40m ³ | | 私設 |
| 81 | 矢田寺念仏院西側(あじさい園) | 矢田町 | 3506 | 地下有蓋 | 60m ³ | 私設 | |
| 82 | 森精機製作所 東南 | 井戸野町 | 97-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 83 | 森精機製作所 西南角 | 井戸野町 | 362-1 | 地下有蓋 | 26m ³ | 私設 | |
| 84 | シャープ(株)ラポール奈良独身寮 | 美濃庄町 | 763-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 85 | シャープ(株)第4工場 | 美濃庄町 | 492 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 86 | シャープ(株)商品センター | 美濃庄町 | 492 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 87 | あらた郡山センター北側 | 今国府町 | 6-4 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 88 | 敷島製パン大阪昭和工場中央内 | 池沢町 | 349-2 | 地下有蓋 | 62m ³ | 私設 | |
| 89 | 敷島製パン大阪昭和工場内南東角 | 池沢町 | 349-2 | 地下有蓋 | 20m ³ | 私設 | |
| 90 | ザ・パック(株)南西 | 池沢町 | 321-2 | 地下有蓋 | 20m ³ | 私設 | |
| 91 | ザ・パック(株)南東 | 池沢町 | 321-2 | 地上無蓋 | 20m ³ | 私設 | |
| 92 | ザ・パック(株)北西 | 池沢町 | 321-2 | 地下有蓋 | 20m ³ | 私設 | |
| 93 | ザ・パック(株)北東 | 池沢町 | 321-2 | 地上無蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 94 | 富士コンプレッサー製作所厚生棟 | 池沢町 | 98 | 地下無蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 95 | ニッタ(株)奈良工場 | 池沢町 | 172 | 地上有蓋 | 124m ³ | 私設 | |
| 96 | ハウス食品奈良工場ラック倉庫西 | 池沢町 | 337 | 地下有蓋 | 20m ³ | 私設 | |
| 97 | 明興工業(株)内東側 | 今国府町 | 603 | 地上無蓋 | 60m ³ | 私設 | |
| 98 | 明興工業(株)内北側 | 今国府町 | 603 | 地上無蓋 | 20m ³ | 私設 | |
| 99 | プレステ六番館 | 九条町 | 196-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 100 | プレステ五番館 | 南郡山町 | 338-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| | 株式会社T・S・T奈良工場正門 | 今国府町 | 88-2 | 地下有蓋 | 30m ³ | | 私設 |
| 102 | 大和陸運株式会社 | 今国府町 | 88-2 | 地下有蓋 | 50m ³ | 私設 | |
| 103 | マロン奈良工場北 | 小泉町 | 1119 | 地上無蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 104 | マロン奈良工場東南 | 小泉町 | 1119 | 地下無蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| | 寺田ポンプ製造(株)内北東側 | 今国府町 | 320 | 地上無蓋 | 150m ³ | | 私設 |
| 106 | 瓜生製作(株)奈良工場 | 額田部北町 | 1284-3 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 107 | (株)椿本精工郡山工場内西側 | 額田部北町 | 491 | 地上無蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 108 | (株)椿本精工郡山工場内東側 | 額田部北町 | 491 | 地下有蓋 | 36m ³ | 私設 | |

■防火水槽の設置状況 (3/4)

| 番号 | 所在地名称 | 町丁目 | 番地 | 形状 | 容量 | 設置 | 敷地 |
|-----|------------------|----------|-------------|------|-------------------|-------|---------|
| 109 | センコー奈良支店入口北側 | 横田町 | 134-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 110 | ㈱合通郡山支店 | 馬司町 | 679-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 111 | 大徳食品(株) | 椎木町 | 404-2 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 112 | 松尾寺 | 山田町 | 685 | 地下有蓋 | 100m ³ | 私設 | |
| 113 | 西名阪郡山インター | 伊豆七条町 | 30-3 | 地下有蓋 | 30m ³ | 私設 | 2基 |
| 114 | 山本病院入口東側 | 長安寺町 | 243-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 115 | 三木食品工場西側 | 馬司町 | 793-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 116 | 太平食品工業㈱関西工場入口 | 額田部北町 | 944 | 地下有蓋 | 20m ³ | 私設 | |
| 117 | 太平食品工業㈱関西工場中央 | 額田部北町 | 944 | 地下有蓋 | 20m ³ | 私設 | |
| 118 | 太平食品工業㈱関西工場北側 | 額田部北町 | 944 | 地下有蓋 | 20m ³ | 私設 | |
| 119 | 京都ヤマト奈良主管支店事務所下 | 今国府町 | 70-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 120 | 奈良交通総合センター事務所東側 | 白土町 | 100 | 地下無蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 121 | トナミ運輸(株) | 小泉町 | 1119-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 122 | 奈良社会保険病院 | 朝日町 | 1-62 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品 |
| 123 | 田北病院 | 城南町 | 12-13 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 124 | 県住西小泉団地 | 小泉町 | 2958 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設(備) | |
| 125 | チェンストアーオークワ | 池沢町 | 248 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品 |
| 126 | 千日団地A割塚古墳東側 | 千日町 | 34-24 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 127 | 千日団地B菊川龍守宅西側 | 千日町 | 12-11 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 128 | 奈良県靴工業団地共同組合入口 | 小泉町 | 2475-7 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設(備) | |
| 129 | 末広団地 | 小林町 | 528 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 130 | ㈱丸島アクアシステム工場東 | 丹後庄町 | 240 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 131 | ㈱丸島アクアシステム工場南 | 丹後庄町 | 240 | 地下無蓋 | 20m ³ | 私設 | |
| 132 | 北西町みさわ自治会 | 北西町 | 145-20 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | |
| 133 | 小泉河原自治会南側公園北西角 | 小泉町 | 1086-5 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 134 | 小泉太閤園(井手勝昭宅横) | 小泉町 | 3128-16 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | |
| 135 | 株式会社パロマインテックス | 池沢町 | 203-8 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品 |
| 136 | 正念寺北 | 西田中 | 450-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 二次製品 |
| 137 | 西濃運輸(株)奈良支店(運輸業) | 白土町 | 65-1 | 地上有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 138 | ヴィルヌーブ 郡山駅前 | 高田町 | 82-2 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 139 | ローレルコート郡山 | 北西町 | 123-1 | 地下有蓋 | 80m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 140 | 味覚糖株式会社 奈良工場 | 今国府町 | 123-6 | 地下有蓋 | 80m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 141 | プレステ7番館 | 材木町 | 4 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 142 | シャリエ大和郡山 | 柳町 | 7-1、12-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 143 | 森精機製作所新工場西側 | 井戸野町 | 362 | 地下有蓋 | 50m ³ | 私設 | 二次製品 |
| 144 | 森精機製作所新工場東側 | 井戸野町 | 362 | 地下有蓋 | 50m ³ | 私設 | 二次製品 |
| 145 | 森精機製作所新工場東側 | 井戸野町 | 362 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 146 | アレーヴ郡山 | 箕山町 | 153-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | |
| 147 | 田北会 田北病院 | 城南町 | 363-12 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 148 | 薬師寺アーバンライフ | 九条町 | 237-2 | 地下有蓋 | 220m ³ | 私設 | |
| 149 | ユニライフ郡山2号館 | 野垣内町 | 11-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 150 | 医療法人厚生会 | 西町 | 103-6 | 地下有蓋 | 80m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 151 | センコー株式会社奈良支店 | 横田町 | 134-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 現場打地下式有 |
| 152 | 株式会社ミドリ電化 | 小泉町 | 30 街区 5-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 現場打地下式有 |
| 153 | 東明寺駐車場内 | 矢田町 | 2228-2 の一部 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 二次製品 |
| 154 | ミドリ電化 | 小泉町 | 29 街区 1-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 現場打地下式有 |
| 155 | サンライズ マンション大和郡山 | 九条町 | 188 の1 他5 筆 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 156 | プレステ10番館 | 箕山町 | 488 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 157 | 上新電機株式会社 | 横田町字八反田 | 693-1 他 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 現場打地下式有 |
| 158 | ミュール大和郡山 | 南郡山町字下箕山 | 5-3 他 | 地下有蓋 | 42m ³ | 私設 | 現場打地下式有 |
| 159 | プライスカット小泉店 | 小泉町 | 42 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 160 | エル・フィールド大和郡山 | 北郡山町 | 204-2 | 地下有蓋 | 40m ³ | 公設 | 二次製品耐震 |
| 161 | イングス郡山 | 柳町 | 698-2 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 162 | やまと郡山城ホール | 北郡山町 | 211-3 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 163 | WSビル | 杉町 | 181-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品耐震 |
| 164 | 敷島製パン大阪昭和工場内西側 | 池沢町 | 349-2 | 地下有蓋 | 42m ³ | 私設 | |

■防火水槽の設置状況 (4/4)

| 番号 | 所在地名称 | 町丁目 | 番地 | 形状 | 容量 | 設置 | 敷地 |
|-----|------------------|------|--------|------|--------------------|----|----------------|
| 165 | 敷島製パン大阪昭和工場内中央東側 | 池沢町 | 349-2 | 地下有蓋 | 43m ³ | 私設 | |
| 166 | 敷島製パン大阪昭和工場内北西側 | 池沢町 | 349-2 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 167 | 敷島製パン大阪昭和工場内東側 | 池沢町 | 349-2 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 168 | タマノイ酢(株)奈良工場 | 西町 | 100 | 地下有蓋 | 120m ³ | 私設 | 現場地下式有 |
| 169 | タマノイ酢(株)奈良工場 | 西町 | 100 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 現場地下式有 |
| 170 | ローレルコート郡山 | 高田町 | 96-7 | 地下有蓋 | 80m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 171 | プレステ朝日 | 朝日町 | 187-1 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 172 | エルコート小泉 | 小泉町 | 8-4 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 現場地下式有 |
| 173 | JR郡山駅東(南ウイング) | 高田町 | 93-14 | 地下有蓋 | 80m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 174 | ユニー株式会社 | 田中町 | 444 | 地下有蓋 | 80m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 175 | ユニー株式会社 | 田中町 | 444 | 地下有蓋 | 80m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 176 | ユニー株式会社 | 田中町 | 444 | 地下有蓋 | 80m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 177 | センチュリーアスカIX | 高田町 | 102-7 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 現場地下式有 |
| 178 | サンホテル大和郡山 | 筒井町 | 635-3 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 現場地下式有 |
| 179 | インクス郡山グラシア | 柳町 | 51-3 | 地下有蓋 | 80m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 180 | 新町片桐東団地 | 新町 | 247-3 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 181 | 栗原製作所 | 池沢町 | 90-3 | 地下有蓋 | 40m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 182 | シオノギクオリカプス株式会社 | 池沢町 | 321-5 | 地下有蓋 | 80m ³ | 私設 | 現場 |
| 183 | 矢田東村 | 矢田町 | 1217 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 公設 | 現場 |
| 184 | フォレオタウンつつい | 筒井町 | 531 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 185 | ローレルスクエア郡山ルーデンス | 柳町 | 4-1 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 186 | 県営小泉団地第1基工事 | 小泉町 | 1678-1 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 187 | 青藍病院 | 本庄町 | 1-1 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 188 | ネバーランド大和郡山 | 朝日町 | 256-5 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | 現場 |
| 189 | 栗原製作所 | 池沢町 | 90-8 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 190 | (株)三晃 | 馬司町 | 696 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 191 | センコー(株) | 横田町 | 141-1 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 192 | ホームセンター大和郡山市筒井店 | 筒井町 | 531-6 | 地下有蓋 | 60 m ³ | 私設 | 現場 |
| 193 | ホームセンター大和郡山市筒井店 | 筒井町 | 531-6 | 地下有蓋 | 60 m ³ | 私設 | 現場 |
| 194 | グローバル大和小泉 | 小泉東町 | 2-9-2 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | 現場 |
| 195 | 大徳食品(株) | 西町 | 123-6 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | 消防用水槽 (採水口) |
| 196 | 学校法人奈良学園 | 山田町 | 430 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 197 | イオンモール大和郡山① | 下三橋町 | 741 | 地下有蓋 | 100 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 198 | イオンモール大和郡山② | 下三橋町 | 741 | 地下有蓋 | 100 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 199 | イオンモール大和郡山③ | 下三橋町 | 741 | 地下有蓋 | 100 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 200 | イオンモール大和郡山④ | 下三橋町 | 741 | 地下有蓋 | 100 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 201 | イオンモール大和郡山⑤ | 下三橋町 | 741 | 地下有蓋 | 100 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 202 | イオンモール大和郡山⑥ | 下三橋町 | 741 | 地下有蓋 | 100 m ³ | 私設 | 二次製品貯蔵 |
| 203 | ピアッツァコート大和郡山駅前 | 朝日町 | 182-1 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | |
| 204 | 大和陸運(株) | 今国府町 | 88-2 | 地下有蓋 | 40 m ³ | 私設 | |

資料2-7 防火用水 『ため池』の状況

■防火用水 『ため池』の状況

| 指定番号 | ため池名 | 溜池番号 | 所在地 | 管理者 | 落水期間 | 協力了承 | 標識設置 | 備考 |
|---------------|---------------|----------|-----------------|---------------------|----------|--------------------|----------------------|-----------------|
| 1 | 若槻池 | 87 | 若槻町 | 平和土地改良区 | 9/中～3/下 | H7年8月28日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 2 | 里の前池 | 88 | 若槻町 | 若槻町自治会 | 9/中～3/下 | H7年8月28日 | H7年12月8日 | ポール |
| 3 | 小川裏池 | 12 | 北郡山町 | 県郡山土地改良区 | 1/中～2/下 | H7年8月28日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 4 | 浅池 | 13 | 北郡山町 | 県郡山土地改良区 | 1/中～2/下 | H7年7月6日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 5 | 広島池 | 14 | 北郡山町 | 県郡山土地改良区 | 1/中～2/下 | H7年7月6日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 6 | 高付上池 | 17 | 野垣内町 | 県郡山土地改良区 | 1/中～2/下 | H7年7月6日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 7 | 井戸野古池 | 96 | 井戸野町 | 井戸野水利組合 | 9/中～3/下 | H7年7月12日 | H7年12月8日 | ポール |
| 8 | 芦ヶ池 | 28 | 新木町 | 新木町自治会 | 午後即貯水 | H7年7月19日 | H7年12月8日 | ポール |
| 9 | 廻り池 | 27 | 新木町 | 新木町自治会 | 午後即貯水 | H7年7月19日 | H7年12月8日 | ポール |
| 10 | 外山池 | 65 | 外川町 | 外川土地改良区 | 清掃時 | H7年7月28日 | H7年12月16日 | ポール |
| 11 | 柏木池 | 128 | 柏木町 | 柏木町自治会 | | H7年7月31日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 12 | 並池 | 74 | 山田町 | 山田町水利組合 | 10/初～下 | H7年8月4日 | H7年12月8日 | フェンス |
| 13 | 長池 | | 矢田山町 | 山田原谷水利組合 | | H7年8月7日 | H7年12月21日 | フェンス |
| 14 | 菩提池 | 154 | 小泉町 | 小泉西方水利組合 | | H7年8月9日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 15 | 滋光院蓮池 | 146 | 小泉町 | 小泉西方水利組合 | | H7年8月9日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 16 | 峠上池 峠下池 | 47 46 | 矢田町 | 北矢田自治会 | | H7年8月9日 | H7年12月16日 | ポール2本 |
| 17 | 奥新池 | 4 | 九条町 | 郡山九条土地改良区 | | H7年8月10日 | H7年12月16日 | ポール |
| 18 | 瀬戸谷池 | 48 | 矢田町 | 北矢田自治会 | | H7年8月9日 | H8年1月13日 | ポール |
| 19 | 額田部東池 | 130 | 額田部北町 | 額田部北町自治会 | | H7年8月14日 | H7年12月12日 | フェンス |
| 20 | 宮堂新池 | 123 | 宮堂町 | 宮堂町水利組合 | 12/～3/ | H7年8月14日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 21 | 宮堂古池 | 122 | 宮堂町 | 宮堂町水利組合 | 12/～3/ | H7年8月14日 | H8年9月6日 | フェンス |
| 22 | 桧垣池 | 116 | 新庄町 | 治道南部土地改良区 | 10/初～3/中 | H7年8月15日 | H8年1月13日 | ポール |
| 23 | 馬司西池 | 126 | 馬司町 | 馬司土地改良区 | 11/初～2/下 | H7年8月15日 | H8年1月13日 | ポール |
| 24 | 馬司東池 | 124 | 馬司町 | 馬司土地改良区 | | H7年8月15日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 25 | 飛車ヶ池 | 125 | 馬司町 | 馬司土地改良区 | | H7年8月15日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 26 | 十楚池 | 40 | 丹後庄町 | 丹後庄土地改良区 | | H7年8月15日 | H8年1月16日 | ポール |
| 27 | 横田下池 | 114 | 横田町 | 治道南部土地改良区 | 10/初～3/中 | H7年8月15日 | H8年1月16日 | ポール |
| 28 | 島池 | 43 | 城町 | 城町自治会 | | H7年8月15日 | H7年12月7日 | フェンス |
| 29 | 材木町裏池 | 24 | 高田町 | 郡山土地改良区 | | H7年7月28日 | H8年1月16日 | ポール2本 |
| 30 | 市役所前池 | 162 | 北郡山町 | 郡山土地改良区高田・柳町支部 | | H7年8月21日 | H7年11月30日 | ポール |
| 31 | 鰻堀池 | 20 | 城内町 | 郡山土地改良区高田・柳町支部 | | H9年9月10日 | H9年10月21日 | ポール |
| 32 | 鷺池 | 21 | 城見町 | 郡山土地改良区高田・柳町支部 | | H9年9月10日 | H9年10月21日 | ポール |
| 33 | 堀 | 86 | 稗田町 | 稗田町自治会 | | H7年12月19日 | H7年12月20日 | ポール |
| 34 | 小玉池 | 129 | 額田部北町 | 額田部北町・西町自治会 | | H8年1月29日 | H8年2月14日 | フェンス |
| 35 | クチナシ池 | 2 | 九条町 | 郡山九条土地改良区 | | H8年1月12日 | H8年1月16日 | ポール |
| 36 | 的場新池 | 90 | 大江町 | 大江町自治会 | | H8年8月15日 | H8年9月5日 | フェンス |
| 37 | 鴨池 | 26 | 新木町 | 新木町水利組合 | | H8年9月4日 | H8年9月5日 | フェンス |
| 38 | 田中上池 | 135 | 田中町 | 田中町水利組合 | | H8年9月4日 | H8年9月5日 | フェンス |
| 39 | 田中下池 | 136 | 田中町 | 田中町水利組合 | | H8年9月4日 | H8年9月5日 | フェンス |
| 40 | 尼ヶ池 | 15 | 北郡山町 | 北郡山土地改良区 | | H8年9月17日 | H8年9月18日 | フェンス |
| 41 | 鴨ヶ池 | 9 | 城北町 | 北郡山土地改良区 | | H8年9月17日 | H8年9月18日 | フェンス |
| 42 | 池之内古池 | 143 | 池之内町 | 池之内町水利組合 | | H8年10月23日 | H9年2月12日 | フェンス |
| 43 | 小南西池 | 138 | 小南町 | 小南町水利組合 | | H8年10月23日 | H8年10月25日 | フェンス |
| 44 | 小南新池 | 139 | 小南町 | 小南町水利組合 | | H8年10月23日 | H8年10月25日 | フェンス |
| 45 | 杉新池 | 34 | 杉町 | 杉町水利組合 | | H8年11月29日 | H年 月 日 | |
| 46 | 推古神社南池 | 163 | 額田部北町 | 額田部北町・南町自治会 | | H8年12月16日 | H8年12月17日 | フェンス |
| 47 | 子供図書館下の池 | 164 | 額田部北町 | 額田部南町自治会 | | H8年11月29日 | H8年12月19日 | フェンス |
| 48 | 松陰池 | 165 | 城内町 | (財)柳沢文庫 | | H9年2月10日 | H9年3月27日 | ポール |
| 49 | 堀池 | 166 | 城内町 | (財)柳沢文庫 | | H9年2月10日 | H9年3月27日 | ポール |
| 50 | 天井池 | 29 | 天井町 | 天井町水利組合 | | H10年6月4日 | H10年6月4日 | フェンス |

[国土交通大臣管理区間重要水防箇所]

■直轄河川重要水防箇所別調書 [堤防高]

| 番号 | 河川名 | 左右岸の別 | 種別 | 重要度 | 地先名 | 距離杭 | 延長(m) | 担当出張所 | 備考 |
|----|-----|-------|-----|-----|------------|-----------|-------|-------|----|
| 13 | 佐保川 | 左 | 堤防高 | A | 大和郡山市額田部南町 | 0.0k~1.2k | 1,227 | 王寺 | |
| 14 | 佐保川 | 左 | 堤防高 | B | 大和郡山市長安寺町 | 1.2k~2.2k | 935 | 王寺 | |
| 15 | 佐保川 | 左 | 堤防高 | A | 大和郡山市番条町 | 2.4k~4.8k | 2,395 | 王寺 | |
| 16 | 佐保川 | 左 | 堤防高 | B | 大和郡山市稗田町 | 4.8k~5.0k | 218 | 王寺 | |
| 17 | 佐保川 | 左 | 堤防高 | A | 大和郡山市高田町 | 5.0k~6.6k | 1,560 | 王寺 | |
| 18 | 佐保川 | 左 | 堤防高 | B | 大和郡山市下三橋町 | 6.6k~7.2k | 594 | 王寺 | |
| 20 | 佐保川 | 右 | 堤防高 | A | 大和郡山市額田部北町 | 0.0k~0.8k | 806 | 王寺 | |
| 21 | 佐保川 | 右 | 堤防高 | B | 大和郡山市長安寺町 | 0.8k~2.2k | 1,298 | 王寺 | |
| 22 | 佐保川 | 右 | 堤防高 | B | 大和郡山市馬司町 | 2.4k~2.6k | 210 | 王寺 | |
| 23 | 佐保川 | 右 | 堤防高 | A | 大和郡山市筒井町 | 2.6k~4.8k | 2,156 | 王寺 | |
| 24 | 佐保川 | 右 | 堤防高 | B | 大和郡山市杉町 | 4.8k~5.0k | 227 | 王寺 | |
| 25 | 佐保川 | 右 | 堤防高 | A | 大和郡山市本庄町 | 5.0k~5.4k | 394 | 王寺 | |
| 26 | 佐保川 | 右 | 堤防高 | B | 大和郡山市高田町 | 5.4k~5.6k | 191 | 王寺 | |
| 27 | 佐保川 | 右 | 堤防高 | A | 大和郡山市高田町 | 5.6k~5.8k | 205 | 王寺 | |
| 28 | 佐保川 | 右 | 堤防高 | A | 大和郡山市高田町 | 6.0k~6.4k | 387 | 王寺 | |
| 29 | 佐保川 | 右 | 堤防高 | B | 大和郡山市高田町 | 6.4k~7.2k | 781 | 王寺 | |
| 30 | 佐保川 | 右 | 堤防高 | B | 大和郡山市観音寺町 | 7.4k~8.0k | 601 | 王寺 | |

■直轄河川重要水防箇所別調書 [堤防断面]

| 番号 | 河川名 | 左右岸の別 | 種別 | 重要度 | 地先名 | 距離杭 | 延長(m) | 担当出張所 | 備考 |
|----|-----|-------|------|-----|------------|------------------|-------|-------|----|
| 37 | 大和川 | 右 | 堤防断面 | B | 大和郡山市額田部南町 | 36.0k~36.2k+110m | 379 | 王寺 | |
| 41 | 佐保川 | 右 | 堤防断面 | B | 大和郡山市長安寺町 | 1.4k~1.6k | 204 | 王寺 | |
| 42 | 佐保川 | 右 | 堤防断面 | B | 大和郡山市番条町 | 3.8k~4.0k | 193 | 王寺 | |
| 43 | 佐保川 | 右 | 堤防断面 | B | 大和郡山市高田町 | 5.4k~5.6k | 191 | 王寺 | |

■直轄河川重要水防箇所別調書 [すべり]

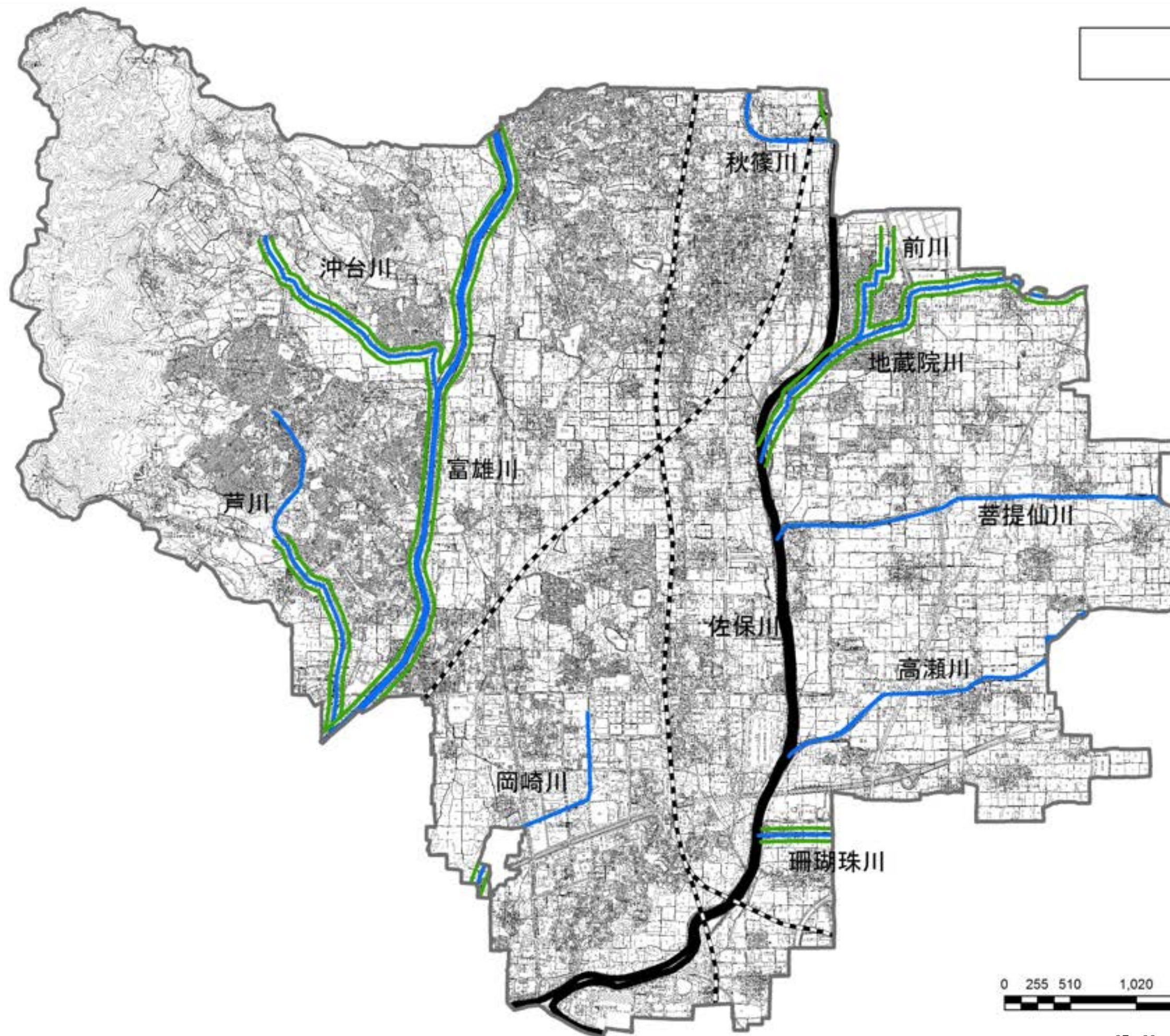
| 番号 | 河川名 | 左右岸の別 | 種別 | 重要度 | 地先名 | 距離杭 | 延長(m) | 担当出張所 | 備考 |
|----|-----|-------|-----|-----|-----------|-----------------------|-------|-------|----|
| 46 | 佐保川 | 左 | すべり | B | 大和郡山市下三橋町 | 6.7k+94.5m~7.3k+48.0m | 550 | 王寺 | |

■直轄河川重要水防箇所別調書 [漏水]

| 番号 | 河川名 | 左右岸の別 | 種別 | 重要度 | 地先名 | 距離杭 | 延長(m) | 担当出張所 | 備考 |
|----|-----|-------|----|-----|------------|-----------------------|-------|-------|----|
| 51 | 佐保川 | 左 | 漏水 | B | 大和郡山市伊豆七条町 | 2.7k+40.8m~3.0k+71.6m | 330 | 王寺 | |
| 52 | 佐保川 | 左 | 漏水 | B | 大和郡山市下三橋町 | 6.7k+94.5m~7.3k+48.0m | 550 | 王寺 | |
| 53 | 佐保川 | 右 | 漏水 | B | 大和郡山市額田部北町 | 0.7k~1.2k+82.0m | 551 | 王寺 | |
| 54 | 佐保川 | 右 | 漏水 | B | 大和郡山市長安寺町 | 2.2k+60.9m~2.3k+90.7m | 130 | 王寺 | |

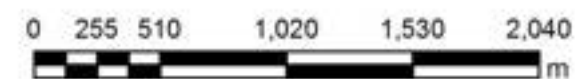
参考：奈良県水防計画（平成24年度）資料

水防区域図



凡例

- 大臣管理区間
- 知事管理区間
- 重要水防箇所



■直轄河川重要水防箇所別調書 [工作物]

| 番号 | 河川名 | 左右岸の別 | 種別 | 重要度 | 地先名 | 距離杭 | 担当出張所 | 備考 |
|----|-----|-------|-----|-----|------------|------------|-------|--------------------|
| 61 | 佐保川 | 左 | 工作物 | A | 大和郡山市長安寺町 | 2.0k+153m | 王寺 | 芹川樋門 |
| 62 | 佐保川 | 左 | 工作物 | A | 大和郡山市番条町 | 4.8k-6m | 王寺 | 番条北用水(樋門) |
| 63 | 佐保川 | 右 | 工作物 | A | 大和郡山市額田部北町 | 1.2k+68m | 王寺 | 須原横樋門 |
| 64 | 佐保川 | 右 | 工作物 | A | 大和郡山市馬司町 | 3.0k+115m | 王寺 | 馬司樋門 |
| 65 | 佐保川 | 右 | 工作物 | A | 大和郡山市番条町 | 3.8k+100m | 王寺 | 西浦量川排水樋管 |
| 66 | 佐保川 | 右 | 工作物 | A | 大和郡山市番条町 | 4.8k-10m | 王寺 | 杉の前樋管 |
| 67 | 佐保川 | 右 | 工作物 | A | 大和郡山市番条町 | 4.8k-8m | 王寺 | 番条北井堰 |
| 68 | 佐保川 | 右 | 工作物 | A | 大和郡山市野垣内町 | 7.4k+16m | 王寺 | 大川用水(樋管) |
| 84 | 大和川 | 左 | 工作物 | A | 川西町吐田 | 35.8k+78m | 王寺 | 板屋ヶ瀬橋 |
| | | 右 | | | 大和郡山市額田部南町 | 35.8k+100m | | |
| 85 | 佐保川 | 左 | 工作物 | A | 大和郡山市額田部南町 | 0.1k+54m | 王寺 | 高橋 |
| | | 右 | | | 大和郡山市額田部寺町 | 0.1k+57m | | |
| 86 | 佐保川 | 左 | 工作物 | A | 大和郡山市宮堂町 | 1.4k+43m | 王寺 | 近鉄樞原線佐保川橋梁 |
| | | 右 | | | 大和郡山市長安寺町 | 1.4k+112m | | |
| 87 | 佐保川 | 左 | 工作物 | A | 大和郡山市長安寺町 | 1.8k-68m | 王寺 | 宮堂橋*H1 改築済み |
| | | 右 | | | 大和郡山市長安寺町 | 1.8k-68m | | |
| 88 | 佐保川 | 左 | 工作物 | B | 大和郡山市長安寺町 | 1.8k-42m | 王寺 | 近鉄天理線佐保川橋梁*H1 改築済み |
| | | 右 | | | 大和郡山市長安寺町 | 1.8k-51m | | |
| 89 | 佐保川 | 左 | 工作物 | B | 大和郡山市長安寺町 | 2.0k+50m | 王寺 | 三郷橋*H6 改築済み |
| | | 右 | | | 大和郡山市長安寺町 | 2.0k+47m | | |
| 90 | 佐保川 | 左 | 工作物 | B | 大和郡山市伊豆七条町 | 2.6k+22m | 王寺 | 西名阪佐保川橋 |
| | | 右 | | | 大和郡山市馬司町 | 2.6k+23m | | |
| 91 | 佐保川 | 左 | 工作物 | A | 大和郡山市番条町 | 4.4k+40m | 王寺 | 寿橋 |
| | | 右 | | | 大和郡山市番条町 | 4.4k+41m | | |
| 92 | 佐保川 | 左 | 工作物 | B | 大和郡山市稗田町 | 5.0k-20m | 王寺 | 杉橋 |
| | | 右 | | | 大和郡山市杉町 | 5.0k-20m | | |
| 93 | 佐保川 | 左 | 工作物 | A | 大和郡山市稗田町 | 5.0k-9m | 王寺 | 佐保川水管橋 |
| | | 右 | | | 大和郡山市杉町 | 5.0k-5m | | |
| 94 | 佐保川 | 左 | 工作物 | A | 大和郡山市高田町 | 5.8k+31.0m | 王寺 | 稗田橋 |
| | | 右 | | | 大和郡山市高田町 | 5.8k+36.0m | | |

■直轄河川重要水防箇所別調書 [破堤跡・旧川跡]

| 番号 | 河川名 | 左右岸の別 | 種別 | 要注意箇所 | 地先名 | 距離杭 | 延長(m) | 担当出張所 | 備考 |
|-----|-----|-------|---------|-------|-----------|-----------|-------|-------|-----|
| 103 | 佐保川 | 右 | 破堤跡・旧川跡 | ○ | 大和郡山市稗田町 | 5.3k~5.5k | 186 | 王寺 | 旧川跡 |
| 104 | 佐保川 | 右 | 破堤跡・旧川跡 | ○ | 大和郡山市長安寺町 | 2.1k~2.3k | 196 | 王寺 | 旧川跡 |
| 105 | 佐保川 | 右 | 破堤跡・旧川跡 | ○ | 大和郡山市馬司町 | 2.5k~2.7k | 207 | 王寺 | 旧川跡 |
| 106 | 佐保川 | 右 | 破堤跡・旧川跡 | ○ | 大和郡山市馬司町 | 2.9k~3.1k | 192 | 王寺 | 旧川跡 |
| 107 | 佐保川 | 左 | 破堤跡・旧川跡 | ○ | 大和郡山市杉町 | 5.1k~5.3k | 197 | 王寺 | 旧川跡 |

参考：奈良県水防計画（平成24年度）資料

■水防警報指定河川（知事管理区間）

| 河川名 | 左右岸 | 関係土木事務所 | 関係水防管理団体名 | 重要水防箇所 | | 種別 | 特に重要な水防箇所 | | 種別 |
|------|-----|---------|---------------------|---------------------------|-------|-------------|-----------|-------|----|
| | | | | 位置 | 延長(m) | | 位置 | 延長(m) | |
| 秋篠川 | 右 | 奈良郡山 | 奈良市 大和郡山市 | 自 奈良市川上町 ～ 至 秋篠川合流点 | 7,900 | 堤防高 家屋連担 | | | |
| 富雄川 | 左 | 郡山 | 大和郡山市 斑鳩町 安堵町 | 自 奈良・大和郡山市界 至 安堵町笠目 | 6,950 | 堤防高 | | | |
| | 右 | 郡山 | 大和郡山市 斑鳩町 安堵町 | 自 奈良・大和郡山市界 至 安堵町笠目 | 6,950 | 堤防高 | | | |
| 地藏院川 | 左 | 郡山 | 大和郡山市 | 自 奈良・大和郡山市界 至 佐保川合流点 | 3,420 | 堤防高 家屋連担 | | | |
| | 右 | 郡山 | 大和郡山市 | 自 奈良・大和郡山市界 至 佐保川合流点 | 3,420 | 堤防高 家屋連担 | | | |

■水防警報河川以外の河川（知事管理区間）

| 河川名 | 左右岸 | 関係土木事務所 | 関係水防管理団体名 | 重要水防箇所 | | 種別 | 特に重要な水防箇所 | | 種別 |
|------|-----|---------|-----------|------------------------|-------|-------------|-----------|-------|----|
| | | | | 位置 | 延長(m) | | 位置 | 延長(m) | |
| 前川 | 左 | 郡山 | 大和郡山市 | 自 放水路分岐点 至 地藏院川合流点 | 1,200 | 堤防高 家屋連担 | | | |
| | 右 | 郡山 | 大和郡山市 | 自 放水路分岐点 至 地藏院川合流点 | 1,200 | 堤防高 家屋連担 | | | |
| 沖台川 | 左 | 郡山 | 大和郡山市 | 自 大和郡山市矢田町 至 富雄川合流点 | 2,200 | 堤防高 | | | |
| | 右 | 郡山 | 大和郡山市 | 自 大和郡山市矢田町 至 富雄川合流点 | 2,200 | 堤防高 | | | |
| 芦川 | 左 | 郡山 | 大和郡山市 | 自 大和郡山市小泉町 至 富雄川合流点 | 1,500 | 堤防高 | | | |
| | 右 | 郡山 | 大和郡山市 | 自 大和郡山市小泉町 至 富雄川合流点 | 1,500 | 堤防高 | | | |
| 珊瑚珠川 | 左 | 郡山 | 大和郡山市 | 自 大和郡山市八条町 至 佐保川合流点 | 600 | 堤防高 | | | |
| | 右 | 郡山 | 大和郡山市 | 自 大和郡山市八条町 至 佐保川合流点 | 600 | 堤防高 | | | |

参考：奈良県水防計画（平成24年度）資料

資料3-2 水防警報発表河川

■国土交通省大臣が指定する河川

| 河川名 | 区域 | 対象量水標 | 水位 (m) |
|--------------|--|-------|--|
| 大和川 左岸 右岸 | 磯城郡川西町大字吐田字幸衛門裏から 額田部南方から 大阪府界まで | 板東 | 水防団待機水位 2.00 はん濫注意水位 3.00 避難判断水位 3.50 計画高水位 5.64 |
| 佐保川 左岸 右岸 | 秋篠川合流点から 秋篠川合流点から 大和川合流点まで | 番条 | 水防団待機水位 1.00 はん濫注意水位 2.40 避難判断水位 2.70 計画高水位 3.922 |

■奈良県知事が指定する河川

| 河川名 | 区域 | 対象量水標 | 水位 (m) |
|---------------|---|-------|---|
| 大和川 右岸 | 西日本旅客鉄道桜井線鉄橋から 国土交通大臣が水防警報を行う指定河川 との境界まで | 庵治 | 水防団待機水位 1.60 はん濫注意水位 3.10 避難判断水位 3.20 |
| 佐保川 左岸 右岸 | 奈良市川上町91番地から 奈良市川上町369番地から 国土交通大臣が水防警報を行う指定河川 との境界まで | 法蓮 | 水防団待機水位 0.70 はん濫注意水位 1.20 避難判断水位 1.30 |
| 秋篠川 左岸 右岸 | 奈良市中山町秋篠川上流端から 奈良市学園朝日元町秋篠川上流端から 佐保川合流点まで | 秋篠 | 水防団待機水位 1.10 はん濫注意水位 2.10 避難判断水位 2.20 |
| 富雄川 左岸 右岸 | 奈良市二名平野 (奈良市と生駒市の境界から) 奈良市二名 (奈良市と生駒市の境界から) 大和川合流点まで | 石木 | 水防団待機水位 1.00 はん濫注意水位 1.70 避難判断水位 1.80 |
| 地藏院川 左岸 右岸 | 奈良市藤原町十六橋から 奈良市藤原町十六橋から 佐保川合流点まで | 下三鴨 | 水防団待機水位 1.20 はん濫注意水位 1.90 避難判断水位 2.20 |

参考：奈良県水防計画（平成24年度）資料

資料3-3 水防倉庫設置箇所

■水防倉庫設置箇所

| 番号 | 河川名 | 設置場所 | 面積(m ²) |
|----|------|-----------|---------------------|
| 2 | 管内河川 | 大和郡山市満願寺町 | 177.6 |
| 13 | 佐保川 | 大和郡山市本庄町 | 30.0 |
| 14 | 富雄川 | 大和郡山市北郡山町 | 50.0 |

参考：奈良県水防計画（平成24年度）資料

資料3-4 市所有水防資材備蓄状況

■市所有水防資材備蓄状況

| 水防資機材 | 備蓄数量 | 単位 |
|-------|--------|----|
| 袋類 | 19,050 | 袋 |
| 杭 | 433 | 本 |
| シート | 31 | 枚 |
| むしろ | — | |
| 縄巻 | 14 | M |
| 丸太 | — | |
| 板類 | — | |
| 鉄棒 | — | |
| 釘 | 50 | Kg |
| かすがい | — | |
| 蛇籠 | — | |
| スコップ | 126 | 丁 |
| つるはし | 6 | 丁 |
| とびくち | — | |
| くわ | 13 | 丁 |
| かま | 16 | 丁 |
| なた | 7 | 丁 |
| のこぎり | 4 | 丁 |
| かけや | 15 | 丁 |
| ペンチ | 11 | 丁 |
| 金槌 | 15 | 丁 |
| 懐中電灯 | 45 | 個 |

(平成24年1月1日現在)

参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度版）

資料3-5 井堰・樋門一覧

■国土交通省管理樋門

| 番号 | 施設名 | 所在 | | | | 捲上機 | | | 吐口断面 (内径、縦m×横 m ×門数) | 吐口 敷高 (m) | 連絡先 |
|----|-------|---------|---------------------|---------------|-------------|-------------|----------|---------------|---|-----------------|---|
| | | 河川 名 | 距離標 | 支川 名 | 地名 | 形式 | 主動 力 | 予備 動力 | | | |
| 9 | 安郷樋門 | 大和川 | 右岸 36.0k + 31.0m | 中川 | 額田部南町 地先 | ワイヤー ロープ | 電動 | 手動 | (4.00×6.00×1) (4.00×3.00×1) 4.00×4.00×1 | TP +37.41 | 国土交通省 大和川河川 事務所 王寺出張所 0745 73-6571 |
| 10 | 須原樋門 | 佐保川 | 右岸 0.4k - 56.0m | 九段 切川 | 額田部北町 地先 | ワイヤー ロープ | 電動 | 手動 | 3.00×5.00×1 | TP +38.86 | |
| 13 | 平和樋門 | 佐保川 | 右岸 4.8k - 18.0m | 平和 川 | 番条町地先 | ワイヤー ロープ | エン ジン | 手動 | 2.00×6.20×1 | TP +45.87 | |
| 14 | 前川樋門 | 佐保川 | 左岸 7.2k - 58.0m | 前川 放水 路 | 下三橋町 地先 | ラック | 電動 | 発動 発電 機 | 3.50×7.10×1 | TP +47.98 | |
| 15 | 杉田樋門 | 佐保川 | 右岸 5.0k - 60.0m | 本庄 川 | 杉町地先 | ラック | 電動 | 発動 発電 機 | 2.50×2.50×1 | TP +45.30 | |
| 16 | 天井川樋門 | 佐保川 | 右岸 5.2k + 37.0m | 天井 川 | 杉町地先 | ラック | 電動 | 発動 発電 機 | 2.50×3.50×1 | TP +45.60 | |
| 17 | 蟹川樋門 | 佐保川 | 右岸 5.2k + 175.0m | 蟹 川 | 天井町地先 | ワイヤー ロープ | 電動 | 発動 発電 機 | 9.95×12.50×1 | TP +45.21 | |

■県管理の樋門

| 番号 | 樋門名 | 河川名 | 左右 岸 | 所在地 (取水 位置) | 管理 責任者 | 操作 責任 者 | 住所 | 電話 | 操作基準 |
|----|------|--------------|---------|-------------------|-----------|---------------|--------------|------------------|----------------------|
| 3 | 暗郷樋門 | 放流 (大和川へ) | 右 | 額田部南 | 奈良県 | 奈良県浄化 センター | 額田部南町 160 | 56-2830 ~2833 | 奈良県浄化センター 管理規定による |

参考：奈良県水防計画（平成24年度）資料

■国土交通省管理以外の井堰

| 番号 | 井堰名 | 河川名 | 所在地 (取水位置) | 構造 | | | 管理責任者 | 電話 |
|----|----------|------|---------------|--------------|------|------|-----------------------|--------------------|
| | | | | 形式 | H | W | | |
| 62 | 上戸井堰 | 富雄川 | 城 | 自動転倒 ゲート | 0.5 | 20.4 | 城町水利組合 | 52-6038 |
| 63 | 三箇・十箇統合堰 | 富雄川 | 城 | ランク井 堰 | 2.2 | 19.2 | 富雄川筋十箇土地改良区 三箇水利組合 | 52-3782 52-4646 |
| 64 | 外川井堰 | 富雄川 | 外川 | 自動倒状 ゲート | 2.0 | 20.0 | 外川土地改良区 | 52-5062 |
| 65 | 七ヶ村井堰 | 富雄川 | 外川 | 自動倒状 ゲート | 1.5 | 31.0 | 七ヶ井堰水利組合 | 56-1721 |
| 66 | 大 | 蟹川 | 高田 | 自動倒状 ゲート | 2.6 | 11.5 | 郡山土地改良区 | 52-4321 |
| 67 | 橋本 | 蟹川 | 高田 | 可動堰 | 2.0 | 7.1 | 郡山土地改良区 | 52-4321 |
| 68 | 九ノ坪 | 蟹川 | 高田 | 可動堰 | 0.7 | 4.1 | 郡山土地改良区 | 52-4321 |
| 69 | 長願寺池取水堰 | 地蔵院川 | 上三橋 | 巻上げ式 ゲート | 2.1 | 10.0 | 平和土地改良区 | 52-5080 |
| 70 | 合田井堰 | 地蔵院川 | 下三橋 | 可動堰 | 2.5 | 10.3 | 下三橋水利組合 | 54-0660 |
| 71 | 大久保井堰 | 地蔵院川 | 下三橋 | 巻上げ式 ゲート | 1.8 | 10.0 | 下三橋水利組合 | 54-0660 |
| 72 | 大師井堰 | 地蔵院川 | 稗田 | 可動堰 | 4.8 | 11.0 | 稗田水利組合 | 52-7953 |
| 73 | 中城北井堰 | 菩提仙川 | 中城 | ゴム引布 製起伏堰 | 2.0 | 16.6 | 治道北土地改良区 | 59-0289 |
| 74 | 高橋井堰 | 菩提仙川 | 番条 | ゴム引布 製起伏堰 | 2.0 | 17.9 | 治道北土地改良区 | 59-0289 |
| 75 | 玄田取水堰 | 量川 | 筒井 | 巻上げ式 ゲート | 1.2 | 2.4 | 筒井土地改良区 | 56-1108 |
| 76 | 北浦取水堰 | 量川 | 筒井 | ゴム引布 製起伏堰 | 0.9 | 6.0 | 筒井土地改良区 | 56-1108 |
| 77 | 荒池水堰 | 量川 | 筒井 | ゴム引布 製起伏堰 | 0.7 | 6.0 | 筒井土地改良区 | 56-1108 |
| 78 | 箱田井堰 | 高瀬川 | 横田 | ゴム引布 製起伏堰 | 2.5 | 6.8 | 横田町水利組合 | 56-2667 |
| 79 | 高瀬川取入堰 | 高瀬川 | 伊豆七条 | ゴム引布 製起伏堰 | 2.0 | 6.0 | 治道北土地改良区 | 56-0608 |
| 80 | 北池込口塚取入堰 | 珊瑚珠川 | 八条 | 巻上げ式 ゲート | 1.45 | 10.0 | 八条町土地改良区 | 56-3511 |
| 81 | 中川大門井堰 | 中川 | 八条 | 巻上げ式 ゲート | 1.5 | 1.8 | 八条町土地改良区 | 56-3511 |

参考：奈良県水防計画（平成24年度）資料

資料4-1 非常通信経路

■非常通信経路

| 市役所 から(km) | 非 常 通 信 経 路 | | | |
|---------------|------------------|----------------------|-----|-----------------|
| 0 | 大和郡山市 (市民安全課) | ————— | [県] | 県庁 (防災統括室) |
| 0.5 | 近鉄郡山駅 | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | [近] | 近鉄奈良駅 |
| 2.0 | 大和郡山 消防署 | ————— | [消] | 奈良市消防局 |
| 2.1 | 郡山警察署 (地域課) | ————— | [警] | 県警本部 (通信指令課) |
| 6.0 | 関電奈良電力所 | ————— | [関] | 関電奈良支店 |
| | | | | [県] |
| | | | | 県庁 (防災統括室) |

————— 無線区間 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ 有線区間 使送区間

資料4-2 県防災行政無線局設置状況及び電話番号（統制局・支部局）

■県防災行政無線局設置状況及び電話番号（統制局）（1/2）

| 局名 | 課名 | 防災TEL | 防災FAX | 備考及びNTT電話番号 | |
|---------------|------------|-------|-------|-------------|---------|
| 県庁統制局 | 災害対策本部室 | 9100 | | 災害対策本部設置時のみ | |
| | 災对本部スタッフ室 | 9110 | | 災害対策本部設置時のみ | |
| | 統制室 | | 9059 | | 国交省回線用 |
| | | | 100 | | 統制指令台 |
| | | | 101 | | 全県移動統制台 |
| | | | 9070 | 9210 | |
| | | | 9071 | | |
| | 防災統括室 | | 9191 | 9199 | 消防庁回線 |
| | | | 9009 | | |
| | | | 9010 | | |
| | | | 9011 | 9300 | |
| | | | | | |
| | 知事 | 9000 | | 災害対策本部設置時のみ | |
| | 副知事 | 9001 | | 災害対策本部設置時のみ | |
| | | 9002 | | 災害対策本部設置時のみ | |
| | 危機管理監 | 9006 | | 災害対策本部設置時のみ | |
| | 総務部長 | 9005 | | | |
| | 秘書課 | 9007 | 9344 | | |
| | 広報広聴課 | 9008 | 9336 | | |
| | 消防救急課 | 9029 | 9374 | | |
| | 総務部総務課 | 9012 | 9332 | | |
| | 県政情報センター | | 9333 | | |
| | 財政課 | 9013 | 9337 | | |
| | 税務課 | | 9341 | | |
| | 統計課 | | 9343 | | |
| | 情報システム課 | | 9339 | | |
| | 地域振興部企画管理室 | 9014 | 9302 | | |
| | 地域政策課 | | 9303 | | |
| | 市町村振興課 | | 9338 | | |
| 南部振興課 | | 9302 | | | |
| 安全・安心まちづくり推進課 | 9030 | 9305 | | | |
| ならの魅力創造課 | | 9308 | | | |
| 健康福祉部企画管理室 | 9015 | 9368 | | | |
| 障害福祉課 | | 9372 | | | |
| 長寿社会課 | | 9370 | | | |
| こども家庭課 | | 9371 | | | |
| 保険指導課 | | 9373 | | | |
| 医療政策部企画管理室 | 9016 | 9364 | | | |
| 保健予防課 | | 9365 | | | |
| 薬務課 | | 9367 | | | |
| 消費・生活安全課 | 9017 | 9366 | | | |
| くらし創造部企画管理室 | 9018 | 9325 | | | |
| 人権施策課 | | 9330 | | | |
| 女性支援課 | | 9328 | | | |
| 環境政策課 | | 9326 | | | |
| 風致景観課 | | 9307 | | | |
| 廃棄物対策課 | | 9331 | | | |
| 産業・雇用振興部企画管理室 | | 9375 | | | |
| 地域産業課 | 9019 | | | | |
| 商業振興課 | | 9324 | | | |
| 工業振興課 | | 9321 | | | |
| 雇用労政課 | | 9323 | | | |

■ 県防災行政無線局設置状況及び電話番号（統制局）（2/2）

| 局 名 | 課 名 | 防災TEL | 防災FAX | 備考及びNTT電話番号 |
|------------|-----------|-------|--------|-------------|
| 県庁統制局 | 農林部企画管理室 | 9020 | 9356 | |
| | 農業水産振興課 | | 9361 | |
| | 畜産課 | | 9359 | |
| | 農村振興課 | 9021 | 9357 | |
| | 林業振興課 | 9022 | 9363 | |
| | 林業基盤課 | | 9362 | |
| | 土木部長 | 9040 | | 国交省回線用 |
| | 土木部企画管理室 | 9023 | 9345 | |
| | | 9041 | | 国交省回線用 |
| | | 9042 | | 国交省回線用 |
| | 道路建設課 | | 9354 | |
| | | 9043 | | 国交省回線用 |
| | | 9044 | | 国交省回線用 |
| | 道路管理課 | | | |
| | | 9024 | | 国交省回線用 |
| | | 9045 | | 国交省回線用 |
| | | 9046 | | 国交省回線用 |
| | 河川課 | | 9220 | |
| | | 9025 | | 国交省回線用 |
| | | 9047 | | 国交省回線用 |
| | | ～ | | |
| | | 9050 | | 国交省回線用 |
| | 砂防課 | | 9351 | |
| | | 9052 | | 国交省回線用 |
| | 地域デザイン推進課 | | 9353 | |
| | | 9053 | | 国交省回線用 |
| | 下水道課 | | 9347 | |
| | | 9026 | | 国交省回線用 |
| | | 9054 | | 国交省回線用 |
| | | 9055 | | 国交省回線用 |
| 住宅課 | | 9352 | | |
| | 9056 | | 国交省回線用 | |
| 建築課 | | 9350 | | |
| | 9057 | | 国交省回線用 | |
| 営繕課 | | 9346 | | |
| 技術管理課 | | 9349 | | |
| | 9058 | | 国交省回線用 | |
| 会計局総務課 | 9004 | 9318 | | |
| 監査委員会事務局 | | 9301 | | |
| 議会事務局 | 9028 | 9310 | | |
| 監査委員会企画管理室 | 9027 | 9312 | | |
| 人権・社会教育課 | | 9315 | | |
| 教職員課 | | 9314 | | |
| 学校教育課 | | 9313 | | |
| 保健体育課 | | 9317 | | |
| 文化財保存課 | | 9316 | | |
| 県警警備第二課 | | 9039 | | |
| 衛星可搬局 1 | 901 | | | |
| 衛星可能局 2 | 902 | | | |
| 衛星可能局 3 | 903 | | | |

■県防災行政無線局設置状況及び電話番号（支部局）

| 局名 | 課名 | 防災TEL | 防災FAX | 備考及びN T T電話番号 |
|-----|---------|-------|-------|---------------|
| 支部局 | 奈良土木事務所 | 操作室 | 9411 | 9410 9413 |
| | 郡山土木事務所 | 操作室 | 9421 | 9420 |
| | 高田土木事務所 | 水防指令室 | 9431 | 9430 |
| | 桜井土木事務所 | 操作室 | 9441 | 9440 |
| | 宇陀土木事務所 | 操作室 | 9451 | 9450 |
| | 吉野土木事務所 | 操作室 | 9461 | 9460 |
| | 五條土木事務所 | 操作室 | 9471 | 9470 |

■市町村（端末局）

| 市町村名 | 局番号 | 防災TEL | 防災FAX | FAX設置場所 | N T T電話番号（役場代表） | |
|-------|------|-------|-------|---------|-----------------|--------------|
| 奈良市 | 201 | 2261 | 2090 | 市民安全課 | 0742-34-4930 | |
| 大和高田市 | 202 | 227 | 491 | 自治振興課 | 0745-22-1101 | |
| 大和郡山市 | 203 | 629 | 290 | 市民安全課 | 0743-53-1151 | |
| 天理市 | 204 | 404 | 890 | 防災課 | 0743-63-1001 | |
| 橿原市 | 205 | 8730 | 490 | 危機管理課 | 0744-22-4001 | |
| 桜井市 | 206 | 308 | 690 | 防災安全課 | 0744-42-9111 | |
| 五條市 | 207 | 236 | 420 | 危機管理課 | 0747-22-4001 | |
| 御所市 | 208 | 7 | 21 | 総務課 | 0745-62-3001 | |
| 生駒市 | 209 | 255 | 990 | 危機管理課 | 0743-74-1111 | |
| 香芝市 | 210 | 122 | 390 | 防災安全課 | 0745-76-2001 | |
| 葛城市 | 421 | 1241 | 671 | 生活安全課 | 0745-69-3001 | |
| 宇陀市 | 383 | 3341 | 3570 | 危機管理課 | 0745-82-1304 | |
| 山辺郡 | 山添村 | 322 | 18 | 93 | 総務課 | 0743-85-0041 |
| 生駒郡 | 平群町 | 342 | 225 | 390 | 総務財政課 | 0745-45-1001 |
| | 三郷町 | 343 | 234 | 490 | 総務課 | 0745-73-2101 |
| | 斑鳩町 | 344 | 274 | 590 | 総務課 | 0745-74-1001 |
| | 安堵町 | 345 | 363 | 590 | 総務課 | 0743-57-1511 |
| 磯城郡 | 川西町 | 361 | 254 | 591 | 総務課 | 0745-44-2211 |
| | 三宅町 | 362 | 209 | 390 | 総務課 | 0745-44-2001 |
| | 田原本町 | 363 | 209 | 390 | 総務課 | 0744-34-2059 |
| 宇陀郡 | 曾爾村 | 385 | 227 | 671 | 総務課 | 0745-94-2101 |
| | 御杖村 | 386 | 24 | 741 | 総務課 | 0745-95-2001 |
| 高市郡 | 高取町 | 401 | 11 | 21 | 総務課 | 0744-52-3334 |
| | 明日香村 | 402 | 252 | 390 | 総務課 | 0744-54-2001 |
| 北葛城郡 | 上牧町 | 424 | 225 | 591 | 総務課 | 0745-76-1001 |
| | 王寺町 | 425 | 235 | 697 | 総務課 | 0745-73-2001 |
| | 広陵町 | 426 | 1251 | 390 | 総務課 | 0745-55-1001 |
| | 河合町 | 427 | 242 | 691 | 安心安全推進課 | 0745-57-0200 |
| 吉野郡 | 吉野町 | 441 | 211 | 192 | 総務課 | 0746-32-3081 |
| | 大淀町 | 442 | 207 | 570 | 総務課安全対策推進室 | 0747-52-5501 |
| | 下市町 | 443 | 11 | 21 | 総務課 | 0747-52-5501 |
| | 黒滝村 | 444 | 17 | 90 | 総務課 | 0747-52-0001 |
| | 天川村 | 446 | 120 | 490 | 総務課 | 0747-62-2031 |
| | 野迫川村 | 447 | 11 | 21 | 総務課 | 0747-37-2101 |
| | 十津川村 | 449 | 213 | 690 | 総務課 | 0746-62-0001 |
| | 下北山村 | 450 | 7 | 21 | 総務課 | 0746-86-0001 |
| | 上北山村 | 451 | 7 | 21 | 総務企画課 | 0746-82-0001 |
| | 川上村 | 452 | 15 | 490 | 総務税務課 | 0746-52-0111 |
| 東吉野村 | 453 | 210 | 391 | 総務企画課 | 0746-42-0441 | |

■各団体（端末局）

| 団 体 名 | 局 番 号 | 防災 T E L | 防災 F A X | F A X 設 置 場 所 | N T T 電 話 番 号 (役 場 代 表) |
|---------------------|----------|----------|----------|------------------|----------------------------|
| (県出先機関) | | | | | |
| 奈良県税事務所 | 500 | 212 | 531 | 総務課 | 0742-25-0771 |
| 中和福祉事務所 | 501 | 111 | 490 | 福祉課 | 0745-22-1701 |
| 桜井県税事務所 | 502 | 201 | 590 | 事務所 | 0744-43-3131 |
| 吉野福祉事務所 | 503 | 0 | 7 | 事務所 | 0746-32-5315 |
| 防災航空隊事務所 | 504 | 20 | 40 | 事務所 | 0742-81-0399 |
| 消防学校 | 505 | 7 | 21 | 事務室 | 0745-82-3153 |
| 県心身障害者リハビリテーション | 506 | 0 | 7 | 管理課 | 0744-32-0200 |
| 郡山保健所 | 508 | 11 | 21 | 事務室 | 0743-53-2701 |
| 吉野保健所 | 509 | 7 | 21 | 総務課 | 0747-52-0551 |
| 内吉野保健所 | 510 | 13 | 390 | 事務室 | 0747-22-3051 |
| 県立医科大学 | 511 | 2283 | 4990 | 財政管理課 | 0744-22-3051 |
| 県立奈良病院 | 512 | 0 | 7 | 総務課 | 0742-46-6001 |
| 県立三室病院 | 513 | 0 | 7 | 総務課 | 0745-32-0505 |
| 県立五條病院 | 514 | 0 | 7 | 総務課 | 0747-22-1112 |
| 県営競輪場 | 515 | 7 | 21 | 事務室 | 0742-45-4481 |
| 吉野土木事務所工務第二課 | 516 | 11 | 90 | 事務室 | 0746-82-0098 |
| 吉野土木事務所天川駐在所 | 517 | 11 | 21 | 事務室 | 0747-63-0352 |
| 五條土木事務所工務第二課 | 518 | 20 | 91 | 事務室 | 0746-68-0336 |
| 天理ダム管理センター | 520 | 0 | 7 | 事務室 | 0743-63-2505 |
| 初瀬ダム管理センター | 521 | 0 | 7 | 事務室 | 0744-47-8540 |
| 白川ダム管理センター | 522 | 0 | 7 | 事務室 | 0743-65-1655 |
| 流域下水道センター | 523 | 0 | 7 | 総務課 | 0743-56-2830 |
| 第二浄化センター | 524 | 222 | 691 | 事務室 | 0745-56-3400 |
| 宇陀川浄化センター | 525 | 0 | 7 | 事務室 | 0745-82-5725 |
| 吉野川浄化センター | 526 | 12 | 21 | 事務室 | 0747-22-8631 |
| 水道管理センター | 527 | 209 | 7 | 総務課 | 0743-54-5985 |
| 第二阪奈有料道路管理事務所 | 528 | 0 | 7 | 事務室 | 0743-76-0731 |
| 岩井川ダム管理センター | 529 | 0 | 7 | 事務室 | |
| (消防本部) | | | | | |
| 奈良市消防局 | 540 | 530 | 571 | 指令課 | 0742-35-1191 |
| 大和郡山消防署 | 541 | 40 | 97 | 警防課 | 0743-59-1191 |
| 生駒市消防本部 | 544 | 400 | 990 | 通信司令室 | 0743-73-0119 |
| 奈良県広域消防組合消防本部 | 550 | 7 | 21 | 通信指令室 | 0744-26-0119 |
| (防災関係機関) | | | | | |
| 奈良地方气象台 | 570 | 12 | 21 | 防災業務課 | 0742-22-2556 |
| 陸上自衛隊第四施設団 | 571 | 11 | 21 | 三科事務室 | 0774-44-0001 |
| 日本放送協会奈良放送局 | 572 | 0 | 7 | 放送部 | 0742-26-3411 |
| 奈良テレビ放送株式会社 | 573 | 0 | 7 | 報道部 | 0742-24-2961 |
| 日本赤十字社奈良県支部 | 574 | 0 | 7 | 事務室 | 0742-61-5666 |
| 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所 | 503 | 0 | 7 | 管理課 | 0747-52-2791 |
| 関西電力株式会社奈良支店 | 576 | 0 | 7 | 執務室 | 0742-27-8916 |
| 大阪ガス株式会社北東部事業本部 | 577 | 0 | 7 | 保安指令室 | 0749-66-5314 |
| 大和ガス株式会社 | 578 | 0 | 7 | テレメーター室 | 0745-22-6230 |
| 大和高田市立病院 | 579 | 0 | 7 | 総務企画課 | 0745-53-2901 |

資料4-3 災害時優先電話一覧表

■災害時優先電話一覧表（本庁内）

| 設置場所 | 電話番号 | 区分 | 収容状況等 |
|-------|---------------|----|-----------|
| 市民安全課 | 090-8880-2339 | 発着 | 携帯 |
| 総務課 | 53-1049 | 発着 | F A X（直通） |

■災害時優先電話一覧表（出先）

| No. | 優先電話設置場所 | 優先電話番号 | No. | 優先電話設置場所 | 優先電話番号 |
|-----|------------------|---------|-----|-------------------|---------|
| 1 | 平和地区公民館 | 52-2346 | 32 | 郡山中学校 | 52-0022 |
| 2 | 治道地区公民館 | 56-3085 | 33 | 郡山南中学校 | 59-0032 |
| 3 | 矢田コミュニティ会館 | 52-3404 | 34 | 郡山西中学校 | 53-3701 |
| 4 | 昭和地区公民館 | 56-0015 | 35 | 郡山東中学校 | 52-1022 |
| 5 | 片桐地区公民館 | 52-3001 | 36 | 片桐中学校 | 54-2683 |
| 6 | 新町ふれあいセンター | 53-0416 | 37 | 郡山南幼稚園 | 52-2479 |
| 7 | 南井町ふれあいセンター | 59-1108 | 38 | 郡山北幼稚園 | 53-2838 |
| 8 | 小泉町出屋敷コミュニティセンター | 55-2810 | 39 | 郡山西幼稚園 | 53-0725 |
| 9 | 平和保育園 | 52-3468 | 40 | 筒井幼稚園 | 56-6099 |
| 10 | 小泉保育園 | 53-1618 | 41 | 矢田幼稚園 | 53-3210 |
| 11 | 池之内保育園 | 52-3248 | 42 | 平和幼稚園 | 53-2801 |
| 12 | 西田中保育園 | 52-3178 | 43 | 治道認定こども園 | 56-0760 |
| 13 | 郡山保育園 | 52-4058 | 44 | 片桐幼稚園 | 52-0818 |
| 14 | 矢田山保育園 | 53-5715 | 45 | 片桐西幼稚園 | 53-4025 |
| 15 | 新町保育園 | 54-1647 | 46 | 矢田南幼稚園 | 52-8635 |
| 16 | 保健センター | 58-3330 | 47 | 昭和幼稚園 | 56-1639 |
| 17 | 清掃センター | 53-3464 | 48 | 中央公民館 | 53-4744 |
| 18 | 衛生センター | 57-0510 | 49 | 南部公民館 | 59-1410 |
| 19 | 矢田山汚水処理場 | 52-5684 | 50 | 里山の駅「風とんぼ」 | 53-7290 |
| 20 | 郡山ポンプ場 | 56-1815 | 51 | 中学校給食センターおおぞら | 53-2876 |
| 21 | 郡山南小学校 | 52-0042 | 52 | 上下水道部 | 52-1923 |
| 22 | 郡山北小学校 | 53-2839 | 53 | 昭和浄水場 | 56-0591 |
| 23 | 郡山西小学校 | 53-8924 | 54 | 文化体育振興公社 | 55-1728 |
| 24 | 昭和小学校 | 56-3667 | 55 | ASU カウンセリングステーション | 55-7023 |
| 25 | 筒井小学校 | 59-2047 | 56 | 総合公園多目的体育館 | 55-1011 |
| 26 | 矢田小学校 | 53-1899 | 57 | 九条スポーツセンター | 52-1243 |
| 27 | 平和小学校 | 55-0235 | 58 | 社会福祉会館 | 53-6535 |
| 28 | 片桐小学校 | 52-0052 | 59 | 老人福祉センター | 53-0122 |
| 29 | 片桐西小学校 | 53-3260 | 60 | 昭和保育園 | 56-0811 |
| 30 | 矢田南小学校 | 52-8632 | 61 | 大和郡山消防署 | 56-9944 |
| 31 | 治道小学校 | 56-0676 | | | |

資料5-1 気象注意報警報等の情報伝達様式

*
* 奈良県地方 注意報 () *
*

| |
|--|
| |
| |

平成 年 月 日 時 分 奈良地方気象台発表
」 注意報」
(本文)

*
* 奈良県地方 注意報 (解除) *
*

| |
|--|
| |
| |

平成 年 月 日 時 分 奈良地方気象台発表
」 注意報」解除」

*
* 奈良 県 地 方 警 報 () *
*

| |
|--|
| |
| |

平成 年 月 日 時 分 奈良地方気象台発表
」 警 報」
(本 文)

*
* 奈良 県 地 方 警 報 (解除) *
*

| |
|--|
| |
| |

平成 年 月 日 時 分 奈良地方気象台発表
」 注 意 報 解 除」

平成 年 月 日 時 分 奈良地方気象台発表

に関する情報 第 号

(見出し)

(本文)

奈良県記録的短期大雨情報 第 号

平成 年 月 日 時 分 奈良県地方気象台発表

時までの1時間に で ミリ
で ミリの激しい雨を観測しました。

現在、奈良県 に大雨・洪水警報を発表しています。
厳重な警戒をしてください。

奈良県記録的短期大雨情報 第 号

平成 年 月 日 時 分 奈良県地方気象台発表

解析雨量では、
時までの1時間に で ミリ
で ミリ
で ミリ

の激しい雨となっています。
現在、奈良県 に大雨・洪水警報を発表しています。
厳重な警戒をしてください。

資料5-2 水防警報受報様式

水防警報受報様式（国土交通大臣の指定する河川）

大和川水防警報様式

| | | | | | |
|---|-----|------------------------|------------------------|-----------------|--------------|
| (大和川 坂東 石川 柏原 曾我川 保田 佐保川 番条) | 水防 | 警報 第 号 情報 第 号 | (待機 準備 出動 解除) | 平成 年 月 日 時 分 | 大和川河川事務所長 発表 |
| (台風 号 前線 低気圧) | のため | (坂東 保田 番条 柏原) | 地点の水位は、 (本日) 昨日 | 時 分現在 m cm | |
| で、今までの上流域の平均雨量は約 mm です。 | | | | | |
| 今後の雨量は、(依然降り続く 小雨の降り止む) 見込みで (坂東 保田 番条 柏原) 地点の水位は (なおも上昇 横ばい 低下) となり | | | | | |
| (計画高水位 はん濫注意水位 水防団待機水位) (を上廻る 程度を 下廻る) 見込みです。 | | | | | |
| なお、(王寺 道明寺 遠里小野) 地点の水位は、(本日) 昨日 時 分現在 m cm | | | | | |
| (第1段階 水防機関は、状況の変化に即応できるよう待機して下さい。 第2段階 水防機構は、出動の準備をして下さい。 第3段階 水防機関は、出動してください。 第4段階 水防警報を解除します。) | | | | | |
| 平文： | | | | | |

| 観測所名 | 水防団待機水位 | はん濫注意水位 | 避難判断水位 | 計画高水位 | 連絡先 | 連絡時刻 | 送信者名 | 受信者名 |
|------|--------------|--------------|--------|-------|---|------|------|------|
| 坂東 | 2.00 | 3.00 | 3.50 | 5.640 | 本局 水災害予報 センター (マ)86-3776~7 (直)06-6944-8853 (FAX)M3798 N06-6949-8854 | | | |
| 保田 | 2.00 | 3.00 | 4.00 | 5.940 | 大阪府 河川室 河川環境課 (マ)86-759-2933 (直)06-6943-6505 (FAX)M759-2940 N06-6949-3129 | | | |
| 番条 | 1.00 | 2.40 | 2.70 | 3.922 | 奈良県 河川課 (マ)86-769-9049 (直)0742-27-7504 (FAX)M769-9060 N0742-22-1399 | | | |
| 王寺 | 3.00 | 4.50 | — | 7.428 | 大和川右岸 水防事務所 組合 (代)06-6694-0271 (FAX)06-6694-5190 | | | |
| 道明寺 | 2.00 | 3.50 | — | 5.650 | 王寺出張所 (マ)753-6121 (代)0745-73-6571 (FAX)0745-72-1498 | | | |
| 柏原 | 1.50 | 3.20 | 3.40 | 7.315 | 堺出張所 (マ)753-6221 (代)0722-27-7160 (FAX)0722-29-9328 | | | |
| 遠里小野 | 3.30 (暫定) | 5.00 (暫定) | — | 5.958 | 河川情報 センター (マ)718-23 (代)06-6944-2711 (FAX)718-60 | | | |

(注)奈良県と王寺(出)は坂東、番条。大阪府と右岸堤防、堺(出)は柏原を連絡する。

水防警報受報様式（知事の指定する河川）

| | | | |
|------|--|------|--|
| 発信者名 | | 発信時刻 | |
|------|--|------|--|

（ ） 川水防警報 第 号

橋
川合流点
川上流端

から

橋
川合流点
川上流端

までに対し

| | |
|------|----|
| 第1段階 | 待機 |
| 第2段階 | 準備 |
| 第3段階 | 出動 |
| 第4段階 | 解除 |

発
更
解
表
新
除

平成 年 月 日 時 分 奈良県 水 防 本 部 発表
 （ ） 土木事務所現地指導班長

（本 文）

上記河川の（ ）観測所水位は、 月 日 時 現在

（ ）mとなり、

| |
|-------------|
| 1:水防団待機（通報） |
| 2:はん濫注意（警戒） |

 水位

| |
|-----------|
| 1. に近づいた |
| 2. を超えた |
| 3. を下まわった |

 ので

1. 水防機関は待機してください。
2. 水防機関は増水にかかわる現象に対応できるよう準備体制に入ってください。
3. 水防機関は危険箇所に対応できるよう出動体制に入ってください。
4. 上記河川の水防警報を解除します。

なお、井堰、水（樋）門扉等の管理責任者は、河川流水の疎通に支障のないよう対処して下さい。

連絡事項

| 区分 | 観測所 | | 水防本部（河川課）受送信確認欄 | | | |
|---------------------------------|-----|------|-----------------|--|------|--|
| 水防団待機（通報）水位 | m | m | 受信者名 | | 受信時刻 | |
| はん濫注意（警戒）水位 | m | m | 送信者名 | | 送信時刻 | |
| 避難判断（特別警戒）水位 | m | m | | | | |
| 水防管理団体等受送信確認欄（現地指導班 → 水防管理団体、等） | | | | | | |
| 受信者名 | | 受信時刻 | | | | |
| 送信者名 | | 送信時刻 | | | | |

資料6-1 災害概況即報

第1号様式 (火災)

第 報

| | |
|------------------------|-----------|
| 報 告 日 時 | 年 月 日 時 分 |
| 都 道 府 県 | |
| 市 町 村 (消 防 本 部 名) | |
| 報 告 者 名 | |

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

| | | | | | | |
|----------------------------|---------------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|------------------------|--|
| 火 災 種 類 | 1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他 | | | | | |
| 出 火 場 所 | | | | | | |
| 出 火 日 時 (覚 知 日 時) | 月 日 時 分 (月 日 時 分) | | (鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時 | | (月 日 時 分) 月 日 時 分 | |
| 火 元 の 業 態 ・ 用 途 | | | | 事 業 所 名 (代 表 者 氏 名) | | |
| 死 傷 者 | 死者 (性別・年齢) 人 | | 死者の生じた理由 | | | |
| | 負傷者 重症 人 | | | | | |
| | 中等症 人 | | | | | |
| | 軽傷 人 | | | | | |
| 建 物 の 概 要 | 構造 階層 | | | 建築面積 延べ面積 | | |
| 焼 損 程 度 | 焼損棟数 | 全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟 | 棟 棟 棟 棟 | 計 棟 | 焼 損 面 積 | 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a |
| り 災 世 帯 数 | | | | 気 象 状 況 | | |
| 消 防 活 動 状 況 | 消防本部(署) 台 人 | | 消 防 団 台 人 | | そ の 他 | |
| 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況 | | | | | | |
| 災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況 | | | | | | |
| そ の 他 参 考 事 項 | | | | | | |

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

| | |
|----------------------|-----------|
| 報 告 日 時 | 年 月 日 時 分 |
| 都 道 府 県 | |
| 市 町 村 (消 防 本 部 名) | |
| 報 告 者 名 | |

消防庁受信者氏名 _____

| | | | | | |
|---|--|------------------------------|---------|-----------|--|
| 事 故 種 別 | 1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 () | | | | |
| 発 生 場 所 | | | | | |
| 事 業 所 名 | 特別防災区域 | 〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕 | | | |
| 発 生 日 時 (覚 知 日 時) | 月 日 時 分 (月 日 時 分) | 発 見 日 時 | 月 日 時 分 | | |
| | | 鎮 火 日 時 (処 理 完 了) | 月 日 時 分 | | |
| 消 防 覚 知 方 法 | 気象状況 | | | | |
| 物 質 の 区 分 | 1.危険物 2.指定可燃物 3.高压ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他() | 物 質 名 | | | |
| 施 設 の 区 分 | 1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高压ガス施設 4.その他 () | | | | |
| 施 設 の 概 要 | 危 険 物 施 設 の 区 分 | | | | |
| 事 故 の 概 要 | | | | | |
| 死 傷 者 | 死者(性別・年齢) 人 | 負傷者等 | 人 (人) | | |
| | | 重症 | 人 (人) | | |
| | | 中等症 | 人 (人) | | |
| | | 軽傷 | 人 (人) | | |
| 消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況 | 警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分 | 出 場 機 関 | 出 場 人 数 | 出 場 資 機 材 | |
| | | 事 業 所 | 自衛防災組織 | | |
| | | | 共同防災組織 | | |
| | | | そ の 他 | | |
| | | 消 防 本 部 (署) | | | |
| | | 消 防 団 | | | |
| | | 海 上 保 安 庁 | | | |
| | | 自 衛 隊 | | | |
| そ の 他 | | | | | |
| 災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況 | | | | | |
| そ 他 参 考 事 項 | | | | | |

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

| | |
|----------------------|-----------|
| 報 告 日 時 | 年 月 日 時 分 |
| 都 道 府 県 | |
| 市 町 村 (消 防 本 部 名) | |
| 報 告 者 名 | |

| | | | |
|----------------------------|---------------------------------|---------|--|
| 事 故 災 害 種 別 | 1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態 | | |
| 発 生 場 所 | | | |
| 発 生 日 時 (覚 知 日 時) | 月 日 時 分 (月 日 時 分) | 覚 知 方 法 | |
| 事 故 の 概 要 | | | |
| 死 傷 者 | 死者 (性別・年齢) | 負傷者等 | 人 (人) |
| | 計 人 | | { 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 傷 人 (人) |
| | 不 明 人 | | |
| 救 助 部 隊 の 要 否 | | | |
| 要 救 護 者 数 (見 込) | | 救 助 人 員 | |
| 救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況 | | | |
| 災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況 | | | |
| そ の 他 参 考 事 項 | | | |

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

| | |
|------------------------|-----------|
| 報 告 日 時 | 年 月 日 時 分 |
| 都 道 府 県 | |
| 市 町 村 (消 防 本 部 名) | |
| 報 告 者 名 | |

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------|------------------|--------|---|------|---------|---------|---|------|---|
| 災 害 の 概 況 | 発 生 場 所 | | | | 発 生 日 時 | 月 日 時 分 | | | |
| | | | | | | | | | |
| 被 害 の 状 況 | 死 傷 者 | 死 者 | 人 | 不明 人 | 住 家 | 全 壊 | 棟 | 一部破損 | 棟 |
| | | 負 傷 者 | 人 | 計 人 | | 半 壊 | 棟 | 床上浸水 | 棟 |
| | | | | | | | | | |
| 応 急 対 策 の 状 況 | 災害対策本部等の 設置状況 | (都道府県) | | | (市町村) | | | | |
| | | | | | | | | | |

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

災害概況即報記入要領

1 災害の概況

(1) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入する。

(2) 災害種別概況

- ① 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- ② 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- ③ 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

2 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況につて、判明している事項を具体的に記載すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

3 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

資料6-2 被害状況即報

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

| 市町村名 | | | | 区 分 | | 被 害 | | | | | | |
|------------------|------------|-----|-----------|---------|---------|-------------|-----------|-------|----|--|--|--|
| 災害名 ・ 報告番号 | 災 害 名 | | | 田 | 流失・埋没 | h a | | | | | | |
| | 第 報 | | | | 冠 水 | h a | | | | | | |
| 報告者名 | (月 日 時現在) | | | 畑 | 流失・埋没 | h a | | | | | | |
| | | | | | 冠 水 | h a | | | | | | |
| 区 分 | | 被 害 | | 文教施設 | 箇所 | | | | | | | |
| 区 分 | | 被 害 | | | 病院 | 箇所 | | | | | | |
| 人的被害 | 死 者 | | 人 | 道 路 | | 箇所 | | | | | | |
| | 行方不明者 | | 人 | | 橋 り よ う | 箇所 | | | | | | |
| | 負傷者 | 重 傷 | | | | 人 | 河 川 | 箇所 | | | | |
| | | 軽 傷 | | | | 人 | | 港 湾 | 箇所 | | | |
| 住家被害 | 全 壊 | | 棟 | 砂 防 | | 箇所 | | | | | | |
| | | | 世帯 | | 箇所 | | | | | | | |
| | | | 人 | | 箇所 | | | | | | | |
| | 半 壊 | | 棟 | | 清 掃 施 設 | 箇所 | | | | | | |
| | | | 世帯 | | | 箇所 | | | | | | |
| | | | 人 | | | 箇所 | | | | | | |
| | 一 部 破 損 | | 棟 | | | 崖 く ず れ | 箇所 | | | | | |
| | | | 世帯 | | | | 箇所 | | | | | |
| | | | 人 | | | | 箇所 | | | | | |
| | 床 上 浸 水 | | 棟 | | | | 鉄 道 不 通 | 箇所 | | | | |
| | | | 世帯 | | | | | 箇所 | | | | |
| | | | 人 | | | | | 箇所 | | | | |
| 床 下 浸 水 | | 棟 | 被 害 船 舶 隻 | 戸 | | | | | | | | |
| | | 世帯 | | 戸 | | | | | | | | |
| | | 人 | | 戸 | | | | | | | | |
| 非住家 | 公 共 の 建 物 | | | 棟 | 電 話 回 線 | | | 戸 | | | | |
| | そ の 他 | | | 棟 | | | | 電 気 戸 | 戸 | | | |
| | | | | 棟 | | | | | 戸 | | | |
| | | | | ガ ス 戸 | | 箇所 | | | | | | |
| | | | | | | ブ ロ ッ ク 塀 等 | | | 箇所 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 火災発生 | | | り 災 世 帯 数 | | 世帯 | | | |
| | | | | | | り 災 者 数 | | | 人 | | | |
| | | | | | | 建 物 件 | | | 件 | | | |
| | | | | 危 険 物 件 | | 件 | | | | | | |
| | | | | そ の 他 件 | | 件 | | | | | | |

| 区分 | | 被害 | 市本 町部 村の 災設 害置 対状 策況 | 名称 | |
|--|--------|----------------------------------|---|----|--|
| 公共文教施設 | 千円 | | | 設置 | |
| 農林水産業施設 | 千円 | | | 解散 | |
| 公共土木施設 | 千円 | | | | |
| その他の公共施設 | 千円 | | ※災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づくものを設置した場合のみ記入すること。 | | |
| 小計 | 千円 | | | | |
| そ の 他 | 農業被害 | 千円 | 【住民避難の状況】 地区名 | | |
| | 林業被害 | 千円 | 世帯数、人数 | | |
| | 畜産被害 | 千円 | 種別(避難指示、避難勧告、避難準備情報、自主避難) | | |
| | 水産被害 | 千円 | 原因 | | |
| | 商工被害 | 千円 | 発令時刻 | | |
| | | | 解除時刻 | | |
| | | 避難場所 (詳細については避難勧告・指示状況報告書に記入) | | | |
| その他 | 千円 | | 消防職員出動延人数 | 人 | |
| 被害総額 | 千円 | | 消防団員出動延人数 | 人 | |
| 備 考 | 災害発生場所 | | | | |
| | 災害発生日時 | | | | |
| 災害の種類概況 | | | | | |
| 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、救援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンターの設置状況(設置の有無及び設置場所等) ・ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等) ・その他関連事項 | | | | | |

※被害額は省略することができるものとする。

災害状況即報記入要領

各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入すること。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」「電話」「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

備考欄

災害発生場所；被害を生じた地域又は大字名

災害の種類概況；台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入する。

応急対策の状況；次の状況を記入する。

- ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告、指示の状況

避難の勧告、指示を行った場合はその日時、回数（連続して一体とみなされる避難の勧告・指示は1回と数える）及び非難している住民数等を記入すること。

- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動要請
- ・災害ボランティアの活動状況

被災世帯の認定基準

| 種 別 | 内 容 |
|------------|--|
| 住 家 | 現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも一戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場、便所等が別であったり、離れ座敷が別にあるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合わせて一戸とする。また、社会通念上住家として称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般的に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とする。 |
| 世 帯 | 生計を1つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。また、主として学生等を宿泊させている下宿、奇宿舍、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものは、原則としてその下宿全体を1世帯として取り扱う。 |
| 全全流 壊焼失 | 住家を滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその延床面積70%以上に達したもの、又は住家の主要構成部（壁、柱、はり、屋根、階段）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。 |
| 半半 壊焼 | 住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成部（壁、柱、はり、屋根、階段）の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。 |
| 床上浸水 | 上記の全半壊、全半焼、流失に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木の堆積等により、一時的に居住することができない状態になったものをいう。 |

資料6-3 災害年報
第3号様式 災害年報

市町村名

| 区分 | | 災害名 | | | | | | | 計 |
|------|------|-------|----|-----|--|--|--|--|---|
| | | 発生年月日 | | | | | | | |
| 人的被害 | 死者 | 人 | | | | | | | |
| | | 行方不明者 | | 人 | | | | | |
| | 負傷 | 重傷 | | 人 | | | | | |
| | | 軽傷 | | 人 | | | | | |
| 住家被害 | 全壊 | 棟 | | | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | | | |
| | | 人 | | | | | | | |
| | 半壊 | 棟 | | | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | | | |
| | | 人 | | | | | | | |
| | 一部損壊 | 棟 | | | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | | | |
| | | 人 | | | | | | | |
| | 床上浸水 | 棟 | | | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | | | |
| | | 人 | | | | | | | |
| 床下浸水 | 棟 | | | | | | | | |
| | 世帯 | | | | | | | | |
| | 人 | | | | | | | | |
| 非住家 | 公共建物 | | 棟 | | | | | | |
| | その他 | | 棟 | | | | | | |
| その他 | 田 | 流失・埋没 | | h a | | | | | |
| | | 冠水 | | h a | | | | | |
| | 畑 | 流失・埋没 | | h a | | | | | |
| | | 冠水 | | h a | | | | | |
| | 学校 | | 箇所 | | | | | | |
| | 病院 | | 箇所 | | | | | | |
| | 道路 | | 箇所 | | | | | | |
| | 橋りょう | | 箇所 | | | | | | |
| | 河川 | | 箇所 | | | | | | |
| | 港湾 | | 箇所 | | | | | | |
| | 砂防 | | 箇所 | | | | | | |
| | 清掃施設 | | 箇所 | | | | | | |
| | 崖くずれ | | 箇所 | | | | | | |
| | 鉄道不通 | | 箇所 | | | | | | |
| | 被害船舶 | | 隻 | | | | | | |
| | 水道 | | 戸 | | | | | | |

市町村名

| 区分 | | 災害名 | | 発生年月日 | | | | | 計 |
|-------------------|---------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|---|
| | | | | | | | | | |
| 電 | 話 | 回線 | | | | | | | |
| 電 | 気 | 戸 | | | | | | | |
| ガ | ス | 戸 | | | | | | | |
| そ の 他 | ブロック塀等 | 箇所 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 火 災 発 生 | 建 物 | 件 | | | | | | | |
| | 危 険 物 | 件 | | | | | | | |
| | そ の 他 | 件 | | | | | | | |
| り 災 世 帯 数 | 世帯 | | | | | | | | |
| り 災 者 数 | 人 | | | | | | | | |
| 公 立 文 教 施 設 | 千円 | () | () | () | () | () | () | () | |
| 農 林 水 産 業 施 設 | 千円 | () | () | () | () | () | () | () | |
| 公 共 土 木 施 設 | 千円 | () | () | () | () | () | () | () | |
| そ の 他 の 公 共 施 設 | 千円 | () | () | () | () | () | () | () | |
| 小 計 | 千円 | () | () | () | () | () | () | () | |
| そ の 他 | 農 産 被 害 | 千円 | | | | | | | |
| | 林 産 被 害 | 千円 | | | | | | | |
| | 畜 産 被 害 | 千円 | | | | | | | |
| | 水 産 被 害 | 千円 | | | | | | | |
| | 商 工 被 害 | 千円 | | | | | | | |
| | そ の 他 | 千円 | | | | | | | |
| 被 害 総 額 | 千円 | | | | | | | | |
| 市 町 村 | 設 置 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | | |
| 災 害 対 策 | 解 散 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | 月 日 | | |
| 消 防 職 員 出 動 延 人 数 | | | | | | | | | |
| 消 防 団 員 出 動 延 人 数 | | | | | | | | | |

資料6-4 被害状況の認定基準

平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」等に基づいて整理している。

被害状況の認定基準

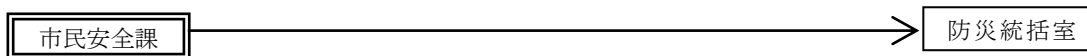
| 区分 | | 記入内容 |
|--------|--|---|
| 人的被害 | 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者 |
| | 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者 |
| | 負傷者 (重傷者) (軽傷者) | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者 「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者 |
| 住家の被害 | 住家 | 現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。 |
| | 世帯 | 生計を一つにしている実際の生活単位 |
| | 全壊 (全焼) (全流出) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| | 大規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 |
| | 半壊 (半焼) | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。 |
| | 一部破損 | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。 |
| | 床上浸水 | 住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの |
| | 床下浸水 | 床上浸水にいたらない程度に浸水したもの |
| 非住家の被害 | 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 | |

| 区分 | | 記入内容 | |
|------------------------|-------|----------------------------------|--|
| その 他 の 被 害 | 田畑の被害 | 流失 埋没 | 田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの |
| | | 浸水 | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの |
| | | 畑の流失、埋没及び浸水 | 田の例に準じる。 |
| | | 文教施設 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 |
| | | 道路 | 「道路」とは、道路法(昭和27年法律180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 |
| | | 橋りょう | 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋りょうが損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 |
| | | 河川 | 「河川」とは、河川法(昭和39年法律167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
| | | 港湾 | 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 |
| | | 砂防 | 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律29号)第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 |
| | | 清掃施設 | 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 |
| | | 鉄道不通 | 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。 |
| | | 損害船舶 | 「損害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの、及び流失し所在が不明になったもの、ならびに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。 |
| | | 電話 | 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 |
| | | 電気 | 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 |
| | | 水道 | 「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 |
| | | ガス | 「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 |
| | ブロック塀 | 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。 | |

| 被害項目 | | 報告基準 |
|---------------|---------|--|
| り 災 者 | り 災 世 帯 | 「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| | り 災 者 | 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。 |
| 火 災 発 生 | | 地震による被害の場合のみ報告する。 |
| 公 立 文 教 施 設 | | 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 |
| 農 林 水 産 業 施 設 | | 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。 |
| 公 共 土 木 施 設 | | 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路、港湾、漁港及び下水道とする。 |
| そ の 他 公 共 施 設 | | 「その他公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。 |
| そ の 他 | 農 産 被 害 | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。 |
| | 林 産 被 害 | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。 |
| | 畜 産 被 害 | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜産等の被害とする。 |
| | 水 産 被 害 | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、たとえばのり、魚貝、漁船等の被害とする。 |
| | 商 工 被 害 | 建物以外の商工被害で、たとえば工業原料、商品、生産機械器具等とする。 |

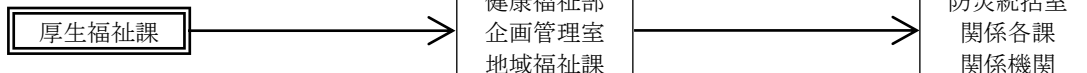
■市事業担当課より県事業担当課への報告系統図

(1) 防災担当から県防災統括室への報告

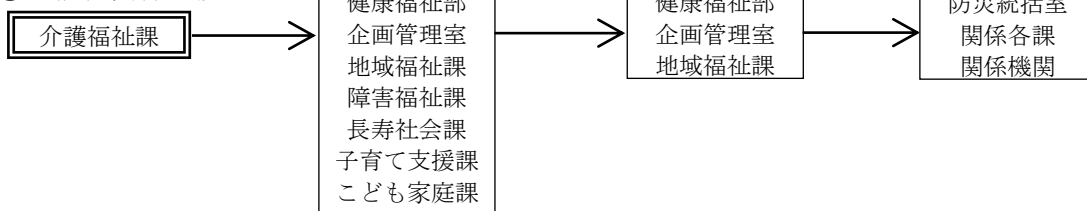


(2) 各事業担当から県事業担当への報告

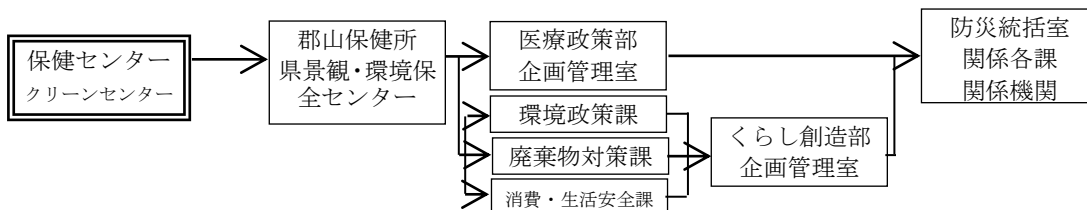
① 人・住家被害



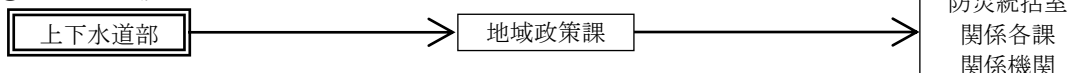
② 福祉関係施設



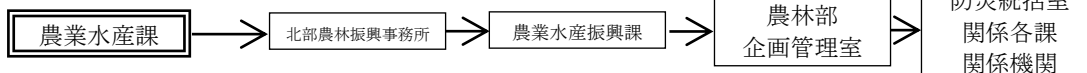
③ 医療・関係衛生施設・廃棄物処理施設



④ 水道施設



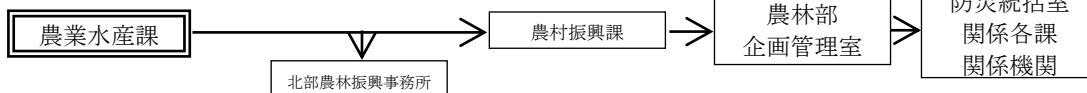
⑤ 農業生産用施設・農作物等



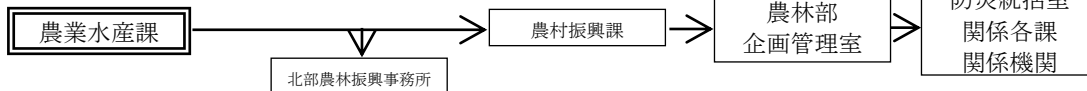
⑥ 畜産関係



⑦ 水産

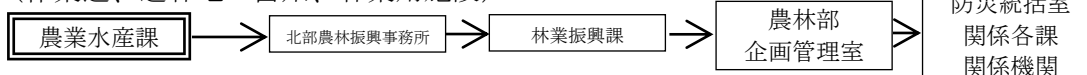


⑧ 農地、農業用施設

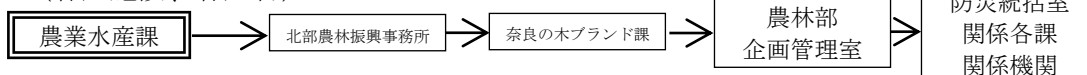


⑨ 林業関係被害

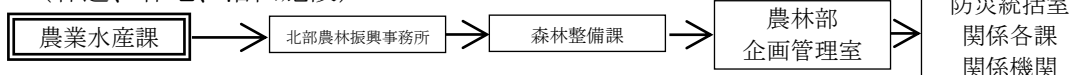
(作業道、造林地・苗畑、林業用施設)



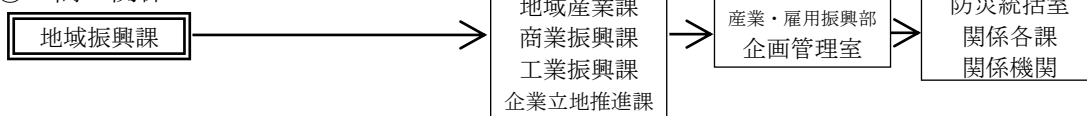
(林産施設、林産物)



(林道、林地、治山施設)

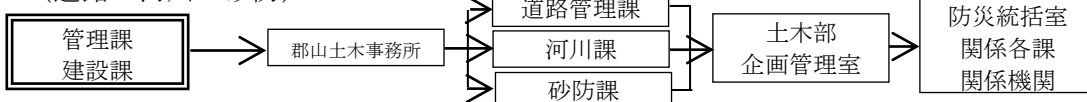


⑩ 商工関係

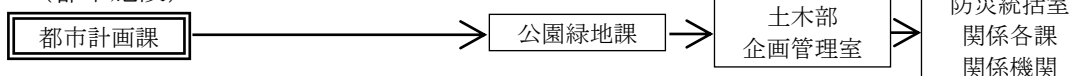


⑪ 公共土木施設等

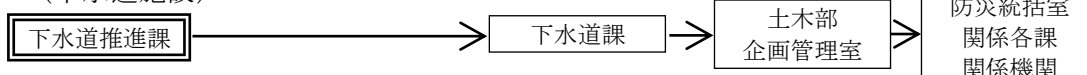
(道路・河川・砂防)



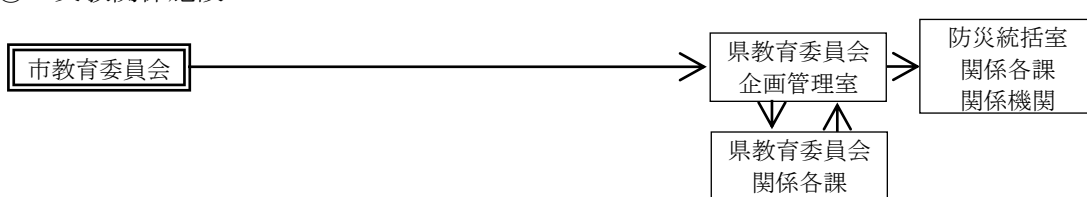
(都市施設)



(下水道施設)



⑫ 文教関係施設



⑬ 文化財



本市の各事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに上記県事業担当課に報告する。

資料6-6 奈良県災害救助法施行細則

奈良県災害救助法施行細則

昭和三十八年七月一日

奈良県規則第十号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)の施行に関しては、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「施行令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和二十二年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(救助の程度等)

第二条 施行令第九条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第一のとおりとする。

(平一二規則一七・旧第五条繰上・一部改正)

(物資の保管命令等の場合の公用令書等の様式等)

第三条 施行規則第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次のとおりとする。

- 一 公用令書 第一号様式
 - 二 公用変更令書 第二号様式
 - 三 公用取消令書 第三号様式
- 2 知事は、強制物件台帳(第四号様式)を備え、前項の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書を交付したときは、当該台帳に所要事項を記録するものとする。
- 3 第一項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、当該令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、記名押印の上、直ちに知事に返付しなければならない。

(平一二規則一七・旧第六条繰上)

(受領調書の様式)

第四条 施行規則第二条第三項に規定する受領調書の様式は、第五号様式とする。

(平一二規則一七・旧第七条繰上)

(損失補償請求書の様式等)

第五条 施行規則第三条第一項に規定する損失補償請求書の様式は、第六号様式とする。

- 2 知事は、前項の損失補償請求書の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第六条第二項の強制物件台帳に所要事項を記録するものとする。

(昭五〇規則三七・一部改正、平一二規則一七・旧第八条繰上)

(従事命令の場合の公用令書等の様式等)

第六条 施行規則第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次のとおりとする。

- 一 公用令書 第七号様式
 - 二 公用取消令書 第八号様式
- 2 知事は、救助従事者台帳(第九号様式)を備え、前項の公用令書及び公用取消令書を交付したときは、当該台帳に所要事項を記録するものとする。
- 3 第一項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、第三条第三項の規定の例により、受領書を返付しな

なければならない。

(平一二規則一七・旧第九条繰上・一部改正)

(従事命令に従事できない場合の届出)

第七条 施行規則第四条第二項の規定による届出は、届出書に、その事由が傷病による場合にあつては医師の診断書を、天災その他の事故による場合にあつてはその理由を証明するに足る書類を添付してしなければならない。

(平一二規則一七・旧第十条繰上)

(実費弁償)

第八条 法第二十四条第五項の規定による実費弁償の程度は、別表第二のとおりとする。

(平一二規則一七・旧第十一条繰上)

(実費弁償請求書の様式等)

第九条 施行規則第五条に規定する実費弁償請求書の様式は、第十号様式とする。

2 知事は、前項の実費弁償請求書の提出があつたとき及びこれに基づき実費を弁償したときは、第六条第二項の救助従事者台帳に所要事項を記録するものとする。

(平一二規則一七・旧第十二条繰上・一部改正)

(証票の様式)

第十条 法第二十七条第四項に規定する身分を示す証票の様式は、第十一号様式とする。

(平一二規則一七・旧第十三条繰上)

(扶助金支給申請書の様式等)

第十一条 施行規則第六条に規定する扶助金支給申請書の様式は、第十二号様式とする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には、次の区別に従い、所要の書類を添付しなければならない。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他の収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 知事は、第一項の扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金を支給したときは、第六条第二項の救助従事者台帳に所要事項を記録するものとする。

(昭五四規則一六・一部改正、平一二規則一七・旧第十四条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 災害救助法施行規則(昭和二十三年一月奈良県規則第四号)

二 災害救助法による救助の実施に関し、知事の職権に属する事務の一部を市町村長に委任する規則(昭和三十二年十月奈良県規則第四十七号)

三 災害救助法の適用基準に関する規則(昭和三十九年九月奈良県規則第四十四号)

別表第一(第二条関係)

救助の程度、方法及び期間

一 収容施設の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものである。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。
- (三) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持又は管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、その額は、次の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(基本額)

避難所設置費 一人一日当たり三百円

(加算額)

冬期(十月から三月まで)については別に定める額を加算することができる。

- (四) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 応急仮設住宅

- (一) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものである。
- (二) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、二百四十万千円以内とする。
- (三) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがある。この場合において、当該施設の一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(二)にかかわらず、別に定める。
- (四) 高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することがある。
- (五) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。
- (六) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (七) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項に規定する期限までとする。

二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊出しその他による食品の給与

- (一) 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して、行うものである。
- (二) 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (三) 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千十円以内とする。

(四) 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に三日分以内を現物により支給することができる。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものである。
- (二) 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

(二) 生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

(三) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお季別は災害発生の日をもって決定する。

- (1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

※：災害救助法施行細則第2条別表第1の3（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

1. 生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ①被服、寝具及び身の回り品
- ②日用品
- ③炊事用具及び食器
- ④光熱材料

2. 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお季別は災害発生の日をもって決定する。

①住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

| 世帯区分 \ 季別 | 一人世帯 | 二人世帯 | 三人世帯 | 四人世帯 | 五人世帯 | 六人以上一人を増すごとに加算する額 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| 夏季 {4月から9月まで} | 17,200円 | 22,200円 | 32,700円 | 39,200円 | 49,700円 | 7,300円 |
| 冬季 {10月から3月まで} | 28,500円 | 36,900円 | 51,400円 | 60,200円 | 75,700円 | 10,400円 |

②住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 世帯区分 \ 季別 | 一人世帯 | 二人世帯 | 三人世帯 | 四人世帯 | 五人世帯 | 六人以上一人を増すごとに加算する額 |
|----------------|--------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| 夏季 {4月から9月まで} | 5,600円 | 7,600円 | 11,400円 | 13,800円 | 17,400円 | 2,400円 |
| 冬季 {10月から3月まで} | 9,100円 | 12,000円 | 16,800円 | 19,900円 | 25,300円 | 3,300円 |

(四) 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものである。

(二) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)及び柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)の施術所を含む。以下同じ。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

(三) 医療は、次の範囲内において行う。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(四) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(五) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産

(一) 助産は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものである。

(二) 助産は、次の範囲内において行う。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(三) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の二割引以内の額とする。

(四) 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。

五 災害にかかった者の救出

(一) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものである。

(二) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上賃又は購入費、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 災害にかかった住宅の応急修理

(一) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものである。

(二) 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うこととし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり五十二万円以内とする。

(三) 住宅の応急修理は、災害発生の日から一か月以内に完了するものとする。

七 生業に必要な資金の貸与

(一) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものである。

(二) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、成業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。

(三) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の範囲内の額とする。

(1) 生業費 一件当たり 三万円

(2) 就職支度費 一件当たり 一万五千元

(四) 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付する。

(1) 貸与期間 二年以内

(2) 利子 無利子

(五) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一か月以内に完了するものとする。

八 学用品の給与

(一) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、ろう学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものである。

(二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

(1) 教科書

(2) 文房具

(3) 通学用品

(三) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)

第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

イ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費及び通学用品費

ア 小学校児童 一人当たり 四千百円

イ 中学校生徒 一人当たり 四千四百円

ウ 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

(四) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一か月以内、その他の学用品については十五日以内に完了するものとする。

九 埋葬

(一) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものである。

(二) 埋葬は、原則として、棺又は棺材料等の現物をもつて次の範囲において行う。

(1) 棺(附属品を含む。)

- (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- (3) 骨つぼ及び骨箱
- (三) 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十万千円小人十六万八千円以内とする。
- (四) 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

十 死体の搜索

- (一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。
- (二) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

十一 死体の処理

- (一) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものである。
- (二) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- (三) 検案は、原則として救護班によつて行う。
- (四) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千三百円以内とする。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり五千円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、これらの額に当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - (3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (五) 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

- (一) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運びこまれていたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものである。
- (二) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万三千九百円以内とする。
- (三) 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

十三 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (一) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 被災者の避難
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 災害にかかった者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 死体の搜索

- (6) 死体の処理
- (7) 救済用物資の整理配分
- (二) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇備を認められる期間は、当該救助の実情が認められる期間以内とする。

十四 特別基準

救助の程度、方法及び期間について特別の事情により前各号の基準により難しいときは、前各号の基準にかかわらず、別に定めるところによる。

別表第二(第八条関係)

実費弁償の程度

一 施行令第十条第一号から第四号までに規定する者の場合

1 日当

救助に関する業務に従事した者に相当する県の一般職の職員の給与を考慮して定める額とする。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の一般職の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して定める額とする。

2 時間外勤務手当

1の日当の額を基礎とし、県の一般職の職員との権衡を考慮して算定した額以内とする。

3 旅費

1の日当の額を基礎とし、県の一般職の職員との権衡を考慮して、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例(昭和二十五年七月奈良県条例第二十五号)において定める額以内とする。

二 施行令第十条第五号から第十号までに規定する者の場合

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。

■災害救助法による救助の基準

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期間 | 備 考 | | | | | | | |
|----------------------|---|--|---------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|--------|
| 避難所の設置 | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 | (基本額) 避難所設置費 1人1日当たり300円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）が利用する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から7日以内 | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 | | | | | | | |
| 応急仮設住宅の供与 | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | 1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる) | 災害発生の日から20日以内 着工 | 1 平均1戸当たり29.7㎡、 2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 | | | | | | | |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 | 1 1人1日当たり1,010円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし) | 災害発生の日から7日以内 | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日) | | | | | | | |
| 飲料水の供給 | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。) | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から7日以内 | 輸送費、人件費は別途計上 | | | | | | | |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 | 災害発生の日から10日以内 | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること | | | | | | | |
| | | 区 分 | | | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人増すごとに加算 | |
| | | 全壊 流失 | | | 夏 | 17,200 | 22,200 | 32,700 | 39,200 | 49,700 | 7,300 |
| | | | | | 冬 | 28,500 | 36,900 | 51,400 | 60,200 | 75,700 | 10,400 |
| | | 半壊 床上浸水 | | | 夏 | 5,600 | 7,600 | 11,400 | 13,800 | 17,400 | 2,400 |
| 冬 | 9,100 | | 12,000 | 16,800 | 19,900 | 25,300 | 3,300 | | | | |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期間 | 備 考 |
|----------------|---|---|--|---|
| 医 療 | 医療の途を失った者 (応急的処置) | 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内 | 災害発生の日から14日以内 | 患者等の移送費は、別途計上 |
| 助 産 | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者) | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額 | 分娩した日から7日以内 | 妊婦等の移送費は、別途計上 |
| 災害にかかった者の救出 | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から3日以内 | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上 |
| 災害にかかった住宅の応急処理 | 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり520,000円以内 | 災害発生の日から1ヵ月以内 | — |
| 学用品の給与 | 住家の全壊(焼)、流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部等生徒も含む。) | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円 | 災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内 | 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 |
| 埋 葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 | 1体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |
| 死体の捜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 | 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。 | (洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 一 時 保 存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 検 査 { 救護班以外は慣行料金を加算できる。 | 災害発生の日から10日以内 | 1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期間 | 備 考 |
|-----------------------|--|---|-------------------------|---------------------|
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 | 1世帯当たり 133,900円以内 | 災害発生の日 から10日以内 | — |
| 輸送費及び賃 金職員等雇上 費 | 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が 認められる期 間以内 | — |
| 実費弁償 | 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者 | 救助に関する業務に従事した者に相当する県の一般職の職員の給与を考慮して定める額とする。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の一般職の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して定める額とする。 | 救助の実施が 認められる期 間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料6-7 災害救助法様式
様式1

被害状況調

| 被害の状況 | | 大和郡山市 | | |
|---------|---------|-----------|----|--|
| 人的被害 | 死者 | | | |
| | 行方不明 | | | |
| | 負傷 | 重傷 | | |
| | | 軽傷 | | |
| | | 小計 | | |
| 計 | | | | |
| 住家の被害 | 棟数 | 全壊・全焼又は流失 | | |
| | | 半壊又は半焼 | | |
| | | 一部破損 | | |
| | | 床上浸水 | | |
| | | 床下浸水 | | |
| | 世帯数及び人員 | 全壊、全焼又は流失 | 世帯 | |
| | | | 人員 | |
| | | 半壊又は半焼 | 世帯 | |
| | | | 人員 | |
| | | 一部破損 | 世帯 | |
| | | | 人員 | |
| | 床上浸水 | 世帯 | | |
| 人員 | | | | |
| 床下浸水 | 世帯 | | | |
| | 人員 | | | |
| 災害発生年月日 | | | | |

- 注1) 負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること
- 2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋を含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること
- 3) 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする
- 4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする
- 5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること

様式 2

災害救助費概算額調

| 種目別区分 | 員数 | 単価 | 金額 | 備考 |
|------------------------------------|----------|----|----|----|
| 1 救 助 費 | | 円 | 円 | |
| (1) 収容施設供与費 避難所設置費 応急仮設住宅設置費 | 延 人 戸 | | | |
| (2) 炊き出しその他による食品給与費 | 延 人 | | | |
| (3) 飲料水供給費 | 延 人 | | | |
| (4) 被服寝具その他生活必需品給(貸) 与費 | 世帯 | | | |
| (5) 医療及び助産費 | 延 人 | | | |
| 医 療 費 | 延 人 | | | |
| 助 産 費 | 延 人 | | | |
| (6) 災害にかかった者の救出費 | 人 | | | |
| (7) 住宅の応急修理費 | 世帯 | | | |
| (8) 生業資金の貸与費 | 世帯 | | | |
| (9) 学用品の給与費 | 人 | | | |
| 小 学 校 児 童 | 人 | | | |
| 中 学 校 生 徒 | 人 | | | |
| (10) 埋 葬 費 | 体 | | | |
| 大 | 体 | | | |
| 小 | 体 | | | |
| (11) 遺 体 の 捜 索 費 | 体 | | | |
| (12) 遺 体 の 処 理 費 | 体 | | | |
| (13) 障 害 物 の 除 去 費 | 世帯 | | | |
| (14) 輸 送 費 | | | | |
| (15) 人 夫 賃 | | | | |
| 2 実 費 弁 償 費 | 人 | | | |
| 3 扶 助 費 | 件 | | | |
| 4 損 失 補 償 費 | 件 | | | |
| 5 法 第 3 4 条 の 補 償 費 | | | | |
| 6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費 | | | | |
| 合 計 | | | | |

様式 3

市町村別被災世帯状況調

(救助の種目名)

| 市町村 | 区分 | | 被災世帯総数 A | 被災世帯内訳 | | | | | | | 救助対象外世帯 | 基準対象数 (A×割合) | B/A |
|-------|-------|------|----------|--------|------|-------|--------|-----|--|--|---------|--------------|-----|
| | | | | 救助対象世帯 | | | | | | | | | |
| | 被保護世帯 | 身障世帯 | | 老人世帯 | 母子世帯 | 要保護世帯 | その他の世帯 | 計 B | | | | | |
| 大和郡山市 | 非課税 | | | | | | | | | | | | |
| | 課税 | 均等割 | | | | | | | | | | | |
| | | 所得割 | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | % | |

- 注1) 市町村民税課税状況は、最近時におけるものを記入すること
 2) 「応急仮設住宅」については全壊、全焼及び流世帯を、「住宅の応急修理」については、半焼及び半焼世帯を、障害物の除去については半壊及び床上浸水世帯を記入すること
 3) 火災保険金等収入のあった世帯は () で再掲すること

様式 5

何年度災害救助基金報告書

都道府県

| | | | | |
|---------------------------------|---------------------------|-------|---|----|
| 概況 | 災害救助基金現在高 (平成 年4月1日) A | | 円 | 備考 |
| | 当該年度における災害救助基金最少額 B | | 円 | |
| | 差引過△不足額 $A - B = C$ | | 円 | |
| | 当該年度要積立額 D | | 円 | |
| | 当該年度積立予定額 E | | 円 | |
| 災害救助基金運用 状況(災害救助基金 現在高内訳) | 法第41条第1号の方法 | | 円 | |
| | 同 第2号の方法 | | 円 | |
| | 同 第3号の方法 | | 円 | |
| | 計 | | 円 | |
| 前年度決算状況 | 災害救助基金現在高(平成 年4月1日) F | | 円 | |
| | 災害救助基金最少額 G | | 円 | |
| | 差引過△不足額 ($F - G$) H | | 円 | |
| | 要積立額 I | | 円 | |
| | 積立額 J | | 円 | |
| | 支出額 K | | 円 | |
| | 応急仮設住宅 払下収入金 | 基金繰入額 | | 円 |
| | | その他 | | 円 |
| | 生業資金 返還額 | 基金繰入額 | | 円 |
| その他 | | 円 | | |

注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては、見込額とすること

様式 6

救助の種目別物資受払状況

市町村名 大和郡山市

| 救助の種目別 | 年 月 日 | 品 名 | 単 位 呼 称 | 摘 要 | 受 | 払 | 残 | 備 考 |
|----------------------|-------|-----|------------|-----|---|---|---|-----|
| 避 難 所 用 | | | | | | | | |
| 炊き出しその他 による食品給与用 | | | | | | | | |
| 給水用機械器具燃 料浄水用薬品資材 | | | | | | | | |
| 被 服 ・ 寝 具 等 | | | | | | | | |
| 医 薬 品 衛 生 材 料 | | | | | | | | |
| 被災者救出用機械 器 具 燃 料 | | | | | | | | |
| 燃 料 及 び 消 耗 品 | | | | | | | | |

- 注1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること
- 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること
- 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと
- 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること

様式 8

応急仮設住宅台帳

市町村名 大和郡山市

| 応急仮設住宅番号 | 世帯主氏名 | 家族数(人) | 構造区分 | 着工月日 | 竣工月日 | 入居月日 | 実支出額(円) | 備考 |
|----------|-------|--------|------|------|------|------|---------|----|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | 世帯 | | | | | | | |

- 注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにしておくこと
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと

様式 9

炊出し給与状況

市町村名 大和郡山市

| 炊出し場の名称 | 月 日 | | | 月 日 | | | 月 日 | | | 合 計 | 実支出額 | 備 考 |
|---------|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|-----|------|-----|
| | 朝 | 昼 | 夜 | 朝 | 昼 | 夜 | 朝 | 昼 | 夜 | | | |
| | | | | | | | | | | | 円 | |
| 計 | | | | | | | | | | | | |

注 「備考」欄は、給食内容を記入すること

様式 10

飲料水の供給簿

市町村名 大和郡山市

| 供給月日 | 対象人員 | 給水用機械器具 | | | | | | | 実支出額 | 備考 |
|------|------|---------|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|----|
| | | 名称 | 借上費 | | 修繕費 | | | 燃料費 | | |
| | | | 数量 | 所有者 | 金額 | 修繕月日 | 修繕費 | | | |
| | 人 | | | 円 | | 円 | | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | | | |

注1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること

様式 11

物資の給与状況

市町村名 大和郡山市

| 住家被害 程度区分 | 世帯主 氏名 | 基礎とした 世帯構成 成人 人 | 給与 月日 | 物資給与の品名 | | | | | | 実支 出額 | 備考 |
|--------------|-----------|--------------------------|----------|---------|---|----|---|--|--|----------|----|
| | | | | 布団 | | 毛布 | | | | | |
| | | | | | 円 | | 円 | | | | |
| 計 | 全壊 | 世帯 | | | | | | | | | |
| | 半壊 | 世帯 | | | | | | | | | |

- 注1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること
- 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること
- 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること

様式 12

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名

印

| 月 日 | 市(区) 町村名 | 患者数 | 措置の概要 | 死 体 検案数 | 修繕費 | 備 考 |
|-----|-------------|-----|-------|------------|-----|-----|
| | | 人 | | 人 | 円 | |
| 計 | | | | | | |

注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること

様式 13

病院診療所医療実施状況

市町村名 大和郡山市

| 診療機関名 | 患者氏名 | 診療期間 月 日 | 病 名 | 診療区分 | | 診療報酬 点 数 | | 金 額 円 | 備 考 |
|-------|------|-------------|-----|------|----|-------------|---------|----------|-----|
| | | | | 入院 | 通院 | 入院 点 | 通院 点 | | |
| | | | | | | | | | |
| 計 | 機関 | 人 | | | | | | | |

注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること

様式 14

助産台帳

市町村名

| 分べん者氏名 | 分べん日時 | 助産機関名 | 分べん期間 月 日～ 月 日 | 金 額 | 備 考 |
|--------|-------|-------|-------------------|-----|-----|
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

様式 15

被災者救出状況記録簿

市町村名 大和郡山市

| 年月日 | 救出 人員 | 救出用機械器具 | | | | | | | 燃料費 | 実 支 出 額 | 備 考 |
|-----|----------|---------|-------|---------------------|-------|------|-----|------------|-----|------------|-----|
| | | 名 称 | 借 上 費 | | 修 繕 費 | | | | | | |
| | | | 数量 | 所有者 (管理者) 氏 名 | 金額 | 修繕月日 | 修繕費 | 修繕の 概 要 | | | |
| 月 日 | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | |

- 注1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること
- 注2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること
- 注3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること

様式 16

住宅応急修理記録簿

市町村名 大和郡山市

| 世帯主氏名 | 修理箇所概要 | 完了月日 | 実支出額(円) | 摘 要 |
|-------|--------|------|---------|-----|
| | | 月 日 | 円 | |
| 計 世帯 | | | | |

様式 17

生業資金貸付台帳

市町村名 大和郡山市

| 貸付を受けた者 | | 保証人 | | | 事業計画 概 要 | 貸与 期間 | 貸与 金額 | 備考 |
|---------|------|-----|-----|-----|-------------|----------|----------|----|
| 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 | 職 業 | | | | |
| | | | | | | | 円 | |
| | 計 世帯 | | | | | | | |

注1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 ヶ月間」を記入すること

2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと

様式 19

埋 葬 台 帳

市町村名 大和郡山市

| 死 亡 年月日 | 埋 葬 年月日 | 死亡者 | | 埋葬を行った者 | | 埋葬費 (円) | | | | 備 考 |
|------------|------------|-----|----|------------------|----|-------------------|------------------|-----|---|-----|
| | | 氏名 | 年齢 | 死亡者 との 関 係 | 氏名 | 棺 (付属品 を含む) | 埋 葬 又は 火葬料 | 骨 箱 | 計 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

- 注1 埋葬を行った人が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること
 2 市長が棺、骨箱等を現物で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること
 3 埋葬を行った人に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること

様式 20

死 体 処 理 台 帳

市町村名 大和郡山市

| 処 理 年月日 | 遺体の発 見の日時 及び場所 | 死亡者 氏 名 | 遺 族 | | 洗淨等の処理 | | | 遺体の 一 時 保 存 | 検案料 | 実 支 出 額 | 備 考 |
|------------|----------------------|------------|-----|---------------|--------|-----|-----|-------------------|-----|------------|-----|
| | | | 氏 名 | 死亡者と の 関 係 | 品 名 | 数 量 | 金 額 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 人 | | | | | | | | | |

様式 21

障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名 大和郡山市

| 住家被害程度 区分 | | 氏 名 | 除去に要した期間 | 実支出額 | 除去に要すべ き状態の概要 | 備 考 |
|--------------|-------|-----|----------|------|------------------|-----|
| | | | 月 日～ 月 日 | 円 | | |
| 計 | 半壊(焼) | 世帯 | | | | |
| | 全壊(焼) | 世帯 | | | | |

様式 22

輸 送 記 録 簿

市町村名 大和郡山市

| 輸送月日 | 目的 | 輸送 区間 (距離) | 借上等 | | 金額 | 修繕 | | | | 燃料 費 | 実支 出額 | 備 考 | |
|------|----|------------------|--------|----|----|--------|-----------|----------|---------|---------|----------|-----|------------|
| | | | 使用車輛等 | | | 故障車輛等 | | 修繕 月日 | 修繕 費 | | | | 故障の 概 要 |
| | | | 種 類 | 台数 | | 名 称 | 所有者 氏名 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

- 注1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること
- 2 市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること
- 3 借上車輛等による場合は有償、無償を問わず記入すること
- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること

様式 23

実費弁償

(1) 令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

| 職 種 | 従業者数 (人) | | 従事場所 (市町村) | 従事期間 | 実支出額 (円) | | | | 算定基準 による算 定額(円) | 備考 |
|--------------------|----------|-----|---------------|------|----------|----|---------------|---|-----------------------|----|
| | 実人員 | 延人員 | | | 日当 | 旅費 | 時 間 外 勤務手当 | 計 | | |
| 医 師 及 び 歯 科 医 師 | | | | | | | | | | |
| 薬 剤 師 | | | | | | | | | | |
| 保健師、助産 師、看護師等 | | | | | | | | | | |
| 土木技術者 建築技術者 | | | | | | | | | | |
| 大工左官 及びとび職 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |

注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること

「保健師、助産師、看護師等」とは令第10条第2号に規定される「保健師、助産師、看護師の
ほか、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士」
を指す

様式 24

実費弁償

(2) 令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

| 業者 | | 従事者数 | | 従事場所 (市町村) | 従事期間 | 実支出額 (円) | 備考 |
|-----------|---|------------|------------|---------------|------|-------------|----|
| 業種 | 数 | 実人員 (人) | 延人員 (人) | | | | |
| 土木建築業者 | | | | | | | |
| 地方鉄道業者 | | | | | | | |
| 軌道経営者 | | | | | | | |
| 自 動 車 | | | | | | | |
| 輸 送 事 業 者 | | | | | | | |
| 船舶運送業者 | | | | | | | |
| 港湾運送業者 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること

様式 25

実 費 弁 償

(3) 扶助金の支給状況

| 扶助金種類 | 件数 | 実支出額 (円) | 積算基 礎 | 備考 |
|-------|----|-------------|----------|----|
| | | | | |
| 計 | | | | |

- 注1) 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること
 2) 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること

実 費 弁 償

(4) 損失補償費の状況

| 種類 | 実支出額(円) | 積算基礎 | 備考 |
|----|---------|------|----|
| | | | |
| 計 | | | |

注1) 「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること

2) 「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること

3) 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること

様式 27

法 第 34 条 の 補 償 費 の 状 況

| 区分 | 実支出額 | | | 備考 |
|----------------------|------|-------|-------|----|
| | 員数 | 単価(円) | 金額(円) | |
| 1 人 件 費 | | | | |
| (1)旅 費 | | | | |
| (2)役 務 費 | | | | |
| (3)時間外勤務手当及び 深夜手当 | | | | |
| 2 救 護 所 設 置 費 | | | | |
| (1)消 耗 器 材 費 | | | | |
| (2)借 上 料 | | | | |
| 3 救 護 諸 費 | | | | |
| (1)薬 剤 費 | | | | |
| (2)衛 生 材 料 費 | | | | |
| (3)その他の消耗品費 | | | | |
| 4 輸 送 費 | | | | |
| (1)輸 送 費 | | | | |
| (2)修 繕 費 | | | | |
| (3)借 上 料 | | | | |
| (4)燃 料 費 | | | | |
| 5 人 夫 費 | | | | |
| (1)医 療 | | | | |
| (2)助 産 | | | | |
| (3)遺 体 処 理 | | | | |
| 6 扶 助 金 | | | | |
| 7 事 務 費 | | | | |
| (1)消 耗 品 費 | | | | |
| (2)電 話 料 | | | | |
| (3)電 報 料 | | | | |
| 計 | | | | |

注)「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること

| | |
|------|-----|
| 整理番号 | No. |
|------|-----|

| | |
|---|-------------------|
| <h2 style="margin: 0;">り 災 証 明 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">大和郡山市長殿</p> <p style="margin: 0;">住所</p> <p style="margin: 0;">氏名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">印</p> <p style="margin: 0;">下記事実に相違ないことを証明願います。</p> | |
| り 災 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| り 災 場 所 | 大和郡山市 |
| り 災 物 件 | |
| り 災 状 況 | |
| り 災 原 因 | |
| 証明書提出先 | |
| <p style="margin: 0;">上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="margin: 0;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">大和郡山市長</p> | |

公用令書（従事・協力）

従事 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり^{従事}を命ずる。
^{協力}

処分権者 氏名 印

| | |
|---------|--|
| 従事すべき業務 | |
| 従事すべき場所 | |
| 従事すべき期間 | |
| 出頭すべき日時 | |
| 出頭すべき場所 | |
| 備 考 | |

公 用 令 書（物資の保管）

保管第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 ^{第71条} _{第78条第1項} の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者 氏名

印

| 保管すべき物資の種類 | 数量 | 保管すべき場所 | 保管すべき期間 | 備 考 |
|------------|----|---------|---------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

公 用 令 書（管理・使用・収用）

保管第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 ^{第71条} _{第78条第1項} の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者 氏名

印

| 名称 | 数量 | 所在場所 | 範 | 期間 | 引渡月日 | 引渡場所 | 備考 |
|----|----|------|---|----|------|------|----|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

公 用 変 更 令 書

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法^{第71条}
第78条第1項の規定に基づく公用令書（年 月 日 第 号）

にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名 印

変 更 し た 処 分 の 内 容

公 用 取 消 令 書

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法^{第71条}
第78条第1項の規定に基づく公用令書（年 月 日 第 号）

にかかると処分を次のとおり取消したので、同法施行令第34条1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名 印

小災害に対する救助内規

(目的)

第1条 この内規は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用基準に達しないがこれに準ずる災害(以下「小災害」という。)により、住家又は家財を滅失し、或いは住家又は家財に甚大な被害を受けた世帯に対して、迅速適切な応急救助を行なうことを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 小災害の範囲は、次のとおりとする。

(1) 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上の災害。

| 市町村の区域内の人口 | | 住家の滅失 世帯数 |
|------------|-----------|--------------|
| 5,000人未満 | | 10世帯 |
| 5,000〃以上 | 15,000人未満 | 13〃 |
| 15,000〃以上 | 30,000〃 | 16〃 |
| 30,000〃以上 | 50,000〃 | 20〃 |
| 50,000〃以上 | 100,000〃 | 26〃 |
| 100,000〃以上 | | 33〃 |

(2) 前項第1号の住家の滅失した世帯の数の算定にあつては、次の換算率によるものとする。

- (1) 住家の全壊(焼)、流失、埋没 1世帯
- (2) 住家の半壊(焼) 1/2〃
- (3) 住家の床上浸水 1/3〃

(救助の程度)

第3条 小災害により、被災した世帯に対して、次に定める範囲内において衣服・寝具その他生活必需品の給与を行なう。

被災世帯に対する衣服・寝具等の給与

災害救助施行細則(昭和38年7月1日奈良県規則第10号)第5条別表第1の3を準用する。

(救助の方法)

第4条 知事は、この内規の適用を決定したときは、当該市町村長に通知すると同時に、第3条による救助物資を市町村長あてに送付し、市町村長は、被災世帯に配分するものとする。

(受領書及び救助実施報告書の提出)

第5条 市町村長は、前条の規程による救助物質を受領したときは、受領書(様式第1号)を、救助の実施を完了したときは、救助実施報告書(様式2号)をそれぞれ知事あて提出するものとする。

附 則

この内規は、昭和42年6月15日から適用する。

様式第1号

番 号
年 月 日

奈良県知事

殿

市町村長

印

受 領 書

年 月 日発生の
物資として下記のとおり受領しました。

災害における罹災者救助

記

| 物資の種類 | 数 量 | 備 考 |
|-------|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

様式第2号

番 号
年 月 日

奈良県知事

殿

市町村長

印

援 助 実 施 報 告 書

年 月 日付け 社福第
物資を別府のとおり配布したので報告します。

号をもって送付願った援助

様式第 2 号の 1

| 救 援 物 資 配 分 表 | | | | | | | | | | | | | 市 町 村 長 | | | | | |
|---------------|------------------|-----------|-------------------------------|-----|---|---|-----------|---|---|-----------|---|---|---------------|--|---------------|--|----------------|--|
| 番 号 | 住 家 被 区 程 度 分 | 世 帯 主 氏 名 | 基 礎 と な っ た 世 帯 構 成 人 員 | 内 訳 | | | | | | | | | 救 助 物 資 の 品 名 | | 物 資 給 与 の 数 量 | | 備 考 (給 与 日) | |
| | | | | 大 人 | | | 中 学 生 以 上 | | | 中 学 生 以 下 | | | 毛 布 | | 毛 布 | | | |
| | | | | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | | | | | | |
| | | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | | | | | | |
| 計 | 全 棟 | 世 帯 | 人 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 半 棟 | 世 帯 | 人 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合 計 | 世 帯 | 人 | | | | | | | | | | | | | | | |

大和郡山市小災害等救助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内において発生した災害救助法（昭和22年法律第118号）に規定する適用基準に達しない災害が発生した場合に、迅速かつ適切な応急救助を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (2) 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (3) 全壊及び流失 住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は主要構造部（壁、柱、はり、屋根、階段等をいう。以下同じ）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもをいう。
- (4) 全壊（焼） 建物の火災損害額が、罹災前の建物の評価額の70%以上のものをいう。
- (5) 半壊 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもをいう。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもをいう。
- (6) 半損（焼） 建物の火災損害額が、罹災前の建物の評価額の20%以上で全損に該当しないものをいう。
- (7) 床上浸水 住家の床上以上に浸水したも、又は、全壊及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないものをいう。

(災害の範囲)

第3条 この要綱の規定により救助を行う災害の範囲は、暴風、豪雨、洪水、地震、火事等により住家が滅失した世帯の数が26以上の災害（以下「小災害」という。）及び小災害に達しない小範囲の災害（以下「小範囲の災害」という）とする。

2 前項の住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、次の定めるところによるものとする。

- (1) 住家の全壊、全損（焼）又は流失にあつては、1世帯をもって1の世帯とする。
- (2) 住家の半壊、半損（焼）にあつては、2世帯をもって1の世帯とする。
- (3) 住家の床上浸水にあつては、3世帯をもって1の世帯とする。

(小災害に係る救助)

第4条 小災害により、罹災した者及びその遺族に対しては、次の各号に定める救助を行う。ただし、他の法令によって救助の措置が講じられたとき、又は他から補償があるときは、救助を行わない。

- (1) 見舞金又は弔慰金の支給
別紙に定めるとおりとする。
- (2) 炊出し、その他による食品の給与
必要がある場合、災害救助法に準じて行う。
- (3) 避難所の設置
必要がある場合、被災地の附近で適当な場所を選定して設置する。この場合において、その期間は原則として7日以内の期間とする。
- (4) 応急仮設住宅の貸与
必要がある場合、適当な場所を選定して応急仮設住宅を設置し、これを貸与する。この場合において、その

期間は原則として6箇月以内の期間とする。

(5) 救護の実施

必要がある場合、避難所等において傷病者に対する応急手当を行う。

(6) その他、小災害の状況に応じて市長が必要と認める救助を行うものとする。

(小範囲の災害に係る救助)

第5条 小範囲の災害により罹災した者（災害により被害を受けた当時、本市内に現に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、住民基本台帳に記載されていた者及びその遺族に限る。）に対し、前条第1号に定める救助を行う。

2 前項に規定するもののほか、小範囲の災害により罹災した者に対し、市長が必要と認める救助を行うことができる。

(救助業務等の分担)

第6条 小災害が発生した場合において、災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合を除き、次の各号に掲げる業務を当該各号に定める部課において行うほか、その他の救助業務を本部に準じ、当該部課において行うものとする。

- (1) 被害状況及び応急対策活動のとりまとめ並びに関係課との連絡調整及び指示に関すること。 市民安全課
- (2) 県小災害救助内規適用手続き及び応急仮設住宅設置の認定に関すること。 厚生福祉課
- (3) 避難所設置に関すること。 人権施策推進課
- (4) 応急食糧の調達に関すること。 市民課・保険年金課
- (5) 応急食糧炊出しに関すること。 市民課・保険年金課
- (6) 応急食糧の運搬及び配分に関すること。 市民課・保険年金課
- (7) 日本赤十字社からの救援品の配付に関すること。 厚生福祉課
- (8) 救助物資の配付に関すること。 総務課
- (9) 見舞金の支給に関すること。 厚生福祉課
- (10) 応急仮設住宅の設置に関すること。 住宅課
- (11) 応急救護に関すること。 保健センター
- (12) 浸水家屋の消毒に関すること。 保健センター
- (13) 弱者対策に関すること。 介護福祉課・厚生福祉課・子ども福祉課
- (14) 職員の応援に関すること。 秘書人事課
- (15) 被害家屋及びそれにかかわる人的被害の調査に関すること。 税務課
- (16) 罹災証明書の発行に関すること。 税務課
- (17) 非常物資等の購入に関すること。 市民課・保険年金課
- (18) 浸水家屋を対象とする、廃棄物の処理に関すること。 クリーンセンター

2 小範囲の災害が発生した場合は、本部が設置された場合を除き、次の各号に掲げる業務を当該各号に定める各課において行うほか、その他の救助業務を各課の平常業務に関連し、当該課において行うものとする。

- (1) 被害状況及び応急対策活動のまとめ並びに関係課との連絡調整及び指示に関すること。 市民安全課
- (2) 火災又は爆発による被害状況及び水害による被害状況（床上床下浸水に限る）並びにそれにかかわる人的被害の調査に関すること。
厚生福祉課・住宅課・総務課・税務課・各支所
- (3) 災害による家屋損壊、土地の損壊等の被害状況（前号の被害状況を除く。）並びに家屋損壊にかかわる人的被害の調査に関すること。 税務課・住宅課

- (4) 日本赤十字社からの救援品の配付に関する事。 厚生福祉課
- (5) 見舞金の支給に関する事。 厚生福祉課
- (6) 浸水家屋の消毒に関する事。 保健センター
- (7) 浸水家屋を対象とする、廃棄物の処理に関する事。 クリーンセンター
- (8) 罹災証明書の発行に関する事。 税務課
- (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、応急救助に関し必要な事項は、その都度市長の指示により行う。

附 則

この要綱は、平成12年8月4日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(大和郡山市小災害等救助要綱の一部改正に伴う経過措置)

この要綱による改正後の大和郡山市小災害等救助要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の小範囲の災害に係る救助について適用し、同日前の小範囲の災害に係る救助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条・第5条関係）

(1) 住家の被害に対する見舞金

| 被害の区分 | 金額 |
|--------------|----------|
| 全壊・全損（焼）又は流失 | 100,000円 |
| 半壊又は半損（焼） | 50,000円 |
| 床上浸水 | 30,000円 |

(2) 人的被害に対する弔慰金

| 死亡者の区分 | 金額 |
|---------|----------|
| 世帯主 | 100,000円 |
| 世帯主以外の者 | 50,000円 |

災害防疫業務完了報告書

1. 災害発生年月日
2. 災害の原因
3. 災害の概要
4. 県または市町村のとした措置の概要
 - (1) 災害防疫本部の活動（防疫実施の方針および主要作業日程を含む）
 - (2) 災害救助活動
 - (ア) 医療救護
 - (イ) 給水作業（災害救助としての給水の他、防疫としての給水作業も一括すること）
 - (3) 災害防疫活動
 - (ア) 予防宣伝
 - (イ) 調査指導
 - (ウ) 検病調査
 - (エ) 患者処理
 - (オ) 飲料水の確保および井戸の消毒
 - (カ) 家具の消毒および消毒薬の使用法
 - (キ) そ族昆虫駆除の実施方法
 - (ク) 避難所の防疫指導
 - (ケ) し尿処理の指導
 - (コ) 泥土、堆積物の処理および清潔方法
 - (ク) その他特記すべき事項
5. 感染症の発生状況
6. 予防接種
7. 感染症指定医療機関の被害状況
8. 予算の概要

資料6-13 避難勧告等発令情報連絡様式

避難勧告等発令情報

奈良県 大和郡山 (市・町・村) 送付日時 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 避難指示 (災害対策基本法第60条)
- 避難勧告 (災害対策基本法第60条)
- 避難準備情報 (地域防災計画等)

2 分類

- 新規
- 地域拡大 ()
- 種別変更 避難準備情報 → 避難勧告
- 避難勧告 → 避難指示
- 解除

3 発令

月 日 時 分

4 対象地域・世帯

| 対象地域 | 対象世帯数 | 対象人数 | 避難確認世帯数 | 避難確認人数 |
|------|-------|------|---------|--------|
| | | | | |

5 避難所名

6 発令の理由

- 大雨による河川の氾濫の恐れがあるため
(河川名 具体的な状況)
- 大雨による土砂崩れの恐れがあるため
- 地震による家屋倒壊の恐れがあるため
- 地震による土砂崩れの恐れがあるため
- その他 ()

7 付加情報 (特に住民に伝えたい情報など)

| |
|--|
| |
|--|

連絡者氏名・所属

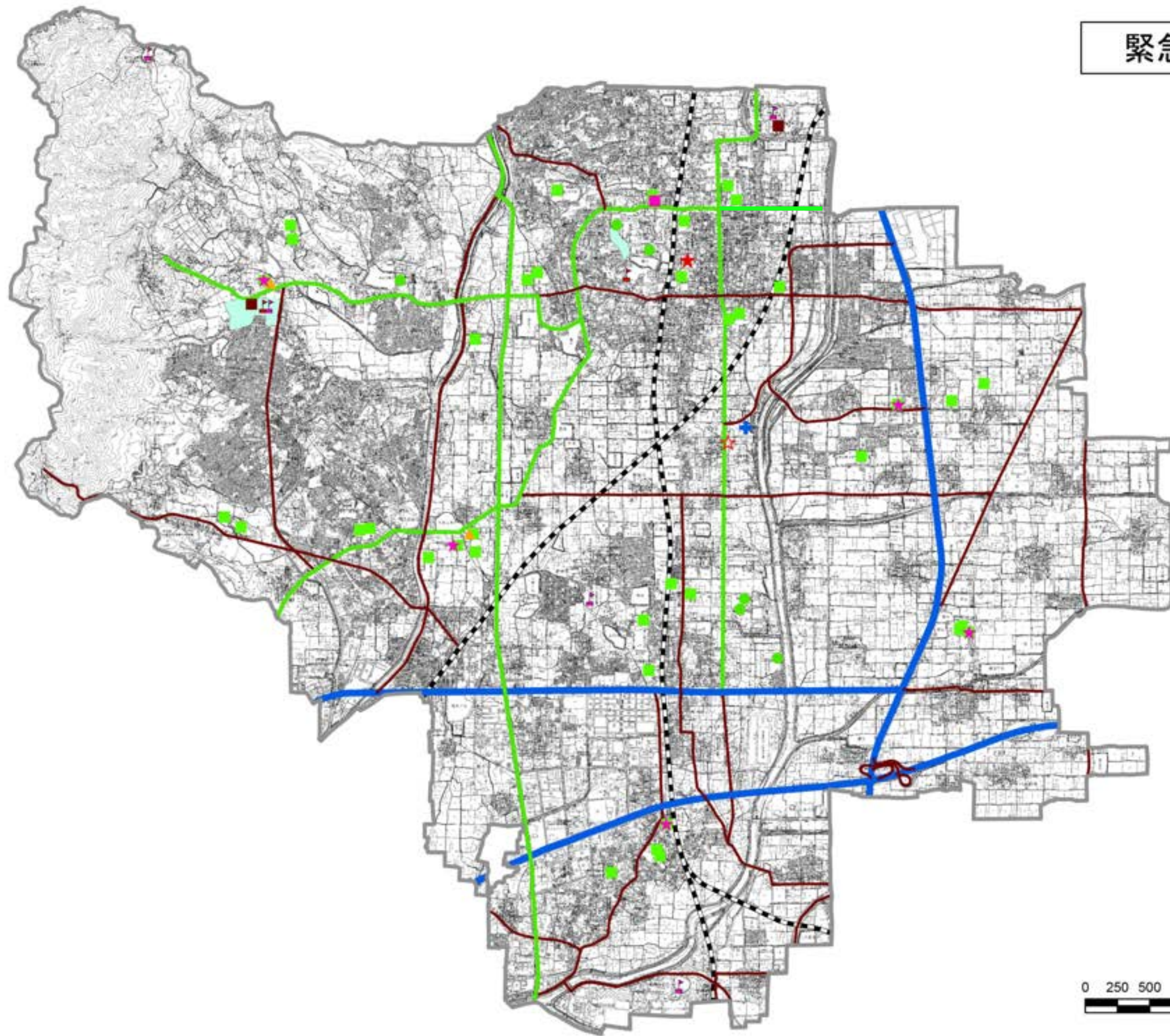
電話 () FAX ()

避難所収容者名簿

No.

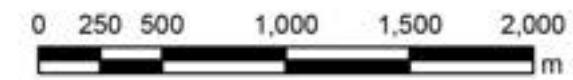
| 避難所名 | | | | | 開設日時 | 月 日 | |
|-------|--------|--------|--------|-----|------------|------------|----|
| 収容人員 | | | | | 閉鎖日時 | 月 日 | |
| 避難者氏名 | 年齢 | 性別 | 住 所 | 血液型 | 収容日時 | 退所日時 | 備考 |
| | | | | | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | |
| | | | | | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | |
| | | | | | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | |
| | | | | | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | |
| | | | | | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | |
| | | | | | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | |
| | | | | | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | |
| | | | | | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | |
| | | | | | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | |
| | | | | | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | |
| | | | | | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | |
| 計 | 男 女 | 名 名 | 計 名 | 名 | | | |

緊急輸送道路位置図



凡例

- 防災拠点等**
- ★ 災害対策本部
 - ☆ 災害対策本部代替拠点
 - ✚ 医療救護拠点
 - ★ 地区拠点
 - 輸送拠点
 - ▲ 食料供給拠点
 - ボランティア拠点
 - ⚓ 自衛隊災害活動要緊急飛行場外離着陸場
 - ⚓ 県消防防災ヘリ等飛行場外離着陸場
- 避難場所**
- 災害時避難所
 - 二次的避難所
 - 広域避難地
- 緊急輸送道路**
- 第1次緊急輸送道路
 - 第2次緊急輸送道路
 - 第3次緊急輸送道路



資料7-2 ヘリポート一覧表及び設置基準

■自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場

| 指定市町村 | 名称 | 所在地 | 地図 (1/5万) | 座標 | 面積 | 標高 |
|------------|---------------------|---|--------------|-------------------|-----------------------|-----------------|
| 大和郡山市 | 桜花グラウンド | 大和郡山市城見町 571 | 桜井 | 715336 | 6,200 m ² | 65m |
| | 大和郡山市総合公園 多目的運動場 | 大和郡山市矢田山町 2 | 〃 | 688335 | 19,063 m ² | 79m |
| 庁舎との 距離 | 水利状況 | | ヘリ利用可能状況 | | | |
| | 種類 | 容量・能力 | OH-6 離着陸 | UH-1 離着陸 消火剤吊上 | | 消火剤吊上 場合の条件等 |
| 500m | 池 消火栓 | 鵜池 50,000m ³ 3kg/cm ³ 1m ³ /分 | ◎2機 | ◎1機 | ○1機 | |
| 3,300m | 公共下水道 | φ75mm | ◎4機 | ◎2機 | × | |

(注) ヘリ利用可能状況欄のうち、OH-6は小型を、UH-1は中型をいい、
◎は適地、○は条件付き適地、×は不適地を示す

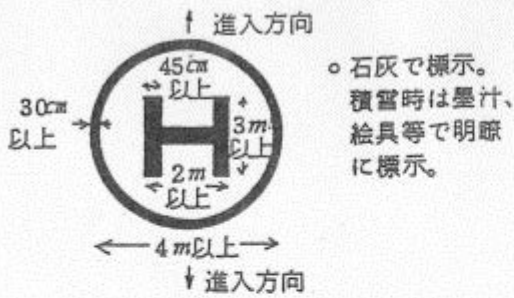
■奈良県消防防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場 (平成22年10月10日現在)

| 離発着場名 | 地名・番地 | 座標 | 長さ (m) × 幅 (m) | 備考 |
|--------------------|---------------|-----------------------------|-----------------|----|
| 大和郡山市総合 公園多目的広場 | 大和郡山市矢田山町 2 | 34° 35' 39" 135° 44' 55" | 20×20 | |
| 浄化センター | 大和郡山市額田部南 160 | 34° 35' 39" 135° 47' 05" | 20×20 | |
| 矢田公園 (遊びの森) | 大和郡山市矢田町 2070 | 34° 39' 47" 135° 44' 11" | 20×20 | |
| 九条公園※2 | 大和郡山市九条町 11 | 34° 39' 34" 135° 47' 33" | 20×20 | |
| 西池グラウンド※2 | 大和郡山市北西町 48-1 | 34° 37' 32" 135° 46' 28" | 40×40 (防災対応) | |

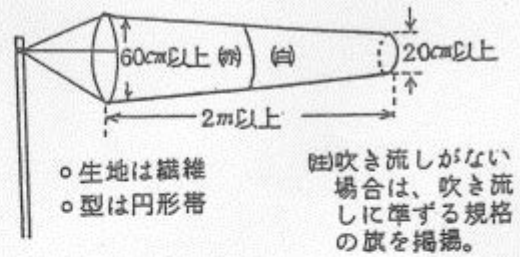
参考：奈良県地域防災計画資料編 (平成23年度版)

離着陸地点等の基準

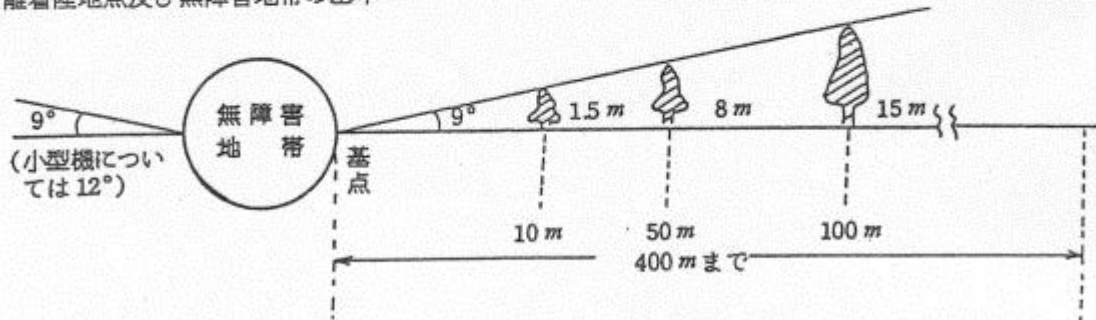
(1) ⊕の基準



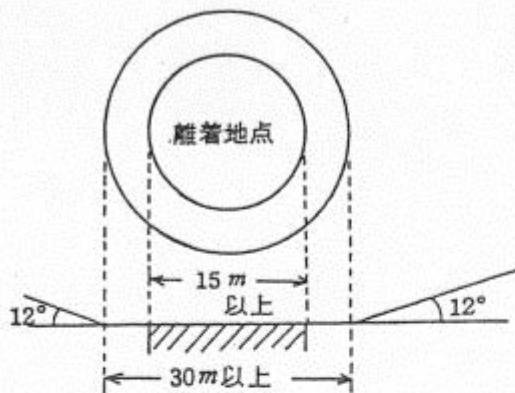
(2) 吹流しの基準



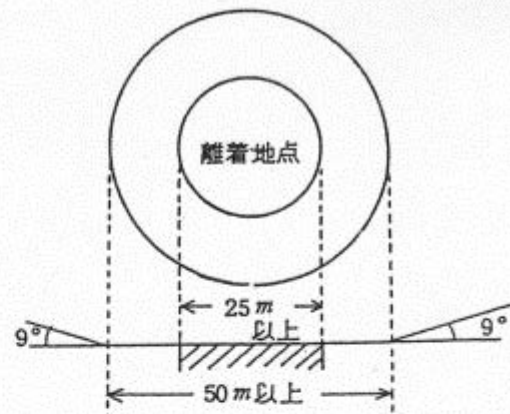
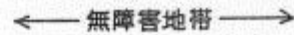
(3) 離着陸地点及び無障害地帯の基準



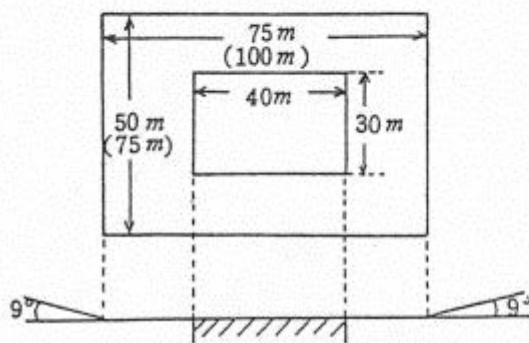
① 小型機 <OH-6> の場合



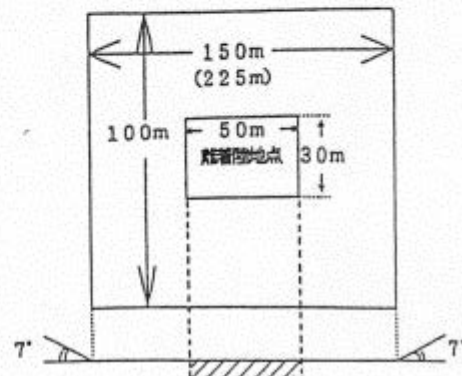
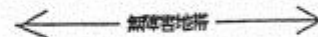
② 中型機 <UH-1> の場合



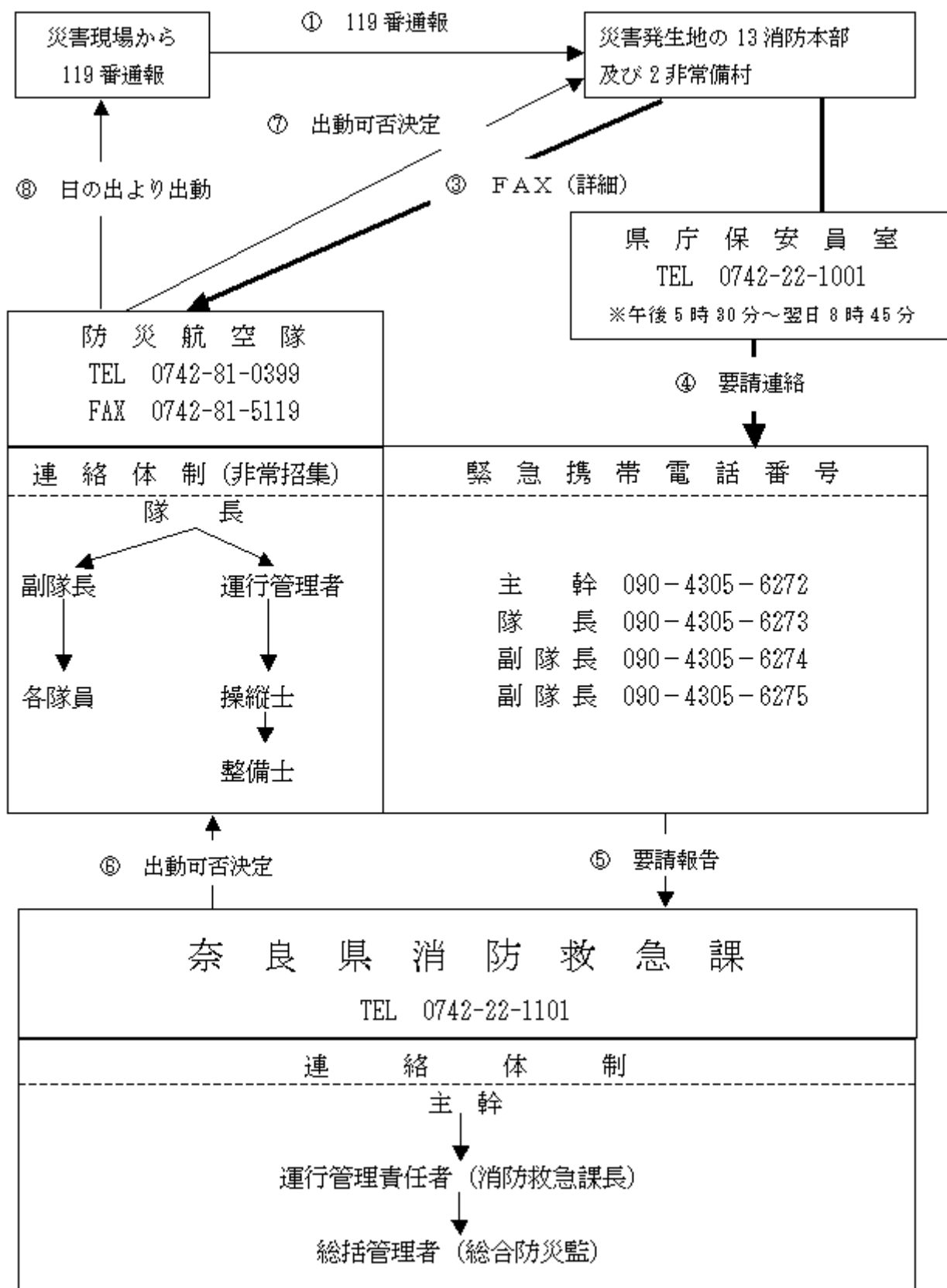
③ 大型機 <V-107及びUH-60J> の場合



④ 大型機 <CH-47> の場合



■奈良県防災ヘリコプター緊急応援要請フローチャート



様式第1号（第5関係）

防災ヘリコプター緊急運航要請書

| | |
|---|--|
| A | |
| B | |

| | |
|------------------|--|
| 要請時間 | 平成 年 月 日 () 時 分 現在 |
| 1 要請機関名 | 電話 発信者 |
| 2 災害の種別 | (1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他 |
| 3 活動内容 | 調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助 輸送(品名・数量) その他() |
| 4 発生場所及び 発生時間 | 市 町 村 地内 (発生時間)平成 年 月 日 午前・午後 時 分 (目 標) <近隣離着陸場所> |
| 5 現地の気象条件 | 天 候 風 向 風 速 気 温 視程 m 気象予警報(警報・注意報) |
| 6 現場指揮者 | 所属・職名・氏名 |
| 7 現場との連絡手段 | 無線種別(全国波、県波、) 現場指揮本部(車)呼出名(コールサイン) |

| | |
|--|--|
| 8 | ・事案発生時 年 月 日 () 時 分頃 |
| 要 請 を 必 要 と す る 理 由 | ※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと) |
| 目 標 | 別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページ数を明記 |

奈良県防災航空隊

受信者

緊急要請専用

ファックス

| | | | | | | | |
|----|-----------------|------------------------|--------------|-------------|--------------------|---------------|-----------|
| 9 | 傷病者 | 氏名 | | 年齢 | 歳 | 性別 | 男・女 |
| | | 氏名 | | 年齢 | 歳 | 性別 | 男・女 |
| | 症状 | | | | | | |
| | 離着陸場所の 目標等 | 出勤先 所在地 及び 目標 | ※救急搬送のみ記入 | | 搬送先所 在地及び 目標 | ※救急隊へ引き継ぐ離着陸場 | |
| | 同乗者 | 医師及び 看護婦の氏名 | | 関係者の氏名 | | | |
| | 病院への搬送方法 | 救急車の手配 | | ※救急車のコールサイン | | 病院の手配 | ※病院管轄消防本部 |
| | 受入病院 | 所在地 名称 | | 連絡先 | | TEL | |
| 場合 | 搬送先の消防本部の担当者職氏名 | | 消防本部 課 電話 | | | | |

| | |
|-------------|-----------------|
| 10 必要資機材 | ※航空隊で準備する資機材を明記 |
| 11 他航空機への要請 | ※航空機の必要数 |
| 12 その他必要事項 | ※航空隊に対しての要望等 |

※ 以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

| | |
|----------|--|
| 1 使用無線等 | 無線種別 (全国波1・2・3、県波、) 呼出名(コールサイン) 消防ならへり1 |
| 2 到着予定時間 | 平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 |
| 3 活動予定時間 | 時間 分 |
| 4 燃料の確保 | 要手配・手配不要 ㊦ (ドラム缶 本) |

資料7-3 緊急通行車両等事前届出書

| | | |
|--|--|--|
| 災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 | | 第 号 |
| 奈良県公安委員会 殿 | | 緊急通行車両等事前届出済証 |
| 届出者住所 (電話) 氏名 | | 年 月 日 奈良県公安委員会 印 |
| 番号標に表示されている番号 | | (注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。 |
| 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) | | |
| 住 所 () 局 番 | | |
| 氏 名 | | |
| 出 発 地 | | |
| (注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。 | | |

備考1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

資料7-4 規制除外車両事前届出書

| | | |
|--|-------------|--|
| 災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 ㊟ | | 災 害 応急対策用 第 号 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 奈良県公安委員会 ㊟ |
| 番号標に表示されている番号 | | (注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。 |
| 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名) | | |
| 使用者 | 住 所 () 局 番 | |
| | 氏 名 | |
| 出 発 地 | | |
| (注) この事前届出書は正面2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあつては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。 | | |

備考1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

資料7-5 緊急通行車両等確認申出書

| | |
|---|--|
| 地震防災 災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等確認申出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申出者住所 (電話) 氏 名 ㊟ | |
| 番号標に表示されている番号 | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） | |
| 使用 者 | 住所 電話 () - 氏名 |
| 出発地 | |
| (注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。 | |


- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

資料7-6 規制除外車両確認申出書

| | |
|--|------------------------------|
| 災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規制除外車両確認申出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申出者住所 (電話) 氏 名 印 | |
| 番号標に表示されている番号 | |
| 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) | |
| 使用者 | 住所 電話 () - |
| 氏名 | |
| 出 発 地 | |
| (注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。 | |

- 備考1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

資料7-7 緊急通行車両確認証明書

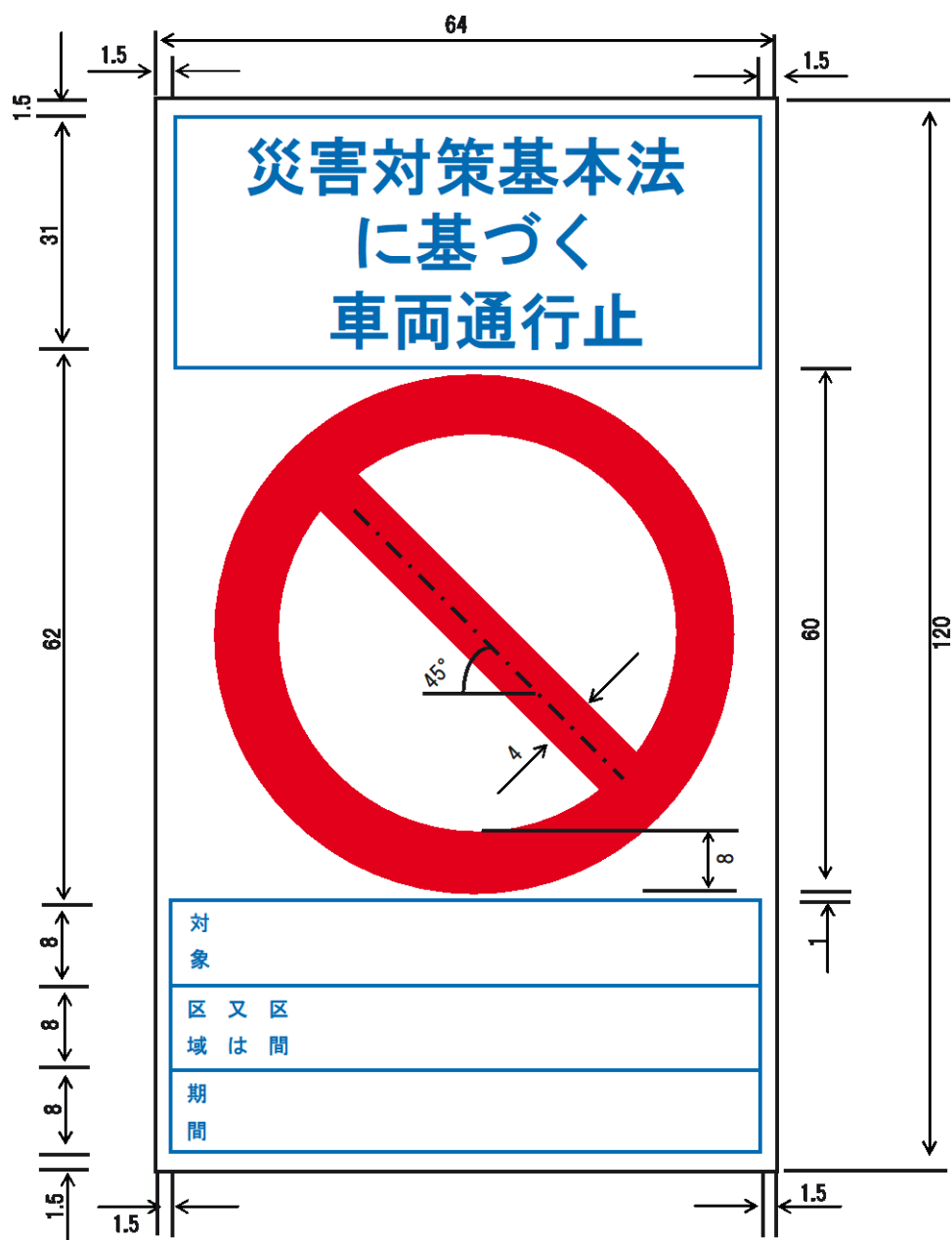
| | | |
|--|-----|-----|
| 第 号 | | |
| 年 月 日 | | |
| 緊急通行車両確認証明書 | | |
| 奈良県公安委員会  | | |
| 番号標に表示されている番号 | | |
| 車両の用途 | | |
| 使用者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 通行日時 | | |
| 通行経路 | 出発地 | 目的地 |
| | | |
| 備考 | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

資料7-8 規制除外車両確認証明書

| | | | | | |
|--|---|-----|-----|--|--|
| 第 号 年 月 日 | | | | | |
| 規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書 | | | | | |
| 奈良県公安委員会  | | | | | |
| 番号標に表示されている番号 | | | | | |
| 車両の用途 | | | | | |
| 使用者 | 住所 <hr/> 氏名 | | | | |
| 通 行 日 時 | | | | | |
| 通 行 経 路 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> 出発地 </td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> 目的地 </td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table> | 出発地 | 目的地 | | |
| 出発地 | 目的地 | | | | |
| | | | | | |
| 備 考 | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(表)

| 措置命令 措置通知書 | | | | |
|--------------------------------|--------------------|---------------------------------------|-----------------------|--|
| | | | 年 月 日 | |
| 署長殿 | | | | |
| | | 第1項の規定により 第2項の規定により | | |
| 災害対策基本法第76条の第3項及び第4項の規定により準用する | | | | |
| 措置命令 措置 | | を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します | | |
| | | | 所属 氏名 印 | |
| 1 日時 | 年 月 日 午前 時 分 午後 | | | |
| 2 場所 | | | | |
| 3 (命令・措置) を 行った者 | 所属 | | | |
| | 氏名 | | | |
| 4 | 命令の 場 合 | 命令を 受けた者 | 住 所 | |
| | | | 氏 名 | |
| | | | 番号標に表示 されている 番号 | |
| | 措置の 場 合 | 措置に係 る物件の (占有者・ 所有者・管 理者) | 住 所 | |
| 氏 名 | | | | |
| 番号標に表示 されている 番号 | | | | |
| 5 (命令・措置) の内容 | | | | |

(裏)

| | |
|-------------------------------|--|
| | |
| 6 (命令・措置) を行った場所 の前後の状況 | |
| 7 備考 | |

備考 1 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損の状況も記載すること。
2 ()内については、該当するものを○で囲むこと。
3 破損を行った場合、破損前後の状況を撮影した写真も添付すること。
4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさはA4とする。

■市有車両一覧表（1/4）

（平成25年10月）

| 管理者・所属課名 | 車のナンバー及び車種 | | | 用途 | 備考（無線） | |
|-----------|------------|-------|------|-----------|--------|------|
| | ナンバープレート | 車種 | | | | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 41 う | 4412 | 軽、貨物車（バン） | 軽貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 50 み | 4751 | 軽乗用車 | 軽乗用 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 50 み | 4921 | 軽乗用車 | 軽乗用 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 400 さ | 9321 | ダンプ車、2 吨用 | 小型貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 400 た | 1936 | 箱ライトバン | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 400 た | 1937 | 箱ライトバン | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 400 た | 3292 | 箱ライトバン | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 837 | 軽ダンプ | 軽貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 838 | 軽ダンプ | 軽貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 1348 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 1350 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 1351 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 1352 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 1354 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 1355 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 1356 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 1357 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 1358 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7617 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7618 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7619 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7620 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7621 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7622 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7623 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7626 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7627 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7629 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7633 | 軽自動車 | 貨物 | 防災無線 |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 え | 7636 | 軽ダンプ | 軽貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 か | 5148 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 か | 5150 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 か | 5151 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 か | 5152 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 か | 5153 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 か | 5154 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 か | 5155 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 か | 5156 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 か | 5159 | 軽ダンプ | 軽貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 | 480 か | 5160 | 軽自動車 | 貨物 | |

■市有車両一覧表（2/4）

| 管理者・所属課名 | 車のナンバー及び車種 | | | 備考（無線） |
|----------------|---------------|-----------|--------|--------|
| | ナンバープレート | 車種 | 用途 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 480 き 2771 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 480 き 2772 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 501 そ 3843 | ワゴン車 | 小型乗用 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 501 つ 7026 | ワゴン車 | 小型乗用 | |
| 集中管理（総務課） | 奈良 580 え 4046 | 軽、乗用車 | 軽乗用 | |
| 秘書人事課 | 奈良 33 た 4507 | 乗用車 | 普通乗用車 | |
| 秘書人事課 | 奈良 33 ま 2886 | 乗用車 | 普通乗用車 | |
| 市民安全課（農協寄附車両） | 奈良 300 む 6696 | ハイブリッド | 普通乗用 | |
| 市民安全課 | 奈良 480 き 9657 | 軽自動車 | 軽貨物 | |
| 老人福祉センター（介護福祉） | 奈良 200 さ 267 | マイクロバス | 自家用乗合 | |
| 新町児童館 | 奈良 480 き 2770 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 南井町児童館 | 奈良 480 き 2769 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 保健センター | 奈良 480 え 1359 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 保健センター | 奈良 480 え 1360 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 保健センター | 奈良 580 え 4044 | 軽、乗用車 | 軽乗用 | |
| 地域振興課（観光協会） | 奈良 50 は 6826 | 軽、乗用車 | 軽乗用 | |
| 清掃センター | 奈良 45 た 1818 | ゴミ収集車 | 小型貨物 | |
| 清掃センター | 奈良 45 ち 448 | ゴミ収集車 | 小型貨物 | |
| 清掃センター | 奈良 45 ち 948 | ゴミ収集車 | 小型貨物 | |
| 清掃センター | 奈良 45 ち 7754 | ゴミ収集車 | 小型貨物 | |
| 清掃センター | 奈良 45 つ 4516 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 50 め 9721 | 軽乗用車 | 軽乗用 | |
| 清掃センター | 奈良 88 す 1193 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 88 す 1428 | 特殊（カンビン丸） | 特殊 | |
| 清掃センター | 奈良 88 す 2437 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 88 す 2438 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 88 す 3737 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 88 す 3738 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 88 す 4698 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 88 す 4699 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 88 す 6935 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 130 さ 531 | 普通貨物 | ダンプ9 吨 | |
| 清掃センター | 奈良 130 す 530 | 普通貨物 | ダンプ9 吨 | |
| 清掃センター | 奈良 400 さ 6382 | ダンプ車、2 吨用 | 小型貨物 | |
| 清掃センター | 奈良 400 さ 8230 | ダンプ車、2 吨用 | 小型貨物 | |
| 清掃センター | 奈良 430 さ 5309 | 塵芥車 | 小型貨物 | |
| 清掃センター | 奈良 430 さ 5325 | ダンプ | 貨物 | |
| 清掃センター | 奈良 430 さ 5327 | ダンプ | 貨物 | |
| 清掃センター | 奈良 480 あ 4423 | 軽、貨物車（バン） | 軽貨物 | |
| 清掃センター | 奈良 480 あ 9529 | 軽、貨物車 | 軽貨物 | |
| 清掃センター | 奈良 800 さ 1468 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 800 さ 2794 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 800 さ 2795 | ゴミ収集車 | 特殊 | |
| 清掃センター | 奈良 800 さ 3735 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |

■市有車両一覧表 (3/4)

| 管理者・所属課名 | 車のナンバー及び車種 | | | 備考(無線) |
|------------------|---------------|-------------|------|--------|
| | ナンバープレート | 車種 | 用途 | |
| 清掃センター | 奈良 800 さ 3736 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 830 さ 530 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 830 さ 5303 | 塵芥車 | 特種 | |
| 清掃センター | 奈良 830 さ 5305 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 830 さ 5307 | 塵芥車 | 特種 | |
| 清掃センター | 奈良 830 さ 5310 | 塵芥車 | 特種 | |
| 清掃センター | 奈良 830 さ 5313 | 塵芥車 | 特種 | |
| 清掃センター | 奈良 830 さ 5316 | 塵芥車 | 特種 | |
| 清掃センター | 奈良 830 す 530 | ゴミ収集車 | 塵芥 | |
| 清掃センター | 奈良 830 す 5301 | 塵芥車 | 特種 | |
| 衛生センター | 奈良 11 せ 8612 | ダンプ車、3.5 吨用 | 普通貨物 | |
| 衛生センター | 奈良 40 を 80 | 軽、貨物車 (バン) | 軽貨物 | |
| 衛生センター | 奈良 40 を 80 | 軽、貨物車 (バン) | 軽貨物 | |
| 衛生センター | 奈良 45 と 3205 | ライトバン | 小型貨物 | |
| 衛生センター | 奈良 88 ひ 2584 | ふん尿車 | ふん尿 | |
| 衛生センター | 奈良 800 さ 1084 | ふん尿車 | ふん尿 | |
| 衛生センター | 奈良 800 さ 2325 | ふん尿車 | ふん尿 | |
| 衛生センター | 奈良 800 さ 2343 | ふん尿車 | ふん尿 | |
| 衛生センター | 奈良 800 さ 3521 | ふん尿車 | ふん尿 | |
| 衛生センター | 奈良 800 さ 3541 | ふん尿車 | ふん尿 | |
| 衛生センター | 奈良 800 す 2528 | ふん尿車 | ふん尿 | |
| 衛生センター | 奈良 800 す 2947 | ふん尿車 | ふん尿 | |
| 総合公園施設 | 奈良 50 み 4861 | 軽、乗用車 | 軽乗用 | |
| 総合公園施設 | 奈良 480 き 2774 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 西池グラウンド | 奈良 40 を 2589 | 軽ダンプ | 軽貨物 | |
| 文化体育振興公社 | 奈良 400 せ 1190 | ライトバン | 小型貨物 | |
| 管理課 | 奈良 800 す 1638 | 道路パト | 特種 | 防災無線 |
| 平和地区公民館 | 奈良 480 く 6346 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 治道地区公民館 | 奈良 480 き 2764 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 昭和地区公民館 | 奈良 480 え 7625 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 片桐地区公民館 | 奈良 480 く 6347 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 南部公民館 | 奈良 480 き 2767 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 西田中町ふれあいセンター | 奈良 480 き 2768 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 西田中町ふれあいセンター | 奈良 480 き 2773 | 軽ダンプ | 貨物 | |
| 新町ふれあいセンター | 奈良 480 く 6348 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 南井町ふれあいセンター | 奈良 480 き 2763 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 小泉町出屋敷コミュニティセンター | 奈良 480 く 6344 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 総務課 | 奈良 41 う 3546 | 軽、貨物車 (バン) | 軽貨物 | |
| 学校給食事務所 | 奈良 41 う 6168 | 軽ライトバン | 軽貨物 | |
| 下水道推進課 | 奈良 40 を 2465 | 軽、貨物車 (バン) | 軽貨物 | |
| 下水道推進課 | 奈良 41 う 4593 | 軽、貨物車 (バン) | 軽貨物 | |
| 下水道推進課 | 奈良 45 と 620 | ライトバン | 小型貨物 | |
| 下水道推進課 | 奈良 45 と 1308 | ライトバン | 小型貨物 | |

■市有車両一覧表 (4/4)

| 管理者・所属課名 | 車のナンバー及び車種 | | | 備考(無線) |
|------------|---------------|------------|-------|-------------|
| | ナンバープレート | 車種 | 用途 | |
| 下水道推進課 | 奈良 400 さ 1017 | ライトバン | 小型貨物 | |
| 下水道推進課 | 奈良 400 す 2263 | 箱ライトバン | 小型貨物 | |
| 教育総務課 | 奈良 33 た 4508 | 乗用車 | 普通乗用車 | |
| 学校給食事務所 | 奈良 480 き 2765 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 図書館 | 奈良 480 く 6345 | 軽自動車 | 貨物 | |
| 青少年センター | 奈良 400 せ 8136 | ライトバン | 小型貨物 | 市ライオンズクラブ寄贈 |
| 議会事務局 | 奈良 33 ま 2887 | 乗用車 | 普通乗用車 | |
| シルバー人材センター | 奈良 40 ひ 6803 | 軽、貨物車(バン) | 軽貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 40 め 6848 | 軽、貨物車(バン) | 軽貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 40 ら 309 | ダンプ車、350k用 | 小型貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 45 つ 4502 | ダンプ車、800k用 | 小型貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 45 と 1646 | ダンプ車、800k用 | 小型貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 400 せ 1780 | ダンプ車、650k用 | 小型貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 400 せ 1796 | ダンプ車、650k用 | 小型貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 400 せ 8105 | ダンプ車、650k用 | 小型貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 400 た 1320 | ダンプ車、650k用 | 小型貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 400 た 8302 | ダンプ車 | 貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 400 た 8303 | ダンプ車 | 貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 480 あ 3101 | ダンプ車、350k用 | 小型貨物 | |
| シルバー人材センター | 奈良 480 く 6340 | ライトバン | 貨物 | |

資料8-1 避難場所等一覧表

[避難場所等一覧]

■災害時避難所

| 番号 | 災害時避難所 | 所在地 | 面積 (㎡) | 収容人数 (人) | 電話番号 |
|----|---------------------|------------|--------|----------|---------|
| 1 | 郡山南小学校 | 柳町 85 | 896 | 540 | 52-0041 |
| 2 | 郡山北小学校 | 北郡山町 115 | 820 | 500 | 53-2807 |
| 3 | 郡山中学校 | 柳町 404 | 1,461 | 890 | 52-0021 |
| 4 | 三の丸会館 (中央公民館) | 南郡山町 529-1 | 4,548 | 2,755 | 53-5350 |
| 5 | 郡山西小学校 | 田中町 632 | 822 | 500 | 53-8930 |
| 6 | 矢田小学校 | 矢田町 966-2 | 851 | 520 | 53-1880 |
| 7 | 金魚スクエア (総合公園多目的体育館) | 矢田山町 2 | 1,600 | 970 | 55-1010 |
| 8 | 矢田南小学校 | 山田町 83 | 891 | 540 | 52-8631 |
| 9 | 郡山西中学校 | 田中町 767 | 1,616 | 975 | 53-3700 |
| 10 | 片桐小学校 | 池之内町 117 | 835 | 510 | 52-0051 |
| 11 | 片桐西小学校 | 小泉町 1618 | 914 | 550 | 53-3201 |
| 12 | 片桐中学校 | 小泉町 173-1 | 1,298 | 790 | 54-2666 |
| 13 | 片桐地区公民館 | 小泉町 105-1 | 310 | 190 | 54-1181 |
| 14 | 筒井小学校 | 筒井町 120 | 845 | 510 | 59-2087 |
| 15 | 昭和小学校 | 額田部北町 555 | 870 | 530 | 56-0521 |
| 16 | 郡山南中学校 | 筒井町 398 | 1,116 | 680 | 59-0031 |
| 17 | 南部公民館 | 筒井町 600-4 | 288 | 170 | 59-1316 |
| 18 | 昭和地区公民館 | 馬司町 331-56 | 247 | 150 | 56-0330 |
| 19 | 平和小学校 | 美濃庄町 262 | 892 | 540 | 55-0234 |
| 20 | 郡山東中学校 | 若槻町 134-2 | 1,243 | 750 | 52-1021 |
| 21 | 平和地区公民館 | 若槻町 4-4 | 238 | 140 | 55-3121 |
| 22 | 治道小学校 | 横田町 254 | 808 | 490 | 56-3087 |
| 23 | 治道地区公民館 | 横田町 261-1 | 168 | 100 | 57-6380 |
| 24 | やまと郡山城ホール | 北郡山町 211-3 | 1,611 | 977 | 54-8000 |
| 25 | 社会福祉会館 | 植槻町 3-8 | 220 | 133 | 53-6531 |
| 26 | ゆたんぼ (老人福祉センター) | 植槻町 3-11 | 206 | 125 | 53-0122 |
| 27 | 市民交流館 | 高田町 92-16 | 442 | 269 | 51-1155 |
| 28 | 矢田コミュニティ会館 | 矢田町 4547 | 300 | 181 | 52-3404 |
| 29 | 額田部運動公園施設 | 額田部北町 642 | 589 | 354 | 59-2088 |
| 30 | 郡山南幼稚園 | 柳町 85 | 1,069 | 645 | 52-2479 |
| 31 | 筒井幼稚園 | 丹後庄町 177-3 | 824 | 495 | 56-6099 |
| 32 | 矢田幼稚園 | 矢田町 947 | 1,274 | 770 | 53-3210 |
| 33 | 治道認定こども園 | 横田町 254 | 844 | 510 | 56-0760 |
| 34 | 昭和幼稚園 | 額田部北町 555 | 779 | 470 | 56-1639 |
| 35 | 片桐幼稚園 | 池之内町 167 | 1,253 | 755 | 52-0818 |
| 36 | 郡山北幼稚園 | 北郡山町 115 | 965 | 580 | 53-2808 |
| 37 | 平和幼稚園 | 美濃庄町 533 | 865 | 520 | 53-2801 |
| 38 | 片桐西幼稚園 | 小泉町 1658 | 694 | 420 | 53-4025 |
| 39 | 郡山西幼稚園 | 田中町 723 | 1,005 | 605 | 53-0725 |
| 40 | 矢田南幼稚園 | 山田町 82 | 948 | 570 | 52-8635 |

(※「災害時避難所」は、「緊急避難場所」を兼ねる)

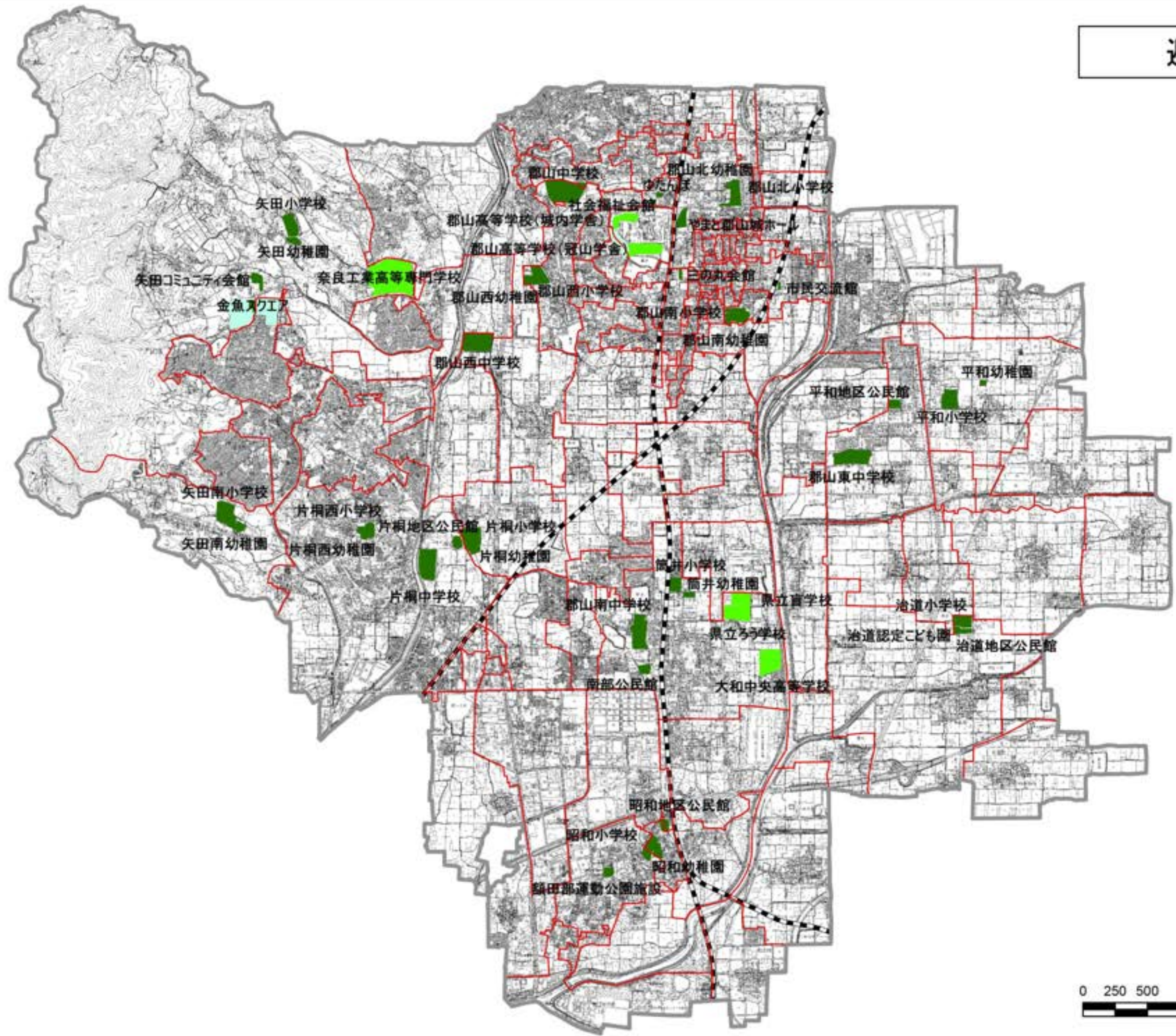
■二次の避難所

| 番号 | 二次の避難所 | 所在地 | 面積 (㎡) | 収容人数 (人) | 電話番号 |
|----|---------------|------------|--------|----------|---------|
| 30 | 郡山高等学校 (冠山学舎) | 城内町 1-26 | 922 | 560 | 52-0001 |
| 31 | 郡山高等学校 (城内学舎) | 城内町 2-45 | 848 | 510 | 52-0012 |
| 32 | 大和中央高等学校 | 筒井町 1201 | 850 | 520 | 56-2271 |
| 33 | 奈良工業高等専門学校 | 矢田町 22 | 1,626 | 991 | 55-6000 |
| 34 | 県立盲学校 | 丹後庄町 222-1 | 702 | 425 | 56-3171 |
| 35 | 県立ろう学校 | 丹後庄町 456 | 503 | 305 | 56-2921 |

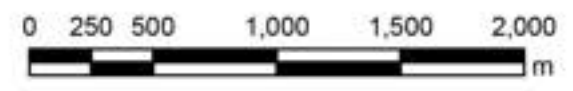
■広域避難地

| 番号 | 広域避難地 | 所在地 | 面積 (㎡) | 電話番号 |
|----|------------|-----|---------|---------|
| 36 | 郡山城跡公園 | 城内町 | 6,826 | — |
| 37 | 総合公園多目的運動場 | 矢田町 | 108,000 | 55-1010 |

避難所位置図

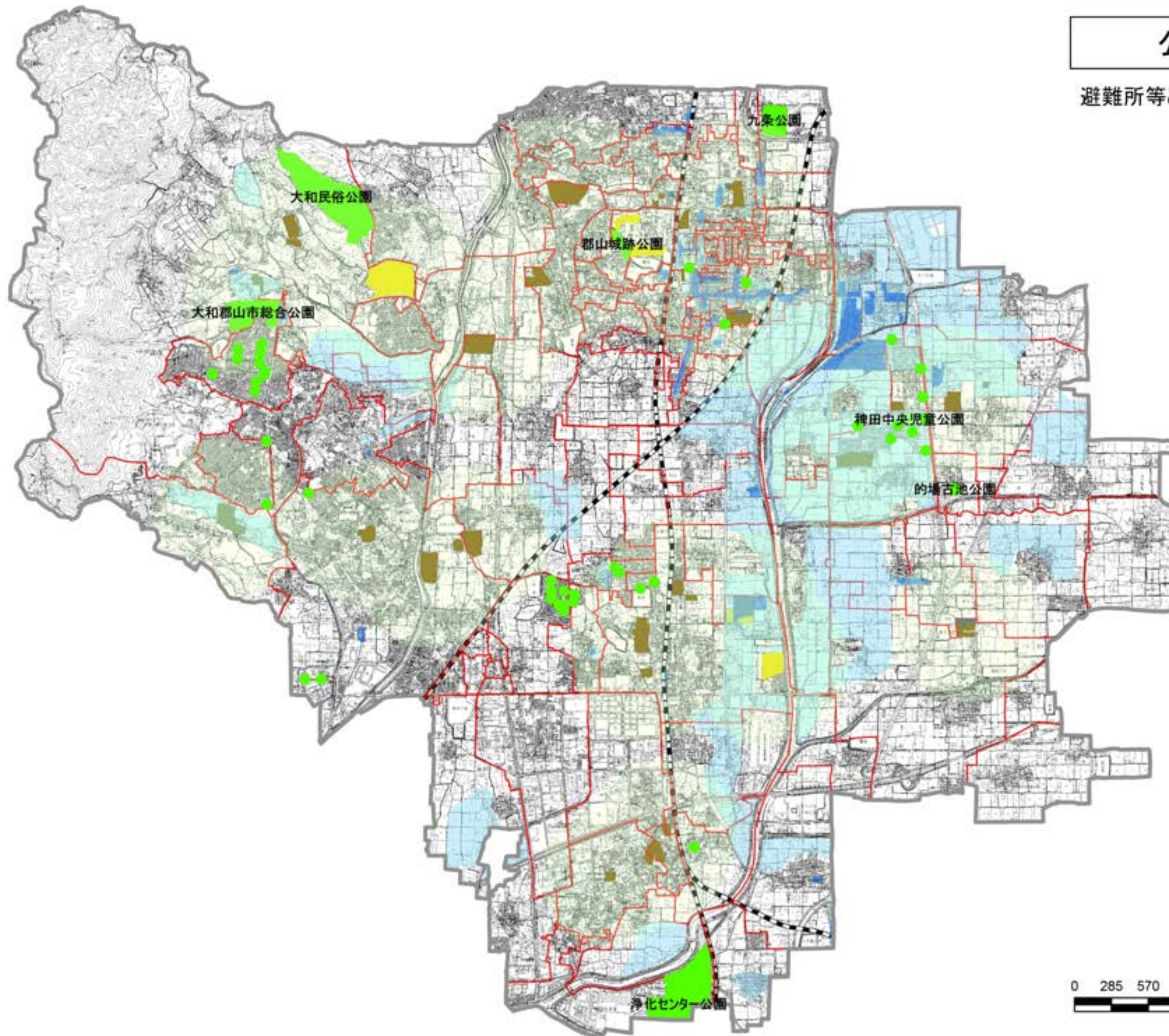


- 凡例**
- 区分**
- 災害時避難所
 - 二次的避難所
 - 広域避難地
 - 町丁目境



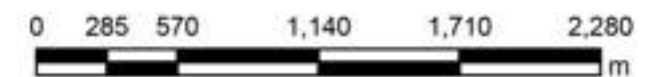
公園等位置図

避難所等との関係図

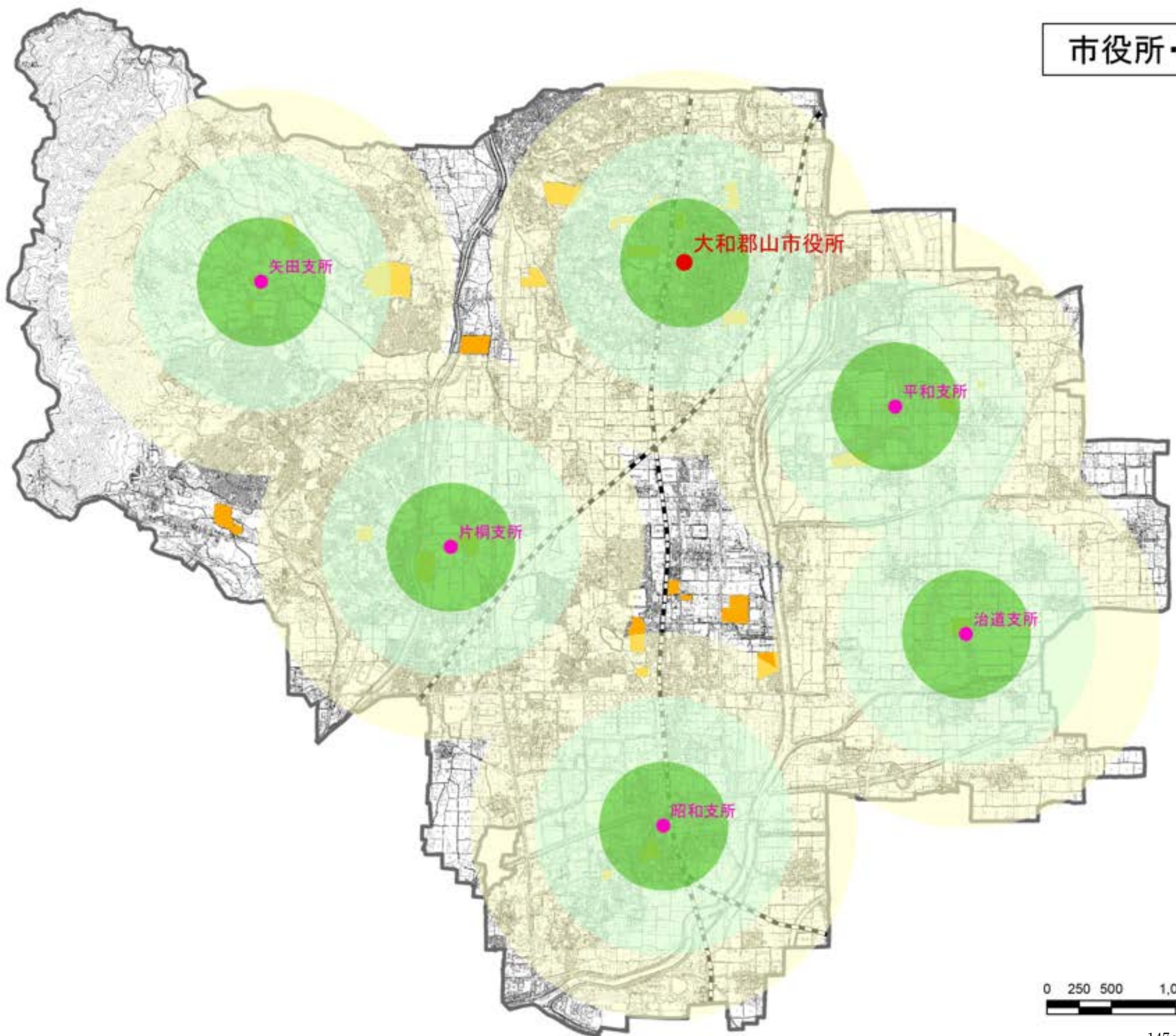


凡例

- 公園等
- 区分
- 災害時避難所
- 二次的避難所
- 広域避難地
- 避難所誘致圏
- 浸水区域
- 床上浸水
- 町丁目境

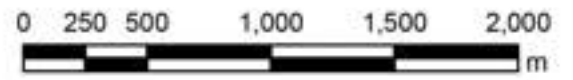


市役所・支所からの距離



凡例

- 市役所
- 支所
- 500m圏内
- 1000m圏内
- 1500m圏内
- 避難所



■一時避難地候補地

| 小学校区 | 名称 | 住所 | 面積 (㎡) |
|------|-----------|-----------|--------|
| 郡山南 | 郡山南小学校運動場 | 柳町 85 | 8,400 |
| 郡山北 | 郡山北小学校運動場 | 北郡山町 115 | 8,141 |
| 郡山西 | 郡山西小学校運動場 | 田中町 632 | 9,153 |
| 矢田 | 矢田小学校運動場 | 矢田町 966 | 18,337 |
| 矢田南 | 矢田南小学校運動場 | 山田町 83 | 9,671 |
| 片桐 | 片桐小学校運動場 | 池之内町 117 | 7,949 |
| 片桐西 | 片桐西小学校運動場 | 小泉町 1618 | 5,494 |
| 筒井 | 筒井小学校運動場 | 筒井町 120 | 5,404 |
| 昭和 | 昭和小学校運動場 | 額田部北町 555 | 6,302 |
| 平和 | 平和小学校運動場 | 美濃庄町 262 | 6,174 |
| 治道 | 治道小学校運動場 | 横田町 254 | 6,244 |

資料8-3 水害、土砂災害に対する地区別避難所

■水害、土砂災害に対する地区別避難所

| 地区 | 災害時避難所 | 所在地 | 面積 (㎡) | 収容人数 (人) | 建物 | | |
|----|---------------------|------------|--------|----------|---------|------------|-----|
| | | | | | 建築年 | 構造 | 階層 |
| 郡山 | 郡山南小学校 | 柳町 85 | 896 | 540 | S46-47 | RC, SRC | 3 階 |
| | 郡山北小学校 | 北郡山町 115 | 820 | 500 | S46-47 | RC, SRC | 3 階 |
| | 郡山中学校 | 柳町 404 | 1,461 | 890 | S57 | RC, SRC | 4 階 |
| | 三の丸会館 (中央公民館) | 南郡山町 529-1 | 4,548 | 2,755 | S48 | RC | 4 階 |
| | 郡山西小学校 | 田中町 632 | 822 | 500 | S52-54 | RC, SRC | 3 階 |
| | やまと郡山城ホール | 北郡山町 211-3 | 1,611 | 977 | H12 | RC, SRC | 4 階 |
| | 社会福祉会館 | 植槻町 3-8 | 220 | 133 | S53 | RC, SRC | 2 階 |
| | ゆたんぼ (老人福祉センター) | 植槻町 3-11 | 206 | 125 | S46 | RC | 2 階 |
| | 市民交流館 | 高田町 92-16 | 442 | 269 | H15 | SRC | 3 階 |
| | 郡山南幼稚園 | 柳町 85 | 1,069 | 645 | S46 | S | 1 階 |
| | 郡山北幼稚園 | 北郡山町 115 | 965 | 580 | S46-52 | S | 2 階 |
| | 郡山西幼稚園 | 田中町 723 | 1,005 | 605 | S49-52 | S | 1 階 |
| | ※郡山高等学校 (冠山学舎) | 城内町 1-26 | 922 | 560 | T15-H4 | RC, W | 3 階 |
| | ※郡山高等学校 (城内学舎) | 城内町 2-45 | 848 | 510 | S44-H2 | RC, W | 3 階 |
| 筒井 | 筒井小学校 | 筒井町 120 | 845 | 510 | S47-55 | RC, SRC | 3 階 |
| | 郡山南中学校 | 筒井町 398 | 1,116 | 680 | S36-59 | RC, SRC, W | 4 階 |
| | 南部公民館 | 筒井町 600-4 | 288 | 170 | S60 | RC | 2 階 |
| | 筒井幼稚園 | 丹後庄町 177-3 | 824 | 495 | S49-53 | S | 1 階 |
| | ※大和中央高等学校 | 筒井町 1201 | 850 | 520 | S54-58 | RC | 3 階 |
| 平和 | 平和小学校 | 美濃庄町 262 | 892 | 540 | S47-63 | RC, SRC | 3 階 |
| | 郡山東中学校 | 若槻町 134-2 | 1,243 | 750 | S58 | RC | 5 階 |
| | 平和地区公民館 | 若槻町 4-4 | 238 | 140 | H5 | RC | 2 階 |
| | 平和幼稚園 | 美濃庄町 533 | 865 | 520 | S47-54 | S | 1 階 |
| 治道 | 治道小学校 | 横田町 254 | 808 | 490 | S54-60 | RC, SRC | 3 階 |
| | 治道地区公民館 | 横田町 261-1 | 168 | 100 | H5 | RC | 1 階 |
| | 治道認定こども園 | 横田町 254 | 844 | 510 | S49-H23 | S | 1 階 |
| 片桐 | 片桐小学校 | 池之内町 117 | 835 | 510 | S47-57 | RC, SRC | 3 階 |
| | 片桐西小学校 | 小泉町 1618 | 914 | 550 | S47-50 | RC | 3 階 |
| | 片桐中学校 | 小泉町 173-1 | 1,298 | 790 | S61 | RC | 4 階 |
| | 片桐地区公民館 | 小泉町 105-1 | 310 | 190 | S63 | RC | 2 階 |
| | 片桐幼稚園 | 池之内町 167 | 1,253 | 755 | S44-51 | S | 1 階 |
| | 片桐西幼稚園 | 小泉町 1658 | 694 | 420 | S48-49 | S | 1 階 |
| 昭和 | 昭和小学校 | 額田部北町 555 | 870 | 530 | S54-60 | RC, SRC | 4 階 |
| | 昭和地区公民館 | 馬司町 331-56 | 247 | 150 | S61 | RC | 1 階 |
| | 昭和幼稚園 | 額田部北町 555 | 779 | 470 | S46-51 | S | 1 階 |
| 矢田 | 矢田小学校 | 矢田町 966-2 | 851 | 520 | S47-51 | RC, SRC | 3 階 |
| | 矢田南小学校 | 山田町 83 | 891 | 540 | S57 | RC, SRC | 3 階 |
| | 金魚スクエア (総合公園多目的体育館) | 矢田山町 2 | 1,600 | 970 | S62 | S | 4 階 |
| | 郡山西中学校 | 田中町 767 | 1,616 | 975 | S48-57 | RC, SRC | 3 階 |
| | 矢田幼稚園 | 矢田町 947 | 1,274 | 770 | S47-51 | S | 1 階 |
| | 矢田南幼稚園 | 山田町 82 | 948 | 570 | S57 | S | 1 階 |
| | ※奈良工業高等専門学校 | 矢田町 22 | 1,626 | 991 | — | — | — |

(注) ※は、二次避難所であるため、他の災害時避難所が使用できない場合等に開設する。また、表中の構造欄の「SRC」は「鉄筋鉄骨コンクリート造」、「RC」は「鉄筋コンクリート造」、「S」は「鉄骨造」、「W」は「木造」の略。また、階層欄は、複数施設がある場合はそのうちの最も高い階数を示している。

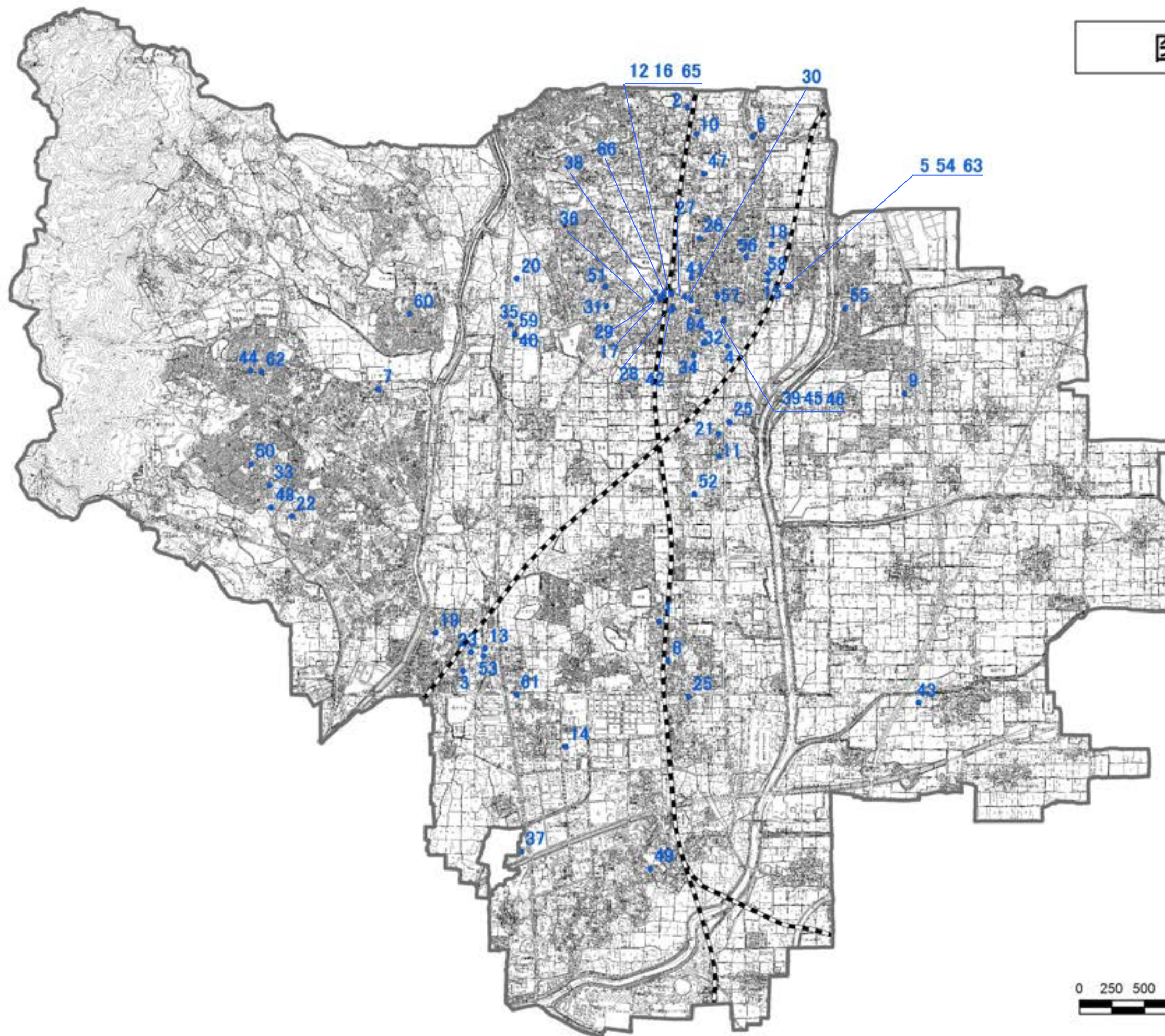
資料9-1 医療施設

■医療施設

| | 医療施設名 | 所在地 | 診療科目 | 電話 |
|----|--------------------------|------------------------|--|--------------------|
| 1 | あみもと内科 | 筒井町 250-1 | 内科 整形外科 リハビリテーション科 | 56-3231 |
| 2 | 上田医院 北和診療所 | 九条町 362-2 | 内科 循環器科 小児科 リハビリテーション科 放射線科 | 52-3501 53-3361 |
| 3 | おおさかクリニック | 小泉町東3丁目 6-1 | 内科 小児科 耳鼻咽喉科 | 59-4411 |
| 4 | 大沢眼科 | 柳町 70-1 | 眼科 | 53-5067 |
| 5 | おおはぎ眼科 | 高田町 92-14 ハーベス 2F | 眼科 | 58-6800 |
| 6 | おかむら整形外科 | 九条町 188-2 | リウマチ科 整形外科 リハビリテーション科 | 54-1001 |
| 7 | 岡谷会 片桐民主診療所 | 新町 305-92 | 内科 整形外科 泌尿器科 放射線科 | 53-7550 |
| 8 | 奥井医院 | 筒井町 460-15-205 | 内科 リハビリテーション科 | 57-6625 |
| 9 | 奥村医院 | 美濃庄町 297-44 | 内科 小児科 皮膚科 | 54-0058 |
| 10 | おざきクリニック | 九条町 1311-1 | 内科 胃腸科 小児科 外科 リハビリテーション科 | 55-5510 |
| 11 | かきざきクリニック | 本庄町 297-1 | 内科 脳神経外科 リハビリテーション科 | 59-6101 |
| 12 | 角谷整形外科医院 | 南郡山町 520-18 マインド 21 4F | リウマチ科 整形外科 リハビリテーション科 | 55-5210 |
| 13 | かめだ整形外科 | 小泉町東1丁目 7-4 | リウマチ科 整形外科 リハビリテーション科 | 58-3216 |
| 14 | カワサキ内科 | 今国府町 385-1 | 内科 呼吸器科 アレルギー科 リハビリテーション科 | 58-3736 |
| 15 | 川本耳鼻咽喉科 | 高田町 6-1 | 耳鼻咽喉科 | 54-0333 |
| 16 | 岸田小児科 | 南郡山町 520-1 マインド 21 5F | 小児科 | 54-9911 |
| 17 | くま内科 | 朝日町 1-13 2F | 内科 | 54-7880 |
| 18 | 黒田小児科 | 野垣内町 2-2-2F | 小児科 内科 アレルギー科 | 53-7888 |
| 19 | 小泉診療所 | 小泉町 552 | 内科 消化器科 皮膚科 放射線科 整形外科 | 52-3035 |
| 20 | 郡山いむらクリニック | 田中町 763 | 内科 外科 消化器科 皮膚科 | 55-0027 |
| 21 | 青心会 郡山青藍病院 | 本庄町 1-1 | 内科 呼吸器科 循環器科 外科 脳神経外科 整形外科 皮膚科 肛門科 麻酔科 放射線科 胃腸科 理学療法科 泌尿器科 | 56-8000 |
| 22 | 独立行政法人国立病院機構 やまと精神医療センター | 小泉町 2815 | 心療内科 精神科 | 52-3081 |
| 23 | 慈恵クリニック | 小泉町東1丁目 8-7 | 内科 外科 胃腸科 肛門科 リハビリテーション科 | 57-6131 |
| 24 | 志水眼科 | 筒井町 1598-1 | 眼科 | 59-4146 |
| 25 | しんたく小児クリニック | 天井町 223-1 | 小児科 アレルギー科 | 59-5332 |
| 26 | 砂川医院 | 堺町 72 | 内科 呼吸器科 胃腸科 循環器科 放射線科 | 52-5394 |
| 27 | 関谷医院 | 南郡山町 539-9 | 外科 肛門科 | 54-0301 |
| 28 | 高樹医院 | 南郡山町 226-2 | 内科 消化器科 | 53-0608 |
| 29 | 高原皮膚科医院 | 朝日町 1-16 2F | 皮膚科 | 54-1970 |
| 30 | 田北医院 | 柳 3 丁目 35 | 内科 呼吸器科 リハビリテーション科 漢方保険診療 老人デイケアサービス | 52-5001 |
| 31 | 田北会 田北病院 | 城南町 2-13 | 内科 外科 整形外科 脳神経外科 リハビリテーション科 泌尿器科 歯科 放射線科 スポーツ整形外科 透析センター | 54-0112 |

| 医療施設名 | | 所在地 | 診療科目 | 電話 |
|-------|----------------|-----------------------|---|---------|
| 32 | 辻村医院 | 柳町 198-2 | 内科 産婦人科 放射線科 | 52-2718 |
| 33 | 坪井医院 | 泉原町 1-118 | 内科 外科 リハビリテーション科 | 52-6201 |
| 34 | 中島医院 | 柳 5 丁目 16 | 内科 脳神経外科 リハビリテーション科 | 54-9717 |
| 35 | なか小児科 | 外川町 75 | 小児科 | 51-1151 |
| 36 | 中村メンタルクリニック | 朝日町 1-22 フカビル本館 1F | 精神科 心療内科 | 58-5802 |
| 37 | 厚生会 奈良厚生会病院 | 椎木町 769-3 | 内科 整形外科 皮膚科 リハビリテーション科 | 56-5678 |
| 38 | 奈良社会保険病院 | 朝日町 1-62 | 内科 小児科 外科 整形外科 産婦人科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 放射線科 リハビリテーション科 消化器科 循環器科 呼吸器科 形成外科 麻酔科 皮膚科 | 53-1111 |
| 39 | はちすか内科 | 柳町 128-9 カイビル 5F | 内科 呼吸器科 循環器科 | 54-5527 |
| 40 | はばた整形外科 | 田中町 766-1 | 整形外科 リハビリテーション科 | 55-5514 |
| 41 | 林医院 | 柳 1 丁目 18-1 | 内科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 | 52-4021 |
| 42 | 林整形外科医院 | 南郡山町 236-3 | リウマチ科 整形外科 リハビリテーション科 | 53-2476 |
| 43 | 原医院 | 横田町 708-3 | 内科 小児科 | 56-3094 |
| 44 | 原整形外科 | 矢田山町 59-8 | リウマチ科 外科 整形外科 リハビリテーション科 | 58-1155 |
| 45 | ひらた泌尿器科クリニック | 柳町 128-9 カイビル 4F | 泌尿器科 | 53-1000 |
| 46 | 藤井整形外科 | 柳町 128-9 カイビル 2F | 整形外科科 リハビリテーション科 | 55-6811 |
| 47 | 藤和会 藤村病院 | 北郡山町 104-3 | 内科 放射線科 呼吸器科 循環器科 消化器科 リハビリテーション科 老年内科 心療内科 | 53-2001 |
| 48 | ふじわら整形外科医院 | 矢田町 6554-1 ヨークビル 1F | リウマチ科 外科 整形外科 リハビリテーション科 | 54-7555 |
| 49 | 牧浦内科 | 額田部北町 479-3 | 内科 小児科 循環器科 | 57-6595 |
| 50 | 松岡内科医院 | 泉原町 1-134 | 内科 胃腸科 循環器科 放射線科 | 53-6056 |
| 51 | 松田医院 | 永慶寺町 3-22 | 内科 婦人科 | 53-6363 |
| 52 | まつたハートクリニック | 本庄町 247-1 | 内科 循環器科 リハビリテーション科 外科 | 57-0202 |
| 53 | 松本眼科 | 小泉町東 2 丁目 5-4 | 眼科 | 57-7100 |
| 54 | 松本内科クリニック | 高田町 92-14 ハーベス 2F | 内科 | 53-8174 |
| 55 | 美並医院 | 下三橋町 435-5 | 内科 | 52-3150 |
| 56 | 三橋医院 | 茶町 24-1 | 内科 小児科 放射線科 | 52-3231 |
| 57 | 三橋仁美レディースクリニック | 矢田町通 19 | 内科 婦人科 | 51-1135 |
| 58 | 森外科整形外科医院 | 高田町 9-18 | 外科 整形外科 皮膚科 リハビリテーション科 | 53-7887 |
| 59 | 森下眼科クリニック | 田中町 766-1 | 眼科 | 51-1123 |
| 60 | 守屋医院 | 千日町 6-1 | 内科 | 52-3311 |
| 61 | 八木医院 | 今国府町 183-1 | 消化器科 内科 外科 肛門科 | 57-1123 |
| 62 | 矢田山診療所 | 矢田山町 58 | 消化器科 循環器科 内科 | 53-7741 |
| 63 | 山科皮膚科医院 | 高田町 92-14 ハーベス 2F | 皮膚科 | 53-8855 |
| 64 | 山中医院 | 柳 3 丁目 14 | 内科 | 52-1605 |
| 65 | 山本耳鼻咽喉科医院 | 南郡山町 520-1 マイント 21 7F | 耳鼻咽喉科 気管食道科 アレルギー科 | 54-3967 |
| 66 | 米田眼科 | 朝日町 520-58 にし茂とビル 2F | 眼科 | 53-6576 |

医療施設位置図



凡例

• 医療施設



資料9-2 指定文化財一覧

■国指定文化財

| | 番号 | 名称 | 員数 | 指定年月日 | 所有者 | 時代 |
|-----------|-----------|-------------------------------------|--------------|------------------------------------|------------|-------------------|
| 建造物 | 国 1 | 春日神社本殿 | 1棟 | 大正 9. 4. 15 | 春日神社 | 室町/後期 |
| | 国 2 | 小泉神社本殿 | 1棟 | 大正 9. 4. 15 | 小泉神社 | 室町/後期 |
| | 国 3 | 慈光院(書院 1 棟、茶室 1 棟) | 2棟 | 昭和 19. 9. 5 | 奈良県 | 江戸/寛文 4 |
| | 国 4 | 旧臼井家住宅 (主屋 1 棟、内蔵 1 棟) | 2棟 | 昭和 49. 5. 21 | 奈良県 | 江戸/中期 |
| | 国 5 | 旧岩本家住宅 | 1棟 | 昭和 54. 5. 21 | 奈良県 | 江戸/後期 |
| | 国 6 | 松尾寺本堂 | 1棟 | 明治 35. 7. 31 | 松尾寺 | 室町/建武 4 |
| | 国 7 | 矢田坐久志玉比古神社 (本殿 1 棟、末社八幡神社社殿 1 棟) | 2棟 | 明治 41. 4. 23 | 矢田坐久志玉比古神社 | 室町/前期 |
| | 国 8 | 五輪塔覆堂 (附: 五輪塔 1 基、石燈籠 1 基) | 1棟 | 昭和 19. 9. 5 | 大和郡山市 | 安土桃山/ 天正 12~13 |
| | 国 9 | 額安寺五輪塔 | 8基 | 昭和 36. 3. 23 | 額安寺 | 鎌倉/永仁 5 |
| 彫刻 | 国 10 | 乾漆虚空蔵菩薩半跏像 (虚空像堂安置) | 1軀 | 明治 43. 4. 20 | 額安寺 | 奈良 |
| | 国 11 | 木造地藏菩薩立像 | 1軀 | 明治 39. 9. 6 | 金剛山寺 | 平安 |
| | 国 12 | 木造阿弥陀如来坐像 (上念仏堂安置) | 1軀 | 明治 39. 9. 6 | 金剛山寺 | 平安 |
| | 国 13 | 木造十一面観音立像 | 1軀 | 明治 39. 9. 6 | 金剛山寺 | 平安 |
| | 国 14 | 木造地藏菩薩立像 | 1軀 | 大正 13. 4. 15 | 金剛山寺 | 平安 |
| | 国 15 | 木造閻魔王倚像 | 1軀 | 昭和 15. 10. 14 | 金剛山寺 | 鎌倉 |
| | 国 16 | 木造司録坐像 | 1軀 | 昭和 15. 10. 14 | 金剛山寺 | 鎌倉 |
| | 国 17 | 木造阿弥陀如来及両脇侍立像 | 3軀 | 大正 11. 4. 13 | 光明寺 | 室町 |
| | 国 18 | 木造伝善導大師坐像 | 1軀 | 大正 11. 4. 13 | 光明寺 | 室町 |
| | 国 19 | 木造虚空蔵菩薩坐像 | 1軀 | 明治 39. 9. 6 | 北僧坊 | 平安 |
| | 国 20 | 木造阿弥陀如来坐像 | 1軀 | 明治 31. 4. 23 | 浄慶寺 | 平安 |
| | 国 21 | 木造薬師如来坐像 | 1軀 | 明治 39. 9. 6 | 東明寺 | 平安 |
| | 国 22 | 木造地藏菩薩坐像 | 1軀 | 明治 39. 9. 6 | 東明寺 | 平安 |
| | 国 23 | 木造毘沙門天立像 | 1軀 | 明治 39. 9. 6 | 東明寺 | 平安 |
| | 国 24 | 木造吉祥天立像 | 1軀 | 明治 39. 9. 6 | 東明寺 | 平安 |
| | 国 25 | 木造阿弥陀如来及両脇侍立像 | 1軀 | 大正 11. 4. 13 | 洞泉寺 | 鎌倉 |
| | 国 26 | 木造毘沙門天立像 | 1軀 | 明治 39. 9. 6 | 南僧坊 | 平安 |
| | 国 27 | 木造大黒天立像 (大黒堂安置) | 1軀 | 明治 42. 9. 22 | 松尾寺 | 鎌倉 |
| 国 28 | 木造十一面観音立像 | 1軀 | 明治 32. 9. 22 | 松尾寺 | 平安 | |
| 国 29 | 木造十一面観音立像 | 1軀 | 昭和 54. 6. 6 | 地福寺 | 平安 | |
| 絵画 | 国 30 | 絹本着色矢田地蔵縁起 | 3幅 | 昭和 37. 11. 30 | 金剛山寺 | 鎌倉 |
| | 国 31 | 絹本着色釈迦八大菩薩像 | 1幅 | 明治 42. 4. 5 | 松尾寺 | 高麗 |
| | 国 32 | 絹本着色阿弥陀聖聚来迎図 | 1幅 | 昭和 49. 6. 8 | 松尾寺 | 鎌倉 |
| 工芸 | 国 33 | 紫檀塗螺鈿厨子(千体仏厨子) | 1基 | 明治 43. 4. 20 (昭和 43. 2. 2 名称変更) | 千體寺 | 鎌倉 |
| 考古資料 | 国 34 | 額安寺五輪塔納置品 | — | 昭和 58. 6. 6 | 額安寺 | 鎌倉 |
| 重要有形民俗文化財 | 国 35 | 吉野林業と林産加工用具 | 1,908点 | 平成 19. 2. 6 | 奈良県 | 近世~近代 |
| 史跡・名勝 | 国 36 | 額田部窯跡 | — | 昭和 4. 4. 2 | 大和郡山市 | 鎌倉 |
| | 国 37 | 慈光院庭園 | — | 昭和 9. 12. 28 | 慈光院 | 江戸 |

■国登録文化財

| | 番号 | 名称 | 員数 | 指定年月日 | 所有者 | 時代 |
|---------|------|--------------|-------|--------------|-------|------|
| 登録有形文化財 | 国 38 | 葉本家住宅主屋 | 1棟 | 平成 14. 8. 21 | 葉本慶太郎 | 明治初期 |
| | 国 39 | 西田家住宅主屋中央棟ほか | 8棟 1所 | 平成 16. 2. 17 | 西田吉孝 | 昭和初期 |
| | 国 40 | 杉山小児科医院診療棟ほか | 2棟 | 平成 18. 3. 23 | 杉山武浩 | 大正後期 |

■県指定文化財

| | 番号 | 名称 | 員数 | 指定年月日 | 所有者 | 時代 |
|------|------|---|------------|---------------|------------------|----------------|
| 建造物 | 県 1 | 薬園八幡神社本殿 | 1棟 | 昭和 28. 3. 23 | 薬園八幡神社 | 安土桃山 |
| | 県 2 | 杵築神社本殿 | 1棟 | 昭和 42. 11. 25 | 杵築神社 (椎木町) | 室町/中期 |
| | 県 3 | 杵築神社宝殿 (旧出雲寺如法経道場) | 1棟 | 昭和 42. 11. 25 | 杵築神社 (椎木町) | 室町/天文 3 |
| | 県 4 | 八幡神社本殿 | 1棟 | 昭和 42. 11. 25 | 八幡神社 (豊浦町) | 安土桃山 |
| | 県 5 | 旧木村家住宅 (主屋 1 棟、納屋 1 棟 附：表門 1 棟、棟札 1 棟) | 4棟 | 昭和 50. 3. 31 | 奈良県 | 江戸/文政 4 |
| | 県 6 | 旧吉川家住宅 | 1棟 | 昭和 52. 5. 22 | 奈良県 | 江戸/中期 |
| | 県 7 | 旧萩原家住宅 | 1棟 | 昭和 45. 3. 24 | 奈良県 | 江戸/中期 |
| | 県 8 | 旧鹿沼家住宅 (附：請取普請一札の事 1 枚 略 平面図 1 枚) | 1棟 | 昭和 55. 3. 28 | 奈良県 | 江戸/文化 9 |
| | 県 9 | 金剛山寺本堂 | 1棟 | 昭和 62. 3. 10 | 金剛山寺 | 室町/前期 江戸に改造 |
| | 県 10 | 旧奈良県立図書館 (現 大和郡山市民会館) | 1棟 | 平成 9. 3. 21 | 大和郡山市 | 明治 |
| | 県 11 | 旧松井家住宅 | 1棟 | 平成 16. 3. 31 | 奈良県 | 江戸後期 |
| | 県 12 | 旧八重川家住宅 | 1棟 | 平成 16. 3. 31 | 奈良県 | 江戸後期 |
| | 県 13 | 旧前坊家住宅 | 1棟 | 平成 16. 3. 31 | 奈良県 | 江戸後期 |
| | 県 14 | 薬園寺本堂 | 1棟 | 平成 21. 2. 31 | 薬園寺 | 江戸中期 |
| | 県 15 | 額安寺宝篋印塔 | 1基 | 平成 24. 3. 30 | 額安寺 | 鎌倉中期 |
| 彫刻 | 県 16 | 木造千手観音立像 | 1 軀 | 昭和 33. 3. 20 | 松尾寺 | 鎌倉 |
| | 県 17 | 木造千手観音立像 | 1 軀 | 昭和 55. 3. 28 | 西岳院 | 平安 |
| | 県 18 | 木造地藏菩薩立像 | 1 軀 | 平成元. 3. 10 | 西興寺 | 鎌倉 |
| | 県 19 | 木造四天王立像 | 4 軀 | 平成 3. 3. 8 | 光堂寺 | 平安 |
| | 県 20 | 木造文殊菩薩騎獅像 (附：文殊菩薩印仏 671 枚) | 1 軀 | 平成 4. 3. 6 | 西町自治会 | 鎌倉 |
| | 県 21 | 木造二天王立像 (頭部新造、附：紙本墨書奉加 帳 1 巻、木造天部頭 2 箇) | 2 軀 | 平成 12. 3. 31 | 金剛山寺 | 平安 |
| 工芸 | 県 22 | 金銅金具装山伏笈 (附：木造四方仏 4 軀、付属文 書 4 冊) | 1 背 | 昭和 34. 2. 5 | 松尾寺 | 室町 |
| | 県 23 | 梵鐘 | 1 口 | 昭和 52. 3. 22 | 金剛山寺 | 鎌倉 |
| | 県 24 | 黒漆六角厨子 | 1 基 | 平成元. 3. 10 | 額安寺 | 鎌倉 |
| 歴史資料 | 県 25 | 郡山町箱本関係資料 | 34 点ほ か | 平成 19. 3. 30 | 春岳院 | 桃山～江戸 |
| 史跡 | 県 26 | 郡山城跡 | | 昭和 35. 7. 28 | (財)柳沢文庫他 | 安土桃山 |
| | 県 27 | 小泉大塚古墳 | 1 基 | 平成 11. 3. 19 | 奈良県 | 古墳/前期 |
| 有形民俗 | 県 28 | 翁舞関係資料 (長命茂兵衛旧蔵 翁面 1 点、烏帽子 1 点、文書 3 点) | 5 点 | 平成 7. 3. 22 | 今国府・小林 杵築神社宮座 | 室町 (及び江戸) |
| | 県 29 | 奈良県の牛耕用具 | 544 点 | 平成 19. 3. 30 | 奈良県 | 江戸末～昭 和初 |

■ 市指定文化財

| | 番号 | 名称 | 員数 | 指定年月日 | 所有者 | 時代 | |
|------|------|--------------------------|---------------|--------------|--------------|-------------|----|
| 建造物 | 市 1 | 永慶寺山門 | 1 棟 | 昭和 50. 10. 2 | 永慶寺 | 江戸/中期 | |
| | 市 2 | 十三重石塔 | 1 基 | 平成 3. 12. 19 | 実相寺 | 江戸/寛文 4 | |
| | 市 3 | 額安寺本堂 | 1 棟 | 平成 15. 3. 26 | 額安寺 | 江戸 | |
| 彫刻 | 市 4 | 柳澤吉保、同夫人坐像 | 2 軀 | 昭和 50. 10. 2 | 永慶寺 | 江戸 | |
| | 市 5 | 女神像 | 1 軀 | 昭和 59. 3. 29 | 小泉神社 | 平安 | |
| | 市 6 | 十一面観音立像 (附：法華経) | 1 軀 (8 卷) | 昭和 59. 3. 29 | 松尾寺 | 室町 | |
| | 市 7 | 役行者像 (附：前鬼像、後鬼像各 1 軀) | 1 軀 | 昭和 59. 3. 29 | 松尾寺 | 室町 | |
| | 市 8 | 筒井順慶坐像 | 1 軀 | 昭和 59. 3. 29 | 筒井順慶木造保存会 | 江戸 | |
| | 市 9 | 木造阿弥陀如来坐像 | 1 軀 | 平成 3. 12. 19 | 西方寺 | 平安 | |
| | 市 10 | 木造十一面観音立像 | 1 軀 | 平成 3. 12. 19 | 観音寺水利組合 | 平安 | |
| | 絵画 | 市 11 | 豊臣秀長画像 | 1 軸 | 昭和 50. 10. 2 | 春岳院 | 江戸 |
| | | 市 12 | 柳澤吉保画像 | 1 軸 | 昭和 50. 10. 2 | 柳澤保徳 | 江戸 |
| 市 13 | | 六義園絵巻 | 3 巻 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| 市 14 | | 郡山城の図(享保 9 年) | 1 軸 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| 市 15 | | 郡山城の図(安政年間) | 1 軸 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| 市 16 | | 町割図 | 29 葉 | 昭和 59. 3. 29 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| 市 17 | | 御家中屋敷小路割名前図 | 1 軸 | 昭和 59. 3. 29 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| 市 18 | | 郡山城古図 | 1 棟 | 昭和 59. 3. 29 | 発志院 | 江戸 | |
| 市 19 | | 絹本著色春日赤童子画像 | 1 幅 | 平成 3. 12. 19 | 植槻神社 | 室町 | |
| 市 20 | | 春日御祭之次第(上下巻) | 2 巻 | 平成 3. 12. 19 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| 市 21 | | 植槻道場縁起絵巻 | 1 巻 | 平成 3. 12. 19 | 植槻神社 | 江戸 | |
| 市 22 | | 唐獅子図戸襖絵 | 8 面 | 平成 12. 10. 3 | 薬園八幡神社 | 江戸 | |
| 工芸 | 市 23 | 扁額(保山筆) | 1 面 | 昭和 50. 10. 2 | 永慶寺 | 江戸 | |
| | 市 24 | 扁額(香山筆) | 1 面 | 昭和 53. 4. 20 | 実相寺 | 江戸 | |
| | 市 25 | 梵鐘 | 1 口 | 昭和 59. 3. 29 | 光慶寺 | 江戸 | |
| 書跡 | 市 26 | 一切経 | | 昭和 50. 10. 2 | 西方寺 | 平安後期 ~江戸 | |
| | 市 27 | 荻生徂徠書跡 | 3 点 | 昭和 50. 10. 2 | 柳澤保徳 | 江戸 | |
| | 市 28 | 六義園記 | 1 巻 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| | 市 29 | 吉保歌集 | 2 冊 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| | 市 30 | 古今集并歌書品々御傳受御書付 | 一式 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| | 市 31 | 積玉和歌集 | 7 冊 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| | 市 32 | 綱吉筆「過則勿憚改」 | 1 幅 | 平成 3. 12. 19 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| 典籍 | 市 33 | 大般若波羅密多経 (附：経唐櫃 6 箱) | 596 卷 | 昭和 53. 4. 20 | 阿弥陀院 | 鎌倉/中期 | |
| | 市 34 | 風流使者記 | 21 巻 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| | 市 35 | 楽只堂年録 | 229 冊 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| | 市 36 | 福壽堂年録 | 447 冊 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| | 市 37 | 幽蘭台年録 | 146 冊 | 昭和 36. 3. 23 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| | 市 38 | 虚白堂年録 | 49 冊 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| | 市 39 | 年録附記 | 253 冊 | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| 史跡 | 市 40 | 護法常応録 (附：故紙録 2 冊) | 33 冊 (2 冊) | 昭和 50. 10. 2 | (財)柳澤文庫 | 江戸 | |
| | 市 41 | 若槻環濠及び集落 | | 昭和 50. 10. 2 | 若槻町区有 | 室町 | |
| | 市 42 | 稗田環濠及び集落 | | 昭和 50. 10. 2 | 稗田町区有 | 室町 | |
| | 市 43 | 大納言塚 | | 昭和 50. 10. 2 | 大和郡山市 | 安土桃山 | |
| | 市 44 | 割塚古墳 | 1 基 | 昭和 53. 4. 20 | 大和郡山市 | 古墳 | |
| 石造物 | 市 45 | 歌ヶ崎廟 | | 昭和 53. 4. 20 | 発志院 | 江戸 | |
| | 市 46 | 十三重石塔 | 1 基 | 昭和 59. 3. 29 | 松尾寺 | 鎌倉 | |
| | 市 47 | 五尊石仏 | 1 基 | 昭和 59. 3. 29 | (財)柳澤文庫 | 奈良 | |
| | 市 48 | 柳里恭墓碑 | 1 基 | 昭和 59. 3. 29 | 発志院 | 江戸 | |
| | 市 49 | 十三仏 | 1 棟 | 平成 13. 10. 3 | 大門坊 | 安土桃山 | |

資料9-3 要配慮者施設一覧

| 施設分類 | 施設名 | 所在地 |
|----------|--------------------------------|-------------------------------|
| 幼稚園 | 郡山南幼稚園 | 大和郡山市柳町 85 |
| 幼稚園 | 郡山北幼稚園 | 大和郡山市北郡山町 115 |
| こども園 | 平和認定こども園 | 大和郡山市美濃庄町 533 |
| こども園 | 治道認定こども園 | 大和郡山市横田町 254 |
| こども園 | やまとこども園 mini | 大和郡山市高田町 280-1 |
| こども園 | 郡山東こども園 | 大和郡山市野垣内町 2-15 |
| こども園 | やまとこども園 | 大和郡山市筒井町 145-1 |
| こども園 | いずみこども園 | 大和郡山市九条町 277-1 |
| 保育園 | 小泉保育園 | 大和郡山市小泉町 1553 |
| 保育園 | 池之内保育園 | 大和郡山市池之内町 223-3 |
| 保育園 | あすなら保育園 | 大和郡山市宮堂町 160-1 |
| 保育園（認可外） | 子どもの森保育園 | 大和郡山市小泉町 1283-9 |
| 保育園（認可外） | くるみ保育所 | 大和郡山市椎木町 769-3 |
| 保育園（認可外） | 青藍病院内託児所 | 大和郡山市本庄町 1-1 |
| 小学校 | 郡山北小学校 | 大和郡山市北郡山町 115 |
| 小学校 | 平和小学校 | 大和郡山市美濃庄町 262 |
| 小学校 | 治道小学校 | 大和郡山市横田町 254 |
| 中学校 | 郡山南中学校 | 大和郡山市筒井町 398 |
| 児童館 | 南井町児童館 | 大和郡山市小南町 160 |
| 学童保育所 | 郡山北学童保育所 | 大和郡山市北郡山町 121 |
| 学童保育所 | 平和学童保育所 | 大和郡山市美濃庄町 268-2 |
| 学童保育所 | 治道学童保育所 | 大和郡山市横田町 254 |
| 障害児関係施設 | ファミリーサポート こおりやま宇宙 | 大和郡山市小林町 293 番地の 1 |
| 障害児関係施設 | 奈良地域福祉事業所あ・うん 児童ディサービス ビーンズ | 大和郡山市北郡山町 43-5 本源ビルC号室D号室 |
| 障害児関係施設 | 重症心身障がい児デイサービス moreすまいる | 大和郡山市九条町 119-1 |
| 障害児関係施設 | えがお郡山本店 | 大和郡山市稗田町 326-1 |
| 障害児関係施設 | 月とおひさま北 | 大和郡山市九条町 217 番地 13 |
| 障害児関係施設 | 放課後等デイサービス s crum | 大和郡山市小泉町 547 番 7 和真庵ビル 102 |
| 障害児関係施設 | すてっぷ | 大和郡山市筒井町 950-1 |
| 障害児関係施設 | はーとエンジェル | 大和郡山市小泉町東 3 丁目 13-13 |
| 障害児関係施設 | 療育ステーション COLORS やま とこおりやま | 大和郡山市小泉町東 3 丁目 3-13 |
| 障害者関係施設 | 多機能型事業所はるかぜ | 大和郡山市田中町 749 |

| | | |
|---------|------------------------------|-----------------------------------|
| 障害者関係施設 | ワークスペース こすもす | 大和郡山市北郡山町 87-3 |
| 障害者関係施設 | びいす | 大和郡山市九条町 237-2 薬師寺アーバンライフ 116号 |
| 障害者関係施設 | きづな苑 | 大和郡山市山田町 337-1 |
| 障害者関係施設 | もえぎ館 | 大和郡山市小泉町 73-1 |
| 障害者関係施設 | 彩食キッチン Bon | 大和郡山市小泉町 75-2 |
| 高齢者施設 | グループホームやたさん元気村 | 大和郡山市矢田町 4446-4 |
| 高齢者施設 | グループホーム フレンド倶楽部郡山 | 大和郡山市外川町 72-1 |
| 高齢者施設 | ウェルライフあかり | 大和郡山市田中町 758 |
| 高齢者施設 | ウェルライフ郡山 | 大和郡山市田中町 761 |
| 高齢者施設 | デイサービスフレンド倶楽部 | 大和郡山市田中町 763 |
| 高齢者施設 | Cherm 郡山九条 | 大和郡山市九条町 293-1 |
| 高齢者施設 | トマトホーム | 大和郡山市九条町 307-1 |
| 高齢者施設 | かんざん園 | 大和郡山市南大工町 1-13 |
| 高齢者施設 | デイサービスセンター百万石 | 大和郡山市美濃庄町 297-36 |
| 高齢者施設 | 矢田の郷 | 大和郡山市新町 991 |
| 高齢者施設 | 寧楽の郷 | 大和郡山市新町 991 |
| 高齢者施設 | 特別養護老人ホームきづなの里 | 大和郡山市山田町 337-2 |
| 高齢者施設 | レコードブック大和郡山 | 大和郡山市小泉町東 2-9-1 |
| 高齢者施設 | マヤ・レジデンス大和小泉 | 大和郡山市小林町西 3-1-27 |
| 高齢者施設 | フォー・ユー大和郡山 | 大和郡山市小林町西 3-1-11 |
| 高齢者施設 | 大家族 | 大和郡山市小泉町東 3-13-13 |
| 高齢者施設 | デイサービスはーと大和小泉 | 大和郡山市小泉町東 3-13-13 |
| 高齢者施設 | 特別養護老人ホーム ウェルケアはるか | 大和郡山市天井町 227-1 |
| 高齢者施設 | 介護付有料老人ホーム青藍の郷 | 大和郡山市本庄町 312-1 |
| 高齢者施設 | 老人保健施設ピュアネス藍 | 大和郡山市本庄町 1-5 |
| 高齢者施設 | あすならホーム筒井 | 大和郡山市筒井町 250-1 |
| 高齢者施設 | グループホームなごみ筒井 | 大和郡山市筒井町 1535 |
| 高齢者施設 | デイサービスりあん筒井 | 大和郡山市筒井町 943-1 グランシャリオ 102 |
| 高齢者施設 | 医療法人芳愛会通所リハビリテ ーション事業所だいち | 大和郡山市横田町 708-3 |
| 高齢者施設 | グループホーム「あんしん」 | 大和郡山市横田町 760 |
| 高齢者施設 | わかくさ郡山館 | 大和郡山市額田部北町 822-1 |
| 高齢者施設 | マイホーム筒井さんち | 大和郡山市馬司町 50-17 |

| | | |
|----------|-----------------------|-----------------------------|
| 高齢者施設 | さくらデイサービス らぼ〜る大和郡山 | 大和郡山市馬司町 630-1 片山ハイツ 103 |
| 高齢者施設 | あすなら苑 | 大和郡山市宮堂町 160-7 |
| 医療機関（有床） | 医療法人青心会 郡山青藍病院 | 大和郡山市本庄町 1-1 |
| 医療機関（有床） | 医療法人厚生会 奈良厚生会病 院 | 大和郡山市椎木町 769-3 |

資料10-1 水道普及表

■水道普及表

| 項目 | 単位 | 25年度 |
|-----------|--------|--------|
| 行政区域内人口 | 人 | 89,101 |
| 給水区域内人口 | 人 | 90,076 |
| 給水人口 | 人 | 90,050 |
| 給水戸数 | 戸 | 38,184 |
| 1日最大配水量 | 月日 | 7月8日 |
| | 立方メートル | 36,112 |
| 1日平均配水量 | 立方メートル | 30,903 |
| 1人1日最大配水量 | リットル | 401 |
| 1人1日平均配水量 | リットル | 343 |

(注) 過去1日最大配水量 平成3年8月1日 51,967立方メートル

資料10-2 応急給水用機械器具

■応急給水用機械器具

| 防災関係物資の保有数量 | | | | | | | | 災害発生直後に応援に従事できる職員 | | | |
|-------------|------|-----|-------|--------|-----|-----|----|-------------------|--------|------|--------|
| 車両 | | | 給水タンク | 機材 | | | 管類 | | 被害状況調査 | 応援本部 | 応急給水作業 |
| 給水車 | トラック | その他 | | 応急給水装置 | 発電機 | その他 | 直管 | 継手類 | | | |
| 3 | 3 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | — | 10 | 2 | 3 | 2 |

(平成26年4月1日現在)

参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度版）

資料10-3 防災関係物資等の備蓄及び整備

■防災関係物資等の備蓄及び整備

| 項目 | 内 容 | | 保有数量 | 初期応援可能数 | 備考 |
|-----------|-------------|--------------|--------------|----------|--------|
| 車 両 | 給 水 車 | (2ト未満) | | | |
| | 給 水 車 | (2ト以上) | 3 | 3 | |
| | ト ラ ッ ク | (軽四車) | 3 | 3 | |
| | ト ラ ッ ク | (2ト未満) | | | |
| | ト ラ ッ ク | (2ト以上) | | | |
| | ク レ ー ン 車 | | | | |
| | シ ョ ベ ル カ ー | | | | |
| | ユ ン ボ | | | | |
| | そ の 他 | (緊急車他) | 1 | 1 | |
| | 給 水 容 器 | 仮 設 水 槽 | (1000リットル未満) | | |
| 仮 設 水 槽 | | (1000リットル以上) | | | |
| 給 水 タ ン ク | | (1000リットル未満) | 2 | 2 | |
| 給 水 タ ン ク | | (1000リットル以上) | 1 | 1 | |
| ポ リ 容 器 | | (50リットル未満) | | | |
| そ の 他 | | (50リットル以上) | | | |
| 機 材 | 応 援 給 水 装 置 | (飲料袋等) | 6017400 | 6017400 | |
| | ろ 過 機 | (ホース等) | 消防用ホース5本 | 消防用ホース5本 | 合計100m |
| | 発 電 機 | | 1 | 1 | |
| | 投 光 器 | | 1 | 1 | |
| | 鉄 管 切 断 機 | | 5 | 5 | |
| | 電 動 ネ ジ 切 機 | | 1 | 1 | |
| | そ の 他 | | エンジンポンプ 1 | 1 | |
| 菅 類 | 直 菅 | (75mm未満) | | | |
| | 直 菅 | (150mm未満) | | | |
| | 直 菅 | (150mm以上) | | | |
| | 継 手 類 | (75mm未満) | 別紙参照 | | |
| | 継 手 類 | (75mm以上) | 別紙参照 | | |
| 缶 詰 | 水 の 缶 詰 | | | | |
| | 食 料 | | | | |

『防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査票』による（平成26年度当初現在）

■ 備蓄材料表

(平成 25 年 2 月 21 日現在)

| 品名 | 備考 | Φ 40 | Φ 50 | Φ 75 | Φ 100 | Φ 125 | Φ 150 | Φ 200 | Φ 250 | Φ 300 | Φ 350 | Φ 400 | Φ 450 | Φ 500 | Φ 600 | 計 |
|---------------|-----------|---|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----|
| 短管 1 号 | K | | | 1 | 2 | | 1 2 | | | | | | | | | 6 |
| 短管 2 号 | | | | 2 | 2 | | | | | | | | | | | 4 |
| 継輪 | | | | 2 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | 6 |
| 曲管 22° 1/2 | | | | 2 | 2 | | 3 | 2 | | | | | | | | 9 |
| 曲管 45° | | | | 2 | 2 | | 2 | 2 | | | | | | | | 8 |
| 曲管 90° | | | | 1 | 1 | | 1 | 2 | | | | | | | | 5 |
| フランジ短管 | 150 | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 |
| | 250 | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 |
| | 300 | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 400 | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 |
| VP 管 | | | | 2 | 2 | 3 | | 1 | | 1 | | | | | | 9 |
| HIVP 管 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | 3 |
| フレキシブル管 | 3000 | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | 4 |
| CIP ヤジoints | | | | 1 | 2 | 1 | 3 | 4 | 1 | | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 18 |
| VP ヤジoints | | | | 2 | 1 | | | | | | | | | | | 3 |
| 鋼管 ヤジoints | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| ACP ヤジoints | | | | | 3 | 2 | 2 | | | | | | | | | 7 |
| ACP ヤ丁字管 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 |
| AC ドレッサー | | | | 4 | 5 | 1 | 3 1 | 1 | | 1 | | | | | | 16 |
| VA ドレッサー | | | 1 | 5 | 5 | 3 3 | 3 | 7 | | | | | | | | 27 |
| VC ドレッサー | | | | | 3 | | 1 | 4 | | 6 | | | | | | 14 |
| VP ドレッサー | | | | 2 | 2 | | | 1 | | | | | | | | 5 |
| KG | | | 1 | 3 | 9 | | | 2 | | 3 | | | | | | 18 |
| VP フクロジoints | ソケット | 2 | 3 | 7 | 5 | | 2 | | | | | | | | | 19 |
| | チース | | 2 | | 1 | | | | | | | | | | | 3 |
| | エルボ | 4 | 4 | | | | | | | | | | | | | 8 |
| CIP フクロジoints | | | | 1 2 | 2 1 | | 3 | | | | | | | | | 9 |
| SP フクロジoints | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 |
| ACP フクロジoints | | | | 3 | 5 | | 2 | | | 2 | | | | | | 12 |
| VS ジョイント | | 1 | 9 | | | | 2 | | | | | | | | | 12 |
| SKX ソケット | | 2 | 2 | | | | | | | | | | | | | 4 |
| VA ジョイント | | | 4 | | 2 | | | | | | | | | | | 6 |
| エース joints | | | | 1 | 3 2 | 5 | | 4 | | 2 | | | | | | 17 |
| MC ユニオン | | 1 | | 2 | 2 | 2 | 6 | 4 2 | | | | | | | | 19 |
| BM 継手 | ソケット | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | チース | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | エルボ | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 |
| ソフトシル仕切弁 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 |
| SMS 型仕切弁 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 |
| メカ栓 | | | | 2 | 1 | | | 1 | | | | | | | | 4 |
| 補修弁 | 150 mm | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| 片溶フランジ短管 | | φ 100× φ 75 | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| サドル分枝栓 | | 450*25/400*25 3/400*20/350*20/300*25 2/300*13/250*25 2/250*20 2/200*25 2/200*20 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 150*25 3/150*20 2/150*13 3/125*25 1/125*20 3/100*25 4/100*20 3/100*13 2/75*20 5/75*13 | | | | | | | | | | | | | | |
| VP 用サドル | | 200*25/75*25 2/75*20 2/75*13 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| ホッチャジョイント | | φ 150× φ 125 | | | | | | | | | | | | | | |
| 捨弁付丁 | | φ 200× φ 50 | | | | | | | | | | | | | | |
| VP joints 丁字 | | φ 100× φ 40、φ 100× φ 50 | | | | | | | | | | | | | | |
| VP 異径ソケット | | φ 150× φ 125 2 個 | | | | | | | | | | | | | | |

資料10-4 炊き出し場所一覧表

■炊き出し場所一覧表

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|------------|------------------|
| 市役所調理場 | 北郡山町 248-4 | 53-1151 内線 (475) |
| 中学校給食センターおおぞら | 北郡山町 153-2 | 53-2809 |
| 小学校給食センターあすなろ | 高田町 347-1 | 53-7800 |

災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて

平成 23 年 9 月 14 日

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおりとする。

記

1. 災害救助用米穀の供給に係る要請

(1) 要請の連絡（第 1 報）

- ① 都道府県は、市町村からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局（以下「生産局」という。）（別紙 1 の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX 又はメールで連絡する。
- ② 市町村が直接、生産局に連絡した場合は、必ず、都道府県に連絡することとし、都道府県は、①により生産局（担当者）に連絡する。

(2) 要請書の送付

都道府県は、(1) の①の電話連絡後、速やかに別紙 2 の要請書を生産局長に郵送により提出する。

2. 災害救助用米穀の供給に係る調整

生産局は 1 の要請を受け、政府所有米穀を管理する受託事業者及び都道府県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3. 売買契約の締結

- (1) 生産局は、2 の調整の終了後、速やかに、供給する政府所有米穀の品種、数量等を記入した売買契約書（添付の売買契約書を参照）を都道府県に 2 部送付する。
- (2) 都道府県は、送付された売買契約書の内容を確認し、記名、押印の上、生産局に返送する。
- (3) 生産局は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、1 部を都道府県に送付する。
- (4) 生産局は、売買契約の締結後、速やかに受託事業者に供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行う。

4. 災害救助用米穀の引渡し

生産局から指示を受けた受託事業者は、指示された内容に従って、都道府県に政府所有米穀を引渡す。

5. 災害救助用米穀の販売代金の納付

都道府県は、財務省会計センターから送付される納入告知書により販売代金を納付する。
なお、納付期限は、要領に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内と又は3か月以内とする。

【別紙 2】

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

| 引渡希望数量（kg） | 引渡場所 | 引渡方法 | 備考 |
|------------|------|------|----|
| | | | |

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

| 用途 (価格) 区分 | 種別 | 産年 | 産地 品種 | 包装 | 量目 | 等級 | 数量(キロ数) | 単価 | 金額 | 備考 |
|------------------------|----|----|----------|----|----|----|---------|----|----|----|
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 消費税及び 地方消費税 の相当額 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | |

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 平成 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 平成 年 月 日
- 8 買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省生産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

（買受代金の納付）

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省生産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めたときは、前項の納付場所を指定することができる

る。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀(SBS方式により輸入された米穀を除く。

以下「政府所有米穀」という。)の販売等に関する業務を委託された者(以下「受託事業体」という。)に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書(仮称)と、乙が発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(瑕疵現品の交換)

第5条 引き渡した現品に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、瑕疵のあった現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は瑕疵現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの(甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。)と同一の倉庫(受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定したときは、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場)に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号の一に該当するときは、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。

(2) 乙が、この契約の条項に違反したとき。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかったときは、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価(消費税及び地方消費税の相当額を除く。)について、当該期限(現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。)の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第 11 条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあつては、年 14.60 パーセント、違約金にあつては、年 5 パーセントの割合で計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によつてもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第 12 条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあつてもその責めを負わない。

(1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によつて現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合

(2) 第 9 条により契約を解除した場合。

(3) 引き渡した現品に瑕疵がある場合であつて、瑕疵発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第 13 条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第 14 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第 15 条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

(1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。

(2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。

(3) 甲が、第 14 条により調査、報告を求めた場合。

(法令の補充適用)

第 16 条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第 17 条 この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第 18 条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所と

する。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省生産局長 印

乙 住所
氏名 印

資料11-1 一般廃棄処理施設

■ごみ焼却施設

(平成22年3月31日現在)

| 施設名 | 所在地 | 処理能力 |
|--------|-------|---------|
| 清掃センター | 九条町80 | 180トン/日 |

■し尿処理施設

(平成22年3月31日現在)

| 施設名 | 所在地 | 処理能力 |
|------------|----------|-------------|
| 衛生センター | 本庄町316 | 66キロリットル/日 |
| 矢田山団地汚水処理場 | 矢田山町41-8 | 1.2キロリットル/日 |

参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度版）

資料11-2 し尿・ごみ収集機材の保有状況

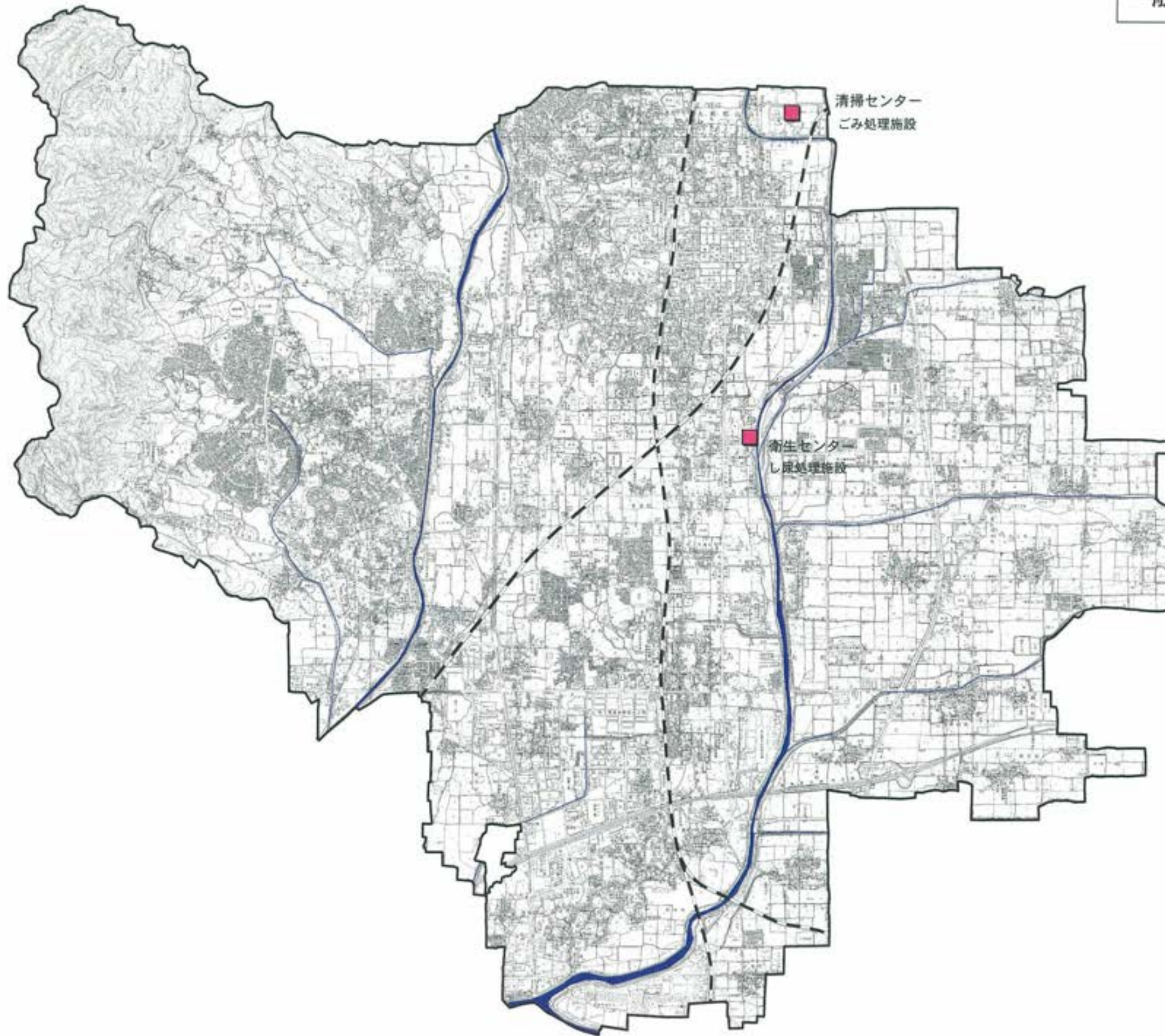
■し尿・ごみ収集機材の保有状況

(平成22年3月31日現在)

| し尿収集機材の保有状況 | | | | ごみ収集機材の保有状況 | | | |
|-------------|-----|--------|-----|-------------|-----|--------|-----|
| 市所有 | | 許可業者所有 | | 市所有 | | 許可業者所有 | |
| バキューム車 | 運搬車 | バキューム車 | その他 | 収集車 | 運搬車 | 収集車 | 運搬車 |
| 9 | 1 | 23 | — | 27 | 4 | 102 | 39 |

参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度版）

一般廃棄物処理施設位置図



奈良県消防広域相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大規模又は特殊な災害が発生した場合における奈良県内（以下「県下」という。）の消防広域相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定団体)

第2条 この協定は、県下の消防本部を設置している市町村（消防の一部事務組合にあっては、当該組織を言う。以下「協定団体」をいう。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次の各号に掲げる災害で、協定団体のうちで災害の発生した団体の消防力及び当該団体と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても防ぎよ又は救助等が困難なものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機火災、列車事故等集団救急救助事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする災害等

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した団体（以下「要請団体」という。）の長が他の協定団体の長に対して行うものとする。ただし、該当災害の規模等に照らし緊急を要し、応援の要請を待ついとまがないと認められる場合に応援出動したときは、応援要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条第1項の規定により応援の要請を受けた団体（以下「応援団体」という。）の長は業務に重大な支障がない限り応援を行うものとし、その旨を要請団体の長に速やかに通報するものとする。また、応援要請に応じることができない場合にも同様とする。

2 前項に規定する「業務に重大な支障」とは次の場合を言う。

- (1) 応援団体において大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合
- (2) 他の応援協定等により応援出動している場合
- (3) その他やむを得ない事情がある場合

(応援隊の指揮)

第6条 要請団体における応援隊の指揮は、要請団体の長が応援隊の長に対して行うものとする。

(費用負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

(1) 応援のために要した経常的な経費は、応援団体の負担とする。ただし、要請により特別に調達した燃料費等は、要請団体の負担とする。

(2) 要請団体の指揮下(応援隊の長が現場到着の旨の報告を行った時から現場引き上げの旨の報告を行った時までを言う。)における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等並びに第三者に対する損害賠償費及び損失補償費は、要請団体の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定団体は、この協定の効率的な運用を図るために必要な消防情報等を相互に提供し、又は通知するものとする。

(協定団体以外への応援)

第9条 協定団体は、消防本部を置かない村又は他の都道府県において第3条に定める災害が発生し、消防の応援要請を受けたときは、積極的に応援を行うものとする。

(消防広域応援基本計画)

第10条 この協定に基づく消防広域相互応援を迅速かつ効率的に行うために必要な事項については、協定団体の消防長が奈良県と協議して定める奈良県消防広域応援基本計画において定めるものとする。

(委任)

第11条 この他この協定の実施について必要な事項は、協定団体の消防長間で協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第12条 この協定に規定しない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定団体が協議のうえ、決定するものとする。

附則

1 この協定は、平成8年5月7日から施行する。

2 この協定の成立を証明するため、本書13通を作成し、協定団体の長が記名押印の上、各自1通保管する。

平成8年5月7日

| | |
|-----------------------------|---------|
| 奈 良 市 長 | 大 川 靖 則 |
| 山 野 辺 広 域 行 政 事 務 組 合 管 理 者 | 市 原 文 雄 |
| 桜 井 市 長 | 長 谷 川 明 |
| 五 條 市 長 | 今 田 武 |
| 大 和 郡 山 市 長 | 阪 奥 明 |
| 生 駒 市 長 | 中 本 幸 一 |
| 西 和 消 防 組 合 管 理 者 | 植 田 忠 之 |
| 宇 陀 広 域 消 防 組 合 管 理 者 | 福 井 茂 弘 |
| 西 葛 城 消 防 組 合 管 理 者 | 植 田 一 弥 |
| 吉 野 広 域 行 政 組 合 管 理 者 | 福 井 良 盟 |
| 中 和 広 域 消 防 組 合 管 理 者 | 芳 本 甚 二 |
| 中 吉 野 広 域 消 防 組 合 管 理 者 | 喜 多 猛 |
| 香 芝 ・ 広 陵 消 防 組 合 管 理 者 | 瀬 田 道 広 |

三市一町消防相互応援協定書
奈良市・天理市・大和郡山市・生駒町消防相互応援協定書

消防組織法第21条の相互応援を有機的に運用し広域消防体制を確立するために奈良市・天理市・大和郡山市・生駒町（以下「協定市町」という。）の間における消防の相互応援についてつぎのように協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町の区域内における災害の発生に際して、協定市町消防機関が相互に応援協力しその災害の防除に当たることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において災害とは、消防組織法第1条に定める災害をいう。

（応援の区域）

第3条 協定市町は、その市町の全部又は一部に災害が発生した場合相互に応援するものとする。

（応援の種別）

第4条 協定市町間の相互応援は、次に掲げる応援とする。

- (1) 普通応援 協定市町に相接する地域および当該地域周辺部における災害の発生をなんらかの方法で覚知した場合発生地の市町長の要請をまたず出動する応援。
- (2) 特別応援 協定市町の地域内に発生した場合、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援。

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにして災害発生地市町長から口頭その他の方法により応援側市町長に対して行ない、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別とその概要
- (2) 応援場所（災害発生場所）
- (3) 応援を必要とする人員、機械器具、消火薬剤等の数
- (4) 応援隊誘導員の配慮の有無および場所
- (5) 応援要請連絡担当者の所属、氏名
- (5) その他必要事項

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、すみやかに応援隊を派遣するものとする。

ただし、その時の状況によりこれを減じ、または派遣しないことができる。

（応援隊の指揮）

第7条 応援する消防隊の指揮は、災害発生地を管轄する消防長が行うものとする。

(応援隊の報告)

第8条 応援消防隊の長は、現場到着、引揚げおよび応援活動の概要を受援地の消防長に報告するものとする。

2 通常応援で出動した応援消防隊の長は遅延なく災害発生地を管轄する消防長に通報するものとする。

(応援に要した経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) 応援業務による機械器具の破損修理、燃料、消防職(団)員の手当等に関する経費は応援側の負担とする。

(2) 応援業務により消費した消火薬剤および応援隊員の食糧は、原則として応援を受ける側の負担とする。

(3) 応援によって発生が予想される重大な人的物的災害の補償その他必要な事項については、そのつど関係当事者間において協議決定するものとする。

(事務協力)

第10条 協定市町は、火災予防行政一般事務についても相互に協力するものとする。

(資料の交換)

第11条 協定市町は応援業務の円滑を期すため消防計画等の資料を相互に交換するものとする。

(実施の細目)

第12条 この協定実施について必要な事項は関係当事者間において協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和42年10月1日から施行する。

上記の協定成立を証するため、この協定書4通を作成し協定市町各1通を所持する。

昭和42年10月1日

奈良市長 鍵田 忠三郎

天理市長 堀 内 俊 夫

大和郡山市長 水 田 孝 夫

生駒町長 平 本 留 吉

奈良市・天理市・大和郡山市・生駒町 相互応援協定申合せ事項

協定第9条第3号に規定する応援に際し、発生が予想される人的物的災害の補償その他については双方協議の上、次のとおり決定したので申合せ書を作成し協定書の末尾に添付する。

記

(1) 応援隊員および一般人の死傷に伴う災害補償、賞じゅつ金、弔慰金等は応援を受ける側の負担とする。

ただし、応援隊員に対する災害補償等は、その隊員が所属する市町において定める条例に従って応援市町に対して支払うものとする。

(2) 建築物、工作物または土地に対する補償費等は、応援を受ける側の負担とする。

(3) 機械器具の破損について、その原因が応援側の重大な過失による場合を除きその修理費が5万円を超える場合は、応援を受けた側の負担とする。

(4) この申し合わせ事項の適用は、応援を受ける側の指揮下において発生した事故に限るものとする。

ただし、応援側が現場に先着した場合の活動については、受援を受ける側の指揮下の活動とみなす。

西名阪自動車道消防相互応援協定に基づく覚書

西名阪自動車道消防相互応援協定第6条の規定により、次のとおり覚書を作成する。
この覚書は6通を作成し、協定市町の消防長において各1通を保管する。

平成2年6月1日

| | |
|-----------------|-------|
| 山辺広域行政事務組合消防長 | 小西 康仁 |
| 大和郡山市消防長 | 小森 信彦 |
| 西和消防組合消防長 | 松本 俊一 |
| 香芝・広陵消防組合消防長 | 梅本 利一 |
| 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長 | 井関 和彦 |
| 松原市消防長 | 津村 達男 |

(目的)

第1条 この覚書は、協定の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(出動消防隊等)

第2条 協定に基づき出動する消防隊並びに救急隊（以下「消防隊等」という。）は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

(担当区域)

第3条 前条において出動する消防隊の出動区分は別表のとおりとする。

2 災害の規模が大で必要があるときは、別表によることなく相互に応援を要請し、応援出動するものとする。

(消防業務の処理)

第4条 消防業務の事務処理は当該区域に管轄する協定市町の消防本部が行う。ただし、救急事故の事務処理はその救急事故を取扱った消防本部が行うものとする。

2 管轄外の事故を覚知し、出動したときは、直ちにその状況を相互に通報連絡するものとする。

3 第1項による事務処理を行う場合においては、一連の事務処理が長時間を要するときは、その管轄する消防本部に事務処理の一部を依頼することができる。

4 第1項により事故を取扱ったときには、その取扱った消防本部は必要に応じて関係機関に連絡するものとする。

(医療機関)

第5条 協定市町は、管轄区域内の医療機関の所在地等について、その状況を相互に連絡し、搬送業務の円滑化をはかるものとする。

(事故現場での指揮)

第6条 協定市町の消防隊等が同時に出動した場合の現場の指揮は事故発生地を管轄する消防機関の長が行う。

第7条 この覚書に定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度協定市町の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成 2年 6月 1日から実施する。
- 2 平成元年6月1日「西名阪自動車道相貌相互応援協定に基づく覚書」は廃止する。

別表

| | | 松 原 方 面 | 天 理 方 面 |
|----------------------------|------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 担 当 消 防 本 部 | 天 理 I・C 天 理 料 金 所 | 山辺広域行政事務 組 合 消 防 本 部 | 大 和 郡 山 市 消 防 本 部 |
| | 郡 山 I・C | 大 和 郡 山 市 消 防 本 部 | 西 和 消 防 組 合 消 防 本 部 |
| | 法 隆 寺 I・C | 西 和 消 防 組 合 消 防 本 部 | 香 芝・広 陵 消 防 組 合 消 防 本 部 |
| | 香 芝 I・C | 香 芝・広 陵 消 防 組 合 消 防 本 部 | 柏 原 羽 曳 野 藤 井 寺 消 防 組 合 消 防 本 部 |
| | 柏 原 I・C | 柏 原 羽 曳 野 藤 井 寺 消 防 組 合 消 防 本 部 | 松 原 市 消 防 本 部 |
| | 藤 井 寺 I・C | | |
| | 松 原 料 金 所 松 原 J・C・T | | |

西名阪自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書

山辺広域行政事務組合消防本部、大和郡山市消防本部、西和消防組合消防本部、香芝・広陵消防組合消防本部、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、松原市消防本部（以下「消防本部」という。）と日本道路公団大阪管理局（以下「公団」という。）は、西名阪自動車道（以下「西名阪」という。）の天理インターチェンジから松原インターチェンジまでにおける消防及び救急等の業務（以下「消防業務」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次の事項について相互に協力するものとする。

- 1 公団は、西名阪において消防業務を実施する消防本部に対し、緊急連絡等を行うために必要な通信施設を設置するものとする。
- 2 公団は、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の現場活動を容易にするため、必要な位置を確保できる標識、消防水利等の施設の設置に努めるものとする。
- 3 公団は、西名阪における自衛消防施設の充実強化に努めるものとする。
- 4 公団は、消防業務を必要とする事故が発生した場合は関係消防本部に対して発生場所、事故の概要、負傷者の人数及び現場付近の交通状況等を的確に通報するとともに事後においても必要な情報を提供するものとする。
- 5 公団は、消防業務に従事中の消防隊の安全を図るためインターチェンジのゲート付近に通行者が確認できる事故発生表示を掲げるほか、事故現場における交通整理、消防隊の誘導等の実施に努めるとともに消防業務の遂行に協力するものとする。
- 6 消防隊が現場に出動する場合は、原則として道路の通行方法に従うものとする。
- 7 消防本部は、西名阪において業務上の訓練、査察を行う場合は、あらかじめ公団に連絡するものとし、公団は施設の利用等についてこれに協力するものとする。
- 8 消防本部と公団は、西名阪における消防業務の実施に必要な情報の交換を相互に行うものとする。
- 9 前各項の実施について疑義が生じた事項及び定めのない事項については、その部度協議のうえ決定するものとする。

上記覚書の成立を証するため、この覚書7通を作成し、記名のうえ、各自その1通を保有する。

平成 2年 6月 1日

附 則

- 1 この覚書は、平成 2年 6月 1日から実施する。
- 2 平成元年6月1日「西名阪自動車における消防及び救急等の事務に関する覚書」は廃止する。

| | |
|-----------------|---------|
| 山辺広域行政事務組合消防長 | 小西 康仁 |
| 大和郡山市消防長 | 小森 信彦 |
| 西和消防組合消防長 | 松本 俊一 |
| 香芝・広陵消防組合消防長 | 梅本 利一 |
| 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長 | 井関 和彦 |
| 松原市消防長 | 津村 達男 |
| 日本道路公団大阪管理局長 | 局長 亀田 隆 |

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(調整)

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

- 2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

- 2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

- 3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

(被害状況等の連絡)

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文

書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。

3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。
(応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。

2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。

3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣等)

第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測されるときは、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。

3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

(連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる危機に関する連絡会議を実施するものとする。

(訓練の実施)

第12条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対

策に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年10月25日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成18年4月26日に締結した「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各団体記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月25日

福井県知事 西川 一 誠

三重県知事 鈴木 英 敬

滋賀県知事 嘉田 由 紀 子

京都府知事 山田 啓 二

大阪府知事 松井 一 郎

兵庫県知事 井戸 敏 三

奈良県知事 荒井 正 吾

和歌山県知事 仁坂 吉 伸

徳島県知事 飯泉 嘉 門

関西広域連合長 井戸 敏 三

紀伊半島三重県災害等相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、紀伊半島に位置する三重県、奈良県及び和歌山県（以下「三県」という。）において災害等が発生し、災害県独自では被災者の救助等の災害対策が十分実施できない場合に、三県が相互に協力し応援活動を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。ただし、「近畿2府7県災害等の相互応援に関する協定（平成8年2月20日締結）」による応援活動が実施された場合は、これによるものとする。

(相互連絡体制等の整備)

第2条 三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局（以下「担当部局」という。）を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 三県は、災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を越えた市町村間の協力体制促進に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋
- (2) 被害者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者及び傷病者の搬送及び受け入れ
- (6) ヘリコプターの活用による応援
 - ア 第1号から第5号までに掲げる応援
 - イ 林野火災空中消化
 - ウ 応急患者等の搬送
 - エ 避難者等の捜索及び救助
 - オ その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする県は、必要とする応援の内容について、他の県に文書による要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 要請を受けた県は、速やかに他の県の調整の上、応援計画を作成し、被災県に対し、応援内容を連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援した県が賠償の責めに任ずる。
- 3 応援を受けた県が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 災害等が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めるときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行うとする県の負担とする。

(災害対策連絡会の設置等)

第7条 三県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、三県の防災担当で構成する災害対策連絡会を設置し、あらかじめ応援内を具体的に定めるとともに、毎年その見直しを行い、次の資料を作成し、交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 担当部局の責任者、補助者等の職名及び氏名並びにその連絡方法等
- (3) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (4) 救急医療施設等の名称及び所在地並びにその機能
- (5) 食糧、飲料水及び生活必需物資の備蓄状況
- (6) その他応援に必要な事項

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度三県が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成8年8月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年8月2日

三重県知事 北川 正 恭
奈良県知事 柿本 善 也
和歌山県知事 西口 勇

奈良県消防防災ヘリコプター支援協定

(趣 旨)

第1条 この要綱は、奈良県内の市町村（消防の一部事務組合を構成する市町村にあっては当該組合をいう。以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法第18条の3の規定に基づき、奈良県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの支援を求めることができる地域は、前条の市町村の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この要綱において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、市町村等の区域内で災害が発生した場合に、当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、奈良県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御若しくは災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 支援要請は、奈良県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時に全ての事項について明らかにするいとまがない場合は、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については判明次第速やかに防災航空隊に連絡するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の市町村側の最高指揮者の職名、氏名及び連絡手段
- (5) 場外離発着場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(応援要請の方法の特例)

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網の途絶等で発災市町村等と前条に定める通常の手続きが取れない場合については、市町村からの要請があったとみなして、防災航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

(消防防災航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 第4条の規定による支援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

3 前項の場合において、知事は、知事とその他の都道府県知事等との間で別途締結する協定に基づき、他の都道府県が保有する防災ヘリ等の応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するとともに、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

(防災航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の活動は、発災市町村等の消防機関と密接な連携を図りながら行うものとする。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、奈良県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、奈良県及び市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成16年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成 16年 4月 1日

奈良県知事 柿本善也

市町村等の長

近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災事業の相互応援に関する覚書

近畿2府5県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の府県営及び大規模水道用水供給事業者（以下「近畿用水事業者」という。）は地震、異常渇水等による被害が発生し、被災した近畿用水事業者ではその対応が困難な場合に、近畿用水事業者間の相互応援等を迅速かつ円滑に実施するため、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」（以下「近畿府県間協定」という。）の精神に基づいて、本覚書を締結する。

（応援等の内容）

第1条 応援等の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策のための職員等（近畿用水事業者、関経協力業者及びその他の者をいう。以下同じ）派遣及び資機材の提供等
 - (2) 近畿府県民間協定を締結した府県以外の地方（以下「他の地方」という。）からの応援受け入れ等の調整
 - (3) 近畿用水事業者から水道用水の供給を受ける水道事業者等（以下「関係水道事業者等」という。）に対する第1号に掲げる応援
 - (4) その他、被災した近畿用水事業者から特に要請のあった事項
 - (5) 他の地方から近畿用水事業者へ要請のあった第1号に掲げる応援
- 2 前項に掲げる応援等を実効あるものとするため、近畿用水事業者は平素から防災担当及び水道行政担当部局並びに関係水道事業者等と十分な連携を図ることにより、災害発生時の迅速、的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

（応援主管事業者等）

第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、次表のとおり応援主管及び副主管の事業者（以下「応援主管事業者等」という。）を定める。

| 被災近畿用水事業者 | 応援主管事業者 | 応援副主管事業者 |
|-----------|---------|----------|
| 福井県営水道 | 滋賀県営水道 | 京都府営水道 |
| 三重県営水道 | 滋賀県営水道 | 奈良県営水道 |
| 滋賀県営水道 | 京都府営水道 | 三重県営水道 |
| 京都府営水道 | 大阪府営水道 | 福井県営水道 |
| 大阪府営水道 | 兵庫県営水道 | 奈良県営水道 |
| 兵庫県営水道 | 大阪府営水道 | 京都府営水道 |
| 奈良県営水道 | 大阪府営水道 | 阪神水道企業団 |
| 阪神水道企業団 | 大阪府営水道 | 奈良県営水道 |

(応援要請の手続き)

第3条 応援を受けようとする近畿用水事業者は、前条に定める応援主管事業者等に対し、必要とする応援内容について、文書により応援の要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後日、文書を速やかに提出するものとする。

2 前項の要請を受けた応援主管事業者等は、速やかに他の近畿用水事業者等と調整のうえ、応援計画を作成し、被災した近畿用水事業者に対し、応援内容を連絡するものとする。

3 第1項に定める要請をもって、応援を受けようとする近畿用水事業者から各近畿用水事業者に対して応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた近畿用水事業者の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた近畿用水事業者が、応援を受けた近畿用水事業者への往復の途中において生じたものについては応援を行った近畿用水事業者が賠償の責めに任ずる。

3 応援を受けた近畿用水事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた近畿用水事業者から要請があった場合には、応援を行った近畿用水事業者は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(緊急派遣等)

第5条 応援主管事業者等は、応援を受ける近畿用水事業者が属する府県域において、震度6弱以上の地震が観測された場合、又は激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災したと考えられる近畿用水事業者と連絡が取れない場合は、速やかに当該近畿用水事業者に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

2 応急主管事業者等は、情報収集の結果、特に緊急を要し第3条に定める要請を待ついとまがないと認められるときには、同条の要請を待たずに応援することができる。

3 前項による応援については、第3条に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第6条 応援を行う近畿用水事業者は第3条に定める要請又は前条第1項及び第2項の定めにより、被災した近畿用水事業者に職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第7条 この覚書に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、資機材の備蓄状況等必要な資料を相互に交換するものとする。また当該資料の内容に重要な変更があった場合には、必要に応じてその都度、各近畿用水事業者に連絡するものとする。

2 前項の資料には、近畿府県間協定に基づき、各府県等の防災部局等の中で相互に交換される資料も含めるものとする。

(被災した関係水道事業者等への応援)

第8条 被災した関係水道事業者等の応急対策の応援を実施する場合にも、本覚書に準じて応援が行われるよう、関係水道事業者等にその旨周知を図っておくものとする。

(応援連絡会議の開催)

第9条 次の各号に掲げる事項を実施するために、応援連絡会議を開催する。

- (1) 第7条に定める資料交換
- (2) 第11条に定める他の地方への応援調整
- (3) 相互応援に関する情報交換及び訓練、研修棟の実施
- (4) その他

(幹事の選任)

第10条 前条に定める応援連絡会議を円滑に実施するため、幹事及び副幹事(以下「幹事等事業者」という。)を各1団体、互選により選任する。

- 2 幹事当事業者の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 3 幹事は必要に応じ、応援連絡会議を招集することができる。

(他の地方への応援の調整等)

第11条 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等の定めにより、他の地上の水道用事業者等に対して応援を行う場合は、幹事等事業者が近畿用水事業者を代表し、応援の調整等を行うものとする。

(その他)

第12条 この覚書に定めのない事項については、近畿府県間協定及びそれに基づき定められる各種の要領等に従い処理するものとし、疑義が生じた場合はその都度協議して定めるものとする。ただし、緊急を要する場合は幹事等事業者により措置を行い、各近畿用水事業者に報告するものとする。

附 則

この覚書は、平成9年10月30日から適用する。

上記の通り覚書を交換した証として、本書8通を作成し、各近畿用水事業者が記名、押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年10月30日

| | | |
|------------|----|-----|
| 福井県企業管理者 | 蓮川 | 貢 |
| 三重県企業庁長 | 増田 | 保正 |
| 滋賀県公営企業管理者 | 藤井 | 喬 |
| 京都府企業局長 | 竹内 | 賢樹 |
| 大阪府水道企業管理者 | 木原 | 敬介 |
| 兵庫県公営企業管理者 | 津田 | 貞之 |
| 奈良県水道局長 | 岩本 | 正雄 |
| 阪神水道企業団企業長 | 山本 | 第四郎 |

災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定

日本水道協会関西地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について日本水道協会関西地方支部長（以下「地方支部長」という。）日本水道協会大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部長及び和歌山県支部長（以下「府県支部長」という。）の間で、この協定を締結する。

第1章 平常時の活動

（用語）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（地方支部長の活動）

第2条 地方支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において府県支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（府県支部長の活動）

第3条 府県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部及び和歌山県支部（以下「地方支部」という。）のうち、その府県支部長が属する府県支部の区域内の日本水道協会の会員（以下「府県支部内会員」という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（連絡担当部課等の指定）

第4条 市長支部長及び府県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。

（連絡担当部課等に関する情報の交換）

第5条 連絡担当部課等に関する情報は、様式1による連絡表により、毎年6月末日までに交換する。

2 府県支部長は、前項の規定による連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

3 地方支部長及び府県支部長はその連絡担当責任者で構成する協議会を設け、情報の交換を行う。

(応援幹事医部長の指定)

第6条 地方支部区域内の社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の会員（以下「地方支部内会員」という。）の経営する水道事業において災害が発生し、その地方支部内会員が属する府県支部の長の活動を補佐する応援幹事支部長を、別表1のとおり定める。

(地震発生時における応援活動体制)

第7条 地震発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動に関する体制及びその設置基準を、別表2のとおり定める。

(物資等の調査)

第8条 地方支部長及び府県支部長は災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員に関する調査を実施する。

2 前項の規定による調査の結果は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる様式により集約し、毎年6月末日までに交換する。

(1) 防災関係物資の備蓄状況 様式2

(2) 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3

3 府県支部長は、前項の規定により集約した調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

(物資の相互保管体制)

第9条 地方支部長及び府県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

(調達可能な物資の調査)

第10条 地方支部長及び府県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

(物資の規格の統一等)

第11条 防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する。

(施設等の状況に関する情報の把握)

第12条 府県支部長は、災害発生時における相互応援の円滑な実施に必要な事前情報を収集及び管理するため、当該府県支部内会員の経営する水道事業に関する防災関係施設の状況を把握するよう努める。

2 前項の規定により把握すべき防災関係施設の状況は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 水道施設の位置

(2) 災害発生時における応急給水の予定場所

(3) 使用している資機材の規格

(4) その他必要な防災関係施設の状況

(応急対策マニュアルの把握)

第13条 府県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（災害基本法昭（和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく府県支部内会員の災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

第2章 災害発生時の活動

(地方支部長の活動)

第14条 地方支部長は災害を受けた会員が属する府県支部の長又は応援幹事支部長との連絡調整に基づき、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地方支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する府県支部長との連絡調整
- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
- (6) その他災害発生時において必要な業務

(府県支部長の活動)

第15条 府県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する地方支部長との連絡調整
- (3) その他災害発生時において必要な業務

(連絡担当部課間の情報交換)

第16条 地方支部長及び府県支部長は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を交換する。

(応援幹事支部長の活動)

第17条 応援幹事支部長は、第6条の規定により、災害を受けた府県支部の長と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達その他地方支部長との連絡調整
- (3) 応援本部員の派遣
- (5) その他災害発生時において必要な業務

(被害状況の早期把握)

第18条 府県支部長及び応援幹事支部長は、災害の発生後、直ちにそれぞれの活動の対象となる府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に連絡する。この場合において、情報通信手段が途絶しているときは、応援幹事支部長は、必要に応じて地方支部長と調整の上、被災した府県支部の区域内に出動する。

(応援要請の実施)

第19条 府県支部長は、災害を受けた府県支部内会員から応援要請があり、当該府県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の府県支部内会員への応援要請を伝達することができる。

2 府県支部長が災害を受け、前項の規定による府県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請の伝達を代行することができる。

3 第1項又は前項の規定による応援要請の伝達にあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援活動の内容
- (3) 必要とする物資の品目及び数量
- (4) 必要とする応援隊員
- (5) 応援活動の場所及びその場所への経路
- (6) 応援活動の期間
- (7) その他応援活動に必要な事項

4 第1項又は第2項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

(応援要請への対応)

第20条 前条の規定による応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と調整の上、応援を要請した地方内部会員に代わって、直ちに他の府県支部長に対して応援要請を伝達する。

2 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。

3 第1項の規定により応援要請の伝達を受けた府県支部は、できる限りこれに応じ、救助に努める。

(応援本部の設置)

第21条 地方支部長は、災害をうけた府県支部内会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第23条の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。

2 前項の規定による応援本部は、被災市町村の以来により次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被災市町村との情報交換及び連絡調整
- (2) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整

日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する指針

1 趣旨

本指針は、災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定第23条に基づき、地方支部内会員が災害を受けた場合において、災害を受けた会員が速やかに給水能力を回復できるよう地方支部内会員相互間で行う応援活動について必要な事項を定めるものである。

なお、この指針で使用する用語は、協定で使用する用語の例による。

2 組織（協定第2条、第3条及び第6条関係）

- (1) 地方支部長と府県支部長は、地方支部区域内における災害時の相互応援体制に係る情報連絡体制を確立するとともに、府県支部長と当該府県支部内会員は、情報連絡体制の確立を図る。
- (2) 地方支部長が災害を受けたときは、地方支部長がその業務を代行する地方支部内会員を指名する。
- (3) 府県支部は、府県支部内会員をブロックに分け、各ブロック毎に代表となる府県支部内会員（以下「代表会員」という。）を定める。
- (4) 府県支部長が災害を受けたときは、応援幹事支部長が府県支部長の業務を代行する。

3 地方支部内の会員の役割

- (1) 平常時の役割（協定第2条、第3条及び第7条関係）
 - ア 地方支部内会員は、応援活動の円滑な実施を図るため、地方支部内会員相互間の情報交換及び連絡調整業務を行う。
 - イ 地方支部内会員は、地震発生時の応援要請に基づく迅速な応援を可能とするため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表-1のとおり定める。
- (2) 災害時の役割（協定第14条及び第15条）
 - ア 地方支部内会員は、地方支部内で災害が発生した場合は直ちに被害状況の把握に努めるとともに、災害を受けた地方支部内会員からの応援要請に速やかに応ずることができるよう応援体制の準備に努める。
 - イ 地方支部内会員が行う応援活動は概ね次のとおりとする。
 - (ア) 応急給水活動
 - (イ) 応急復旧活動
 - (ウ) 応急吸水用資器材の提供
 - (エ) 応急復旧資機材の提供
 - (オ) 漏水調査
 - (カ) 工事業者の斡旋
 - (キ) その他特に要請があった事項

- 4 連絡担当部課等の指定（協定第4条及び第16条関係）
 - (1) 地方支部内会員は、応援活動に必要な情報の交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定める。
 - (2) 地方支部内会員は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。
- 5 連絡担当部課等に関する情報交換（協定第5条関係）
 - (1) 府県内部会員の連絡担当部課、連絡担当者及び連絡担当責任者補助者に関する情報は、様式1により毎年5月末日までに府県支部長に送付する。
 - (2) 府県支部長は、前号の規定による連絡表をとりまとめ、整理の上毎年6月末日までに地方支部長及び府県支部内会員に送付する。
 - (3) 府県支部内会員は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。
- 6 応援要請（協定第19条及び第20条関係）
 - (1) 応援要請の手順は、次のとおり行うことを原則とする。
 - ア 災害を受けた地方支部内会員は、各ブロックの代表会員に応援要請を行う。
 - イ 応援要請を受けた代表会員は、国、府県、府県支部長その他関係機関と調整を図った上で、ブロック内の会員に応援要請の伝達を行い、更に必要と認めるときは、府県支部長に応援要請の伝達を行う。
 - ウ 応援要請の伝達を受けた府県支部長は、国、府県、地方支部長その他関係機関と調整を図った上で、府県支部内の各ブロックの代表会員に応援要請を伝達し、さらに必要と認めるときは、地方支部長に応援要請の伝達を行う。
 - エ 応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会本部とその他関係機関と調整を図った上で、他の府県支部長に対して、応援要請の伝達を行う。
 - オ 応援要請を受けた地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。
 - カ 災害を受けた地方支部内会員が応援要請するときは、次の事項を明らかにし、とりあえず、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日速やかに応援要請文書を送付する。
 - (ア) 災害の状況
 - (イ) 必要とする応援活動内容
 - (ウ) 必要とする物資の品目及び数量
 - (エ) 必要とする応援要員
 - (オ) 応援活動の場所及びその場所への経路
 - (カ) 応援活動の期間
 - (キ) その他応援活動に必要な事項

(2) 応援要員の派遣

- ア 応援要請の伝達を受けた地方支部内会員は、直ちに応援体制を整え、災害を受けた地方支部内会員への協力を極力努める。
- イ 地方支部内会員が応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料、その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携行電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携行させる。
- ウ 応援要員となる職員及び応援した地方支部内会員（以下「応援会員」という。）の職員とともに、応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）は水道事業体名を表示した腕章その他の標識を着け、その身分を明らかにする。

(3) 応援要員の受け入れ

災害を受けた地方支部内会員は、応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

7 応援本部（協定第21条及び第22条関係）

- (1) 応援本部は、災害を受けた地方支部内会員からの応援要請に基づいて応援体制の整備を行い、応援活動における指揮命令系統を確立する。
- (2) 応援本部は、地方支部長、応援幹事支部長、応援要請を伝達した府県支部長および災害を受けた地方支部内会員その他必要な地方支部内会員で構成する。
- (3) 応援本部の設置以降、応援会員は、その指示に基づいて応援活動を行う。
- (4) 応援本部の役割は、概ね次のとおりとする。
 - ア 被災市町村との情報交換及び連絡調整
 - イ 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
 - ウ 応援受入体制の支援
 - エ その他応援活動に必要な事項

8 費用負担

(1) 費用負担の基本方針

- ア 応援会員が、応援を行うとき特別に要した費用（以下「応援経費」という。）は、原則として応援を要請した地方支部内会員（以下「応援要請会員」という。）が負担する。
- イ 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援会員に対して応援経費につき補填があった場合は、その金額を応援要請会員の負担額から控除する。

(2) 応援会員の職員派遣に要する経費

- ア 応援経費は、応援要請会員が支弁し、応援要請会員が負担する額は、応援会員の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援会員の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。
- イ 応援会員の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、応援要請会員において応急治療する場合の治療費は応援要請会員の負担とする。
- ウ 応援会員の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては応援会員が、それぞれ賠償の責に任ずる。
- エ アからウまでによりがたいときは、その都度調整を図る。

(3) 業者等に要する経費

ア 応援会員の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、応援要請会員の負担とし、応援会員の算定基準による。

イ アによりがたいときは、その都度調整を図る。

(4) 応援経費の繰替支弁

ア 応援会員は、応援要請会員が応援経費を支払いするいとまがなく、かつ、応援要請会員から要請があった場合は、一時繰替支弁する。

イ 応援経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について応援要請会員に請求する。

(ア) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(イ) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(ウ) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

ウ 応援要請会員への請求は、関係書類を添付した応援会員からの請求書により行う。

エ アからウまでによりがたいときは、その都度調整を図る。

9 物資等の調査（協定第8条関係）

(1) 府県支部会員は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に従事できる職員に関する調査を実施する。

(2) 府県支部内会員は、(1)の規定による防災関係物資等の調査を、次に掲げる様式により集約し、毎年5月末日までに府県支部長に送付する。

ア 防災関係物資の備蓄状況 様式2

イ 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3

(3) 府県支部長は(2)の規定による調査表をとりまとめ、整理のうえ毎年6月末日までに地方支部長及び府県支部内会員に送付する。

(4) 地方支部長及び府県支部長は、平常時から調査結果に基づき、いつでも円滑に対応できるよう防災関係物資等のデータを管理する。

(5) 府県支部内会員は、調査表の内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。

10 物資の相互補完体制（協定第9条関係）

地方支部内部会員は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

11 調達可能な物資の調査（協定第10条関係）

地方支部内部会員は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

12 物資の規格の統一等（協定第11条関係）

地方支部内部会員は、防災関係物資について、必要に応じ企画の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する。

13 施設等の状況に関する情報の把握（協定第12条関係）

(1) 府県支部内会員は、防災関係施設の状況を調査し、府県支部長に送付する。

- (2) 防災関係施設の内容は、概ね次のとおりとする。
 - ア 水道施設の位置
 - イ 災害発生時における応急給水の予定場所
 - ウ 使用している資機材の規格
 - エ その他必要な防災関係施設の状況
- 14 応急対策マニュアルの作成（協定第13条関係）
 - (1) 地方支部内部会員は、迅速かつ的確な早急措置のため、地域防災計画に基づく災害対策マニュアルの作成に努める。
 - (2) 地方支部内部会員は、応援会員を受け入れたときを想定し、応援会員が速やかかつ適切に応急活動を行えるよう、概ね次の項目を明確に定めた応援の受入マニュアルの作成に努める。
 - ア 応急給水活動
 - (ア) 応急給水の方法
 - (イ) 応急給水の水源となる水道施設等の位置
 - (ウ) 応急給水拠点の位置
 - (エ) 給水車の要請リスト
 - (オ) 作業報告要領の統一
 - (カ) 本部との連絡方法 など
 - イ 応急復旧活動
 - (ア) 応急復旧の方法
 - (イ) 復旧有線路線の明示
 - (ウ) 応急復旧の手順
 - (エ) 資機材、残土等置き場の確保
 - (オ) 作業報告要領の統一
 - (カ) 本部との連絡方法 など
 - ウ 災害査定用資料の作成
 - (ア) 災害復旧事業の手順
 - (イ) 災害報告、災害査定及び費用支払いに必要な資料
 - (ウ) 写真撮影の留意事項 など
 - エ 車両通行証申請
 - (ア) 緊急車及び緊急輸送車両用標証等の取得
 - (イ) 申請手順
 - オ 通信方法操作
 - (ア) 防災行政無線局配置図
 - (イ) 業務用無線局配置図
 - (ウ) 無線系統図
 - (エ) 無線搭載車両一覧表
 - (オ) 無線装置接続図
 - (カ) 無線動作確認図
 - (キ) 無線機用電源装置の操作図

- (ク) 無線交信記録表
- (ケ) 無線通信統制方法
- カ その他応援受入れに当たっての重要事項
 - (ア) 応援都市の職員及び業者等の集結場所
 - (イ) 応援時に必要となる携行品
 - (ウ) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項
- (3) 府県支部長は、地方支部内部会員が作成した災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。
- (4) 府県支部内会員は災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。
- 15 応援会員の作業報告書の整備
 - (1) 応援会員は、応急給水及び応急復旧の着手から完了までの一連の作業を次に掲げる様式により集約し、作業終了後速やかに応援要請会員に送付する。

| | |
|--------------------|-----|
| ア 応援体制報告書 | 様式4 |
| イ 指示及び報告書 | 様式5 |
| ウ 配水管修繕報告書 | 様式6 |
| エ 給水管修繕報告書（道路内） | 様式7 |
| オ 給水管修繕報告書（宅地内） | 様式8 |
| カ 黒板（撮影表示板）作成にあたって | 様式9 |
 - (2) 地方支部内部会員が、それぞれの地域特性及び特殊性等を加味する場合は、(1)の規定による様式を一部変更することができる。

奈良県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水、その他水道災害の緊急時において、奈良県、県内各市町村、日本水道協会奈良県支部（以下「日水協県支部」という。）及び奈良県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する奈良県内及び他の都道府県における相互応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。また、組織の連絡網についてもこれによる。

2. この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を奈良、郡山、葛城、桜井、吉野及び内吉野の6ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町村を、また奈良ブロックを除いた各ブロックには副代表市町村を置く。
3. 前項に規定する代表市町村は、保健所在置市町村がこれにあたるものとする。副代表市町村は、各ブロックで選任し、任期は2年とする。また、副代表市町村は代表市町村の代理が行えるものとする。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 連絡会議は、奈良県、奈良県水道局、日水協県支部長担当市町村、県簡水協会事務局及び第2条第2項に規定する各ブロック代表市町村で構成する。
3. 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、奈良県が招集する。
4. この協定に基づき応援活動のまとめ、調整、資料交換等の事務局は、奈良県（生活衛生課）が担当する。
5. とりまとめ資料は下記の事項について行うものとする。
 - (1) 水道災害時の連絡窓口及び担当者の氏名（様式-1）
 - (2) 緊急時連絡先（様式-1）
 - (3) 緊急物資及び資機材等の保有状況（様式-2）
 - (4) 応援可能職員者数（様式-3）
 - (5) 災害対策マニュアル、地図等災害対策に必要と考えられる事項

上記の資料のとりまとめは毎年5月に日水協会員の市町村については日水協奈良県支部が行い、その他の市町村については奈良県生活衛生課が行うものとする。また、とりまとめた資料の各市町村への配布は、奈良県生活衛生課が行うものとする。

(水道災害対策本部)

第4条 水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を奈良県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応援要請、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出
- (5) 工事業者のあっ旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2. 応援活動の調整は、対策本部において行う。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町村を通じて、奈良県（生活衛生課及び県水道局）または日水協県水部長に必要な措置を要請するものとする。

2. 前項の要請がない場合であっても、奈良県、日水協県支部長または所属するブロックの代表市町村のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。
3. 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
4. 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、連絡会議または対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
5. 他の都道府県等から応援の要請があった場合についてもこの協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。

ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により奈良県または日水協県支部長を通さず、応援要請を行った場合についても同様に事後報告を行うものとする。(様式-4)

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2. 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(訓練)

第9条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第10条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援経費は、被災団体が支弁し、被災団体が負担する額は、応援職員が所属する団体の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援団体の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。
- (2) 法令上の特別の定めその他特別の措置により、応援職員に対して応援経費につき補てんがあった場合は、その金額を被災団体の負担額から控除する。
- (3) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、被災団体が負担する。
- (4) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援団体の負担とする。ただし、被災地において、被災団体が応援治療をする場合の治療費は、被災団体の負担とする。
- (5) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災団体が、被災団体への往復途中に生じたものについては応援団体が、その賠償の責に任じる。
- (6) 応援団体の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災団体の負担とし、応援職員の算定基準による。これにより難しい場合は、その都度調整を図る。
- (7) 応援職員は、被災団体が応援経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、一時繰替支弁とする。

応援経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について被災団体に請求する。

(ア) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(イ) 車両類については、燃料費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

(ウ) 機械器具等については、輸送費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

被災団体への請求は、関係書類を添付した応援団体からの請求書により行う。

2. 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成15年6月2日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、奈良県知事、各市町村長、日水協県支部長及び簡水協会会長が記名押印の上、奈良県知事、日水協県支部長及び県簡水協会会長がその1通を保有し、他の市町村長はその写しを保有する。

平成15年6月2日

奈良県知事 柿本 善也

| | |
|---------|-------|
| 奈良市長 | 大川 靖則 |
| 大和高田市市長 | 吉田 誠克 |
| 大和郡山市市長 | 上田 清 |
| 天理市長 | 南 佳策 |
| 橿原市長 | 安曾田 豊 |
| 桜井市長 | 長谷川 明 |
| 五條市長 | 榎 信晴 |
| 御所市長 | 前川 正 |
| 生駒市長 | 中本 幸一 |
| 香芝市長 | 先山 昭夫 |
| 月ヶ瀬村長 | 窪田 幹藏 |
| 都祁村長 | 西畑 勇 |
| 山添村長 | 北出 清 |
| 平群町長 | 中筋 弘 |
| 三郷町長 | 秋田 新平 |
| 斑鳩町長 | 小城 利重 |
| 安堵町長 | 島田悠紀夫 |
| 川西町長 | 上田 直朗 |
| 三宅町長 | 森田 忠 |
| 田原本町長 | 森 晃一 |
| 大宇陀町長 | 芳岡 一夫 |
| 菟田野町長 | 梅崎 弘 |
| 榛原町長 | 前田 禎郎 |
| 室生村長 | 奥本 昇 |
| 曾爾村長 | 宇山 禎則 |
| 御杖村長 | 田中 勝 |
| 高取町長 | 筒井 良盛 |
| 明日香村長 | 関 義清 |
| 新庄町長 | 吉川 義彦 |
| 當麻町長 | 安川 正雄 |
| 上牧町長 | 杉田 重雄 |
| 王寺町長 | 植田 忠行 |
| 広陵町長 | 平岡 仁 |
| 河合町長 | 岡井 康徳 |
| 吉野町長 | 福井 良盟 |
| 大淀町長 | 森 勝彦 |
| 下市町長 | 梶 道男 |
| 黒滝村長 | 徳岡 順二 |
| 西吉野村長 | 中垣 重信 |
| 天川村長 | 大西友太郎 |
| 野迫川村長 | 高田 幸篤 |
| 大塔村長 | 北村 年宏 |
| 十津川村長 | 更谷 慈禧 |
| 下北山村長 | 上平 一郎 |
| 上北山村長 | 福西 力 |
| 川村村長 | 大谷 一二 |
| 東吉野村長 | 松山 健治 |

日本水道協会奈良県支部長

奈良市長 大川 靖則

奈良県簡易水道協会長

室生村長 奥本 昇

災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定書

北和都市連合協議会の構成団体である奈良市、大和郡山市、天理市、及び生駒市（以下「協定都市」という。）は協定都市の水道管を連結して水道水の相互融通を図ることについて、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 協定都市は、地震、渇水等の災害緊急時（以下「災害緊急時」という。）における生活用水の確保等を図るため、相互に応援給水を行うものとする。

（応援給水施設）

第2条 前条の応援給水を円滑、かつ、効果的に促進するため、協定都市の隣接2市間において相互の配水管を連結する施設（以下「応援給水施設」という。）を設置する。

2 応援給水施設については原則として、2市のそれぞれの区域内工事は、それぞれが施工する。

（応援の要請）

第3条 災害緊急時において、前条の応援給水施設により応援給水を受けようとする市は文章により応援の要請をするものとする。ただし緊急を要するときは、口頭により行い、後日文書により速やかに行うものとする。

（実施の細目）

第4条 この基本協定の実施にあたり、応援給水に要した費用の負担、その他必要な事項は、協定都市の水道事業者が協議のうえ、覚書を締結し、実施するものとする。

この基本協定締結の証として、本書4通を作成し、指定都市の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年6月2日

奈良市二条大路南1丁目1番1号

奈良市

奈良市長 大川靖則

大和郡山市北郡山町248-4

大和郡山市

大和郡山市長 阪奥 明

天理市川原城町605

天理市

天理市長 市原 文雄

生駒市東新町8-38

生駒市

生駒市長 中本 幸一

別表

応援給水施設及び応援給水量

(1) 第一段階施工箇所（平成9年度）

| 相互応援 | 連絡位置 | 応援給水施設 | 応援給水量 (m ³ /日) |
|-------------------|-----------------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| ① 奈良市 生駒市 | 奈良市松陽台一丁目 ↑↓ 生駒市真弓三丁目 | 奈良市施工 ①φ200mm～20m | 1,000 |
| | | 生駒市施工 ①φ200mm～10m ②加圧ポンプ設置 | |
| ② 奈良市 大和郡山市 | 奈良市池田町 ↑↓ 大和郡山市美濃庄町 | 奈良市施工 ①φ100mm～100m | 200 |
| | | 大和郡山市施工 ①φ100mm～100m ②減圧弁設置 | |
| ③ 奈良市 天理市 | 奈良市窪之庄町 ↑↓ 天理市森本町 | 奈良市施工 ①φ100mm～100m | 100 |
| | | 天理市施工 ①φ100mm～10m | |
| ④ 大和郡山市 天理市 | 大和郡山市八条町町 ↑↓ 天理市中町 | 大和郡山市施工 ①既設配管整備(φ100mm) | 100 |
| | | 天理市施工 ①既設配管整備(φ100mm) | |

(2) 第二段階以降施工箇所

| 相互応援 | 連絡位置 | 応援給水施設 | 応援給水量 (m ³ /日) |
|-------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|
| ④ 奈良市 大和郡山市 | 奈良市七条西二丁目 ↑↓ 大和郡山市九条町(自由が丘) | 奈良市施工 ①既設配管整備(φ150mm) | 300 |
| | | 大和郡山施工 ①減圧弁設置 ②既設配管整備(φ150mm) | |
| ⑨ 奈良市 天理市 | 奈良市田中町 ↑↓ 天理市蔵之庄町 | 奈良市施工 ①既設配管整備(φ150mm) | 100 |
| | | 天理市施工 ①既設配管整備(φ150mm) | |
| ⑫ 大和郡山市 天理市 | 大和郡山市新庄町 ↑↓ 天理市南六条町 | 大和郡山市施工 ①既設配管整備(φ150mm) | 100 |
| | | 天理市施工 ①既設配管整備(φ100mm) | |
| ② 奈良市 生駒市 | 奈良市押熊町 ↑↓ 生駒市鹿畑町 | 奈良市施工 ①φ150mm～650m | 500 |
| | | 生駒市施工 ①φ150mm～280m | |

| 相互応援 | 連絡位置 | 応援給水施設 | 応援給水量 (m ³ /日) |
|-------------------|--------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| ③ 奈良市 生駒市 | 奈良市帝塚山七丁目 ↑↓ 生駒市東生駒二丁目 | 奈良市施工 ①φ200mm～360m | 500 |
| | | 生駒市施工 ①φ200mm～400m | |
| ⑦ 奈良市 大和郡山 | 奈良市西九条町四丁目 ↑↓ 大和郡山市下三橋町 | 奈良市施工 ①φ150mm～300m | 200 |
| | | 大和郡山市施工 ①φ150mm～300m 減圧弁設置 | |
| ⑧ 奈良市 大和郡山 | 奈良市七条東町 ↑↓ 大和郡山市九条町(九条東) | 奈良市施工 ①φ100mm～10m | 200 |
| | | 大和郡山市施工 ①減圧弁設置 ②φ100mm～10m | |
| ⑤ 奈良市 大和郡山市 | 奈良市石木町 ↑↓ 大和郡山市城の台町 | 奈良市施工 ①φ200mm～650m | 900 |
| | | 天理市施工 ①φ200mm～350m ②減圧弁設置 | |

災害緊急時における水道水の相互融通に関する覚書

北和都市連合協議会の奈良市、大和郡山市、天理市、及び生駒市（以下「協定都市」という。）は平成9年6月2日付けで締結した災害緊急時における水道水の相互融通に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第4条の規定に基づき、次の通り覚書を締結する。

（応援給水施設）

第1条 基本協定第2条に定める応援給水施設の設置については、別表に定めるところによるものとする。

（応援給水量）

第2条 応援給水量は、原則として別表に定めるところによるものとする。

（応援の要請）

第3条 基本協定第3条による応援要請の文書には以下に掲げる事項を明示する。

- （1）応援を必要とする理由
- （2）応援を必要とする地区
- （3）応援を必要とする期間
- （4）応援給水量
- （5）その他必要な事項

（費用負担）

第4条 応援給水に要した費用は、次の方法により処置するものとする。

- （1）応援給水の水道料金は、応援を受けた市の負担とする。
- （2）応援給水量の計量は、関係者立会のもとに流量計により計測する。
- （3）第1号の水道料金の額は前号により計測した水量（10m³未満切捨て）に、応援給水を行った期日の属する年度の前年度の応援した市の給水原価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の合計金額を加算した額とする。
- （4）その他応援に要した費用は、日本水道協会奈良県支部水道災害時相互応援に関する要綱（平成9年5月26日協定）第7条に定めるところによる。

（相互融通連絡会）

第5条 災害緊急時の相互融通及び応援給水の施設の維持管理を円滑に行うため、北和都市連合協議会公営企業部会に相互融通連絡会を設置する。

2 相互融通連絡会は、次に掲げる事項を処理する。

- （1）相互融通に関する技術研究及び開発に関すること。
- （2）応援給水施設の維持管理に関すること。
- （3）その他相互融通に関すること。

3 相互融通連絡会は、協定都市各3名以内をもって構成する。

（その他）

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定都市間において協議のうえ、決定するものとする。

この覚書締結の証として、本書4通を作成し、協定都市の水道事業管理者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年6月2日

奈良市法華寺町 264 番地 1

奈良市

奈良市水道事業管理者 辻谷 清和

大和郡山市植槻町 6 番 10 号

大和郡山市水道事業管理者職務代理者

大和郡山市水道局長 乾井 義實

天理市川原城町 600-10

天理市

天理市水道ガス事業管理者 西田 直和

生駒市真弓二丁目 13 番 1 号

生駒市

生駒市水道事業管理者 西田 信一郎

緊急災害時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定書

適正なる清掃行政の運営について、相互の円滑な連絡を図ることを目的に組織している奈良県都市清掃協議会の会員都市及び一部組合（以下「会員」という。）において、環境保全並びに市民の暮らしと健康を保持するための、一般廃棄物（ごみ）適正処理の確保のため、助成し合うことを目的に次の通り基本協定を締結する。

（目的）

1. 協定都市は会員の不測の事態やその他の原因により一般廃棄物（ごみ）の適正処理が困難となった際、相互に施設に支障を来さない限りにおいて応援することを目的とする。

（信義・誠実）

2. 会員はこの協定に定める事項について、相互に信義を重んじ誠実に本協定を履行するものとする。

（詳細）

3. 廃棄物の量及び持ち込み日時・運搬車両等詳細については相互間において定めるものとする。

（費用）

4. 適正処理の応援に要した費用については、会員相互協議の上、受援者が応援者に支払うものとする。

（有効期間）

5. 本協定書の有効期間は、疑義なき場合は毎年継続するものとする。

（その他）

6. 本協定に関して定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度会員が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本基本協定書を作成し、会員記名押印の上、各自1通保有する。

平成13年11月30日

| | |
|----------------|------|
| 奈良市長 | 大川靖則 |
| 橿原市長 | 安曾田豊 |
| 大和高田市長 | 松田利治 |
| 大和郡山市長 | 上田清 |
| 天理市長 | 南佳策 |
| 桜井市長 | 長谷川明 |
| 五條市長 | 榎信晴 |
| 御所市長 | 前川正 |
| 生駒市長 | 中本幸一 |
| 香芝市長 | 先山昭夫 |
| 香芝・王寺環境施設組合管理者 | 先山昭夫 |

災害時における大和郡山市と大和郡山市内郵便局との相互協力に関する覚書

大和郡山市（以下「甲」という。）と大和郡山市内郵便局代表者大和郡山郵便局長（以下総称して「乙」という。）は、大和郡山市内に発生した地震その他災害において、大和郡山市及び大和郡山市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、大和郡山市内に災害が発生し、次の各項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 大和郡山市内の郵便局又は大和郡山市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い
- (3) 高齢者及び障害者などの災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- (4) 所有施設及び用地の相互提供
- (5) 災害情報に係る広報の掲出等
- (6) その他前各号に掲げるものもほか協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲及び乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式第1号による要請書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請の理由
- (3) 協力の内容
- (4) 協力の期間
- (5) 前条第4号を要請する場合については、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を鑑み、協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除き、それぞれ要請したものが適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡態勢を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 大和郡山市の郵便局は、大和郡山市又は大和郡山市内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては大和郡山市企画部企画調整課長、乙においては大和郡山郵便局総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 12年 3月 22日

大和郡山市長

大和郡山市内郵便局

代表者 大和郡山郵便局長

災害時における医療救護についての協定書

大和郡山市（以下「甲」という。）と社団法人 大和郡山市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次の通り協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大和郡山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における医療機関の万全を期すため、甲が行う医療救護に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、甲の医療救護に関する協力の要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、災害時において乙が実施すべき医療救護活動要領を定め、これを甲に報告するものとする。

2 前項の医療救護活動要領には、次の事項を定めておくものとする。

- (1) 医療救護班の編成、出動態勢
 - ア 班の医師、看護婦その他職種別編成
 - イ 班の地域別編成、出動態勢
- (2) 医薬品等の備蓄体制
- (3) 関係当局との連絡体制
- (4) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項の要請は、次の事項を示した文書又は必要に応じた電話等により、行うものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する班数及び医薬品等
- (4) 派遣の期間
- (5) その他必要事項

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣する。

4 乙は、甲からの連絡不能等特別の事由があり、緊急かつやむを得ない場合に限り、乙の判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、甲の承認を受けるものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対する指揮は、甲が指定する者が行う。

(医療救護班の業務)

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する救護所又は避難所若しくは甲が指定する場所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の傷病程度の診断並びに後送医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る経費として別表1に定める額を甲が負担するものとする。

2 前項に定める経費の請求については、医療救護に関する業務の終了後、第1号様式（その1、その2、その3）により請求するものとする。

3 甲は、前項の請求の内容を審査し、適当と認めたときは、これを速やかに乙に支払うものとする。

(身分補償)

第8条 甲は、医療救護班の従事者が医療救護に関する業務に従事し、これがため負傷し、傷病にかかり、又は死亡した場合（以下「業務災害」という。）の補償として別表2に定める補償を行うものとする。

(補償の免責および求償権)

第9条 甲は、前条の補償を受けるべき者が他の法令（条例含む）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他給付又は補償の限度において、前条の補償の責めを免れるものとする。

2 甲は、業務災害の原因が第三者の行為によって生じた場合において、前条の補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、前条の補償の責めを免れるものとする。

3 甲は、業務災害の原因が第三者の行為によって生じた場合において、前条の補償を行ったときは、その価格の限度において、前条の補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するものとする。

(報告)

第10条 乙は、医療救護に関する業務の実績を、第2号様式（その1、その2）により甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害が発生したときは、第3号様式（その1、その2）により甲に報告するものとする。

(医事紛争等)

第11条 甲は、甲の要請に基づく医療救護を遂行するに際し発生した医事紛争については、甲が自己の負担と責任によりその処理に当たるものとする。ただし、医師に故意又は重大な過失のある場合は、甲は当該医師に対して求償することができる。

2 前項の医事紛争が医師の故意又は重大な過失によるものであるかどうかを判断するため、甲は、甲乙協議のうえ審査機関を設置し、意見を聞くものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成9年9月1日から平成10年8月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了前30日までに甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協 議)

第13条 この協定に疑義を生じたときは、はた、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年9月1日

甲 大和郡山市北郡山町 248 番地の 4
大和郡山市長 阪 奥 明

乙 大和郡山市本庄町 317 番地の 2
社団法人 大和郡山市医師会
会 長 松 岡 洋 一

別表 1

(1) 医療救護活動の従事者に対する実費弁償

| 区 分 | 日 当 | 時 間 外 勤 務 手 当 | 旅 費 |
|-------|--|---|---|
| 医 師 | 医療救護活動年度の甲と乙との間に締結した予防接種業務委託契約に定める医師の業務 1 人 1 回当たりの委託料の額を 1 人 1 日当たりの日当額とする。 | 日当の額を 8 で除して得た額を勤務時間 1 時間当たりの給与額として大和郡山市の一般職の職員給与に関する条例（昭和 32 年大和郡山市条例 28 号）の規定により算定した額 | 大和郡山市職員等の旅費に関する条例（昭和 45 年大和郡山市条例第 38 号）による 9 級職員相当額 |
| 薬 剤 師 | 災害救助法施行細則（昭和 38 年 7 月 1 日奈良県規則第 10 号）第 11 条で定める日当の限度額 | | |
| 看 護 婦 | 看護婦の日当の 2 分の 1（ただし 100 円未満の歯数は切り捨てるものとする。） | | |

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和 33 年厚生省告示第 177 号）に基づく使用薬剤の購入価格（薬剤基準）

第1号様式（その1）

大和郡山市長殿

住所

氏名

印

請 求 書

災害時における医療救護についての協定書に基づく覚書の規定により下記のとおり請求します。

記

金

円

ただし、医療救護班の派遣に対する実費弁償

実 費 弁 償 内 訳 書

| 区 分 | 内 訳 | | | | | |
|--------------|-----|-------|-----|---------|-----|---------------|
| | 職 種 | 延 人 員 | 日 当 | 時間外勤務手当 | 旅 費 | |
| 従事者に対する実費弁償 | | | | | | 詳細は別紙 のとおり |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | |
| 医薬品等に対する実費弁償 | | | | 金 額 | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

別表 2

(1) 補償の対象者が医師の場合

| 区 分 | 備 考 |
|-----------------------------------|---|
| 療 養 補 償 葬 祭 補 償 | 補償の範囲、金額及び支給方法については、それぞれ大和郡山市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年大和郡山市条例第 32 号（以下「公務災害補償条例」という。）の規定による療養補償、葬祭補償の例による。 ただし、公務災害補償条例第 5 条に規定する補償基礎額は本協定による医師の日当の額に同条第 3 項に規定する額をそれぞれ加算して得た額を補償基礎額とする。 |
| 休 業 補 償 | 補償の範囲、金額及び支給方法については、公務災害補償条例の規定による休業補償の例による。 ただし、公務災害補償条例第 5 条に規定する補償基礎額は補償を受ける者の前作の年間医業所得額を 365 日で除して得た額を補償基礎額とする。 |
| 傷 病 補 償 制 度 障 害 補 償 遺 族 補 償 | 補償の範囲、金額及び支給方法については、それぞれ公務災害補償条例の規定による傷病補償年金、障害補償、遺族補償の例による。 ただし、公務災害補償条例第 5 条に規定する補償基礎額は本規定による医師の日当の額に 100 分の 150 を乗じ、同条第 3 項に規定する額をそれぞれ加算して得た額を補償基礎額とする。 |

(2) 補償の対象者が医師以外の場合

| 区 分 | 摘 要 |
|-------------|---|
| 療 養 補 償 | 補償の対象となる範囲、金額及び支給方法については、公務災害補償条例の規定による |
| 休 業 補 償 | |
| 傷 病 補 償 年 金 | |
| 障 害 補 償 | |
| 遺 族 補 償 | |
| 葬 祭 補 償 | |

第1号様式（その1）

大和郡山市長殿

住所

氏
名

名

医 療 救 護 班 業 務 報 告 書

災害時における医療救護についての協定書第10条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

第 3 号様式（その 1）

大和郡山市長 殿

住所

氏名



業 務 災 害 報 告 書

災害時における医療救護についての協定書第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

第3号様式（その2）

| | | | | | | | |
|------------|---------------------|--------|-----|----|-------|----|--|
| 氏名 | | 性別 | 男 女 | 年齢 | 歳 | 住所 | |
| 職種 | | 医療救護班名 | | | | | |
| 傷病名 | | | | | 医療機関名 | | |
| 外来・入院 | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 | | | | | | |
| 負傷（疾病）発生日時 | 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 | | | | | | |
| 負傷（疾病）発生場所 | | | | | | | |
| 負傷疾病の状況 | | | | | | | |

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定

大和郡山市（以下「甲」という。）と赤帽奈良軽自動車輸送協同組合（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大和郡山市内に発生することが予想される地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）時における食糧、生活雑貨品、医薬品及び防災資機材等物資（以下「物資」という。）の輸送及び他の市町村長等からの物資の供給応援を求められた場合において、甲が乙に軽自動車運送（以下「輸送」という。）の協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時等に物資輸送車両が不足するとき又は必要とするときは、乙に対し輸送の協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲の要請手続は、企画部企画調整課が担当する。ただし、災害の状況により大和郡山市災害対策本部における各部及び所属する班（以下「本部長等」という。）から、乙又は乙の組合員に協力を要請することができる。

2 要請にあたっては、次に掲げる事項を電話等をもって連絡するものとし、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 部および課の名称と担当者名
- (2) 要請理由
- (3) 要請車両台数
- (4) 要請期間及び輸送物資
- (5) その他必要事項

（輸送業務）

第4条 甲の要請により、輸送に従事する乙の組合員は本部長等の指示に従い、支所、消防署、各備蓄庫、援助物資受入拠点及び、災害時に協定している食糧等物資の供給協力業者等から避難場所等への物資の輸送業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条に基づき協力したときは、次に掲げる事項を電話等をもって報告するものとし、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要事項

(経費の負担)

第6条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、乙の組合員の輸送活動実績を集計事務し、企画部企画調整課あてに一括請求するものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定及び事務手続きに関する連絡責任者は、甲にあつては企画部企画調整課、乙にあつては理事長とする。

(災害時の情報提供)

第10条 乙及び乙の組合員は、輸送所諸活動中に覚知した災害被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(職員の同乗等)

第11条 本部長等は、必要に応じ、乙又は乙の組合員の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙又は乙の組合員が、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、本部長等に職員の同乗を要請することができるものとする。

(通知)

第12条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、備蓄庫、援助物資受入拠点等の防災関係資料を修正の都度、乙に通知するものとする。

2 乙は、この協定により協力できる組合員名簿を毎年6月末日までに、甲に通知するものとする。

(協定の円滑化)

第13条 甲及び乙は、協定に基づき協力が円滑に行われるよう、次により相互の連帯を図るものとする。

(1) 甲は、協力が円滑に行われるよう、主催する防火訓練に乙又は乙の組合員への参加の要請をすることができる。

(2) 乙又は乙の組合員は、甲から防火訓練への参加要請があつた場合は協力が円滑に行われるよう、積極的に参加するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定は平成8年2月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を申しない限り、その効力を持続する。

(疑義の決定等)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定成立を証するため、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年1月18日

甲 奈良県大和郡山市北郡山町 248—4
大和郡山市
大和郡山市長 阪 奥 明

乙 奈良県大和郡山市馬司町 635—1
奈良県軽自動車輸送協同組合
理 事 長 長 岡 健 次

災害時等における車両等排除業務に関する協定

大和郡山市（以下「甲」という。）とジャパンレッキングサービス協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における災害応急対策として実施する救援活動等に支障となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の要請）

第1条 甲は、必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3第4項に基づく措置又はそれに関わらず災害時等における救援活動等を実施するに当たり、車両等排除業務の実施を乙に要請することができる。

（業務の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、出動業者（車両等排除業務に従事する者（以下「出動員」という。）の使用者たる出動業者をいう。以下同じ。）の名称及び出動員の氏名を甲に通知し、車両等排除業務を大和郡山市防災対策本部が指名した者等（以下「立会人」という。）の立ち会いのもとに実施する。

（業務の費用負担）

第3条 車両等排除業務の費用については、甲が実費相当額を負担するものとする。

（出動業者等が受けた損害の補償）

第4条 車両等排除業務の実施に当たり、交通事故その他やむを得ない事由により、出動業者または出動員が損害を受けた場合は、出動業者、出動員又は乙が加入する公的な災害補償又は損害保険（以下「公的補償等」という。）の適用を原則とする。

（出動員が加えた損害の補償）

第5条 車両等排除業務の実施に当たり、出動員が他人に損害を加えた場合において、甲が必要と認めるときは、その出動員が負うべき損害賠償の責任の限度において、甲が補償を行うものとする。

ただし、故意又は重大な過失による場合は、出動業者、出動員又は乙の責任において賠償する。

（車両等排除対象物の破損の補償）

第6条 車両等排除業務の実施に当たり、立会人の指示により、出動員が排除の対象とする車両その他の物件を、やむを得ない限度において破損した場合は、前条の規定にかかわらず、災害対策基本法第82条の規定を準用し、甲が損失の補償をするものとする。

（疑義の解決）

第7条 この協定の条項の解釈・適用又はこの協定に定めがない事項につき疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、平成17年4月14日から平成18年3月31日までとする。ただし、この協定は、協定期間の満了前相当の期間までに、甲、乙から何等申し出がないときは、継続するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年4月14日

(甲) 大和郡山市北郡山町248-4
大和郡山市
代表者 大和郡山市長 上 田 清 印

(乙) 大和郡山市天井町224-1
ジャパンレッキングサービス協同組合
代表理事 清 水 修 印

災害時における応急食料の確保に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大和郡山市地域防災計画に基づき、大和郡山市（以下「甲」という。）が敷島製パン株式会社（以下「乙」という。）に対し、災害時における応急食料としてのパン類の調達に関する協力を要請するときの手続き等を定めることを目的に締結します。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することが困難な場合には、状況により乙に対し、応急食料としてのパン類の調達の協力を要請することができます。

(調達に関する要請)

第3条 前条に定める甲の乙に対するパン類の調達要請は、大和郡山市民生部長（以下「民生部長」という。）が事前に乙との協議・合意の上、調達内容、日時及び場所を定めて行うものとします。

2 前項の規定にもかかわらず、民生部長が調達に係わる要請を行うことが困難な場合には、大和郡山市長の事務を分掌する他の部長がこの要請を行うものとする。

(パン類の提供)

第4条 乙は甲に提供するパン類は、原則として、菓子パン2個相当分を1食として1日あたり3万食を3日分にわたり供給するものとします。ただし、乙の施設及び人的被災等により対応が困難な場合においては、この限りではありません。

(受取管理者)

第5条 提供するパン類の指定場所における受取りは、原則として甲の指定する担当責任者がこれを行い、納品を確認するものとします。

(パン類の単価)

第6条 乙が甲に提供するパン類の請求単価は、甲・乙合意にて選定したパンの乙における標準卸価格を適用します。

(代金の請求・支払方法)

代金の請求・支払方法は次のとおりとします。

[請求方法] 乙は、パン類の提供が完了した後、前条の単価と提供したパンの数量に基づき、甲あてに代金請求書を送付します。

[支払方法] 甲は、乙の指定する銀行口座に振り込みます。

[支払いサイト] 甲は代金請求書発行後30日以内に代金を乙に支払います。

(パン類の管理)

第8条 甲はパン箱を乙に速やかに返却するよう責任をもって関係者に指示・徹底させるとともに、パン箱の紛失防止のための管理強化に努めます。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成7年9月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の決定等)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成7年9月1日

甲 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市長 阪奥 明

乙 名古屋市東区城壁 5-3
敷島製パン株式会社
代表取締役社長 盛田 慶吉

災害時における応急食料の確保に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大和郡山市地域防災計画に基づき、大和郡山市（以下「甲」という。）が大徳食品株式会社（以下「乙」という。）に対し、災害時における応急食料としてのゆで麺の調達に関する協力を要請するときの手続き等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することが困難な場合には、状況により、乙に対し、応急食料としてのゆで麺の調達の協力を要請することができる。

(調達に関する要請)

第3条 前条に定める甲の乙に対するゆで麺の調達要請は、大和郡山市民生部長（以下「民生部長」という。）が調達内容、日時及び場所を指定して行うものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、民生部長が調達に係わる要請を行うことが困難な場合には、大和郡山市長の事務を分掌する他の部長がこの要請を行うものとする。

(ゆで麺の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、ゆで麺を9万食分提供する。

(費用負担)

第5条 甲の申請したゆで麺に要する費用は甲が負担する。

(代金の請求)

第6条 乙はゆで麺の提供が完了した後、甲の認定を受けて当該地域における通常のコストを甲に請求できるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定は、平成7年9月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成7年9月1日

甲 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市長 阪奥 明

乙 奈良県大和郡山市西町 123-6
大徳食品株式会社
代表取締役社長 乾 昭夫

災害時における応急食料の確保に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大和郡山市地域防災計画に基づき、大和郡山市（以下「甲」という。）が太平食品株式会社（以下「乙」という。）に対し、災害時における応急食料としての即席麺の調達に関する協力を要請するときの手続き等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することが困難な場合には、状況により、乙に対し、応急食料としての即席麺の調達の協力を要請することができる。

(調達に関する要請)

第3条 前条に定める甲の乙に対する即席麺の調達要請は、大和郡山市民生部長（以下「民生部長」という。）が調達内容、日時及び場所を指定して行うものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、民生部長が調達に係わる要請を行うことが困難な場合には、大和郡山市長の事務を分掌する他の部長がこの要請を行うものとする。

(即席麺の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、即席麺を2万5千食分提供する。

(費用負担)

第5条 甲の申請した即席麺に要する費用は甲が負担する。

(代金の請求)

第6条 乙は即席麺の提供が完了した後、甲の認定を受けて当該地域における通常の費用を甲に請求できるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定は、平成7年9月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成7年9月1日

甲 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市長 阪奥 明

乙 群馬県前橋市朝倉町 555-4
太平食品株式会社
代表取締役社長 井田 毅

災害時における応急食料の確保に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大和郡山市地域防災計画に基づき、大和郡山市（以下「甲」という。）が大和郡山市農業協同組合（以下「乙」という。）に対し、災害時における応急食料としての米穀の調達に関する協力を要請するときの手続き等を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することが困難な場合には、状況により、乙に対し、応急食料としての米穀の調達の協力を要請することができる。

(調達に関する要請)

第3条 前条に定める甲の乙に対する米穀の調達要請は、大和郡山市民生部長（以下「民生部長」という。）が調達内容、日時及び場所を指定して行うものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、民生部長が調達に係わる要請を行うことが困難な場合には、大和郡山市市長の事務を分掌する他の部長がこの要請を行うものとする。

(米穀の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、米穀を13,000kg提供する。

(費用負担)

第5条 甲の申請した米穀に要する費用は甲が負担する。

(代金の請求)

第6条 乙は米穀の提供が完了した後、甲の認定を受けて当該地域における通常の費用を甲に請求できるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定は、平成7年9月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成7年9月1日

甲 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市長 阪奥 明

乙 奈良県大和郡山市発志院町 172-1
大和郡山市農業協同組合
代表理事組合長 大久保 忠

災害時における燃料供給等に関する協定

大和郡山市（以下、「甲」という。）と奈良県石油商業組合大和郡山支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲に行う応急措置業務等を支援し、市民生活の早期安定を図るため、燃料等の優先供給及び応急措置資機材の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対して、燃料等の優先供給及び応急措置資機材の提供を協力要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（燃料等の種類）

第4条 甲が乙に優先供給を要請する燃料は、ガソリン、軽油、灯油及び重油とする。

2 その他緊急に必要な物についても、乙は、支障のない範囲で、優先供給の要請に応ずるものとする。

（応急措置資機材の種類）

第5条 応急措置資機材の種類は、ジャッキ、工具等とする。

（要請の方法等）

第6条 第2条の要請は、原則として災害時等燃料供給等要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに災害時等燃料供給等要請書を提出するものとする。

2 要請に当たっては、甲は、協力を要請する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

3 前項の協力を要請する期間は、災害の状況により甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

（補償）

第7条 提供された応急措置資機材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（燃料等の納品）

第8条 燃料等の納品場所は、甲が指定するものとし、甲が当該納品場所へ職員を派遣し、要請した燃料等を確認の上、乙が納品するものとする。

（燃料等の価格）

第9条 甲は乙に支払う燃料の価格は、直前に契約した燃料単価契約の価格とする。

2 燃料以外の物の価格は災害時発生直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（経費の請求）

第10条 燃料等の経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払）

第11条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者等）

第12条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者を定めるものとする。

(報告等)

第13条 連絡責任者は、災害時等に支障を来さないよう、定期的に連絡体制、連絡方法等について協議することとし、その相互確認に努めるものとする。

2 乙は、毎年5月末までにこの協定に基づき協力を実施できる大和郡山市内の給油所等の名称、所在地、電話番号及び所有する応急措置資機材並びに連絡責任者等必要な事項を甲に報告するものとする。

3 乙は、前項の規定により報告した事項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第14条 この協定の実施に関し必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有する。

平成 18 年 4 月 28 日

大和郡山市長 上田 清

奈良県石油商業組合
大和郡山支部長 大田 敬三

年 月 日

整理番号

災害時等燃料供給等要請書

奈良県石油商業組合大和郡山支部
支部長 様

大和郡山市長

災害時等における燃料供給等に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり燃料の供給等について要請する。

記

- 1 災害時の状況及び要請する理由
- 2 協力要請期間
- 3 供給燃料等の種類及び数量
- 4 応急措置資機材の種類及び数量
- 5 その他必要な事項

燃料補給場所一覧表（地上部隊）

| | 事業所名 | 所在地 | 燃料の種類・貯蔵量 | | 連絡先 | 座標 | | | 貯蔵場所以外への調達可否・方法 | 管轄消防本部 | 備考 |
|---|-------------------------|---------------|-----------|---------------|---------|-----|----|----|-----------------|--------|------------|
| | | | 燃料の種類 | 貯蔵量 (リットル) | | 度 | 分 | 秒 | | | |
| 1 | 森本石油（株） 横田給油所 | 横田町 151-1 | ガソリン | 38,400 | 56-2321 | 34 | 37 | 2 | 否 | 市消防本部 | 24時間 対応 |
| | | | 軽油 | 49,200 | | 135 | 48 | 16 | | | |
| 2 | 奈良スタンダード石油（株） 北郡山給油所 | 北郡山町 130-1 | ガソリン | 40,000 | 55-0727 | 34 | 39 | 3 | 否 | 市消防本部 | 24時間 対応 |
| | | | 軽油 | 20,000 | | 135 | 47 | 16 | | | |
| 3 | 大阪コスモ石販（株） 天井町給油所 | 天井町 221-2 | ガソリン | 40,000 | 59-2261 | 34 | 38 | 8 | 否 | 市消防本部 | 24時間 対応 |
| | | | 軽油 | 20,000 | | 135 | 47 | 18 | | | |
| 4 | 昭和シェル郡山中央給油所 | 本庄町 299-3 | ガソリン | 50,000 | 57-6770 | 34 | 37 | 59 | 否 | 市消防本部 | 24時間 対応 |
| | | | 軽油 | 30,000 | | 135 | 47 | 20 | | | |
| 5 | PUMPKIN 郡山給油所 | 今国府町 109-1 | ガソリン | 50,000 | 57-3003 | 34 | 36 | 43 | 否 | 市消防本部 | 24時間 対応 |
| | | | 軽油 | 40,000 | | 135 | 46 | 16 | | | |

災害時における飲料の提供協力に関する協定書

大和郡山市（以下「甲」という。）と三笠コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料の提供協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）（以下「自販機」という。）等による飲料の提供など、乙の甲に対する協力内容について必要な事項を定めることにより、大和郡山市民の被災時における応急救助を目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲の行政区域内に震度5弱以上の地震またはこれと同等以上の災害が発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、当該対策本部から飲料の提供について要請があった時、乙は次の各号に定めるとおり、甲に協力するものとする。

- (1) 甲の指定箇所に設置している自販機内の商品を無償提供すること。
- (2) 乙は、乙が奈良県と締結している「緊急物資供給協定書」に基づき、甲にたいし協力体制をとること。
- (3) 上記の他、乙が甲に対して協力できる事項については別途定めるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援飲料提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（無償提供の設定）

第4条 自販機の機内在庫の製品を無償提供できる状態への設定は、甲が遠隔操作するものとする。

（メッセージボードの操作）

第5条 自販機のメッセージボードの活用については、甲が必要に応じて操作し、災害情報等の情報を表示させるものとする。

2 平常時は、乙において時事ニュース等を表示するものとし、甲は必要に応じ、行政情報提供等に活用するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成19年3月29日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による解除の意思表示がない場合は、この協定は自動延長されるものとし、以後も同様とする。

（補足）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月29日

（甲）奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市長 上田 清

（乙）奈良県天理市嘉幡町643番地
三笠コカ・コーラボトリング株式会社
取締役専務 執行役員
藪本 憲靖

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

大和郡山市（以下「甲」という。）とユニー株式会社（アピタ大和郡山店）（以下「乙」という。）とは、災害発生時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について協力要請することができる。

- (1) 甲から災害物資等の提供請求があったとき、乙は、乙の保有物資を供給すること。
- (2) 乙の駐車場を被災者に対する避難場所または物流拠点として提供すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の手続きにより要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な処置をとるとともに、その措置事項を甲に文書により連絡するものとする。但し、緊急を要する場合は、前条但し書きに順ずるものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合には、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及びユニー株式会社アピタ大和郡山店との共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大和郡山市市民安全課長、乙においてはユニー株式会社アピタ大和郡山店副店長とする。

（協議）

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。但し、有効期間満了の1ヵ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降も又同様とする。但し、乙が第1条第2項で掲げる店舗が閉店した場合、並びに第4条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年4月26日

甲 奈良県大和郡山市北郡山町248-4

大和郡山市長 上田 清

乙 奈良県大和郡山市田中町宇宮西517番

ユニー株式会社 アピタ大和郡山店

店長 五十嵐 将泰

別表

災害時の主な必要物資一覧表

| 災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度) | その後に必要な物資 |
|--|--|
| 食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン） | 食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、お茶 |
| 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季） | 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート |

災害時における電気設備の応急復旧の支援に関する協定書

大和郡山市（以下「甲」という。）と奈良県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害対策基本法に基づき迅速に電気設備の応急復旧（以下「応急復旧」という。）を行うために必要な支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市有施設の電気設備の応急復旧について、甲の要請に応じて乙が優先的に支援活動を行うことにより市有施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、応急復旧の必要がある場合には、乙に支援を要請することができる。

2 甲は、乙に支援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、災害時における電気設備の応急復旧の支援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請を行い、後日文書を提出するものとする。

- (1) 災害が発生した場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急復旧の支援内容
- (4) 必要な資機材および人員
- (5) 支援が必要な期間
- (6) 現場における甲の指揮者
- (7) その他支援に関して参考となる事項

（乙の協力義務等）

第3条 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を整え、可能な限り甲に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の会員および所属員は、甲が定める現場における指揮者の指示により応急復旧に従事するものとする。

（報告）

第4条 乙は、応急復旧の支援が終了した場合は、甲に対し災害時における電気設備の応急復旧の支援終了報告書（様式第2号）により速やかに報告するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の支援に要した費用については、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、災害対策基本法第91条に定めるところにより、甲が負担するものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づき実施した応急復旧に従事したものが、業務中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、すべて乙の責任において行うものとする。

（被災した他の自治体への支援）

第7条 被災した他の自治体から応急復旧の支援要請があったため、甲が乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り協力するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては大和郡山市総務部市民安全課長を、乙においては奈良県電気工事工業組合事務局長をそれぞれ指名するものとする。

（情報の提供など）

第9条 甲は、応急復旧が迅速かつ的確に実施されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、市内災害直後の電気設備の損害、道路の陥没または断水などの被災状況について、乙の会員および所属員が現場を発見した場合は、甲へ情報提供するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要が

ある場合は、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲または乙のいずれからも文章をもって協定終了の意思表示をしない限りその効力を持続するものとし、再延長を妨げない。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年12月5日

(甲) 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市
大和郡山市長 上田 清

(乙) 奈良県奈良市三条桜町29番3号
奈良県電気工事工業組合
理事長 尾上 剛二

災害時における電気設備の応急復旧の支援要請書

奈良県電気工事工業組合
理事長

様

大和郡山市長

㊞

「災害時における電気設備の応急復旧の支援に関する協定書」に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

| 区 分 | 内 容 |
|------------------|-----|
| 災害が発生した場所 | |
| 被害の状況 | |
| 応急復旧の応援内容 | |
| 必要な資機材および人員 | |
| 支援が必要な期間 | |
| 現場における甲の指揮者 | |
| その他支援に関して参考となる資料 | |

平成 年 月 日

災害時における電気設備の応急復旧の支援終了報告書

大和郡山市長 上田 清 様

奈良県電気工事工業組合
理事長

「災害時における電気設備の応急復旧の支援に関する協定書」に基づく支援が終了したので、次のとおり報告します。

記

| 場 所 | 支援期間 | 支 援 内 容 等 | その他 |
|-----|------|-----------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、市町村広域災害ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を構成する各団体（以下「ネットワーク構成団体」という。）が、ネットワーク構成団体の地域において地震等による災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応援対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷病者などの受け入れ
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により他のネットワーク構成団体に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
 - (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
 - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 要請を受けた団体は、速やかに他のネットワーク構成団体と協議を行い、応援をとりまとめる団体（以下「応援とりまとめ団体」という。）を決定し、その旨を被災団体及び他のネットワーク構成団体に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(応援の実施)

第4条 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災団体に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
- 3 応援とりまとめ団体は、ネットワーク構成団体と緊密な連絡を取り、被災団体が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援とりまとめ団体)

第5条 被災団体と応援を行う団体（以下「応援団体」という。）の連絡及び調整は、応援とりまとめ団体が行うものとする。

- 2 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行い、ネットワーク構成団体の活動を調整及び支援することができる。
- 3 応援とりまとめ団体は、被災状況など必要に応じ、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災団体が負担する。

- 2 被災団体において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、応援団体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、経費負担に関し必要な事項は別に定める。

(ネットワーク運営協議会の設置)

第7条 ネットワークの運営を円滑に行うため、ネットワーク運営協議会を設置する。

- (1) ネットワーク運営協議会は、ネットワーク構成団体より選出された団体で構成する。
- (2) ネットワーク運営協議会の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、選任された団体が欠けた場合における補欠団体の任期は、前任団体の残任期間とする。

- (3) ネットワーク運営協議会には幹事市及び副幹事市を置くものとし、第1号の団体から互選により選出するものとする。
- (4) ネットワーク運営協議会事務局は幹事市担当課内におき、協議会の庶務を行う。
- 2 ネットワーク運営協議会の行う業務は以下のとおりとする。
- (1) ネットワークに参加又はネットワークから離脱を希望する団体への同意
- (2) 広域防災訓練の企画及び管理
- (3) ネットワーク運営にかかる連絡及び調整
- (4) 応援とりまとめ団体が行う活動の支援
- (5) その他、ネットワークの運営に関し必要な事項の決定
- (ネットワークへの参加及び離脱)

第8条 ネットワークへの参加及び離脱は、別紙様式の市町村広域災害ネットワーク参加・離脱申請書をネットワーク運営協議会へ提出し、当該申請書をネットワーク運営協議会が受理したときを持って同意したものとみなす。

- 2 前条第1項第3号の幹事市は、ネットワーク構成団体に異動があった場合は、速やかに他のネットワーク構成団体に通知する。
- (他の協定との関係)

第9条 この協定は、各団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第10条 ネットワーク構成団体は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

- 2 ネットワーク構成団体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。
- (訓練の実施)

第11条 ネットワーク構成団体は、この協定の実効性を確保するために、相互に協力し、必要な訓練を実施するものとする。

(協定に関する協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、ネットワーク運営協議会が別に定める。

附則

この協定は平成21年1月13日から施行する。

附則

この協定は平成22年6月7日から施行する。

附則

この協定は平成22年11月8日から施行する。

附則

この協定は平成23年6月6日から施行する。

附則

この協定は平成24年6月4日から施行する。

平成24年6月4日

山梨県甲府市長 宮島 雅展
 大阪府泉大津市長 神谷 昇
 宮崎県日向市長 黒木 健二
 兵庫県高砂市長 登 幸人
 福岡県京都郡苅田町長 吉廣 啓子
 岐阜県可児市長 富田 成輝
 島根県益田市長 福原慎太郎
 山口県柳井市長 井原 健太郎
 和歌山県橋本市長 木下 善之
 香南市副市長 山本 学

岡山県玉野市長 黒田 晋
 愛知県刈谷市長 竹中 良則
 奈良県大和郡山市長 上田 清
 福岡県行橋市長 八並 康一
 京都府八幡市長 堀口 文昭
 滋賀県野洲市長 山中 善彰
 三重県亀山市長 櫻井 義之
 静岡県磐田市長 渡部 修
 高知県香南市長職務代理者
 佐賀県神埼市長 松本 茂幸

別紙

文 書 番 号
年 月 日

協定（参加・離脱）申請書

市町村広域災害ネットワーク
運 営 協 議 会 宛

市町村名

首長名

印

「市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」に（参加・離脱）したく申請いたします。

住所 〒

担当部署

担当者名

電話番号

FAX 番号

災害時における被災者に対する防災活動協力等に関する協定書

大和郡山市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大和郡山市で地震等による大規模災害が発生した場合、乙が管理運営するイオンモール大和郡山（以下「本SC」という。）において、被災者の応援救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1）本SC駐車場において、避難所及び食糧・生活物資等を集積する場所として可能な範囲で提供すること。

（2）乙が、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害状況を可能な範囲で提供すること。

2 乙は、前項に定めのない事項についても、甲に対し、可能な限り協力するものとする。

（応援の要請）

第3条 前条の規定による甲からの要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲等又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任）

第4条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては大和郡山市市民安全課長、乙においてはイオンモール大和郡山ゼネラルマネージャーとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制や連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は2010年3月19日から2011年3月18日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、双方から異議がないときは、当該期間満了日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年3月4日

（甲）奈良県大和郡山市北郡山町2-4-8-4
大和郡山市

大和郡山市長 上田 清

（乙）千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

イオンモール株式会

代表取締役社長

村上 教行

災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定

大和郡山市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社西日本カンパニー（以下「乙」という。）とは、災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 本協定の規定に基づき、大和郡山市において地震等による大規模災害が発生した場合、甲は乙に対し、災害時における物資等の確保を図るため、乙の店舗であるイオンリテール株式会社ジャスコ大和郡山店（以下「ジャスコ大和郡山店」という。）が保有する物資等の提供を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、すみやかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について、すみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の提供に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を前提として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲とジャスコ大和郡山店が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第9条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては大和郡山市市民安全課長、乙においては、イオンリテール株式会社ジャスコ大和郡山店店長とする。

（協議）

第10条 本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、平成22年3月19日から平成23年3月18日までの1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。ただし、乙が第1条で規定する店舗が閉店した場合、または、第4条に規定する物資などを取り扱わなくなったときは、本協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

平成22年3月4日

甲 奈良県大和郡山市北郡山町248-4
大和郡山市
大和郡山市長 上田 清

乙 大阪市福島区海老江1丁目1番23号
イオンリテール株式会社
西日本カンパニー支社長
伊塚 義廣

別表

災害時の主な必要物資一覧表

| 災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度) | その後に必要な物資 |
|--|---|
| <p>食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン）</p> <p>生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）</p> | <p>食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート</p> |

災害時等における応急復旧等に関する協定書

大和郡山市（以下「甲」という。）と大和郡山市上下水道協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大和郡山市域において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急復旧等を乙の協力を得て円滑に行い、もって水道水の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 地震などの自然災害及び濁水・断水その他水道水の供給に重大な支障がある状態をいう。
- (2) 応急復旧等 甲が管理する水道施設の機能回復その他水道水の確保・給水に必要な作業をいう。

（協力要請等）

第3条 甲は、応急復旧等を実施するにあたり、乙に協力を要請することができる。

2 前項の場合において、甲は、乙に対し、応急復旧等の実施場所、作業内容、着手年月日、その他必要と認める事項を明らかにし、様式第1号により申請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭等により要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請（以下「協力要請」という。）を引き受けたときは、速やかに応急復旧等を実施する体制をとり、必要な資機材、車両及び人員等を提供し、甲の指示に従い、応急復旧等を実施するものとする。

2 乙は、応急復旧等の完了後、甲に対し、速やかに様式第2号により報告をしなければならない。

（協力体制）

第5条 乙は、協力要請を受けた場合に応急復旧等を円滑に実施するため、協力体制の整備をしていくものとする。

（費用の負担等）

第6条 甲の要請により、乙が応急復旧等に要した費用については、乙と協議の上、甲が負担する。

2 前項の費用については、甲が定める代価及び単価に基づき算出するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、応急復旧等に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、その者又はその者の遺族若しくは扶養者に対する災害補償については、大和郡山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月大和郡山市条例第20号）の例による。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 今協定の有効期限は、協定締結の日から甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知するまで継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月1日

大和郡山市 市長 上田 清

大和郡山市上下水道協同組合 代表理事 福井 文雄

協 力 要 請 書

年 月 日

大和郡山市上下水道協同組合 様

大和郡山市長

担当職名

1 実施場所

2 作業場所

3 着手年月日

4 その他

完 成 届

年 月 日

大和郡山市長 様

大和郡山市上下水道協同組合
住所

代表理事

実施場所

作業内容

施行期間

完了年月日

災害時における物資供給等に関する協定書

大和郡山市（以下「甲」という。）と市民生活協同組合ならコープ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給等に関し、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、または、発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給すること並びに住民の安全な避難のために必要な協力事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給などの協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（調達の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもっておこなうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話などで要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を書面により甲に報告するものとする。

（引渡等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は乙が前項の規定により物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等の経費は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前における標準販売価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年11月7日

(甲) 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市長 上田 清

(乙) 奈良県奈良市恋の窪一丁目2番2号
市民生活協同組合ならコープ
理事長 森 宏之

別紙

1. 応急食糧

- (1) 食糧 パン、おにぎり、インスタント食品、缶詰類、果物類等
- (2) 飲料 お茶、水、牛乳、ジュース類
- (3) その他 小麦粉、食用油等

2. 生活用品

- (1) 食器類 紙コップ、割り箸、スプーン等
- (2) 雑貨類 ティッシュ・トイレットペーパー、タオル、ゴミ袋、懐中電灯、乾電池、ローソク、軍手等
- (3) その他 文具類、使い捨てカイロ等

3. その他甲が必要と認める応急物資で、乙が調達可能なもの

災害時における物資供給等に関する協定書

大和郡山市（以下「甲」という。）と株式会社マルタマフーズ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給等に関し、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、または、発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給すること並びに住民の安全な避難のために必要な協力事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもっておこなうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、物資の供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を書面により甲に報告するものとする。

（引渡等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は乙が前項の規定により物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等の経費は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前における標準販売価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定書の有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は2013年12月2日から2014年12月1日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、双方から異議がないときは、当該期間満了日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年12月2日

- (甲) 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市長 上田 清

- (乙) 大阪府東大阪市若江南町二丁目9番16号
株式会社マルタマフーズ
代表取締役社長 服部 太郎

別紙

1. 応急食料

- (1) 食料 おにぎり、インスタント食品、缶詰類、果物類等

2. 生活用品

- (1) 食器類 紙コップ、割り箸、スプーン等

3. その他甲が必要と認める応急物資で、乙が調達可能なもの

災害時における物資供給等に関する協定書

大和郡山市（以下「甲」という。）とイズミフード株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給等に関し、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、または、発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給すること並びに住民の安全な避難のために必要な協力事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもっておこなうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を書面により甲に報告するものとする。

（引渡等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は乙が前項の規定により物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等の経費は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前における標準販売価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定書の有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年12月2日

- (甲) 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市長 上田 清
- (乙) 奈良県大和郡山市今国府町48番1号
イズミフード株式会社
代表取締役 泉 満

別紙

1. 応急食料

- (1) 食料 惣菜一般

2. 生活用品

- (1) 食器類 食器トレイ

3. その他甲が必要と認める応急物資で、乙が調達可能なもの

資料12-27 災害時等の応援に関する申し合わせ

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と大和郡山市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施期間）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 大和郡山市内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 大和郡山市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。なお甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号いずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年6月1日

甲 近畿地方整備局長 上総 修平

乙 大和郡山市長 上田 清

奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害の発生時に、奈良県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、県内で発生した災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、県及び別表1に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害の発生により生じた災害廃棄物及び被災した市町村等による処理が困難と認められる廃棄物のことをいう。

2 この協定において「支援要請市町村」とは、災害廃棄物等の処理に支障が生じ、県及び市町村等に支援の要請を行う市町村等をいう。

3 この協定において「支援市町村」とは、支援要請市町村からの支援要請を受けて支援を行う市町村等をいう。

(支援要請)

第3条 市町村等は、災害廃棄物等の処理に支障が生じた場合、県に支援を要請することができる。県は要請を受け、広域的な支援を調整することとし、支援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じるものとする。

2 支援要請市町村は、次に掲げる事項を明確にし、県に、できる限り速やかに、「大規模災害時における災害廃棄物等の処理等支援要請書」（様式第1号）を提出するものとする。この要請書の提出については使用可能な伝達手段によることとし、提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に対し必要な調整を求め、その後、速やかに、県に提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害廃棄物等の発生状況
- (2) 支援を必要とする災害廃棄物等の性状、処理量等
- (3) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (4) 処理を行う災害廃棄物等の場所及び期間
- (5) その他必要な事項
- (6) 連絡責任者

3 第1項の規定は、被災した市町村等が、他の市町村等に直接支援を要請することを妨げるものではない。この場合において、直接支援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。また、緊急に支援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に支援を行うことができるものとする。この場合においても、支援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

(支援業務)

第4条 県は、災害発生時の広域的支援として、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 災害発生後、速やかに、県内の廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物等の発生状況を調査し把握する。
- (2) 支援要請市町村からの要請を受け、被害状況や災害廃棄物等の発生状況等を確認の上、被害を受けていない市町村等と調整し、「大規模災害時における災害廃棄物等の処理等の協力要請書」（様式第2号）により、支援を要請するものとする。
- (3) 必要に応じて、「奈良県地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、別表2に定める関係団体に支援を要請し、民間事業者の協力確保を図るものとする。
- (4) 県内で適切な災害廃棄物等の処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図るものとする。

2 支援市町村は、その処理能力等に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

(本部体制)

第5条 県は、災害廃棄物等の広域的処理が必要となった段階から、情報の一元管理、指示系統の統括等を行うため、奈良県災害廃棄物等処理対策本部（以下「本部」という。）を設置する。本部の構成

は、次のとおりとする。

- (1) 本部長及び副本部長を置き、本部長は県くらし創造部景観・環境局長を、副本部長は県くらし創造部景観・環境局次長をもって充てる。
 - (2) 本部の構成員は、本部長が指名する者をもって構成する。
- 2 奈良県地域防災計画で規定する奈良県災害対策本部が設置されたときは、本部は、奈良県災害対策本部のもとに連携を密にして、第4条第1項に掲げる業務を行うこととする。
 - 3 災害廃棄物等の発生が局所的で、本部の設置を必要としないと判断される場合には、本部は設置しないこととし、県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課の所管業務として第4条第1項に掲げる業務を行うこととする。
- (処理計画等)

第6条 支援要請市町村は、県による支援市町村、関係団体とのマッチングの支援を受けたときは、できる限り速やかに、第3条第2項各号の事項を記載した災害廃棄物等処理計画（以下「処理計画」という。）を作成し、県に報告するものとする。

- 2 処理計画の作成にあたって、県は、支援要請市町村からの要請に応じて、支援市町村との調整や技術的な支援等を行うものとする。
 - 3 支援要請市町村は、処理計画に基づき、支援市町村等と個別に委託契約等を締結するものとする。
- (経費負担)

第7条 支援に要する経費は、原則として、支援要請市町村が負担するものとし、支援市町村に支払うものとする。

- 2 その費用は、原則として、支援市町村の単価によることとし、当事者間で協議の上、決定するものとする。
- 3 関係団体及び市町村等の調整等により選定する民間事業者にかかる契約方法や単価設定については、別途、関係者が協議の上、決定するものとする。

(施設能力等の事前把握)

第8条 県は、災害時における相互支援の迅速かつ円滑な実施を確保するため、通常時から、市町村等の施設の処理能力など次に掲げる事項等について、把握、整理するため、原則、年一回（年度当初）調査をすることとし、市町村等はこれに協力するものとする。

- (1) 支援可能な処理内容、規模
- (2) 提供可能な資機材等
- (3) 職員派遣の可否（人数）
- (4) 組織、連絡体制
- (5) 支援にあたっての課題等

(補足)

第9条 この協定に定めのない事項については、県及び関係する市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(同意書)

第10条 この協定の成立は、別表1に掲げる市町村等の長の同意書（様式第3号）をもって証する。

- 2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。

附 則

(県組織の変更)

第1条 県組織の変更が生じた場合は、この協定書の第5条第1項に規定する本部長は、変更後の組織の廃棄物対策を所管する課が属する部局の長を、又、副本部長は、変更後の同部局の次長を充てるものとする。また、第5条第3項に規定する組織については、変更後の組織の廃棄物対策を所管する課が行うこととする。

(施行期日)

第2条 この協定は、平成24年8月1日から実施する。

別表1（第1条、第10条関係）

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、奈良県葛城地区清掃事務組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合

別表2（第4条関係）

社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、奈良県解体工事業協会、社団法人奈良県建設業協会

(様式第1号)

大規模災害時における災害廃棄物等の処理等支援要請書

第 号
平成 年 月 日

奈良県知事 殿

市長村長名 印

奈良県災害廃棄物処理等の処理に係る相互支援に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり支援を要請します。

| | | | |
|-----------------------|--------------------------|--|------|
| 1 被災状況 | 災害の発生日時、場所、災害廃棄物等の発生状況など | | |
| 2. 災害廃棄物等の内容 | 支援を必要とする災害廃棄物等の性状、処理量等 | | |
| 3. 支援業務等の内容 | 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等 | | |
| 4. 処理を行う災害廃棄物等の場所及び期間 | 場所 | | |
| | 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 | | |
| 5. その他必要な事項 | | | |
| 6. 連絡責任者 | 所属 | | 職・氏名 |
| | TEL | | FAX |

(様式第2号)

大規模災害時における災害廃棄物等の処理等の協力要請書

第 号
平成 年 月 日

殿

奈良県知事名 印

奈良県災害廃棄物処理等の処理に係る相互支援に関する協定書第4条第1項第2号の規定により、次のとおり協力要請します。

| | | | | |
|-----------------------|--------------------------|----|------|-------------------|
| 1 被災状況 | 災害の発生日時、場所、災害廃棄物等の発生状況など | | | |
| 2. 災害廃棄物等の内容 | 支援を必要とする災害廃棄物等の性状、処理量等 | | | |
| 3. 支援業務等の内容 | 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等 | | | |
| 4. 処理を行う災害廃棄物等の場所及び期間 | 場所 | | | |
| | 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 | | | |
| 5. その他必要な事項 | | | | |
| 6. 連絡責任者 | 県 | 所属 | 職・氏名 | 連絡先 |
| | | | | TEL FAX メール |
| | 支援要請市町村 | | | TEL FAX メール |

(様式第3号)

同 意 書

奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書の締結に同意する。

平成24年7月11日

奈良県知事 荒井正吾 様

大和郡山市長 上田 清 印

災害時における応急物資供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大和郡山市（以下「甲」という。）が、ダイードリンコ株式会社（以下「乙」という。）に対し、災害時における応急物資の調達に関する協力要請の手続き等を定めるものとする。
(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することが困難な場合には、状況により、乙に対し、応急物資調達の協力要請を行うことができる。
2 応急物資の調達先に関しては、乙の特約店である近畿ドリンクス株式会社から行うものとする。
(奈良県磯城郡田原本町718番地 TEL 0744-32-2008)

(応急物資の種類)

第3条 甲が乙に対して調達の協力要請を行う応急物資は、次に掲げる品目のうち、乙が災害時において調達可能なものとする。

(1) 飲料水

(2) その他甲が必要と認める応急物資で乙が調達可能なもの

(調達に関する要請)

第4条 前条に定める甲の乙に対する応急物資調達の協力要請は、甲が、災害時の応急物資提供要請書により調達内容、納入日時、納入場所等を指定して行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭でもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 乙が自ら運搬することができない場合は、物資の引渡し及び輸送手段については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(応急物資の提供)

第5条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは応急物資を優先的に提供するものとする。ただし、乙は、その提供が困難な場合又は、その提供により自己の業務に支障をきたすと考えるときは、甲と協議のうえ可能な範囲で提供することができる。

(代金等の負担)

第6条 甲が、要請した応急物資の代金及び運搬に要する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ、甲が負担する。

(代金等の請求及び支払)

第7条 乙は、応急物資の提供が完了した後、甲の確認を受けて前条の規定により、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報等の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、必要に応じて情報、意見等を交換するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は平成26年4月16日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって相手方に協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の決定等)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年4月16日

甲 大和郡山市長

上田 清 印

乙 ダイードリンコ株式会社 西日本第一営業部長

須藤 敦紀 印

原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書

奈良県奈良市、大和郡山市、天理市及び生駒市（以下「避難受入市」という。）と福井県敦賀市（以下「敦賀市」という。）とは、敦賀市及び周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における敦賀市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難受入市及び敦賀市が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の9の規定に基づき行う敦賀市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で敦賀市民の生命若しくは身体を災害から保護するため、敦賀市長が県外広域避難の必要があると認めるときは、避難受入市は当該市において災害対策本部を設置しているなど正当な理由がある場合を除き、敦賀市民を受入れるものとする。

2 避難受入市は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を敦賀市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

3 避難所の運営は、敦賀市の責任において行うものとする。

4 敦賀市は、県外広域避難にあたっては、福井県及び奈良県と連携し、避難受入市の負担とならないよう配慮しなければならない。

（県外広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市に対する県外広域避難の受入要請は、敦賀市が福井県及び奈良県を通して行うものとする。

2 前項の受入れの要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 避難受入市は、奈良県と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難人数の規模、避難施設の利用状況等を踏まえ、避難受入市が、敦賀市、奈良県及び福井県と協議して決定するものとする。

（スクリーニング等）

第5条 県外広域避難を行う敦賀市民等に対するスクリーニング及び除染は、敦賀市民の安全・安心を最優先に行うこととし、実施場所、方法等については国の方針等に従い、福井県が実施する。

（必要物資等）

第6条 避難者の受入れ及び避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、敦賀市が福井県と協力し、確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、敦賀市は、避難受入市に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらおうよう要請することができる。

（費用の負担）

第7条 県外広域避難に要する費用のうち災害救助法に定めがないものについては、原則として敦賀市が負担する。

（情報の交換）

第8条 避難受入市及び敦賀市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市及び敦賀市の防災担当課長とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市及び敦賀市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各市記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年2月26日

奈良県奈良市長

仲川 元庸

奈良県大和郡山市長

上田 清

奈良県天理市長

並河 健

奈良県生駒市長

山下 真

福井県敦賀市長

河瀬 一治

災害時における看板等の工作物の除去に関する協定書

大和郡山市（以下「甲」という。）と奈良県広告美術塗装業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第64条第2項の規定に基づき甲が行う看板等の工作物の除去（以下「危険看板の除去」という。）に関し、乙に協力を求めることについて必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時において危険看板の除去を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の場合において、甲は、乙に対し、危険看板の除去を実施する場所、工事着手日、規模その他必要と認める事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、文書を以て要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、速やかに危険看板の除去を実施する体制をとり、必要な人員等を提供し、甲の指示に従い、危険看板の除去を実施するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は、要請を受けた場合に危険看板の除去を円滑に実施するため、乙の構成員の担当区域をあらかじめ定め、協力体制の整備をしておくものとする。

（完了報告）

第5条 乙は、危険看板の除去完了後は、甲に対し、速やかに完了届により報告しなければならない。

（除去した危険看板の保管場所）

第6条 除去した危険看板の保管場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担等）

第7条 甲の要請により、乙が危険看板の除去に要した費用については、乙と協議の上、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生時における標準工事価格とする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づき実施した危険看板の除去に従事した者が、そのために負傷、若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合における損害は乙の責任により処理するものとする。

（第三者に対する損害の補償）

第9条 この協定に基づき実施した危険看板の除去により第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決に当たるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定による適正な事務執行のため、甲乙それぞれに連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲にあっては市民安全課長、乙にあっては奈良県広告美術塗装業協同組合副理事長とする。

（訓練への参加）

第11条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう甲が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知するまで継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月1日

- 甲 大和郡山市北郡山町 248 番地 4
大和郡山市長 上田 清
- 乙 天理市東井戸堂町 412-10-202
奈良県広告美術塗装業協同組合
理事長 井岡 重政

災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、奈良県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、奈良県内の全ての市町村が相互に協力すること並びに奈良県、奈良県市長会及び奈良県町村会が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 被災者の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、応援を要請しようとする場合には、応援の具体的な内容等を明らかにして電話等により奈良県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、奈良県市長会長、奈良県町村会長と協議のうえ、他の市町村の長に対して速やかに要請文書（様式第2号）により応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し後日文書を提出するものとする。

- 2 前項の規定により応援を受けた被災市町村の長は、知事及び応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書（様式第1号）を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援を実施する場合は、その内容を知事及び被災市町村の長に対し受諾文書（様式第3号）及び電話等により連絡し、応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 市町村の長は、被災市町村の長又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被災市町村と連絡がとれないときや被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めたときは、自主的に被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づき応援を行うものとする。

- 2 前項による応援については、第3条第1項の規定による被災市町村の長から要請があったものとみなし、この協定を適用し、県に応援内容を応援実施報告書により（様式第4号）提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町村で負担するものとする。ただし、被災市町村の情報収集に要する費用は、応援を行った市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁する暇がないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(連絡担当課等)

第7条 市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課等を定めるものとする。

(情報の交換等)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に共有するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定は、奈良県消防広域相互応援協定のほか、既に締結しているその他の災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

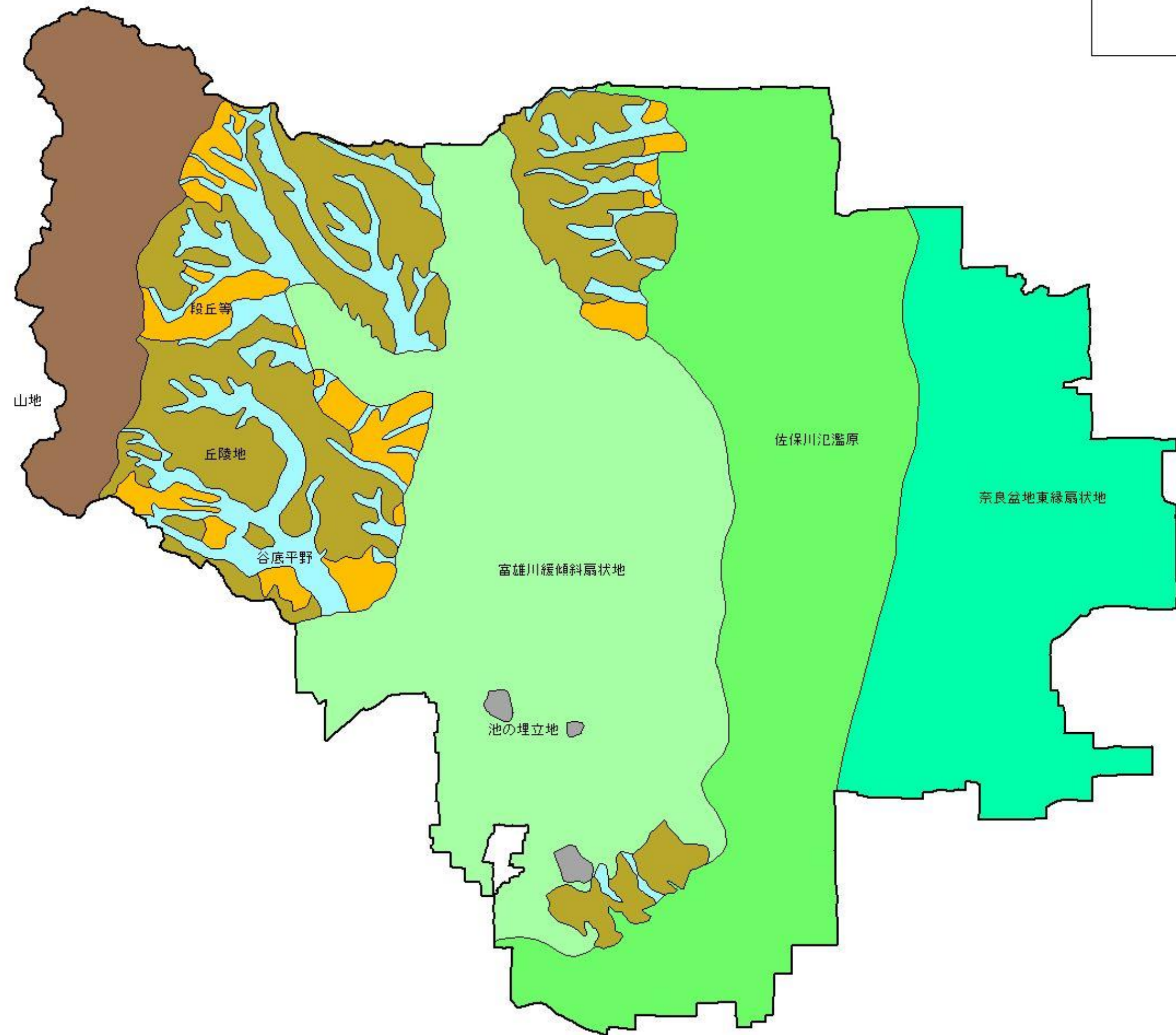
- 2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

附 則

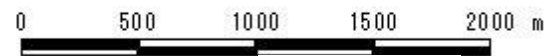
- 1 この協定は、平成27年2月20日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全ての市町村長、市長会長及び町村会長の同意書をもって証する。

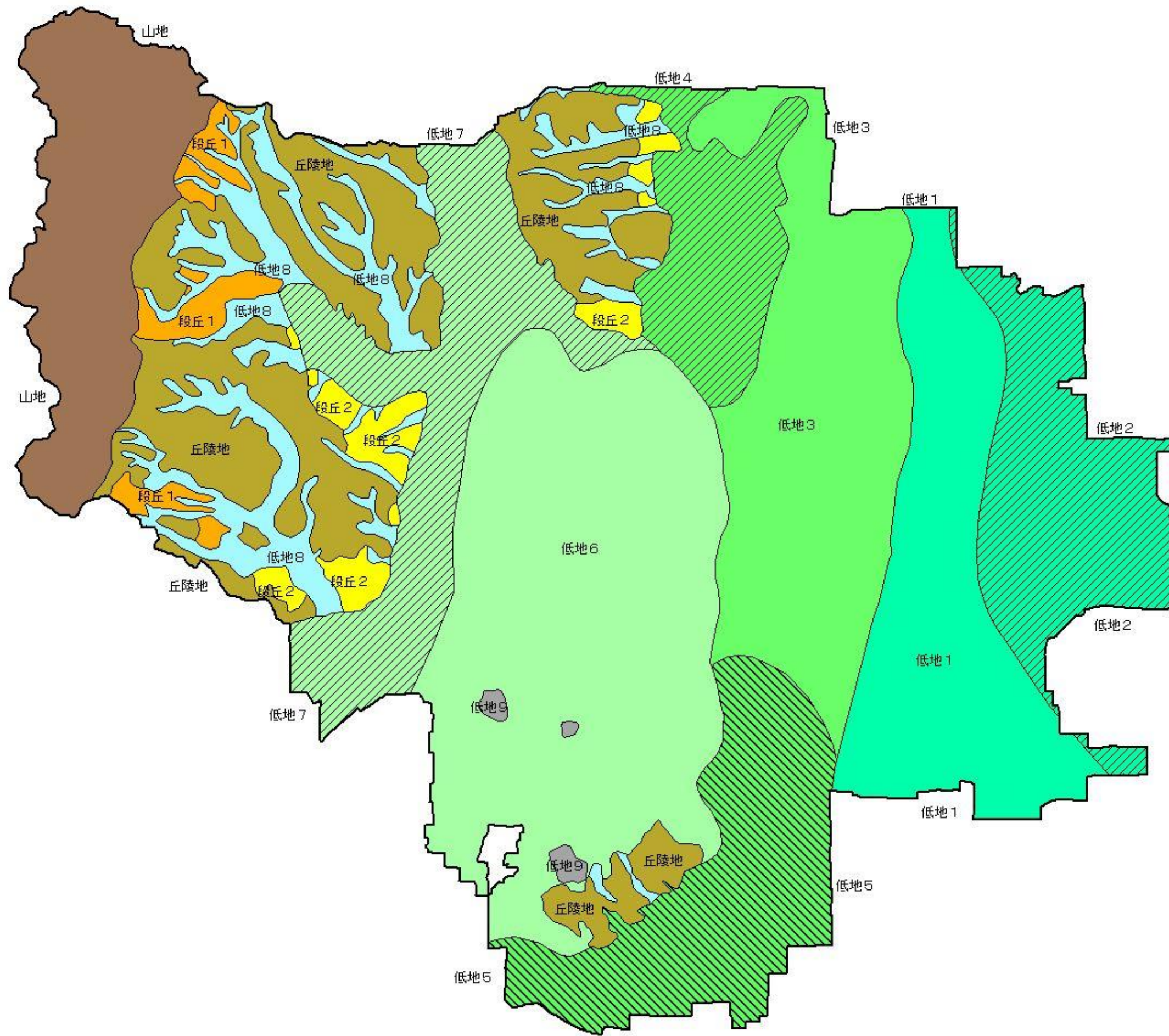
地形区分図



| 凡例 | |
|-----------|----|
| 地形 | 表示 |
| 山地 | |
| 丘陵地 | |
| 土石流段丘 | |
| 台地・段丘 | |
| 奈良盆地東縁扇状地 | |
| 佐保川氾濫原 | |
| 富雄川緩傾斜扇状地 | |
| 谷底平野 | |
| 池の埋立地 | |

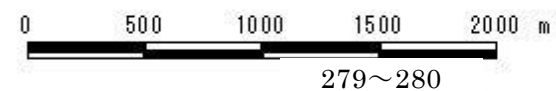


地盤種別図



凡例

| 大区分 | 地盤種 | 地形 | 表層地質 | 表示 |
|-----|-----|-----------|--------|----|
| 山地 | 山地 | 山地 | 花崗岩 | |
| 丘陵地 | 丘陵地 | 丘陵地 | 大阪層群 | |
| 台地 | 段丘1 | 土石流段丘 | 沖積層 | |
| | 段丘2 | 台地・段丘 | 丘陵層 | |
| 低地 | 低地1 | 奈良盆地東縁扇状地 | 沖積層泥がち | |
| | 低地2 | 奈良盆地東縁扇状地 | 沖積層砂がち | |
| | 低地3 | 佐保川氾濫原 | 沖積層泥がち | |
| | 低地4 | 佐保川氾濫原 | 沖積層砂がち | |
| | 低地5 | 佐保川氾濫原 | 沖積層砂がち | |
| | 低地6 | 富雄川緩傾斜扇状地 | 沖積層泥がち | |
| | 低地7 | 富雄川緩傾斜扇状地 | 沖積層砂がち | |
| | 低地8 | 谷底平野 | 沖積層 | |
| | 低地9 | 池の埋立地 | 盛土 | |



「低地」の沖積層の厚さは5~10m。
但し、「低地4」の沖積層の厚さは0~5m。

奈良県における主な被害地震

災害年表

次の災害年表は、我が国の歴史に現れた最初の地震（『日本書紀』による西暦416年〔和暦：允恭5年〕の地震）から2004年（平成16年）9月までに、県内に影響を与えた主な地震災害を年代順にまとめたものである。

ごく軽微な被害（器物の落下転倒、落石など）は省き、家屋・人工構築物・地盤（面）に何らかの損傷・変化のあったものを取り上げた。

第1部（1884年まで）と第2部（1885年以降）に分けた理由は、1884年12月から気象庁（当時：東京気象台）で全国的に震度観測を始めたことにより、その前後で震央およびマグニチュードの精度が格段に異なるためである。

第1部の緯度、経度は史料によって求めた震央分布から推定したもので、概して精度が低く、また、被害があっても記録が残っていないもの、あるいは未発見の史料があることを考慮する必要がある。西暦の前に「※」印を付したものは、奈良県に被害があったかどうか不明なもの、および地震であるかどうか疑わしいものを示す。また、「-」印は資料が得られない場合を示す。

被災地域欄のカッコ書きは震央位置を示すが、（南海トラフ）とあるのは南海トラフ沿いの巨大地震を示す。また、第2部の（ ）内は震央位置を示す。

被害状況などについては、東京大学出版会「最新版 日本被害地震総覧[416]-2001」（2003年）等による。

■奈良県の被害地震（第1部、1884年まで）（1/3）

| No. | 発生年月日 (和 暦) | 被災地域 〔地震名〕 震央 東経 北緯 | マグニ チュード | 被害状況等 |
|-----|------------------------------|--|-------------|--|
| - | 416. 8.23 (允恭 5. 7. 14) | 大和・河内 ? - - | - | わが国の歴史に現れた最初の地震。「日本書紀」に「地震（なみふる）」とあるのみで、被害の記述はない。 |
| 1 | 599. 5.28 (推古 7. 4. 27) | 大 和 135.8 34.7 | 7.0 | 倒壊家屋を生じた。「日本書紀」に「地震神を祭らしむ」とある。 |
| 2 | 684. 11.29 (天武13. 10. 14) | 土佐その他南海 ・東海・西海諸道 (南海トラフ) 134.3 32.8 | 8.3 | 歴史に記録された最初の南海トラフ系巨大地震。山崩れ河湧き、諸国の百姓倉、寺塔、神社の倒壊多く、人畜の死傷多し。土佐の田苑約12km ² 海中に沈む。津波襲来。 |
| 3 | 734. 5.18 (天平 6. 4. 7) | 畿 内 135.6 34.6 | 7.0 | 民家倒壊圧死多く、山崩れ、川塞ぎ、地割れ無数に生じる。4月17日詔書が出され政事に欠くることなきよう注意された。生駒、菅田断層系の活動か？ |
| 4 | 745. 6. 5 (天平17. 4. 27) | 美 濃 136.5 35.4 | 7.9 | 美濃では櫓館・正倉・仏寺・堂塔・民家が多く倒壊し、摂津では余震が20日間止まなかった。奈良では地割れができ、水が湧きだした。 |
| - | 827. 8.11 (天長 4. 7. 12) | 京 都 135.8 35.0 | 6.8 | 京都で多くの舎屋が潰れ、余震が翌年6月までであった。奈良の被害は不明。 |
| - | 855. 6.26 (斉衡 2. 5. 5) | 奈 良 - - | - | 東大寺大仏の頭落つ。ただし、これは地震によるものかどうか疑わしい点がある。 |
| - | 856. 4 (斉衡 3. 3) | 京都・(大和) - - | 6.3 | 京都およびその南方で屋舎壊れ、仏塔傾くとある。奈良の被害は不明。 |
| - | 868. 8. 3 (貞観10. 7. 8) | 播磨・山城 134.8 34.8 | 7.0 | 播磨諸郡の官舎・諸定額寺の堂塔ことごとく頽倒。京都では垣屋に崩れたものがあった。山崎断層の活動か？ |
| 5 | 887. 8.26 (仁和 3. 7. 30) | 五畿七道 (南海トラフ) 135.0 33.0 | 8.3 | 京都で諸司の舎屋および民家の倒壊多く、圧死者多数。津波が沿岸を襲い、溺死者多数。余震多く、1ヶ月続いた。 |
| 6 | 938. 5.22 (承平 8. 4. 15) | 京 都 135.8 35.0 | 7.0 | 宮中の内膳司頼れ死者4人。その他堂塔仏像も多く倒れる。余震11月まで続く。 |
| - | 976. 7.22 (貞元 1. 6. 18) | 山城・近江 135.8 34.9 | 6.7 | 宮城諸司・駅舎・諸仏寺の転倒多く、死者50人以上。奈良の被害は不明。 |

■奈良県の被害地震（第1部、1884年まで）（2/3）

| No. | 発生年月日 (和 暦) | 被災地域 〔地震名〕 震央 東経 北緯 | マグニ チュード | 被害状況等 |
|-----|----------------------------|-----------------------------------|-------------|--|
| 7 | 1070.12. 1 (延久 2.10.20) | 山城・大和 135.8 34.8 | 6.3 | 東大寺の巨鐘の紐切れ落つ。京都では家々の築垣を損ず。諸国の寺塔も被害を受ける。 |
| — | 1091. 9.28 (寛治 5. 8. 7) | 京 都 135.8 34.7 | 6.4 | 京都法成寺の建物・仏像に被害。奈良に被害があったかどうか不明。 |
| 8 | 1096.12.17 (永長 1.11.24) | 畿内・東海道 (南海トラフ) 137.5 34.0 | 8.3 | 東大寺の巨鐘また落つ。薬師寺廻廊転倒。京都東寺・法成寺・法勝寺小被害。津波伊勢・駿河を襲う。 |
| 9 | 1099. 2.22 (康和 1. 1.24) | 南 海 道 (南海トラフ) 135.5 33.0 | 8.2 | 興福寺西金堂小破、大門と廻廊が倒れた。撰津天王寺に被害。土佐で田千余町海に沈む。 |
| 10 | 1177.11.26 (治承 1.10.27) | 大 和 135.8 34.7 | 6.3 | 東大寺大仏の螺髪および巨鐘落ち、印蔵の丑寅の角頰れ落つ。京都にても地震強し。 |
| 11 | 1185. 8.13 (文治 1. 7. 9) | 近江・山城・大和 135.8 35.0 | 7.4 | 京都、特に白河辺の被害大。社寺家屋倒壊破損多く、死者多数。比叡山・醍醐寺にも被害。唐招提寺では千手観音破損し、中門が倒れた。 |
| 12 | 1361. 8. 1 (正平16. 6.22) | 畿内諸国 (南海トラフ?) — — | — | この月の18日より、京都付近に地震多く、この日の地震で法隆寺の築地多少崩れる。次の地震の前震か。 |
| 13 | 1361. 8. 3 (正平16. 6.24) | 畿内・土佐・阿波 (南海トラフ) 135.0 33.0 | 8.4 | 諸国に堂塔の破壊破損多く、奈良では薬師寺金堂の二階傾き、唐招提寺の九輪大破、廻廊倒れる。津波により撰津・阿波・土佐で被害大。 |
| 14 | 1449. 5.13 (宝徳 1. 4.12) | 山城・大和 135.8 35.0 | 6.1 | 興福寺の築地が崩れた。京都の仙洞御所傾き、東寺の築地崩れ、南大門破損。 |
| — | 1466. 5.29 (文正 1. 4. 6) | 京都または奈良 — — | — | 「大乘院寺社雑事記」に、天満社・糺社の石灯籠倒れるとあるが、2社が奈良か京都か不明。 |
| 15 | 1494. 6.19 (明応 3. 5. 7) | 奈 良 135.7 34.6 | 6.0 | 東大寺・興福寺・薬師寺・法華寺・西大寺破損。矢田庄(郡山の西)の民家多く破損。余震翌年に及ぶ。5月中は連日余震。震央はもっと奈良市寄りか。 |
| 16 | 1498. 9.20 (明応 7. 8.25) | 〔明応地震〕 (南海トラフ) 138.0 34.0 | 8.3 | 京都・三河・熊野で震動が強かったが、震害については不明。津波が紀伊から房総に至る海岸を襲い大被害。死者数万人。 |
| 17 | 1510. 9.21 (永正 7. 8. 8) | 撰津・河内 135.6 34.6 | 6.8 | 河内の藤井寺・常光寺・剛琳寺潰れ、撰津四天王寺の石の鳥居、金堂の本尊も大破。大阪で潰死者あり。奈良での被害は小さい。 |
| 18 | 1586. 1.18 (天正13.11.29) | 畿内・東海・東山・北陸諸道 136.9 36.0 | 7.8 | 飛騨地方を中心に広範囲に大被害。白川谷大山崩れのため帰雲城埋没300余人圧死。京都では三十三間堂仏像600体倒れる。奈良興福寺築地崩れる。 |
| 19 | 1596. 9. 5 (慶長1.閏7.13) | 〔伏見桃山地震〕 135.6 34.6 | 7.5 | 三条より伏見の間被害最も多く、伏見城天守大破、約600人圧死。諸寺民家の倒壊死傷多し。堺で死者600人。奈良では興福寺・唐招提寺・法華寺・海龍王寺など大被害、般若寺十三重塔上部落下。 |
| — | 1605. 2. 3 (慶長 9.12.16) | 〔慶長地震〕 (南海トラフ) 138.5 33.5 | 7.9 | 津波は犬吠岬から九州に至る太平洋岸を襲い、各地に大きな被害。ほぼ同時に二つの地震が起きたともみられる。震動による被害は小さい。地震津波。 |
| 20 | 1662. 6.16 (寛文 2. 5. 1) | 近江および 周辺諸国 135.9 35.2 | 7.4 | 比良岳付近の被害甚大。唐崎で田畑85町湖中に没す。死者多し。京都でも死者200人余。奈良では2日間に約40回の地震とある。 |
| 21 | 1707.10.28 (宝永 4.10. 4) | 〔宝永地震〕 (南海トラフ) 135.9 33.2 | 8.6 | 我が国地震史上最大級の地震の一つ。震害と津波の被害は東海道から九州に及び、全体で死者4900人、潰家29000。大和国では死者63、潰家3219。興福寺・法華寺のほか多くの寺で被害。二つの地震と考えるのが妥当である。 |
| 22 | 1802.11.18 (享和 2.10.23) | 畿内・名古屋 136.5 35.2 | 6.8 | 奈良春日の石灯籠かなり倒れ、名古屋では本町御門西の土居の松倒れ、高壁崩れる。やや深い地震か？ |

■奈良県の被害地震（第1部，1884年まで）（3／3）

| No. | 発生年月日 (和 暦) | 被災地域 〔地震名〕 震央 東経 北緯 | マグニ チュード | 被害状況等 |
|-----|--|-----------------------------------|-------------|--|
| 23 | 1819. 8. 2 (文政 2. 6. 12) | 近江・伊勢・美濃 136.3 35.2 | 7.3 | 琵琶湖の周辺と木曾川下流の地域で被害が著しかった。奈良で春日社の灯籠8分どおり倒れる。 |
| 24 | 1854. 7. 9 (嘉永 7. 6. 15) (安政1) | 〔伊賀上野 地震〕 136.0 34.7 | 7.3 | 伊賀・伊勢・大和を中心に隣国でも大きな被害。とくに伊賀上野は潰滅的な被害。全体で死者千数百人、潰家約5000戸。奈良では死者450～520人、潰家750～850戸。春日社、または寺々の灯籠残らず倒れたという。 |
| 25 | 1854. 12. 23 (嘉永 7. 11. 4) (安政1) | 〔安政東海地震〕 (南海トラフ) 137.8 34.0 | 8.4 | 被害区域は関東から近畿に及ぶ。震害の最もひどかったのは沼津から伊勢湾にかけての海岸。津波による被害も甚大。死者多数。 |
| 26 | 1854. 12. 24 (嘉永 7. 11. 5) (安政1) | 〔安政東海地震〕 (南海トラフ) 135.0 33.0 | 8.4 | 前日に安政東海地震が起こっており、その32時間後に発生した。震害は近畿・四国が中心で、津波による被害と合わせて死者2万人、壊家2万戸と推定される。奈良では春日社石灯籠多く倒れたほか、東大寺一部破損、春日社家町で潰家あり。 |

■奈良県の被害地震（第2部，1885年以降）（1／2）

| No. | 発生年月日 (和 暦) | 被災地域 〔地震名〕 震央 東経 北緯 | マグニ チュード | 被害状況等 |
|-----|-------------------------|---------------------------------------|-------------|--|
| 27 | 1891. 10. 28 (明治 24) | 〔濃尾地震〕 (岐阜県南西部) 136.6 35.6 | 8.0 | 日本内陸で起こった地震としては最大級。岐阜・愛知県で大被害。根尾谷を通る大断層を生じた。全体で死者7273人、全壊14万戸。奈良県では死者1人、傷者2人、全壊16戸。 |
| 28 | 1899. 3. 7 (明治 32) | (紀伊半島 南東部) 136.1 34.1 | 7.0 | 被害の中心は奈良県南東部と三重県南部。奈良県では北山筋、吉野郡方面で山崩れなど被害大。死者は三重県で7人だが奈良県は0人。春日社石灯籠87倒れる。プレート境界地震か？ |
| 29 | 1909. 8. 14 (明治 42) | 〔姉川地震〕 (滋賀県 姉川付近) 136.8 35.4 | 6.8 | 琵琶湖東北岸虎姫付近で被害最大。滋賀・岐阜両県で死者41人。奈良県は軽微。 |
| 30 | 1925. 5. 23 (大正 14) | 〔北但馬地震〕 (但馬北部) 134.8 35.6 | 6.8 | 円山川流域で被害多く、死者428人、家屋全壊1295戸、焼失2180戸。奈良県は軽微。八木で震度4。 |
| 31 | 1927. 3. 7 (昭和 2) | 〔北丹後地震〕 (京都府北西部) 134.9 35.6 | 7.2 | 被害は丹後半島の頸分で最も激しく、全体で死者2925人、家屋全壊12584戸。郷村断層(長さ18km、水平ずれ最大2.7m)とそれに直交する山田断層(長さ7km)を生じた。奈良県の被害は軽微。八木で震度5。 |
| 32 | 1936. 2. 21 (昭和 11) | 〔河内大和 地震〕 (二上山付近) 135.7 34.5 | 6.4 | 大阪府・奈良県の境で震度が強かった。死者は大阪府8人。奈良県では死者1人、家屋の全半壊148戸、小さな崖崩れあり、法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土塀の損傷などの被害あり。余震多数。余震分布から大和川断層の活動と考えられる。八木で震度5。 |
| 33 | 1938. 1. 12 (昭和 13) | (田辺湾沖) 135.1 33.6 | 6.8 | 和歌山県日高郡・西牟婁郡などの沿岸地方で土塀の崩壊、家屋の小破、道路の小亀裂などが生じた。奈良県では十津川村などで小被害。紀伊水道沿岸部で地鳴り、井戸水位の増減あり。浅い地震。八木で震度4。 |
| 34 | 1944. 12. 7 (昭和 19) | 〔東南海地震〕 (南海トラフ) 136.2 33.6 | 7.9 | 戦争末期に起こった巨大地震。東海地方で軍用機工場ほぼ全壊などの大被害。近畿地方にも被害及ぶ。全体で死者1251人、全壊16455戸。奈良では死者3人、傷者1人、全壊89戸。橿原で震度5。 |
| — | 1945. 1. 13 (昭和 20) | 〔三河地震〕 (愛知県南部) 137.0 34.7 | 6.8 | 規模の割に被害が大きく、死者2306人、住家全壊7221戸、半壊16555戸。深溝断層(延長9km、上下ずれ最大2mの逆断層)が生じた。橿原で震度3。奈良県での被害の記録はないが、戦時中なので詳細は不明。 |

■奈良県の被害地震（第2部，1885年以降）（2／2）

| No. | 発生年月日 (和 暦) | 被災地域 〔地震名〕 震央 東経 北緯 | マグニ チュード | 被害状況等 |
|-----|-------------------------|---------------------------------------|-------------|--|
| 35 | 1946. 12. 21 (昭和 21) | 〔南海地震〕 (南海トラフ) 135.6 33.0 | 8.0 | 東南海地震の2年後に起こった巨大地震。今度は近畿・四国が被害の中心となった。津波による被害も大きく、全体で死者1330人、全壊9070戸。奈良県では傷者13人、全壊約140戸、春日大社石灯籠約300基倒れる。橿原で震度5。 |
| 36 | 1948. 6. 15 (昭和 23) | (和歌山県南部) 135.4 33.8 | 6.7 | 和歌山県・奈良県南部で小被害。全体で死者2人（十津川署管内）、家屋倒壊60戸、地滑り・崖崩れなど。奈良市では被害はなかったが、春日大社などの石灯籠3基倒れる。プレート境界地震か？橿原で震度4。 |
| 37 | 1950. 4. 26 (昭和 25) | (奈良県南部) 135.7 33.9 | 6.5 | 三重県南部で山崩れ落石などの小被害。奈良県十津川村などでも民家半壊1戸など小被害。春日大社の石灯籠10基倒れる。震源の深さ40km、プレート境界地震か？奈良で震度4、八木で3。 |
| 38 | 1952. 7. 18 (昭和 27) | 〔吉野地震〕 (奈良県中部) 135.8 34.5 | 6.8 | 近畿地方をはじめ、中部地方の西部でも小被害があった。震源がやや深かった（60km）ために被害地が分散している。全体で死者9人、傷者136人、全壊20戸。奈良県では死者3人、傷者6人、全壊1戸、春日大社の石灯籠650基が倒れる。プレート境界地震。橿原で震度4。 |
| 39 | 1962. 1. 4 (昭和 37) | (和歌山県西岸) 135.2 33.6 | 6.4 | 和歌山県で道路に亀裂、山・崖崩れが若干あったほか、奈良県でも南部で崖崩れ1箇所、落石による電話線の被害あり。奈良の震度3。 |
| 40 | 1995. 1. 17 (平成 7) | 〔兵庫県 南部地震〕 (明石海峡) 135.0 34.6 | 7.2 | 近代都市を襲った直下型地震。1949年制定以来初めて、神戸市を中心とした阪神地域および淡路島北部に震度7の激震地が指定された。全体で死者6425人、行方不明者2人、全半壊25万棟異常に及ぶ。奈良は震度4。奈良県内の被害は傷者12人、建物の一部損壊15件など比較的軽微。 |
| 41 | 2000. 10. 31 (平成 12) | (三重県中部) 136.3 34.3 | 5.7 | 三重県で住家一部破損や水道管破断があった。負傷者6人。奈良県でも南部で一部落石、崩土があった。奈良県の震度IV。 |
| 42 | 2004. 9. 5 (平成 16) | (紀伊半島沖) 136.8 33.0 | 6.9 | 下記地震の前震。下北山村及び和歌山県新宮市で震度V弱。奈良県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府及び和歌山県で震度IV。奈良県では、一部で道路の落石及び小規模崩土があった。 |
| 43 | 2004. 9. 5 (平成 16) | (東海道沖) 137.1 33.1 | 7.4 | 沈み込むフィリピン海プレート内での地震。下北山村並びに三重県及び和歌山県の一部で震度V弱。奈良県、三重県、和歌山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県及び兵庫県の一部で震度IV。奈良県では、負傷者6人。 |
| 44 | 2004. 9. 7 (平成 16) | (東海道沖) 137.3 33.2 | 6.4 | 上記地震の余震。下北山村並びに静岡県、三重県、和歌山県及び兵庫県の一部で震度IV。人的物的被害なし。 |

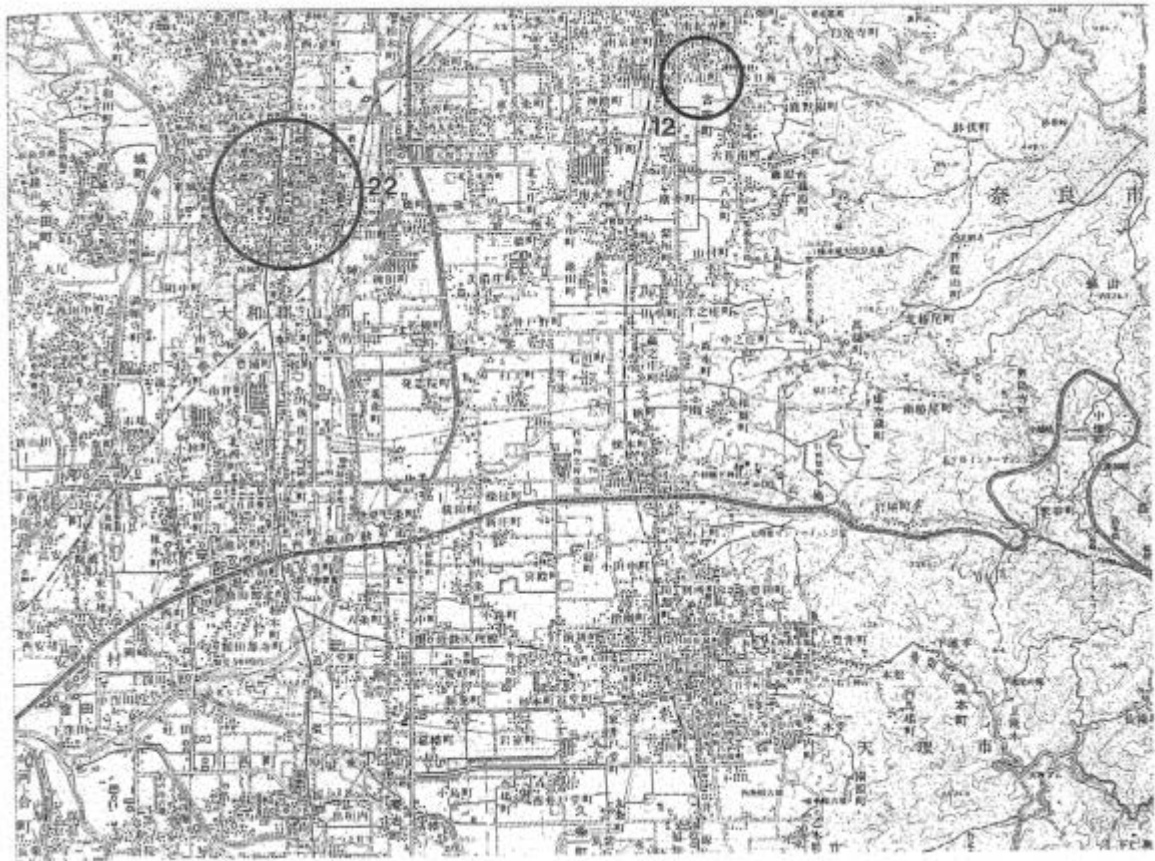
資料13-4 市周辺の液状化履歴地点

大和郡山市付近の地震による液状化の履歴は「日本の地盤液状化履歴図（若松、1991）」により把握できる。

これによると伊賀・伊勢・大和および隣国地震（伊賀上野地震）（1854）で液状化現象が発生している。

■液状化履歴地点

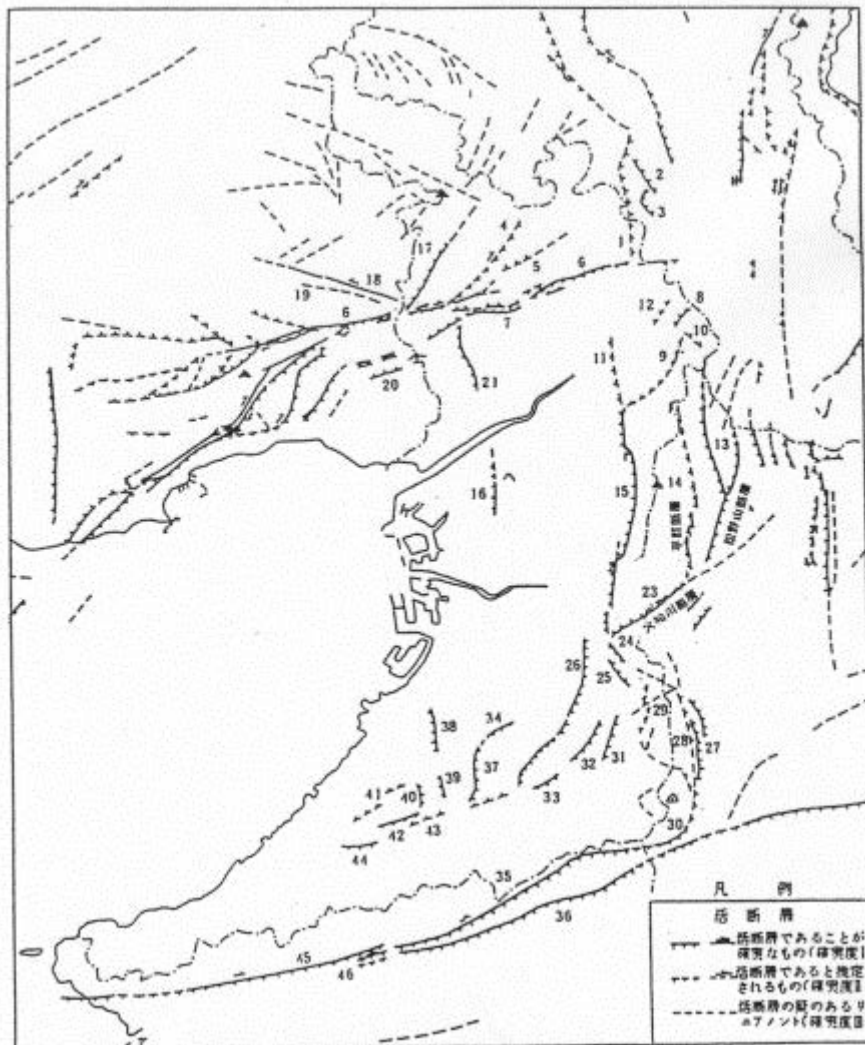
| 地震名（被害地域・震央） | 発震年月日 | マグニチュード | 地点名 |
|-------------------------------|----------------------|-----------|---|
| 伊賀・伊勢・大和 および隣国 （伊賀上野地震） | 1854. 7. 9 （嘉永 7） | 7 1/4±1/4 | 12 南都古市木津辺（奈良県奈良市古市） 22 大和郡山（奈良県大和郡山市） |



伊賀・伊勢・大和および隣国地震による液状化発生位置図

資料13-5 近畿地方の活断層

| 番号 | 断層名 | 确实度 | 活動度 | 番号 | 断層名 | 确实度 | 活動度 | 番号 | 断層名 | 确实度 | 活動度 |
|----|----------|-----|-----|----|---------|-----|-----|--|-------|-----|-----|
| 1 | 西山断層 | II | B | 21 | 仏念寺山断層 | I | B | 41 | 水間北方 | II | C |
| 2 | 高畑断層線 | I | B | 22 | 松野山断層 | I | C | 42 | 神於山断層 | I | C |
| 3 | 金原断層線 | I | B | 23 | 大和川断層帯 | I | B | 43 | 内畑断層 | I | C |
| 4 | 箕面断層 | II | B | 24 | 上ノ太子撓曲 | I | C | 44 | 成合断層 | I | C |
| 5 | 馬場断層 | II | C | 25 | 太子撓曲 | I | C | 45 | 根来断層 | I | A |
| 6 | 有馬-高槻構造線 | I | B | 26 | 羽曳野撓曲 | I | B | 46 | 桜池断層 | I | A |
| 7 | 小野原断層帯 | | | 27 | 葛城東麓断層群 | | | (注1)活動度： A：第四紀における平均変位速度が1000年当たり1m～10m未満のもの B：同上が0.1m～1m未満のもの C：同じく0.1m未満のもの (注2)活動度に括弧のついているものは第四紀後期の約50万年間に活動しなかったとみられるもの | | | |
| 8 | 長尾断層 | I | [B] | 28 | 葛城断層 | I | B | | | | |
| 9 | 校野断層 | I | C | 29 | 葛城山西麓 | II | B | | | | |
| 10 | 杉断層 | I | [B] | 30 | 金剛断層 | II | C | | | | |
| 11 | 枚方撓曲 | I | [B] | 31 | 神山撓曲 | I | B | | | | |
| 12 | 田口近傍 | II | C | 32 | 金胎寺山撓曲 | I | C | | | | |
| 13 | 富雄川撓曲 | II | C | 33 | 日野撓曲 | I | C | | | | |
| 14 | 平群断層 | I | [C] | 34 | 片蔵撓曲 | I | C | | | | |
| 15 | 生駒断層 | I | [C] | 35 | 五条谷断層 | I | C | | | | |
| 16 | 上町断層 | I | B | 36 | 中央構造線 | I | A | | | | |
| 17 | 五月山断層 | I | B | 37 | 別所撓曲 | I | [C] | | | | |
| 18 | 十万辻断層 | I | B | 38 | 坂本断層 | I | C | | | | |
| 19 | 中山断層 | I | C | 39 | 春木撓曲 | I | C | | | | |
| 20 | 伊丹断層 | III | | 40 | 神於山撓曲 | I | C | | | | |
| | | I | B | | | I | C | | | | |



資料13-6 気象庁震度階級解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)および継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

| 用語 | 意味 |
|--------------------------|---|
| まれに わずか 大半 ほとんど | 極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。 |
| が(も)ある、 が(も)いる | 当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。 |
| 多くなる | 量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。 |
| さらに多くなる | 上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。 |

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

○人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震度階級 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|------|---|--|---|
| 0 | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 | — | — |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。 | — | — |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | — |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |
| 5弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。 |
| 5強 | 大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 |
| 6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 |
| 7 | 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばすこともある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。 |

○ 木造建物(住宅)の状況

| 震度 階級 | 木造建物(住宅) | |
|----------|----------------------------------|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5弱 | — | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 5強 | — | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 6弱 | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 |
| 6強 | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。 |
| 7 | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 |

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○ 鉄筋コンクリート造建物の状況

| 震度 階級 | 鉄筋コンクリート造建物 | |
|----------|---|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5強 | — | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 |
| 6弱 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 |
| 6強 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 |
| 7 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 | 壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。 |

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○ 地盤・斜面等の状況

| 震度階級 | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
|------|--|---|
| 5弱 | 亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。 | 落石やがけ崩れが発生することがある。 |
| 5強 | | |
| 6弱 | 地割れが生じることがある。 | がけ崩れや地すべりが発生することがある。 |
| 6強 | 大きな地割れが生じることがある。 | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。 |
| 7 | | |

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ ライフライン・インフラ等への影響

| | |
|----------------|---|
| ガス供給の停止 | 安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。 |
| 断水、停電の発生 | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。 |
| 鉄道の停止、高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。) |
| 電話等通信の障害 | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 |
| エレベーターの停止 | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 |

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

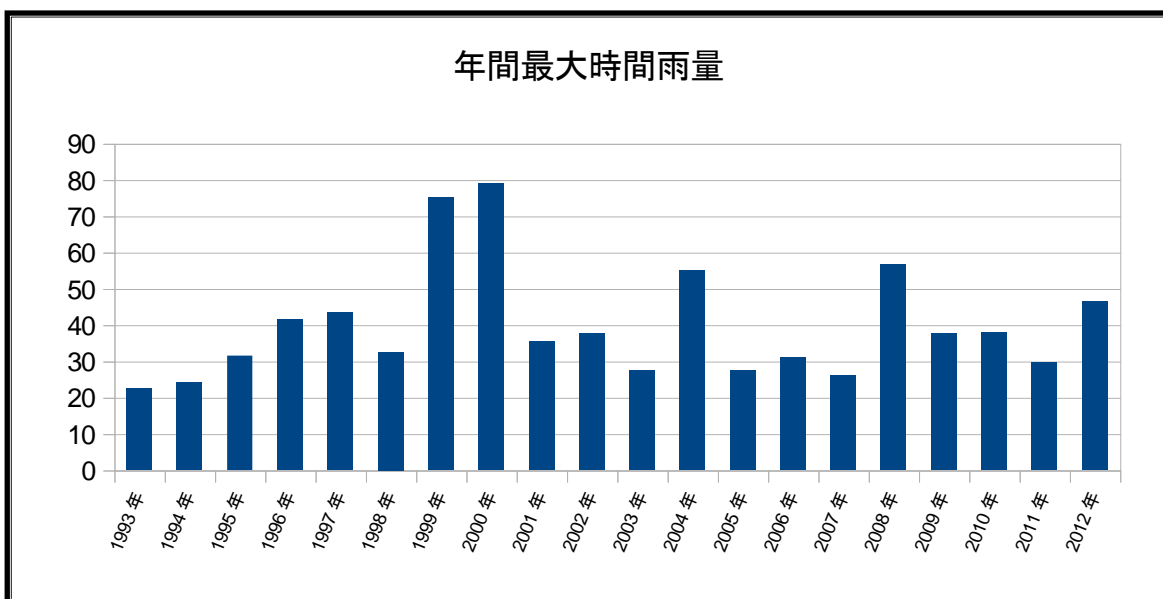
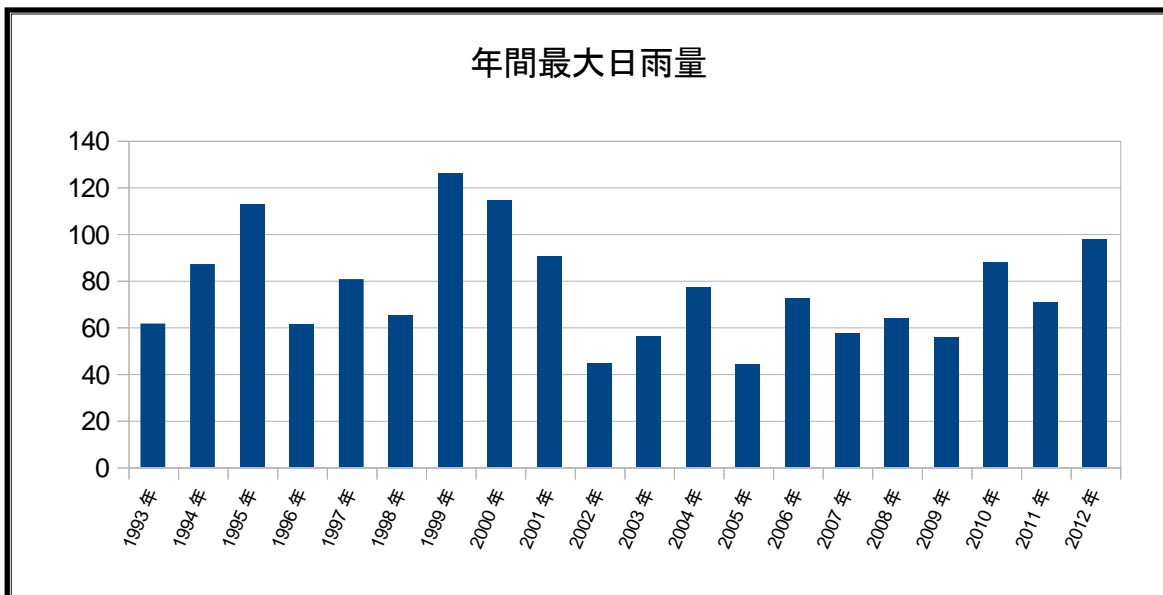
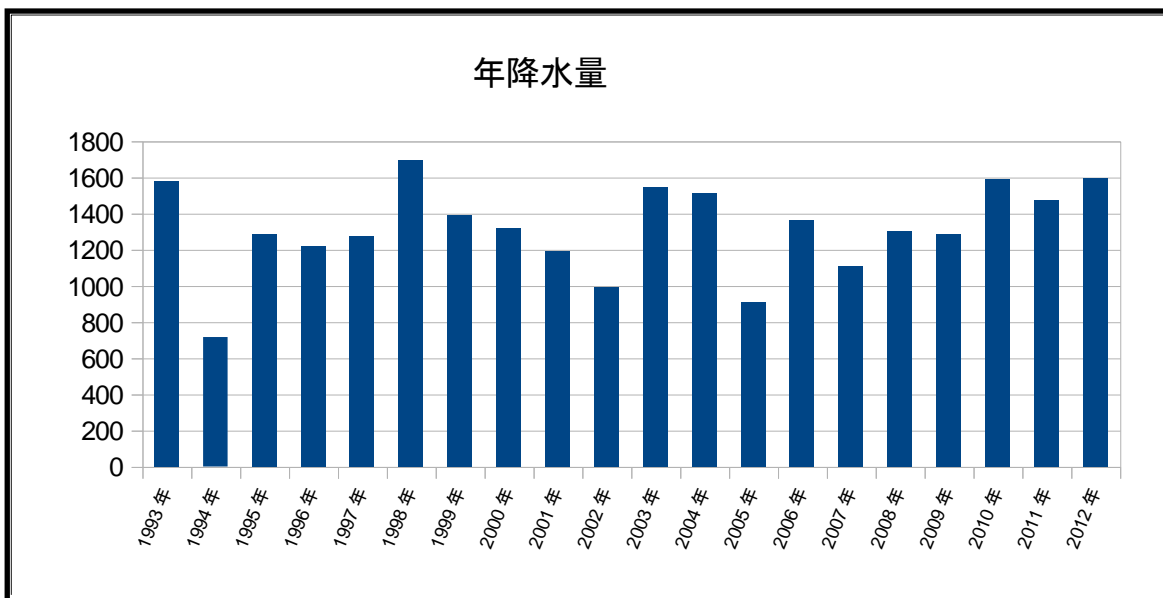
○ 大規模構造物への影響

| | |
|---------------------------------|---|
| 長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ | 超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 |
| 石油タンクのスロッシング | 長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。 |
| 大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 | 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。 |

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料13-7 雨量データ

奈良地方気象台（奈良観測所 1993年1月1日～2012年12月31日までの雨量データ）



資料13-8 奈良県における主な風水害（昭和以降）

奈良県における主な風水害（昭和以降）

①台風によるもの（1/2）

| 年 月 日 | 災害種別 | 被害地域 | 気 象 状 況 | 被 害 状 況 |
|---------------------------|------|------------|--|--|
| 昭和 5. 7. 31 | 水 害 | 大和川流 域 | 八丈島方面から伊勢湾に進み三重 県を北進した台風 | 河川氾らん、堤防決壊、死者5名、 全半壊家屋102、農作物の被害甚大 |
| 9. 9. 21 (室戸台風) | 風水害 | 県全域 | 沖縄方面から四国室戸岬、大阪、京 都、滋賀から日本海西岸を北進した 最大級の台風 室戸台風 | 死傷者90、全壊家屋670、半壊家屋 1,285、その他土木・農作物・林業 関係等の被害甚大 |
| 24. 7. 29 (ヘスター台風) | 水 害 | 北東山間 部 | 熊野灘から若狭湾に向け北西進し た台風 ヘスター台風 | 使者1、浸水家屋417 |
| 25. 9. 3 (ジェーン台風) | 風水害 | 県全域 | 四国室戸岬東方から淡路島をへて 神戸西方に上陸し、若狭湾へ抜けた 台風 ジェーン台風 | 死者1、全半壊家屋2,442、水田流 水119.5ha、道路損壊844、橋梁流 失173、堤防決壊197、通信関係（電 柱）487 |
| 27. 6. 23 (ダイナ台風) | 水 害 | 県全域 | 四国清水室戸をかすめ紀伊半島南 端に上陸し、本州南岸沿いを東北東 進した台風 ダイナ台風 | 浸水家屋105、半壊家屋1、堤防決 壊273、道路損壊598、橋梁流失40、 冠水田707.8ha、流水田213、流失 畑106ha |
| 28. 9. 25 (13号台風) | 水 害 | 県全域 | 室戸岬南方から潮岬の南端をかす め熊野灘を北東進した 13号台風 | 死者行方不明12、全半壊家屋670、 流失家屋103、浸水家屋10,801、田 畑流失埋没922ha、道路損壊1,669 ヶ所、橋梁流失430 |
| 31. 9. 27 (15号台風) | 水 害 | 北部平坦 地域 | 潮岬の南沖から御前崎付近をへて 東京から鹿島灘へ去った 15号台風 | 死者2、負傷2、行方不明2、全半壊 家屋11、浸水家屋4,201、田畑流失 18ha、道路損壊59、橋梁流失38 |
| 33. 8. 25 (17号台風) | 水 害 | 県全域 | 和歌山県白浜、御坊間に上陸奈良市 付近を北上した台風 17号台風 県東部地域と南部山間地域に雨多 し | 死者・行方不明者8、浸水家屋566、 全半壊家屋49、道路損壊118、橋梁 流失29、田畑流水埋没10ha |
| 34. 9. 26 (伊勢湾 台風) | 水 害 | 県東部・ 南部 | 潮岬付近に上陸し奈良県内を北東 進した台風 近年最大の災害となる 15号台風（伊勢湾台風） | 死者行方不明116、負傷者512、全 半壊家屋2,393、流失家屋518、浸 水家屋10,225、田畑流失埋没 545ha、被害橋梁流失381、被害額 183億円余 |
| 36. 9. 16 (第2室戸 台風) | 風水害 | 県全域 | 室戸岬付近より上陸し阪神間を北 上した台風 18号台風（第2室戸台風） 平坦部被害甚大 | 死者6、負傷者186、全半壊家屋 2,662、浸水家屋102、田畑流水埋 没456ha、道路損壊128、橋梁流水 34、通信施設178回線、被害額89 億円 |
| 37. 7. 27 (7号台風) | 風水害 | 北部・南 部 | 潮岬と白浜間より上陸し和歌山奈 良県境を北上した7号台風 | 負傷者1、全壊家屋2、浸水家屋50、 一部損壊家屋10、道路損壊36、通 信施設71回線 |
| 40. 9. 17 (24号台風) | 水 害 | 北部・中 部 | 紀伊半島をかすめ中部地方に上陸 した24号台風 | 死者2、全半壊24、浸水家屋4,229、 道路損壊109、通信施設3,674回線 |
| 45. 7. 5~6 (2号台風) | 風水害 | 県全域 | 四国沖を北東進し紀伊半島に上陸 後北から北西に進路を転じ、和歌山 県から大阪湾にでて北上した台風 | 死者1、全半壊3、道路損壊6、通信 施設33回線 |
| 46. 9. 26 (29号台風) | 水 害 | 県全域 | 紀伊半島に上陸後南東岸沿いに北 東進した台風29号 | 死者4、行方不明7、全半壊14、浸 水家屋1,378、耕地被害191ha、道 路損壊94、がけくずれ174、通信施 設9回線 |

①台風によるもの (2/2)

| 年 月 日 | 災害種別 | 被害地域 | 気 象 状 況 | 被 害 状 況 |
|----------------------------|------|------|---|--|
| 47. 9. 16 (20号台風) | 風水害 | 県全域 | 紀伊半島に上陸後、北北東に進み奈良県東部県境沿いに通過した台風20号による | 負傷者17、全半壊家屋115、浸水家屋342、田畑冠水埋没2,362ha、堤防決壊189、道路損壊807、山(崖)くずれ722、被害額約45億円 |
| 51. 9. 8~14 (台風17号及び前線) | 水 害 | 県全域 | 台風17号が九州西海上で迷走し、西日本に停滞した前線の影響も加わって大雨が続いた 総雨量は、前鬼1,462、日ノ出岳1,145mmなどであった。 | 家屋の半壊2、一部破損30、浸水2,115、非住家2、田畑流失埋没15ha、学校12カ所、道路889カ所、橋梁10カ所、河川567カ所、砂防6カ所、被害額は約50億円 |
| 56. 7. 29~ 8. 1 | 水 害 | 県南部 | 台風10号が本州南海上を西北西に進み、このため本県南東山岳部に大雨を降らせた。 | 農林水産業施設2,231千円 公共土木施設7,042千円 |
| 57. 7. 31~ 8. 3 | 水 害 | 県全域 | 台風10号が本県東側をほとんど真北に進み、続いて台風9号くずれの低気圧が四国沖から南岸沿いに東北東進した 日ノ出岳で943mm(7月31日19時~8月2日2時) 五條で194mm(8月2日21時~8月3日13時) 奈良160mm(8月1日) | 死者14、行方不明2、全壊144、半壊277、床上浸水3,413、床下浸水8,985、公共土木施設被害7,821カ所、被害額42,322百万円、農林水産業関係被害27,536百万円等 被害総額86,490百万円 |
| 平成 2. 9. 19 (台風19号) | 風水害 | 県全域 | 台風19号が和歌山県白浜町の南に上陸し、県南東部で大雨となった。 | 行方不明1、全壊2、半壊9、一部損壊92、床上浸水65、床下浸水201 被害総額11,096百万円 |
| 平成 10. 9. 22 (台風7号) | 風 害 | 県全域 | 台風7号が和歌山県御坊市付近に上陸し、琵琶湖の南側を通り富山湾へ進んだ。 台風の最盛期に暴風雨を伴って上陸したため、県内も暴風となった。 | 死者2、負傷者87、家屋全壊52、家屋半壊603、床上浸水1、床下浸水36、道路損壊68、橋梁流出3、山・崖崩れ77、通信施設被害7,315回線 |
| 平成 23. 9. 2 (台風12号) | 風水害 | 県南部 | 台風第12号が日本の南海上をゆっくりと北上し、9月3日10時頃に高知県東部に上陸した。 この台風を取り巻く雨雲や暖かく湿った空気が近畿地方南部に流れ込んだため、奈良県では南部を中心に大雨となった。 | 死者14、行方不明10、負傷者6、家屋全壊48、家屋半壊71、床上浸水14、床下浸水39、公共建物被害18、崖崩れ81 |

②低気圧によるもの

| 年 月 日 | 災害種別 | 被害地域 | 気 象 状 況 | 被 害 状 況 |
|-------------------|------|------|--|---|
| 27. 7. 1~3 | 水 害 | 県全域 | 三陸沖の低気圧の中心から本邦を東西に伸びる寒冷前線があり、この線上を2日夜別な低気圧が奈良県付近を東進した。 | 床上浸水142、河川堤防決壊5、橋梁流水3、道路損壊21、冠水田畑375ha |
| 34. 8. 12~14 | 水 害 | 県全域 | 本州南海上に停滞する前線域を東進した低気圧が四国沖で停滞気味となり特に南東山岳部が大雨となった。 | 全半壊家屋2、浸水家屋1,861、堤防決壊21、橋梁流失5、道路損壊35、田畑流失10ha |
| 36. 10. 26 ~28 | 水 害 | 県全域 | 本州南沖を東西にのびる前線上の九州南西海上に低気圧が発生東進した。28日21時鳥島の南東に台風が現れた。 | 死者1、全半壊家屋7、浸水家屋666、田畑流失46ha、田畑冠水1,779ha、道路損壊148、橋梁流失29 |
| 56. 10. 8~9 | 水 害 | 県全域 | 前線を伴った顕著な低気圧が日本海を北東進したので県下全域に大雨を降らせた | 床下浸水164戸、道路損壊220ヶ所、河川253ヶ所等、農林水産業施設173,791千円、公共土木施設1,268,420千円、農林被害92,203千円、被害総額1,534,414千円 |

③前線によるもの

| 年 月 日 | 災害種別 | 被害地域 | 気 象 状 況 | 被 害 状 況 |
|---------------------|------|------|---|--|
| 27. 7. 11 | 水 害 | 中・北部 | 7月3日以来本邦南方洋上に移動した梅雨前線が北上して10日～11日当県を通過したが、この前線が異常に変形して大雨となった。 | 負傷者1、半壊家屋2、浸水家屋1,411、堤防決壊18、橋梁流失9、道路損壊34、流失畑14ha、冠水田畑1,877ha |
| 28. 7. 18 | 水 害 | 県全域 | 日本海中部から近畿北部をへて九州北部、中国中部に達した前線が17日夜本県を通過南下し18日再び北上したため大雨となった | 死者27、負傷者25、行方不明10、全半壊家屋187、流失家屋191、浸水家屋2,019、田畑流失埋没489ha、道路損壊25 |
| 32. 6. 26～28 | 水 害 | 北 部 | 前線が26日15時頃紀伊半島を北上し、27日10時奈良県北部から瀬戸内をへて九州方面に停滞、台風5号の影響もあって北部が大雨となった。 | 死者1、負傷者1、浸水家屋1,062、田畑冠水54ha、橋梁流失4、道路損壊25 |
| 32. 7. 16～17 | 水 害 | 中・北部 | 関東地方から近畿中部をへて日本海の低気圧に達する前線停滞のため大和川流域宇陀川流域に大雨が集中した。 | 行方不明1、全半壊家屋5、浸水家屋1,716、田畑冠水1,859ha、道路損壊67、橋梁流失4 |
| 47. 7. 10～13 | 水 害 | 県全域 | 梅雨前線が10日から13日にかけて近畿地方を中心に南下北上を繰り返したため大雨となった。 | 死者1、負傷者9、全半壊家屋37、浸水家屋1,371、田畑冠水2,268ha、堤防損壊289、道路損壊1,061、山(がけ)くずれ577 |
| 53. 6. 22～23 | 水 害 | 中・南部 | 梅雨前線が本州南岸で活発化した。 | 全壊1、床上浸水1、床下浸水1,058、冠水325ha、運休21本、欠便20便、被害額4,911,963千円 |
| 61. 6. 25 ～ 7. 1 | 水 害 | 県全域 | 25日梅雨前線の南下、30日台風6号の接近により大雨となった。 | 全半壊家屋3、床下浸水195、田畑冠水160ha、道路損壊383ヶ所、河川被害645ヶ所、被害総額5,943百万円 |
| 平成 2. 9. 13～18 | 水 害 | 県全域 | 13日から18日にかけて西日本に停滞していた前線の活動が活発になり大雨となった。 | 死者1名、床下浸水35、被害総額648百万円 |
| 7. 7. 1～6 | 水 害 | 県全域 | 梅雨前線が西日本から東日本に停滞し、各地で断続的に大雨が降った。県内では特に3日の昼前後、4日午前中、短時間に激しい雨が降った。 | 家屋半壊2、床上浸水229 床下浸水1,650、道路損壊7 橋梁流出1、山・崖崩れ22 |
| 9. 7. 9～13 | 水 害 | 県北部 | 梅雨前線が西日本に停滞し、県全域で雨が降り続いた。特に13日は、前線が活発化したため、県北部を中心に短時間強雨となった。 | 床上浸水3、床下浸水696 道路損壊2、山・崖崩れ5 |
| 13. 6. 13～15 | 水 害 | 県北部 | この期間、西日本付近に停滞する梅雨前線上を発達した低気圧がゆっくり東進した。特に14日は、紀伊半島付近に停滞する梅雨前線上を低気圧が通過し、この低気圧に向かって湿った空気が流入して大気の状態が不安定となり、県北部で雷を伴う短時間強雨となった。 | 床下浸水6、山・崖崩れ1 |
| 13. 7. 17 | 水 害 | 県北部 | 日本海に停滞する梅雨前線に暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が不安定となり、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となった。 | 床下浸水10、落雷により 2,340世帯が停電した。 |

昭和57年7月31日から8月3日にかけての台風10号と低気圧による
奈良県の暴風雨と大雨に関する災害

大和郡山市の風水害のうち近年被害の大きかった昭和57年災害について市および県の資料をとりまとめた。

台風10号の影響で8月1日0時頃から雨が降り始め夕方をピークに2日未明に降り止んだ。

しかし、同日夜半頃から再び台風9号くずれの低気圧により降り始め3日12時頃まで続いた。

この降雨により、台風10号の降雨に追い打ちをかけるかたちになり市内各地で浸水、崖くずれなどの被害が発生した。大和郡山市では3日9時55分に災害対策本部が設置され、3地区52世帯208名に対して避難命令を出した。

①人的被害

| | |
|------|----------|
| 死者 | 1名 (14) |
| 行方不明 | 0名 (2) |
| 負傷者 | 0名 (38) |

②住居被害

| | |
|------|--------------|
| 全壊 | 1棟 (144) |
| 半壊 | 3棟 (272) |
| 一部破壊 | 3棟 (716) |
| 床上浸水 | 46棟 (3413) |
| 床下浸水 | 1665棟 (8985) |

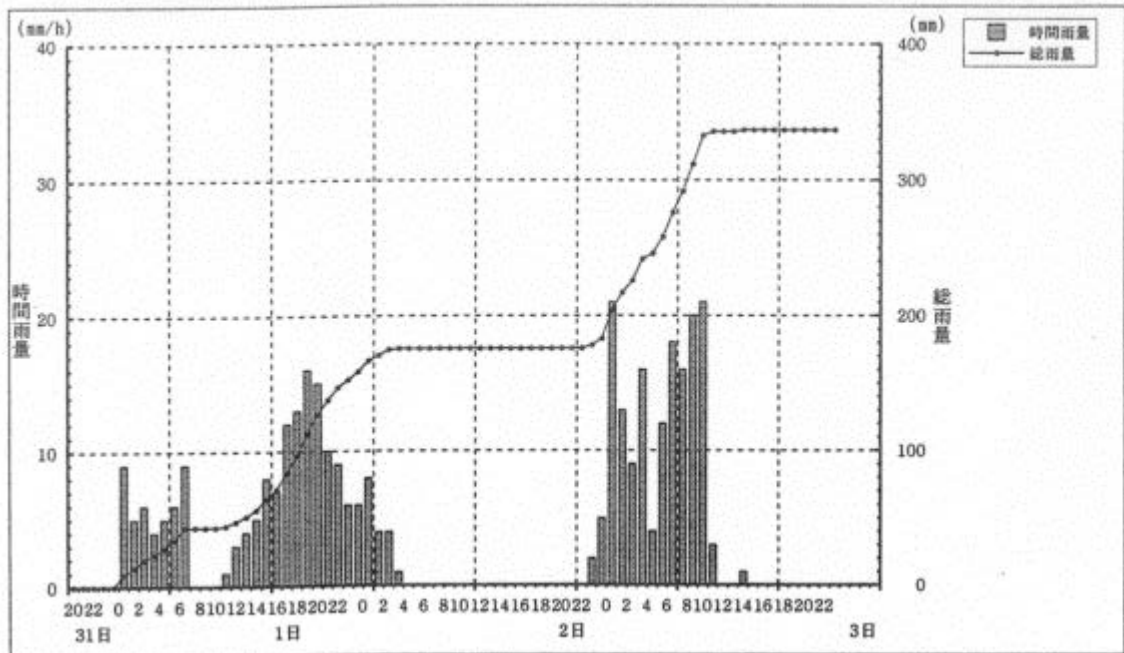
③その他

| | |
|------|-------|
| 田畑冠水 | 181ha |
| 道路 | 18箇所 |
| 崖くずれ | 7箇所 |

() は奈良県全域

【参 考】

昭和 57 年 7 月 31 日～8 月 3 日にかけての台風 10 号と低気圧による
奈良県の暴風雨と大雨に関する災害



昭和 57 年災害の降雨状況 (奈良県地上気象台)

災害発生状況

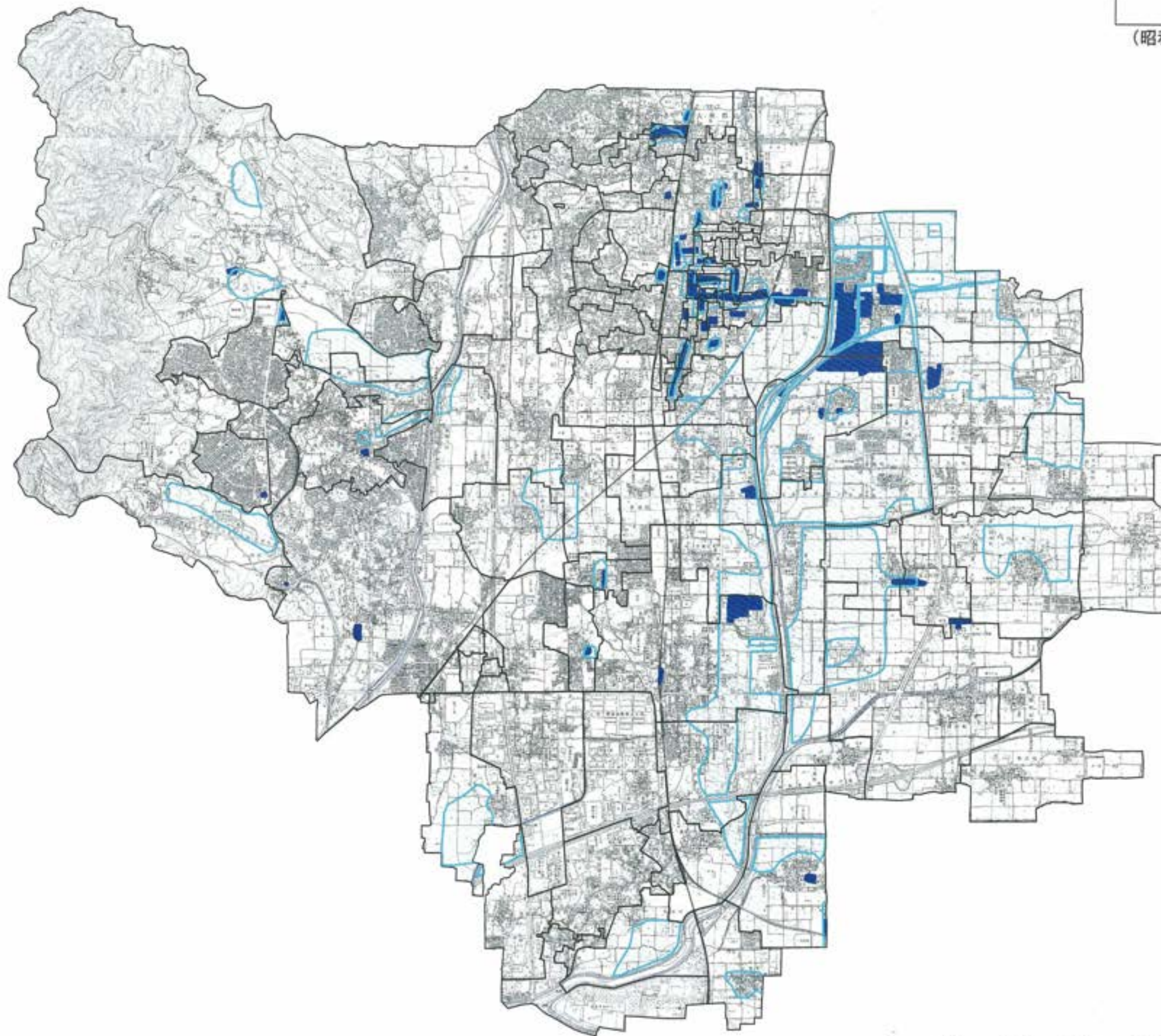
- | | |
|----------------|----------------------------------|
| ①1 日 22 時頃 | 田原本町法貴寺 大和川左岸破堤 |
| ②1 日 23 時頃 | 王寺町 葛下川氾濫 |
| ③3 日 2 時 10 分 | 田原本町 大和川左岸再破堤 |
| ④3 日 6 時 30 分頃 | 王寺町 葛下川氾濫 |
| ⑤4 日 2 時 00 分 | 西吉野村尾那瀬地区 (くえ山) の大規模山地災害により丹生川閉塞 |
| ⑥4 日 8 時 15 分 | くえ山再度、山地崩壊 |

降雨状況 (奈良県地方気象台)

- | | |
|--|---------|
| ①7 月 31 日 17 時 00 分～8 月 2 日 6 時 00 分 (台風 10 号) | |
| 総雨量 | 169.5mm |
| 最大 24 時間雨量 | 162.0mm |
| 最大時間雨量 | 19.5mm |
| ②8 月 2 日 21 時 00 分～8 月 3 日 18 時 00 分 (台風 9 号くずれの低気圧) | |
| 総雨量 | 145.5mm |
| 最大 24 時間雨量 | 143.5mm |
| 最大時間雨量 | 27.5mm |




災害履歴図

(昭和57年 台風10号による浸水状況図)



297~298

凡例

- 浸水範囲
市内部資料による浸水区域の概要 
- 床上浸水
『平成9年 防災アセスメント』による 
- 町丁目境 

自衛隊派遣依頼書

(1) 派遣依頼書様式

| | | | |
|---|---|--------|-------|
| | | 第 | 号 |
| | | 平成 | 年 月 日 |
| 奈良県知事 | 殿 | | |
| | | 大和郡山市長 | 印 |
| 自衛隊の災害派遣について（依頼） | | | |
| 災害対策基本法第 68 条の 2 により、下記のとおり自衛隊の派遣を依頼します。 | | | |
| 記 | | | |
| 1. 災害の状況及び派遣を要請する理由 | | | |
| 災害の状況（とくに災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。） | | | |
| 派遣を要請する理由（現在までとった地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかにすること。） | | | |
| 2. 派遣を希望する期間 | | | |
| 3. 派遣を希望する区域及び活動内容 | | | |
| 派遣を希望する区域 | | | |
| 現地連絡場所及び連絡者 | | | |
| 活動内容（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、水路の啓開について具体的に記述すること。） | | | |
| 4. その他参考となるべき事項 | | | |

(2) 撤収依頼書様式

| | | | | | | |
|---|---|--|--------|---|---|---|
| | | | | 第 | 号 | |
| | | | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 奈良県知事 | 殿 | | | | | |
| | | | 大和郡山市長 | | 印 | |
| 自衛隊の災害派遣部隊の撤収依頼について | | | | | | |
| 平成 年 月 日づけ 第 号により自衛隊の派遣を依頼しましたが、災害 応急対策作業が一応終了しましたので、下記のとおり撤収方をお願いします。 | | | | | | |
| 記 | | | | | | |
| 1. 撤収要請日時 | | | | | | |
| 2. 災害派遣人員等及び従事作業内容 | | | | | | |
| 3. その他参考となるべき事項 | | | | | | |

■農林漁業復興資金

| 資金名 | 資金の種類 | | 貸付対象事業 | 貸付対象者 | 利率 (年) | 償還期 間 | 貸付限度額 |
|--------|----------|------------------|------------------------------------|---|-----------------------------|------------|---------------------------------|
| 天 災 | 経営 資金 | 一般 天災 (注1) | 種苗、肥料、飼料、薬剤、 家畜等農林業経営に必 要な資金 | 被害農業者 ①農業にあって は、年収量30%以 上の減収でかつ年 収入10%以上の損 失額のある者又は 30%以上の樹体損 失額のある者 | 3.0 % 以内～ 6.5 % 以内 | 3～6年 以内 | 個人 200万円 法人 2,000万円 |
| | | 激甚災 (注1) | | | | 4～7年 以内 | 個人 250万円 法人 2,000万円 |
| 資 金 | 事業 資金 | 一般 天災 (注1) | 天災により被害を受け たために必要となつた 事業運転資金 | 在庫品等に著しい 被害を受けた農 協、農業連 | 6.5 % 以内 | 3年以 内 | 組合 2,500万円 連合会 5,000万円 |
| | | 激甚災 (注1) | | | | | 組合 5,000万円 連合会 7,500万円 |

注) 1 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚災害法の適用も受ける天災をいう。

2 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮して設定している。

■農業災害に対する融資制度（株式会社日本政策金融公庫からの融資）

| 資金名 | 貸付対象事業 | 貸付対象者 | 利率 (年) | 償還期 間 | うち据置期 間 |
|------------------------|---|--|----------------|----------|------------|
| 農林漁業施設 資金 | (共同利用施設) 農協等が設置する農産物の生 産・流通・加工・販売に必要な 共同利用施設等の復旧 | 農協・農協連、土 地改良区・同連合 会、5割法人・団 体、農業共済組 合・同連合会等 | 0.65～ 1.5% | 20年以内 | 3年以内 |
| | (主務大臣指定施設) 農業用施設の復旧 果樹の改植又は補植 | 農業を営む者 農協・農協連 | 0.65～ 1.5% | | |
| 経営体育成強 化資金 | 災害により必要とする資金 | 農業を営む者 | 1.5% | 25年以内 | 3年以内 |
| 農業基盤整備 資金 (災害復旧) | 農地、牧野又はその保全、もし くは利用上必要な施設の災害 復旧 | 農業を営む者、土 地改良区・同連合 会、農協・農協連 等 | 0.65～ 1.5% | 25年以内 | 10年以内 |
| 農林漁業セー フティネット 資金 | 災害により売上が減少したた め必要となつた事業運転資金 | 農林漁業者 | 0.65～ 0.85% | 10年以内 | 3年以内 |

※貸付利率は、貸付字の金融情勢により変動する。

■緊急支援資金

①経済変動対策資金

| | | |
|---------|--|---------------------------|
| 融資対象 | 1. 次のいずれかに該当するもので、知事の認定を受けた者 (1) エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者 (2) 災害により被害を受けた者（事実発生の翌日から1年以内） (3) 関連企業の再生手続開始申立等で100万円以上の売掛債権を有する者（事実発生の翌日から1年以内） (4) 地域振興対策として経営の合理化・近代化を図る者 2. 中長期的には業況の回復が見込まれるが、最近3か月の月平均売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期比5%以上減少しており、一時的に業況が悪化している者 3. 社会的要因による突発的出費又は業況の悪化により資金繰りに支障をきたしている者 | |
| 資金使途 | 設備資金（上記融資対象者 1. (3)、2. を除く） | 運転資金 |
| 融資限度額 | 5,000万円 | 5,000万円 |
| 融資期間 | 10年以内（内据置1年以内） | 7年以内（内据置1年以内） |
| 融資利率 | 7年以内 1.835% 7年超 2.035% | 5年以内 1.835% 5年超 2.035% |
| 担保及び保証人 | 奈良県信用保証協会の保証が必要 担保は必要に応じて 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 | |
| 保証料率 | 0.45%～1.56% | |
| 取扱金融機関 | 商工中金奈良支店・南都銀行・りそな銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・近畿産業信用組合 | |

②セーフティネット対策資金（1～6号は責任共有制度対象外）

| | | |
|---------|---|--|
| 融資対象 | 中小企業信用保険法第2条第4項各号の「特定中小企業者」として市区町村長の認定を受けた者。 1号：連鎖倒産の防止 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号：突発的災害（事故等） 4号：突発的災害（自然災害等） 5号：業況の悪化している業種（全国的） 6号：取引金融機関の破綻 7号：取引金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 8号：取引金融機関の整理回収機構に対する貸付債権譲渡 | |
| 資金使途 | 運転資金 | |
| 融資限度額 | 5,000万円 | |
| 融資期間 | 7年以内（内据置1年以内） | |
| 融資利率 | 5年以内 1.835% 5年超 2.035% | |
| 担保及び保証人 | 奈良県信用保証協会の保証が必要 担保は必要に応じて 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 | |
| 保証料率 | 1～5号 0.70% 7・8号 0.63% | |
| 取扱金融機関 | 商工中金奈良支店・南都銀行・りそな銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・奈良信用金庫・近畿産業信用組合 | |

■災害復興住宅融資制度

| 制度の名称 | 災害復興住宅融資(建設) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|----------------------------|-------|------|-------|------|--------|-----|-------|--------|-----|-----------|--------|-----|----------|--------|-----|------|--|-------|----------------------------|-------|--|-------|-----|--|-------|
| 支援の種類 | 融資 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資 ・融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅 ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>構造等</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基本融資額</td> <td>耐火住宅</td> <td>1460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>1460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅(耐久性)</td> <td>1460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅(一般)</td> <td>1400万円</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算</td> <td></td> <td>450万円</td> <td rowspan="3">併せて利用すると基本融資額の返済期間とおなじ返済期間</td> </tr> <tr> <td>土地取得費</td> <td></td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td>整地費</td> <td></td> <td>380万円</td> </tr> </tbody> </table> | | 構造等 | 融資限度額 | 返済期間 | 基本融資額 | 耐火住宅 | 1460万円 | 35年 | 準耐火住宅 | 1460万円 | 35年 | 木造住宅(耐久性) | 1460万円 | 35年 | 木造住宅(一般) | 1400万円 | 25年 | 特例加算 | | 450万円 | 併せて利用すると基本融資額の返済期間とおなじ返済期間 | 土地取得費 | | 970万円 | 整地費 | | 380万円 |
| | 構造等 | 融資限度額 | 返済期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本融資額 | 耐火住宅 | 1460万円 | 35年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 準耐火住宅 | 1460万円 | 35年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 木造住宅(耐久性) | 1460万円 | 35年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 木造住宅(一般) | 1400万円 | 25年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特例加算 | | 450万円 | 併せて利用すると基本融資額の返済期間とおなじ返済期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地取得費 | | 970万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 整地費 | | 380万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分が居住するために住宅を建設する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象(住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ | 独立行政法人住宅金融支援機構 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料15-4 災害援護資金

■災害援護資金

| 種別 | 貸付対象 | 根拠法令 | 貸付金額 | 貸付条件 |
|--------|---|---|---|--|
| 災害援護資金 | <p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の限度以内の世帯</p> <p>1人：220万円 2人：430万円 3人：620万円 4人：730万円 5人以上：700万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注)住宅が滅失した場合は1270万円に緩和</p> | <p>1. 災害弔慰金等に関する法律</p> <p>2. 実施主体 市町</p> <p>3. 経費負担 国 2/3 県 1/3</p> <p>4. 対象となる災害 奈良県において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害</p> | <p>1. 貸付区分および貸付限度額 1世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円以内</p> <p>2. 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住宅の半壊 170万円以内 ウ 住宅の全壊 250万円以内 エ 住宅全体の滅失または流失 350万円以内</p> <p>3. 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円以内 イ 1と2のイの重複 270万円以内 ウ 1と2のウの重複 350万円以内</p> <p>4. 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住宅を建て直す等特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円以内 イ 2のウの場合 350万円以内 ウ 3のイの場合 350万円以内</p> | <p>1. 申請 被害を受けた後3ヵ月以内</p> <p>2. 据置期間 3年(特別な事情のある場合は5年)</p> <p>3. 償還期間 据置期間経過後7年(特別な事情のある場合は5年)</p> <p>4. 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>5. 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)</p> <p>6. 延滞利息 年10.75%</p> |

■災害弔慰金・見舞金

| 種別 | 対象となる災害 | 実施主体等 | 支給対象者 | 支給限度額 | 支給方法・制限等 |
|---------|--|--|--|---|--|
| 災害弔慰金 | <p>自然災害であり、かつ下記のいずれかに該当するものであること</p> <p>1 市内において住家滅失世帯数が5以上であること</p> <p>2 県内において、5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上あること</p> | <p>1 実施主体 市町村 (市条例に基づく)</p> <p>2 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4</p> | <p>死亡者の配偶者</p> <p>死亡者の子</p> <p>死亡者の父母</p> <p>死亡者の孫</p> <p>死亡者の祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)</p> <p>※ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。</p> | <p>1 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内</p> <p>2 その他の場合 250万円以内</p> | <p>1 支給方法 市が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する</p> <p>2 支給制限 ①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合(市長の判断による) ②下記の規則等に基づく支給がある場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 ③その他市長が支給を不適当と認める場合</p> |
| 災害障害見舞金 | <p>3 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること</p> <p>4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</p> | | <p>対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する</p> <p>1 両眼が失明した者</p> <p>2 咀嚼及び言語の機能を廃した者</p> <p>3 神経系等の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者</p> <p>4 両上肢をひじ関節から先を失った者</p> <p>5 両上肢の用を全廃した者</p> <p>6 両下肢をひざ関節から先を失った者</p> <p>7 両下肢の用を全廃した者</p> <p>8 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者</p> | <p>1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内</p> <p>2 その他の場合 125万円以内</p> | |

資料15-6 生活福祉資金

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が貸付を行う資金である。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の貸付対象とならない。（根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号））

■生活福祉資金（福祉資金・福祉費）

| 種別 | 実施主体等 | 貸付対象者 | 貸付限度額 | 貸付条件 |
|---------------------|---|---|---------|---|
| 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 | 1. 実施主体 県社会福祉協議会 2. 窓口 市社会福祉協議会 及び民生・児童委員 | 災害を受けたことにより困窮し、自立更生をするために、指揮を必要とする低所得世帯 | 150万円以内 | 1. 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内 2. 償還期間 据置期間経過後貸付金額により3年～7年以内 3. 貸付利率 年1.5% (据置期間中は無利子) |

■母子・寡婦福祉資金

(1) 貸付の対象

(7) 母子福祉資金 母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に児童（20才未満の者）を扶養している者）

(イ) 寡婦福祉資金 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者）等

(2) 実施主体：奈良県

(3) 貸付資金の種類別、限度額、期間等

(4) 根拠法令：母子及び寡婦福祉法

| 資金種類 | 用途 | 貸付限度額 | 据置期間 | 償還期限 | 利率 |
|--------|-----------------------|------------------------------|-----------|------------------------|-----|
| 事業開始資金 | 事業を始めるのに必要な資金 | 283万円以内 | 貸付の日から1年間 | 据置期間経過後7年以内 | 無利子 |
| 事業継続資金 | 現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金 | 142万円以内 | 6箇月 | 据置期間経過後7年以内 | 無利子 |
| 住宅資金 | 住宅を補修、改築、増築に必要な経費 | 150万円以内 ※特別（新規・購入）200万円以内 | 同上 | 据置期間経過後6年以内 ※特別7年以内 | 年3% |

(5) 災害による据置期間の特例

| 貸付金の種類 | 被害の種類 | 被害の程度 | 据置期間の延長期間 |
|------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 事業開始資金 | 住宅又は家財の被害 | 15,000円以上 30,000円未満 | 6ヶ月間 |
| | | 30,000円以上 | 1年間 |
| 事業継続資金 及び住宅資金 | 住宅又は家財の被害 | 15,000円以上 30,000円未満 | 6ヶ月間 |
| | | 30,000円以上 45,000円未満 | 1年間 |
| | | 45,000円以上 | 1年6ヶ月間 |

事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流出、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時住居としていた者に対し、当該災害による被害を受けた日から1年以内に貸付けられるものについては、その据置期間を、貸付の日から2年をこえない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間の延長をすることができる。

■生活保護のための布団類の支給内容

根拠法令：生活保護法

| 品 目 | 世 帯 区 分 | 金 額 | |
|--------|-------------------|-----------|------------|
| | | 夏期（4月～9月） | 冬期（10月～3月） |
| 布団類・被服 | 2人世帯まで | 18,000円以内 | 32,100円以内 |
| | 4人世帯まで | 33,800円以内 | 54,500円以内 |
| | 5人世帯まで | 43,700円以内 | 68,900円以内 |
| | 5人世帯以上 1人増すごとに | 6,600円以内 | 9,500円以内 |

■被災者生活再建支援金

根拠法令：被災者生活再建支援法

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-----|-------|-------|-------|------|---------|-------|----|----------------|-----|-------|-------|------|
| 1. 対象となる災害 | <p>暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし現象により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の災害</p> <p>④ ①又は②の市区町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市区町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 被害の認定 | 市は、「災害の被害認定基準」に基づき、被害の認定を適正かつ迅速に行うものとする。なお、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 支給対象世帯 | <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 支援金の支給額 | <p>支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。</p> <p>（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全 壊 ((3)①に該当)</th> <th>解 体 ((3)②に該当)</th> <th>長期避難 ((3)③に該当)</th> <th>大規模半壊 ((3)④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円</p> | 住宅の被害程度 | 全 壊 ((3)①に該当) | 解 体 ((3)②に該当) | 長期避難 ((3)③に該当) | 大規模半壊 ((3)④に該当) | 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 | 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) | 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| 住宅の被害程度 | 全 壊 ((3)①に該当) | 解 体 ((3)②に該当) | 長期避難 ((3)③に該当) | 大規模半壊 ((3)④に該当) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 支給申請 | 市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は町から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の可否を決定する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料16-1 道路災害危険箇所

■ H8 道路防災総点検要対策箇所（道路）

| 道路種別 | 番号 | 路線名 | 危険箇所 | | 危険内容 | 迂回路 |
|------|----|-------------|------|--------|-------|-----|
| | | | 所在地 | 延長 (m) | | |
| 一般県道 | 58 | 大和小泉停車場松尾寺線 | 山田町 | 400 | 落石・崩壊 | 無 |

参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度版）

資料16-2 土石流危険溪流

■ 土石流危険溪流Ⅰ

| 溪流番号 | 河川名 | | | 位置 | 番号 | 保全対象 | | | |
|----------|-----|-----|--------|-------|-----|---------|---------------|---------------|---------------|
| | 水系名 | 河川名 | 溪流名 | | | 人口 人 | 人家 戸数 戸 | 公共施設等 | 耕地 面積 ㎡ |
| 郡山KⅠ 1 | 大和川 | 富雄川 | 北村沢 | 矢田町 | 193 | 49 | 17 | 北村公民館 | 10,000 |
| 郡山KⅠ 2 | 大和川 | 富雄川 | 東明寺A沢 | 矢田町 | 194 | 61 | 21 | | 11,000 |
| 郡山KⅠ 3 | 大和川 | 富雄川 | 東明寺B沢 | 矢田町 | 195 | 61 | 21 | | 14,000 |
| 郡山KⅠ 4 | 大和川 | 富雄川 | 中村沢 | 矢田町 | 196 | 32 | 11 | | 25,000 |
| 郡山KⅠ 5 | 大和川 | 富雄川 | 沖台川 | 矢田町 | 197 | 29 | 10 | 矢田寺 | 6,000 |
| 郡山KⅠ 6 | 大和川 | 富雄川 | 上芦川谷 | 矢田町清水 | 198 | 35 | 12 | | 47,000 |
| 郡山KⅠ 7 | 大和川 | 富雄川 | 芦川A | 矢田山町 | 199 | 180 | 62 | | 3,500 |
| 郡山KⅠ 8 | 大和川 | 富雄川 | 芦川B | 矢田山町 | 200 | 38 | 13 | | 4,400 |
| 郡山KⅠ 9a | 大和川 | 富雄川 | 山田原沢 a | 矢田山町 | 201 | 41 | 14 | | 38,000 |
| 郡山KⅠ 10 | 大和川 | 富雄川 | 芦川D | 矢田町 | 202 | 0 | 0 | 奈良学園高等学校・寧楽の郷 | 3,600 |
| 郡山KⅠ 11a | 大和川 | 富雄川 | 南芦川 a | 矢田町 | 203 | 0 | 0 | 奈良学園高等学校・寧楽の郷 | 8,000 |
| 郡山KⅠ 12 | 大和川 | 富雄川 | 山田沢 | 山田町 | 204 | 75 | 25 | 旧山田町公民館 | 44,600 |

■ 土石流危険溪流Ⅲ

| 溪流番号 | 河川名 | | | 位置 | 番号 | 保全対象 | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|----|---------|---------------|-------|---------------|
| | 水系名 | 河川名 | 溪流名 | | | 人口 人 | 人家 戸数 戸 | 公共施設等 | 耕地 面積 ㎡ |
| 郡山J 1 | 大和川 | 富雄川 | | 矢田町 | 72 | | 0 | | 0 |
| 郡山J 2 | 大和川 | 富雄川 | | 矢田町 | 73 | | 0 | | 0 |
| 郡山J 3 | 大和川 | 富雄川 | | 矢田町 | 74 | | 0 | | 0 |
| 郡山J 4 | 大和川 | 富雄川 | | 矢田町 | 75 | | 0 | | 0 |
| 郡山J 5 | 大和川 | 富雄川 | | 矢田町 | 76 | | 0 | | 0 |

参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度版）

資料16-3 地すべり危険箇所

■ 地すべり危険箇所

| 溪流番号 | 河川名 | | | 位置 | 番号 | 保全対象 | | | |
|------|-----|-----|-----|--------|----|----------|---------------|-------------|----------|
| | 水系名 | 河川名 | 溪流名 | | | 面積 ha | 人家 戸数 戸 | 公共的 建物施設 | 耕地 ha |
| 17 | 大和川 | 富雄川 | 沖台川 | 矢田町東明寺 | 17 | 0.8 | 1 | 市道 100m | 0 |
| 18 | 大和川 | 富雄川 | 芦川 | 矢田町蛇谷 | 18 | 0.7 | 0 | | 0 |

参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度版）

資料16-4 急傾斜地崩壊危険箇所等

■急傾斜地崩壊危険区域

| 箇所名 | 河川名 | | 指定区域名 | 番号 |
|--------|------|----|--------|----|
| | 大字 | 小字 | | |
| 北郡山(イ) | 北郡山町 | | 北郡山(イ) | 新規 |

※ 急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜地（傾斜度が30°以上の土地）で崩壊のおそれがあるため、擁壁工やのり枠工などの対策工事をしたり、一定の行為制限（急傾斜の崩壊を助長、誘発するおそれのある行為に対する制限）を必要とする土地の区域を奈良県知事が指定したもの。

参考；奈良県土砂災害危険箇所図

■急傾斜地崩壊危険箇所

| ランク | 危険箇所番号 | 箇所名 | 河川名 | | 指定区域名 | 番号 | 延長 | 保全対象 | |
|----------|-----------|-----|-----|--------|-------|-----|-----|------|---------|
| | | | 大字 | 小字 | | | | 傾斜度 | 高さ m |
| II | II - 397 | 矢田町 | 矢田町 | 東明寺 | | 397 | 50 | 40 | 45 |
| | II - 398 | 矢田町 | 矢田町 | 北村 | | 398 | 30 | 45 | 20 |
| | II - 399 | 矢田町 | 矢田町 | 北村 | | 399 | 20 | 45 | 6 |
| | II - 400 | 矢田町 | 矢田町 | 中村 | | 400 | 30 | 35 | 16 |
| | II - 401 | 城町 | 城町 | 西条 | | 401 | 20 | 35 | 6 |
| | II - 402 | 矢田町 | 矢田町 | 寺村・西矢田 | | 402 | 50 | 40 | 16 |
| | II - 403 | 矢田町 | 矢田町 | 寺村・西矢田 | | 403 | 30 | 35 | 16 |
| | II - 404 | 矢田町 | 矢田町 | 寺村・西矢田 | | 404 | 20 | 40 | 6 |
| | II - 405 | 矢田町 | 矢田町 | 垣内 | | 405 | 40 | 40 | 8 |
| | II - 406 | 矢田町 | 矢田町 | 清水 | | 406 | 30 | 45 | 6 |
| | II - 407 | 城町 | 城町 | | | 407 | 20 | 40 | 6 |
| | II - 408 | 山田町 | 山田町 | | | 408 | 40 | 35 | 36 |
| | II - 409 | 小泉町 | 小泉町 | | | 409 | 40 | 45 | 6 |
| II - 410 | 小泉町 | 小泉町 | | | 410 | 30 | 45 | 6 | |
| III | III - 106 | 矢田町 | 矢田町 | | | 106 | 270 | 30 | 15 |

I：被害想定区域内に人家が5戸以上ある箇所

II：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

III：被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度版）

■土砂災害警戒区域等

| 区域 | 土砂災害警戒区域 | | | 土砂災害特別警戒区域 | | | 指定年月日 | 情報の伝達方法 | 避難場所 |
|------|----------|------|-------------|------------|-----|------|------------|------------------|--------|
| | 急傾斜地の崩壊 | 土石流 | 告示番号 | 急傾斜地の崩壊 | 土石流 | 告示番号 | | | |
| 矢田町 | 10箇所 | 14箇所 | 186号 | | | | 平成20年7月15日 | 広報車・放送機関・自治会への電話 | 矢田小学校 |
| | 6箇所 | 7箇所 | 106号 | | | | 平成21年6月30日 | 広報車・放送機関・自治会への電話 | 矢田小学校 |
| | 2箇所 | | 513 515号 | 2箇所 | | 517号 | 平成24年3月16日 | 広報車・放送機関・自治会への電話 | 矢田小学校 |
| 城町 | 1箇所 | | 106号 | | | | 平成21年6月30日 | 広報車・放送機関・自治会への電話 | 矢田小学校 |
| 山田町 | 4箇所 | 1箇所 | 106号 | | | | 平成21年6月30日 | 広報車・放送機関・自治会への電話 | 矢田南小学校 |
| | | | | | 1箇所 | 518号 | 平成24年3月16日 | 広報車・放送機関・自治会への電話 | 矢田南小学校 |
| 小泉町 | 1箇所 | | 106号 | | | | 平成21年6月30日 | 広報車・放送機関・自治会への電話 | 片桐西小学校 |
| 矢田山町 | | 6箇所 | 106号 | | | | 平成21年6月30日 | 広報車・放送機関・自治会への電話 | 矢田南小学校 |
| | | 1箇所 | | | 1箇所 | 518号 | 平成24年3月16日 | 広報車・放送機関・自治会への電話 | 矢田小学校 |
| | 22箇所 | 28箇所 | | 2箇所 | 2箇所 | | 計50箇所 | | |

参考：奈良県砂防課資料

■土砂災害警戒区域等に係る要配慮者施設の警戒避難体制

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 情報の伝達方法 | 避難場所 |
|--------------------|-------|---------|----------|--------|
| 社会福祉法人奈良社会福祉院 矢田の郷 | 新町991 | 53-5552 | 広報車・放送機関 | 矢田南小学校 |

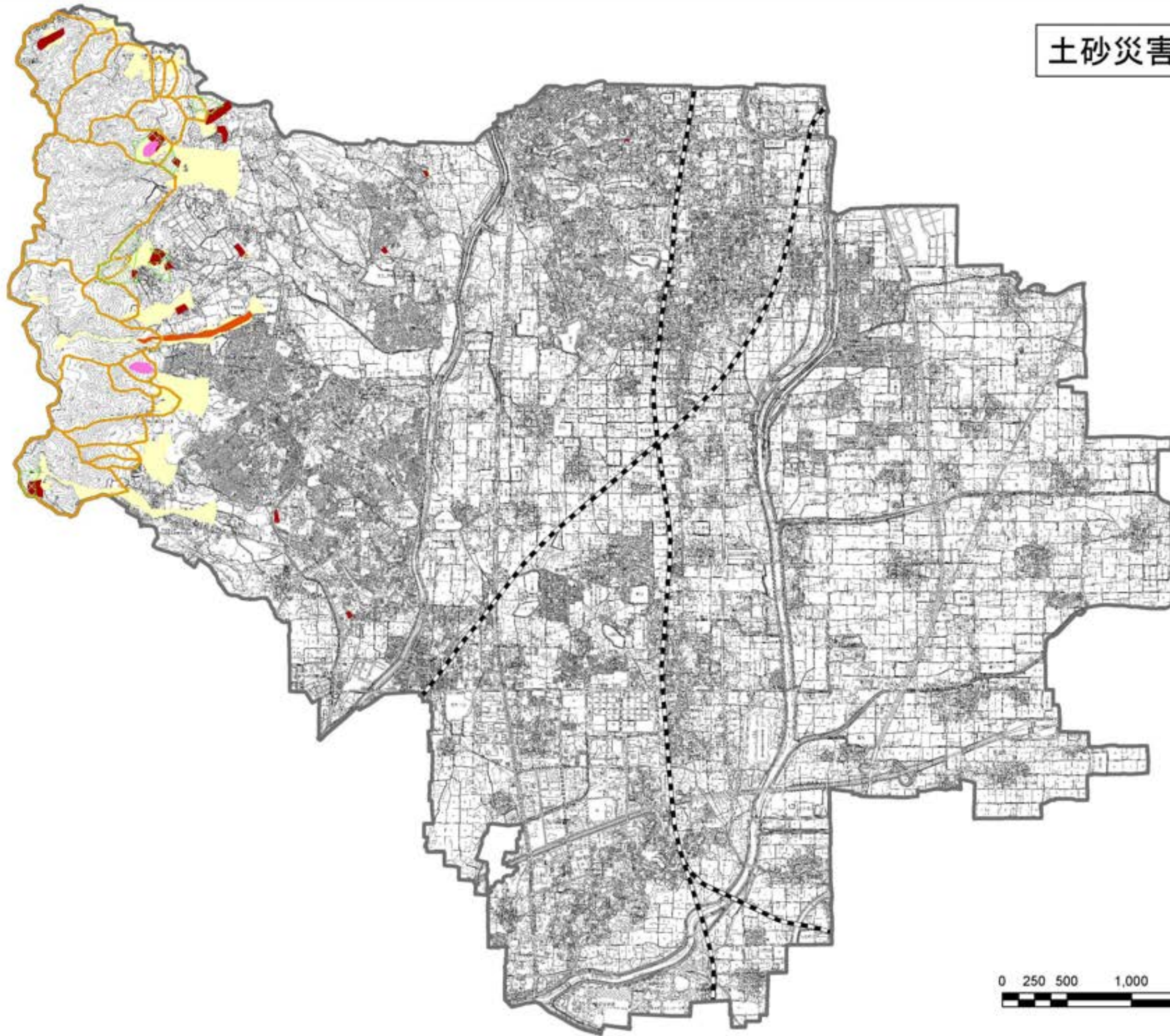
資料16-6 山地災害危険地区

■山地災害危険地区（治山）




| 番号 | 位置 | | | 延長 又は 面積 | 予想 される 危険 | 保全対象 | | |
|-----|-------|----|-----|----------------|-----------------|-------------|-------|----|
| | 郡市 | 大字 | 字 | | | 人家戸数 (戸) | 公共施設等 | 道路 |
| 171 | 大和郡山市 | 矢田 | 北東良 | 2 ha | 山腹崩壊 | 10 | | 市 |
| 172 | 〃 | 〃 | 東明寺 | 5 | 〃 | 3 | | 〃 |
| 173 | 〃 | 〃 | 中村 | 2 | 〃 | 9 | | |
| 174 | 〃 | 〃 | 寺村 | 8 | 〃 | 10 | | |
| 175 | 〃 | 〃 | 御明 | 3 | 〃 | 14 | | 県 |
| 176 | 〃 | 山田 | 松尾寺 | 2 | 〃 | 3 | | |
| 171 | | 矢田 | 国見 | 500 m | 崩壊土砂流出 | 18 | | 市 |
| 172 | 〃 | 〃 | 北谷 | 300 m | 〃 | 2 | | 市 |
| 173 | 〃 | 〃 | 法蓮坊 | 700 | 〃 | 20 | | |
| 174 | 〃 | 山田 | 西山 | 600 | 〃 | 10 | 1 | |
| 175 | 〃 | 〃 | 松尾寺 | 600 | 〃 | 1 | | 県 |

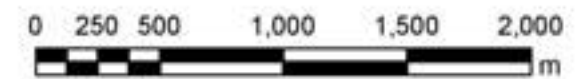
参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度版）

土砂災害危険箇所等位置図



凡例

-  土砂災害特別警戒区域
-  土砂災害警戒区域
-  急傾斜地崩壊危険箇所
-  土石流危険渓流
-  地すべり危険箇所
-  山地災害危険地区



■ため池要整備箇所（1/2）

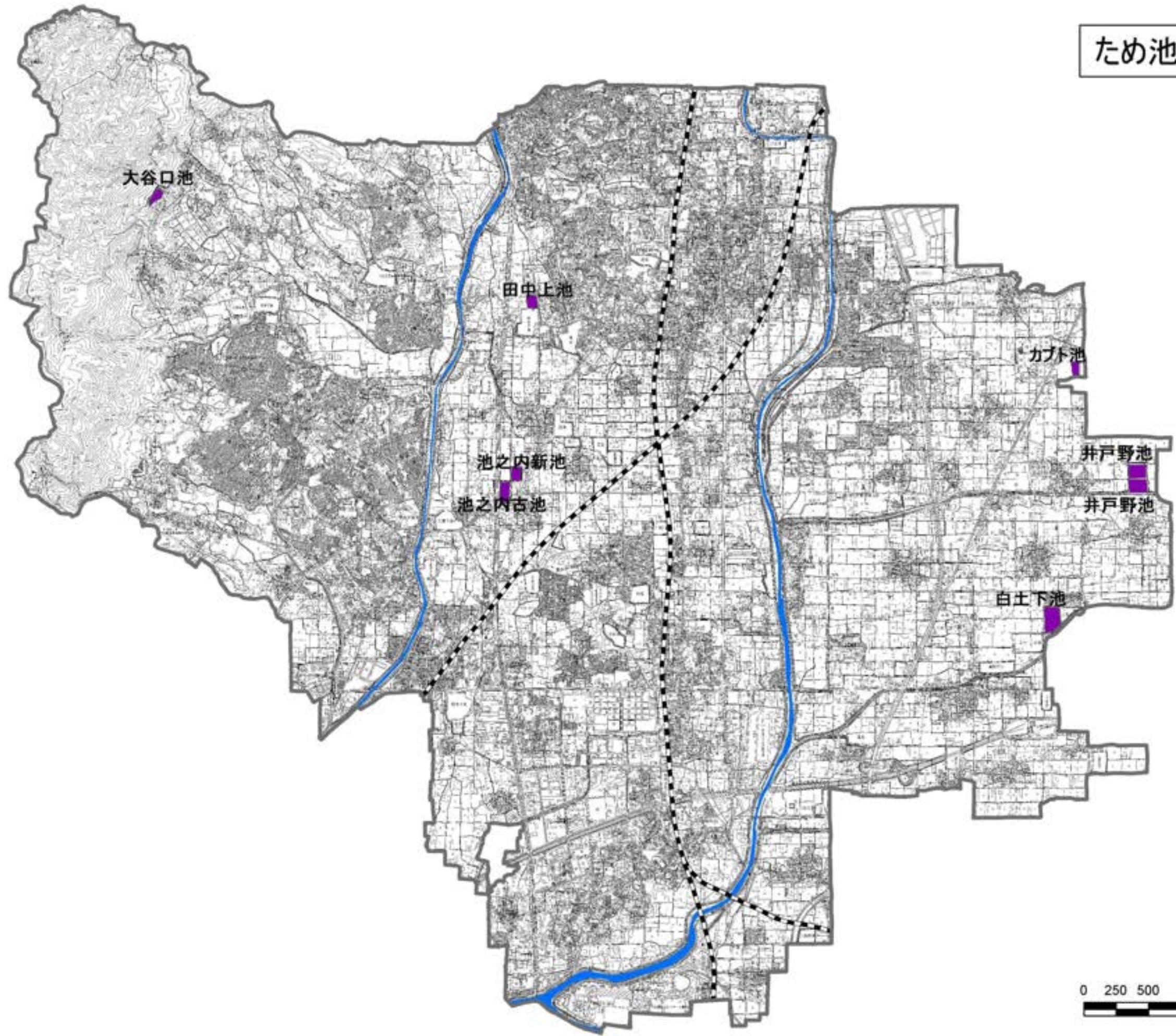
| 番号 | ため池名 | 所在地 | 受益面積 (ha) | ため池の規模等 | | | | |
|----|-------|------|-----------|---------|--------|----------|----------|-------------|
| | | | | 堤高 (m) | 堤長 (m) | 貯水量 (m3) | 経過年数 (年) | 予測危険箇所 |
| 42 | カブト池 | 美濃庄町 | 33.5 | 2.6 | 358 | 6,200 | 247 | 洪水吐・取水施設 |
| 43 | 井戸野古池 | 井戸野町 | 36.5 | 2.6 | 480 | 17,900 | 547 | 提体 |
| 44 | 井戸野新池 | 井戸野町 | 36.5 | 3.6 | 495 | 28,600 | 547 | 提体 |
| 45 | 田中上池 | 田中町 | 34.2 | 3.4 | 375 | 8,900 | 347 | 提体・取水施設 |
| 46 | 池之内古池 | 池之内町 | 45 | 3.9 | 578 | 34,800 | 447 | 提体・取水施設 |
| 47 | 大谷口池 | 矢田町 | 11.1 | 9.5 | 112 | 22,600 | 190 | 提体・余水吐 |
| 48 | 池之内新池 | 池之内町 | 8.8 | 3.0 | 370 | 11,300 | | 提体・余水吐 |
| 49 | 白土下池 | 白土町 | 31.4 | 5.1 | 320 | 38,900 | 360 | 提体・余水吐・取水施設 |

■ため池要整備箇所（2/2）


| 番号 | ため池名 | 所在地 | 予想される被害 | | | | 備考 |
|----|-------|------|---------|------|---------|---------|--------------------------|
| | | | 人家 (戸) | 公共建物 | 道路 (鉄道) | 田畑 (ha) | |
| 42 | カブト池 | 美濃庄町 | | | 県道 | 2 | 国営防災により改修 |
| 43 | 井戸野古池 | 井戸野町 | 2 | | 市道 | 2 | 国営防災により改修 |
| 44 | 井戸野新池 | 井戸野町 | 3 | | 市道 | 3 | 国営防災により改修 |
| 45 | 田中上池 | 田中町 | 2 | | 市道・農道 | 2 | 国営防災により改修 |
| 46 | 池之内古池 | 池之内町 | 4 | | 県道 | 4 | |
| 47 | 大谷口池 | 矢田町 | 4 | | 市道 | 0.8 | |
| 48 | 池之内新池 | 池之内町 | 4 | | 県道 | 4 | 平成17～18年度 団体営ため池により改修 |
| 49 | 白土下池 | 白土町 | 28 | | 県道 | 4.6 | 平成23年度～ 県営ため池により改修 |

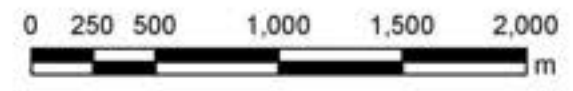
参考：奈良県地域防災計画資料編（平成23年度版）

ため池要整備箇所位置図

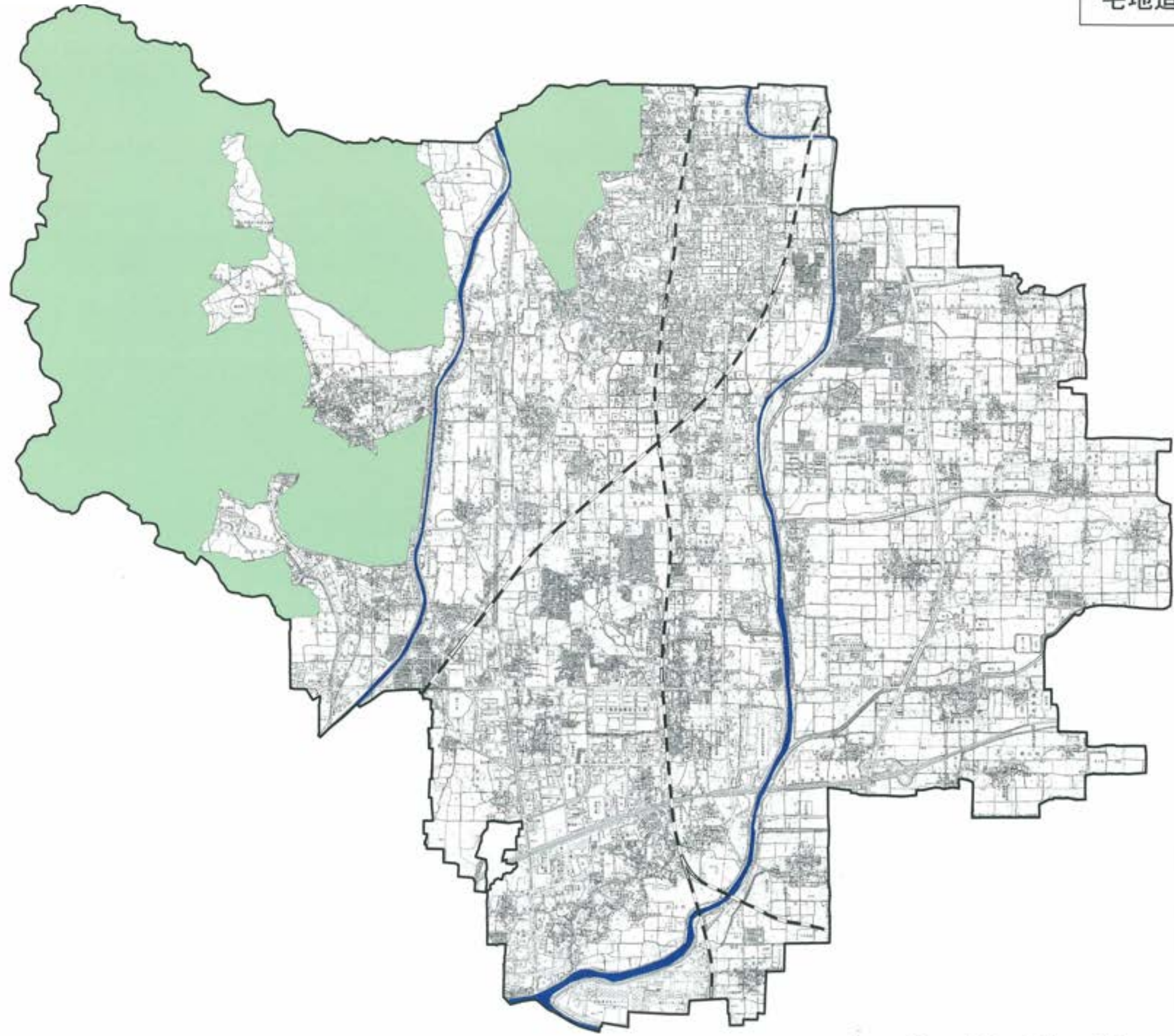


凡例

 ため池要整備箇所



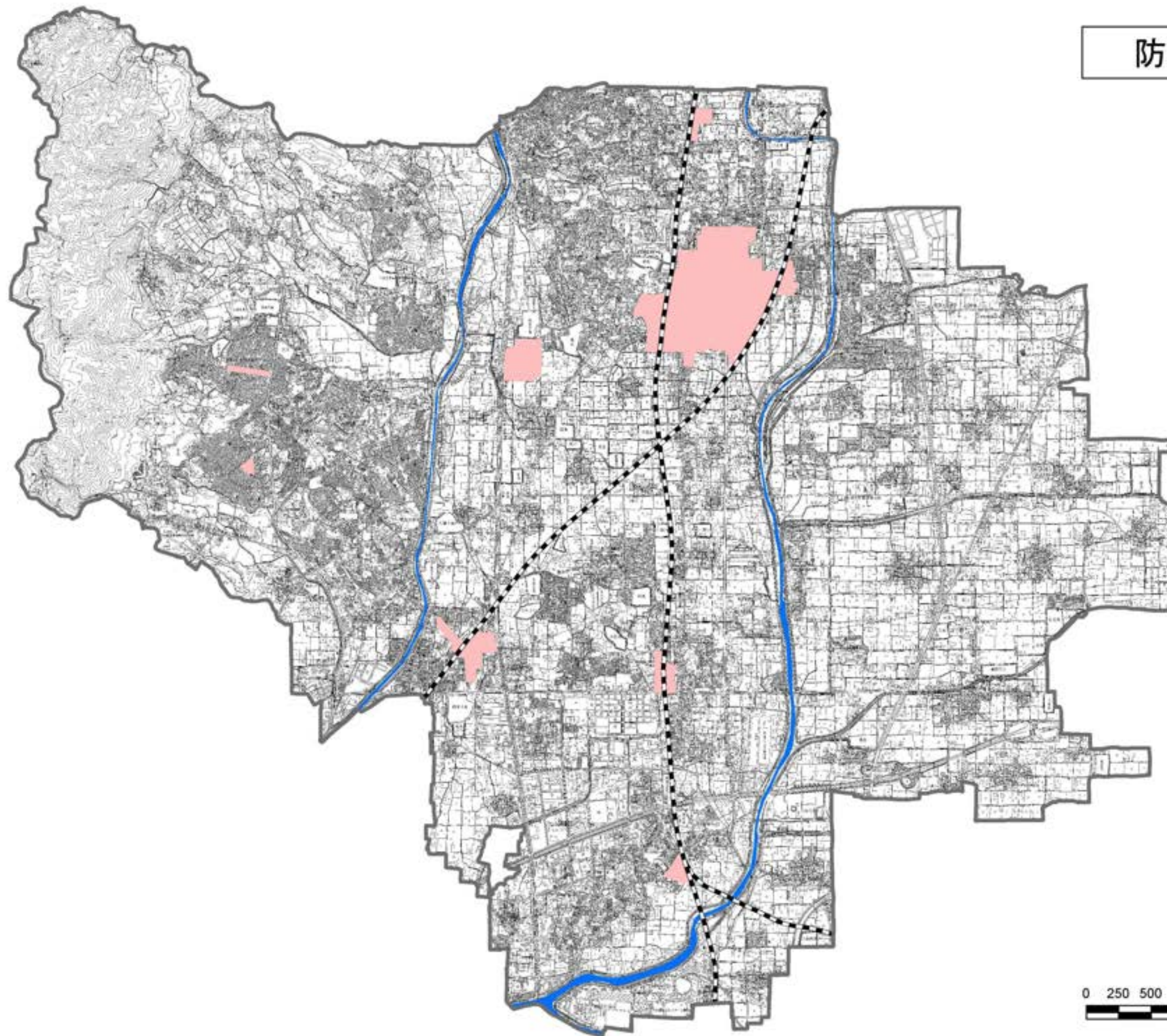
宅地造成工事規制区域図



| 凡 例 | |
|----------------|--|
| 宅地造成工事 規制区域 | |



防火・準防火地域図



凡例

 準防火地域



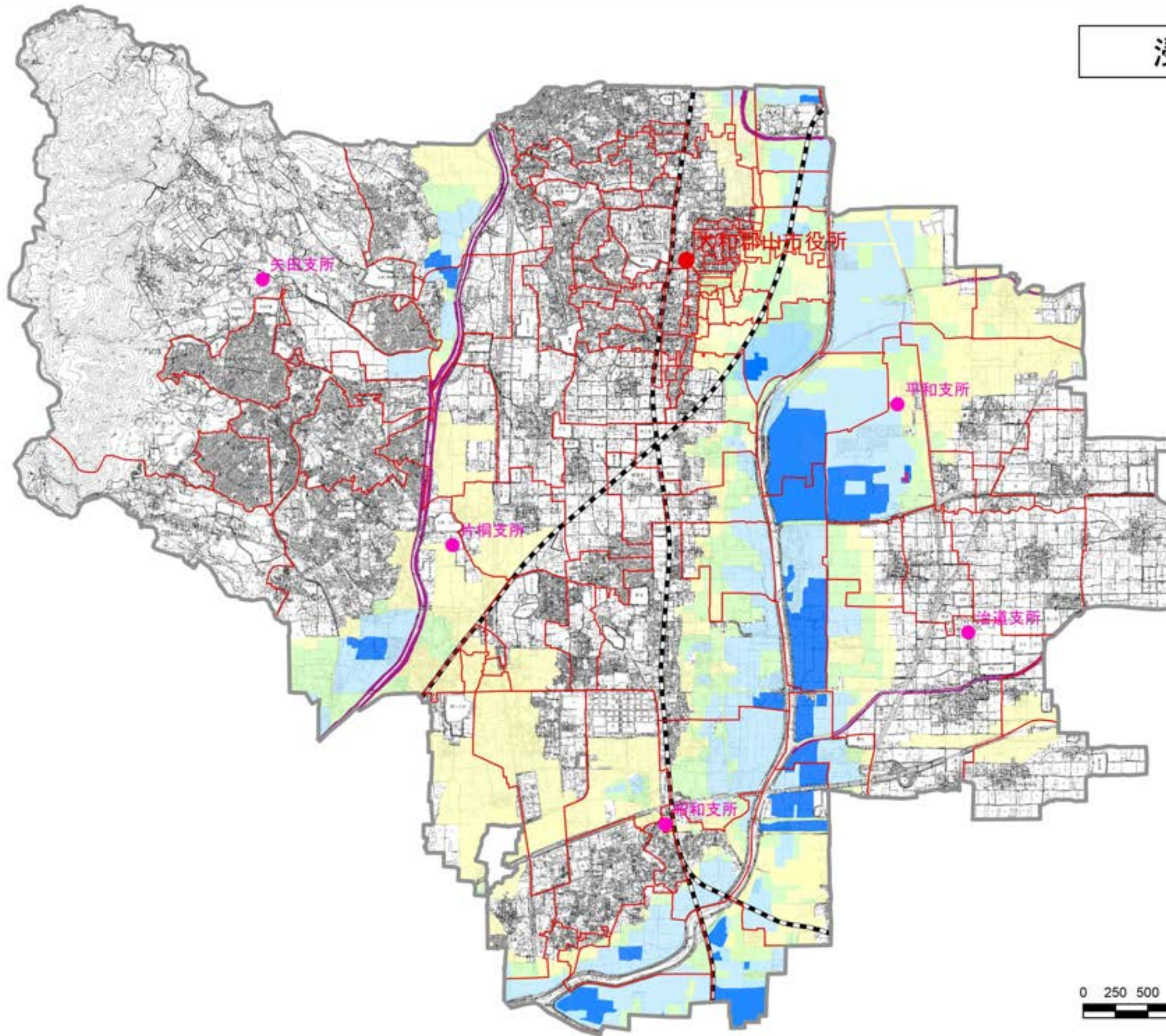
■浸水想定区域

| 河川名 | 所管 | 指定年月日 | 指定の前提となる計画の基本となる降雨 |
|------|--------------------------|------------|---|
| 大和川 | 国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所 | 平成14年3月15日 | 王寺地点の上流域の2日間総雨量268mm |
| 佐保川 | 奈良県 | 平成18年9月5日 | 流域全体に24時間総雨量215mm、ピーク時の1時間に77mmの降雨がある場合 |
| 秋篠川 | 奈良県 | 平成18年9月5日 | 流域全体に24時間総雨量215mm、ピーク時の1時間に77mmの降雨がある場合 |
| 高瀬川 | 奈良県 | 平成18年9月5日 | 流域全体に24時間総雨量195mm、ピーク時の1時間に69mmの降雨がある場合 |
| 富雄川 | 奈良県 | 平成18年9月5日 | 流域全体に24時間総雨量195mm、ピーク時の1時間に69mmの降雨がある場合 |
| 地藏院川 | 奈良県 | 平成20年4月18日 | 流域全体に24時間総雨量195mm、ピーク時の1時間に69mmの降雨がある場合 |

■浸水想定区域に係る要配慮者施設の警戒避難体制

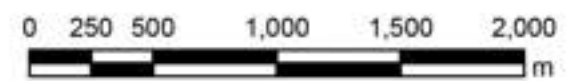
| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 情報の伝達方法 | 避難場所 |
|------------------|----------------|---------|----------|--------------|
| あ・うん児童デイサービスビーンズ | 北郡山町43-5 | 58-5161 | 広報車・放送機関 | 郡山北小学校 |
| 郡山北幼稚園 | 北郡山町115 | 53-2808 | 広報車・放送機関 | 郡山北小学校 |
| トマトホーム | 九条町307-1 | 52-8818 | 広報車・放送機関 | 郡山北小学校 |
| かんざん園 | 南大工町1-13 | 55-3321 | 広報車・放送機関 | 三の丸会館（中央公民館） |
| 郡山南幼稚園 | 柳町85 | 52-2479 | 広報車・放送機関 | 三の丸会館（中央公民館） |
| 郡山保育園 | 柳町45-6 | 52-4058 | 広報車・放送機関 | 三の丸会館（中央公民館） |
| 郡山東保育園 | 野垣内町2-2 | 53-3344 | 広報車・放送機関 | 三の丸会館（中央公民館） |
| なごみ筒井 | 筒井町1535 | 59-5753 | 広報車・放送機関 | 筒井小学校 |
| 奈良県立ろう学校 | 丹後庄町456 | 56-2921 | 広報車・放送機関 | 筒井小学校 |
| 奈良県立盲学校 | 丹後庄町222-1 | 56-3171 | 広報車・放送機関 | 筒井小学校 |
| ピュアネス藍 | 本庄町1-5 | 56-8001 | 広報車・放送機関 | 筒井小学校 |
| チャームやまこおりやま | 本庄町307-1、308-1 | 59-5701 | 広報車・放送機関 | 筒井小学校 |
| 郡山青嵐病院 | 本庄町1-1 | 56-8000 | 広報車・放送機関 | 筒井小学校 |
| いっぼの家 | 杉町134-5 | 57-7301 | 広報車・放送機関 | 筒井小学校 |
| 昭和保育園 | 馬司町331-55 | 56-0811 | 広報車・放送機関 | 昭和小学校 |
| あすなろ苑 | 宮堂町青木160-7 | 58-4165 | 広報車・放送機関 | 昭和小学校 |
| 奈良厚生会病院 | 椎木町769-3 | 56-5678 | 広報車・放送機関 | 昭和小学校 |
| 平和幼稚園 | 美濃庄町533 | 53-2801 | 広報車・放送機関 | 平和小学校 |
| 平和保育園 | 美濃庄町380-1 | 52-3468 | 広報車・放送機関 | 平和小学校 |
| ぐりーん | 美濃庄町733-1 | 53-2810 | 広報車・放送機関 | 平和小学校 |
| 片桐幼稚園 | 池之内町167 | 52-0818 | 広報車・放送機関 | 片桐小学校 |
| 池之内保育園 | 池之内町223-3 | 52-3248 | 広報車・放送機関 | 片桐小学校 |
| com. きらめき | 小泉町246-3 | 54-1430 | 広報車・放送機関 | 片桐小学校 |
| 小泉保育園 | 小泉町1553 | 53-1618 | 広報車・放送機関 | 片桐西小学校 |
| ふたば保育園 | 今国府町60-9 | 59-4141 | 広報車・放送機関 | 南部公民館 |
| ファミリーサポートこおりやま | 小林町293-1 | 56-2323 | 広報車・放送機関 | 南部公民館 |

浸水想定区域図



凡例

- 市役所
- 支所
- 町丁目境
- 浸水深**
- 5.0m以上
- 2.0~5.0m未満
- 1.0~2.0m未満
- 0.5~1.0m未満
- 0.5m未満



資料17-1 行政区及び世代別人口

(平成22年度国勢調査)

| 地区 | 行政区 | 世代別人口と合計 | | | | | | 総数(年齢「不詳」含む) | 面積 km ² | 人口 密度 人/km ² | 備考 |
|----|-------|----------|-------|--------|-------|-------|-------|--------------|-----------------------|-------------------------------|------------|
| | | 15歳未満 | 割合 | 15~64歳 | 割合 | 65歳以上 | 割合 | | | | |
| 郡山 | 南郡山町 | 406 | 16.2% | 1,575 | 62.8% | 488 | 19.5% | 2,507 | 0.216 | 11,606 | |
| | 北郡山町 | 471 | 14.7% | 2,024 | 63.3% | 662 | 20.7% | 3,196 | 0.461 | 66,933 | |
| | 九条町 | 685 | 12.1% | 3,550 | 62.8% | 1,375 | 24.3% | 5,657 | 0.911 | 6,210 | |
| | 東奈良口町 | 14 | 12.2% | 66 | 57.4% | 35 | 30.4% | 115 | 0.010 | 11,500 | |
| | 西奈良口町 | 22 | 13.8% | 101 | 63.1% | 29 | 18.1% | 160 | 0.008 | 20,000 | |
| | 観音寺町 | 5 | 6.9% | 49 | 68.1% | 18 | 25.0% | 72 | 0.241 | 299 | |
| | 西観音寺町 | 7 | 8.3% | 42 | 50.0% | 35 | 41.7% | 84 | 0.012 | 7,000 | |
| | 野垣内町 | 142 | 25.5% | 369 | 66.2% | 46 | 8.3% | 557 | 0.183 | 3,044 | |
| | 西野垣内町 | 76 | 10.7% | 438 | 61.4% | 199 | 27.9% | 713 | 0.017 | 41,941 | |
| | 北鍛冶町 | 5 | 8.2% | 28 | 45.9% | 28 | 45.9% | 61 | 0.008 | 7,625 | |
| | 中鍛冶町 | 16 | 22.2% | 34 | 47.2% | 22 | 30.6% | 72 | 0.009 | 8,000 | |
| | 南鍛冶町 | 9 | 11.7% | 45 | 58.4% | 23 | 29.9% | 77 | 0.007 | 11,000 | |
| | 塩町 | 27 | 20.3% | 74 | 55.6% | 32 | 24.1% | 133 | 0.011 | 122,091 | |
| | 本町 | 23 | 9.0% | 77 | 57.5% | 45 | 33.6% | 134 | 0.016 | 8,375 | |
| | 茶町 | 22 | 9.6% | 63 | 55.3% | 40 | 35.1% | 114 | 0.017 | 6,706 | |
| | 雑穀町 | 9 | 9.6% | 54 | 57.4% | 31 | 33.0% | 94 | 0.008 | 11,750 | |
| | 魚町 | 14 | 17.1% | 51 | 62.2% | 17 | 20.7% | 82 | 0.012 | 6,833 | |
| | 奈良町 | 7 | 7.6% | 56 | 60.9% | 29 | 31.5% | 92 | 0.009 | 10,222 | |
| | 藪町 | 6 | 9.0% | 34 | 50.7% | 27 | 40.3% | 67 | 0.011 | 6,091 | |
| | 新中町 | 7 | 10.1% | 38 | 55.1% | 24 | 34.8% | 69 | 0.011 | 6,273 | |
| | 塚町 | 16 | 10.5% | 77 | 50.7% | 55 | 36.2% | 152 | 0.020 | 7,600 | |
| | 綿町 | 21 | 15.6% | 75 | 55.6% | 35 | 25.9% | 135 | 0.011 | 12,273 | |
| | 今井町 | 0 | 0.0% | 50 | 60.2% | 33 | 39.8% | 83 | 0.014 | 5,929 | |
| | 材木町 | 112 | 22.9% | 326 | 66.5% | 50 | 10.2% | 490 | 0.021 | 23,333 | |
| | 高田町 | 441 | 16.3% | 1,642 | 60.7% | 619 | 22.9% | 2,703 | 0.502 | 5,384 | |
| | 高田口町 | 29 | 10.9% | 170 | 63.9% | 67 | 25.2% | 266 | 0.015 | 17,733 | |
| | 矢田町通 | 4 | 4.5% | 49 | 55.7% | 35 | 39.8% | 88 | 0.015 | 5,867 | |
| | 新紺屋町 | 4 | 17.4% | 11 | 47.8% | 8 | 34.8% | 23 | 0.005 | 4,600 | |
| | 紺屋町 | 23 | 11.2% | 127 | 62.0% | 55 | 26.8% | 205 | 0.016 | 12,813 | |
| | 車町 | 5 | 13.5% | 21 | 56.8% | 11 | 29.7% | 37 | 0.008 | 4,625 | |
| | 豆腐町 | 7 | 6.8% | 53 | 51.5% | 43 | 41.7% | 103 | 0.011 | 9,364 | |
| | 柳1丁目 | 3 | 8.3% | 26 | 72.2% | 7 | 19.4% | 36 | 0.008 | 4,500 | 年齢「不詳」含まない |
| | 柳2丁目 | 8 | 11.6% | 47 | 68.1% | 14 | 20.3% | 69 | 0.009 | 7,667 | 年齢「不詳」含まない |
| | 柳3丁目 | 25 | 11.7% | 124 | 57.9% | 65 | 30.4% | 214 | 0.011 | 19,455 | 年齢「不詳」含まない |
| | 柳4丁目 | 5 | 7.1% | 33 | 47.1% | 32 | 45.7% | 70 | 0.012 | 5,833 | 年齢「不詳」含まない |
| | 柳5丁目 | 9 | 6.5% | 90 | 64.7% | 40 | 28.8% | 139 | 0.014 | 9,929 | 年齢「不詳」含まない |
| | 柳6丁目 | 23 | 9.3% | 135 | 54.4% | 90 | 36.3% | 248 | 0.012 | 20,667 | 年齢「不詳」含まない |
| | 大宮町 | 7 | 13.0% | 26 | 48.1% | 21 | 38.9% | 54 | 0.012 | 4,500 | |
| | 洞泉寺町 | 25 | 17.7% | 72 | 51.1% | 28 | 19.9% | 141 | 0.022 | 6,409 | |
| | 北大工町 | 9 | 9.1% | 60 | 60.6% | 30 | 30.3% | 99 | 0.011 | 9,000 | |
| | 南大工町 | 20 | 10.1% | 102 | 51.3% | 77 | 38.7% | 199 | 0.012 | 16,583 | |

| 地区 | 行政区 | 世代別人口と合計 | | | | | | | 面積 km ² | 人口 密度 人/km ² | 備考 |
|--------|-------|----------|-------|------------|-------|-------|-------|----------------------|-----------------------|-------------------------------|----|
| | | 15歳未満 | 割合 | 15~64 歳 | 割合 | 65歳以上 | 割合 | 総数(年 齢「不詳」 含む) | | | |
| | 柳町 | 372 | 21.9% | 1,178 | 69.4% | 148 | 8.7% | 1,698 | 0.289 | 5,875 | |
| | 東岡町 | 26 | 10.5% | 134 | 54.0% | 83 | 33.5% | 248 | 0.021 | 11,810 | |
| | 新木町 | 59 | 18.8% | 197 | 62.9% | 54 | 17.3% | 313 | 0.457 | 685 | |
| | 城の台町 | 36 | 11.9% | 18 | 59.4% | 87 | 28.7% | 303 | 0.05 | 6,060 | |
| | 城内町 | 0 | 0.0% | 12 | 52.2% | 11 | 47.8% | 23 | 0.131 | 176 | |
| | 冠山町 | 74 | 14.9% | 307 | 61.6% | 117 | 23.5% | 498 | 0.073 | 6,822 | |
| | 城見町 | 14 | 9.7% | 87 | 60.4% | 31 | 21.5% | 144 | 0.061 | 2,361 | |
| | 永慶寺町 | 45 | 13.4% | 217 | 64.8% | 73 | 21.8% | 335 | 0.062 | 5,403 | |
| | 藤原町 | 53 | 15.2% | 177 | 50.7% | 115 | 33.0% | 349 | 0.032 | 10,906 | |
| | 朝日町 | 86 | 10.5% | 578 | 70.4% | 152 | 18.5% | 821 | 0.055 | 14,927 | |
| | 城南町 | 55 | 12.2% | 218 | 48.3% | 174 | 38.6% | 45 | 0.065 | 6,938 | |
| | 西岡町 | 113 | 13.6% | 505 | 60.8% | 196 | 23.6% | 830 | 0.048 | 17,292 | |
| | 箕山町 | 143 | 13.2% | 716 | 65.9% | 216 | 19.9% | 1,087 | 0.097 | 11,206 | |
| | 九条平野町 | 22 | 11.0% | 129 | 64.5% | 49 | 24.5% | 200 | 0.043 | 4,651 | |
| | 代官町 | 55 | 18.8% | 171 | 58.4% | 67 | 22.9% | 293 | 0.044 | 6,659 | |
| | 城北町 | 69 | 11.0% | 378 | 60.3% | 168 | 26.8% | 627 | 0.064 | 9,797 | |
| | 植槻町 | 40 | 19.9% | 119 | 59.2% | 42 | 20.9% | 201 | 0.039 | 5,154 | |
| | 天理町 | 3 | 7.1% | 28 | 66.7% | 11 | 26.2% | 42 | 0.060 | 700 | |
| 郡山地区合計 | | 4,012 | 14.3% | 17,415 | 62.0% | 6,414 | 22.8% | 28,073 | 4.630 | 6,063 | |
| 筒井 | 筒井町 | 635 | 13.3% | 3,060 | 64.2% | 1,024 | 21.5% | 4,767 | 1.263 | 3,744 | |
| | 丹後庄町 | 22 | 12.6% | 99 | 56.9% | 53 | 30.5% | 174 | 0.397 | 438 | |
| | 杉町 | 38 | 11.4% | 207 | 62.0% | 89 | 26.6% | 334 | 0.279 | 1,197 | |
| | 本庄町 | 44 | 6.9% | 256 | 40.4% | 331 | 52.2% | 634 | 0.310 | 2,045 | |
| | 天井町 | 48 | 17.4% | 180 | 65.2% | 44 | 15.9% | 276 | 0.262 | 1,053 | |
| 筒井地区小計 | | 787 | 12.7% | 3,802 | 61.5% | 1,541 | 24.9% | 6,185 | 2.511 | 2,463 | |
| 矢田 | 矢田町 | 185 | 10.5% | 1,099 | 62.2% | 467 | 26.4% | 1,767 | 4.797 | 368 | |
| | 城町 | 170 | 10.0% | 1,001 | 59.1% | 520 | 30.7% | 1,695 | 1.081 | 1,568 | |
| | 外川町 | 34 | 10.5% | 206 | 63.6% | 84 | 25.9% | 324 | 0.313 | 1,035 | |
| | 新町 | 462 | 13.6% | 2,409 | 71.1% | 503 | 14.9% | 3,386 | 1.339 | 2,529 | |
| | 山田町 | 46 | 10.7% | 293 | 68.3% | 90 | 21.0% | 429 | 0.932 | 460 | |
| | 矢田山町 | 340 | 11.2% | 1,662 | 54.7% | 1,039 | 34.2% | 3,041 | 0.434 | 7,007 | |
| | 千日町 | 130 | 9.1% | 744 | 52.3% | 549 | 38.6% | 1,423 | 0.170 | 8,371 | |
| | 泉原町 | 241 | 10.7% | 1,443 | 64.4% | 558 | 24.9% | 2,242 | 0.256 | 8,758 | |
| 矢田地区小計 | | 1,608 | 11.2% | 8,857 | 61.9% | 3,810 | 26.6% | 14,307 | 9.322 | 1,535 | |
| 平和 | 下三橋町 | 186 | 8.8% | 1,158 | 54.6% | 773 | 36.5% | 2,119 | 1.004 | 2,111 | |
| | 上三橋町 | 31 | 16.6% | 100 | 53.5% | 56 | 29.9% | 187 | 0.311 | 601 | |
| | 稗田町 | 298 | 12.6% | 1,472 | 62.1% | 601 | 25.3% | 2,372 | 0.710 | 3,341 | |
| | 若槻町 | 135 | 10.0% | 924 | 68.6% | 287 | 21.3% | 1,346 | 0.456 | 2,952 | |
| | 大江町 | 13 | 10.9% | 78 | 65.5% | 28 | 23.5% | 119 | 0.195 | 610 | |
| | 番匠田中町 | 3 | 6.0% | 29 | 58.0% | 18 | 36.0% | 50 | 0.138 | 362 | |
| | 井戸野町 | 59 | 15.9% | 223 | 60.3% | 88 | 23.8% | 370 | 0.553 | 669 | |
| | 美濃庄町 | 60 | 8.1% | 510 | 69.1% | 168 | 22.8% | 738 | 0.900 | 820 | |
| 平和地区小計 | | 785 | 10.8% | 4,494 | 61.6% | 2,019 | 27.7% | 7,301 | 4.267 | 1,711 | |

| 地区 | 行政区 | 世代別人口と合計 | | | | | | | 面積 km ² | 人口 密度 人/km ² | 備考 |
|--------|---------|----------|--------|------------|-------|--------|-------|----------------------|-----------------------|-------------------------------|------------|
| | | 15歳未満 | 割合 | 15~64 歳 | 割合 | 65歳以上 | 割合 | 総数(年 齢「不詳」 含む) | | | |
| 治道 | 横田町 | 40 | 7.6% | 313 | 59.6% | 172 | 32.8% | 525 | 1.498 | 350 | |
| | 石川町 | 15 | 10.5% | 76 | 53.1% | 52 | 36.4% | 143 | 0.524 | 273 | |
| | 白土町 | 97 | 11.3% | 558 | 65.1% | 202 | 23.6% | 857 | 0.783 | 1,095 | |
| | 発志院町 | 12 | 5.6% | 143 | 66.5% | 60 | 27.9% | 215 | 0.449 | 479 | |
| | 中城町 | 7 | 6.1% | 68 | 59.1% | 40 | 34.8% | 115 | 0.302 | 381 | |
| | 番条町 | 89 | 13.3% | 419 | 62.7% | 159 | 23.8% | 668 | 0.574 | 1,164 | |
| | 櫟枝町 | 15 | 12.7% | 74 | 62.7% | 29 | 24.6% | 118 | 0.185 | 638 | |
| | 伊豆七条町 | 15 | 8.3% | 94 | 51.9% | 72 | 39.0% | 181 | 0.271 | 668 | |
| | 新庄町 | 13 | 5.9% | 134 | 60.4% | 71 | 32.0% | 222 | 0.502 | 442 | |
| 治道地区小計 | | 303 | 10.0% | 1,879 | 61.7% | 857 | 28.2% | 3,044 | 5.088 | 598 | |
| 昭和 | 長安寺町 | 20 | 7.5% | 172 | 64.4% | 71 | 26.6% | 267 | 0.267 | 1,000 | |
| | 八条町 | 36 | 9.2% | 207 | 53.1% | 147 | 37.7% | 390 | 0.580 | 672 | |
| | 椎木町 | 20 | 3.4% | 189 | 32.4% | 374 | 64.2% | 583 | 0.680 | 857 | |
| | 今国府町 | 193 | 11.3% | 1,190 | 69.8% | 296 | 17.4% | 1,705 | 0.711 | 2,398 | |
| | 宮堂町 | 53 | 10.1% | 278 | 53.1% | 190 | 36.3% | 524 | 0.453 | 1,157 | |
| | 柏木町 | 22 | 13.0% | 123 | 72.8% | 24 | 14.2% | 169 | 0.138 | 1,225 | |
| | 西町 | 36 | 9.0% | 276 | 68.7% | 87 | 21.6% | 402 | 0.221 | 1,819 | |
| | 池沢町 | 99 | 17.2% | 364 | 63.2% | 94 | 16.3% | 576 | 0.467 | 1,233 | |
| | 馬司町 | 117 | 12.0% | 648 | 66.5% | 208 | 21.4% | 974 | 0.651 | 1,496 | |
| | 額田部寺町 | 43 | 15.1% | 171 | 60.0% | 71 | 24.9% | 285 | 0.042 | 6,786 | |
| | 額田部南町 | 24 | 10.5% | 136 | 59.4% | 69 | 30.1% | 229 | 0.319 | 718 | |
| | 額田部北町 | 428 | 19.7% | 1,386 | 63.8% | 336 | 15.5% | 2,172 | 0.970 | 2,239 | |
| | 昭和町 | 75 | 12.2% | 383 | 62.2% | 155 | 25.2% | 616 | 0.032 | 19,250 | |
| 昭和地区小計 | | 1,166 | 13.1% | 5,523 | 62.1% | 2,122 | 23.9% | 8,892 | 5.531 | 1,608 | |
| 片桐 | 小泉町 | 1,449 | 13.2% | 6,889 | 62.7% | 2,415 | 22.0% | 10,990 | 2.093 | 5,251 | |
| | 小林町 | 318 | 11.1% | 1,736 | 60.6% | 764 | 26.7% | 2,864 | 0.471 | 6,081 | |
| | 北西町 | 255 | 17.2% | 940 | 63.4% | 287 | 19.4% | 1,482 | 0.192 | 7,719 | |
| | 南井町 | 128 | 13.5% | 524 | 55.3% | 260 | 27.5% | 947 | 0.085 | 11,141 | |
| | 豊浦町 | 47 | 17.4% | 146 | 54.1% | 77 | 28.5% | 270 | 0.171 | 1,579 | |
| | 小南町 | 111 | 16.7% | 346 | 52.0% | 208 | 31.3% | 665 | 0.530 | 1,255 | |
| | 池之内町 | 68 | 10.5% | 450 | 69.7% | 128 | 19.8% | 646 | 0.441 | 1,465 | |
| | 田中町 | 30 | 8.4% | 211 | 59.1% | 105 | 29.4% | 357 | 0.705 | 506 | |
| | 満願寺町 | 81 | 9.0% | 595 | 66.0% | 223 | 24.7% | 902 | 0.478 | 1,887 | |
| | 西田中町 | 208 | 10.0% | 1,259 | 60.4% | 592 | 28.4% | 2,086 | 0.230 | 9,070 | |
| | 小泉町東1丁目 | 62 | 22.0% | 197 | 69.9% | 23 | 8.2% | 282 | 0.032 | 8,813 | 年齢「不詳」含まない |
| | 小泉町東2丁目 | 28 | 14.3% | 155 | 79.1% | 13 | 6.6% | 196 | 0.042 | 4,667 | 年齢「不詳」含まない |
| | 小泉町東3丁目 | 122 | 20.4% | 405 | 67.8% | 70 | 11.7% | 597 | 0.052 | 11,481 | 年齢「不詳」含まない |
| | 小林町西1丁目 | 1 | 1.8% | 37 | 64.9% | 19 | 33.3% | 57 | 0.025 | 2,280 | 年齢「不詳」含まない |
| | 小林町西2丁目 | 16 | 130.0% | 91 | 74.0% | 16 | 13.0% | 123 | 0.017 | 7,235 | 年齢「不詳」含まない |
| | 小林町西3丁目 | 7 | 4.3% | 101 | 62.3% | 54 | 33.3% | 162 | 0.030 | 5,400 | 年齢「不詳」含まない |
| 小泉地区合計 | | 2,931 | 13.0% | 14,082 | 62.2% | 5,254 | 23.2% | 22,626 | 5.594 | 4,045 | |
| 市全体 | | 11,592 | 12.8% | 56,052 | 62.0% | 22,017 | 24.3% | 90,428 | 36.943 | 2,448 | |

大和郡山市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 27 日
大和郡山市条例第 5 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大和郡山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大和郡山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 奈良県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 奈良県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 奈良県広域消防組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第8号、第9号及び第10号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、1人、1人、8人、7人、4人及び2人とする。
- 7 第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大和郡山市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により、この条例の施行の日から平成26年6月30日までの間に任命される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、任命の日から平成26年6月30日までとする。

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、奈良県広域消防組合の設立に係る許可のあった日から施行する。

大和郡山市防災会議運営規程

昭和38年10月12日
大和郡山市防災会議規程第1号

(趣旨)

第1条 大和郡山市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)並びに大和郡山市防災会議条例(昭和38年3月大和郡山市条例第5号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、会議の日時、場所及び議題を記載した文書をもつてしなければならない。

(議事)

第3条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録)

第4条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(専決)

第5条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち次の各号に掲げるものについては、専決することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- 2 会長は、前項の規定により、専決したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、市民安全課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年訓令甲第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年訓令甲第4号)

この規程は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(平成元年訓令甲第6号)

この規程は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成5年訓令甲第2号)

この規程は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成14年防災会議規程第1号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年防災会議規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

大和郡山市災害対策本部条例

昭和38年3月27日
大和郡山市条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、大和郡山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第35号)

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大和郡山市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により、この条例の施行の日から平成26年6月30日までの間に任命される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、任命の日から平成26年6月30日までとする。

大和郡山市防災会議委員名簿

平成26年7月1日現在

| | 役 職 名 | 氏 名 |
|-------|--------------------------|-----|
| 会 長 | 市 長 | |
| 1号委員 | 近畿農政局奈良地域センター長 | |
| 2号委員 | 郡山土木事務所長 | |
| 3号委員 | 郡山警察署長 | |
| 4号委員 | 大和郡山消防署長 | |
| 5号委員 | 副市長 | |
| 〃 | 総務部長 | |
| 〃 | 産業振興部長 | |
| 〃 | 都市建設部長 | |
| 〃 | 上下水道部長 | |
| 6号委員 | 教育長 | |
| 7号委員 | 消防団長 | |
| 8号委員 | 関西電力株奈良営業所長 | |
| 〃 | 大阪ガス株北東部導管部緊急保安チームマネージャー | |
| 〃 | 西日本電信電話 株 奈良支店設備部災害対策室部長 | |
| 〃 | 日本通運株奈良支店長 | |
| 〃 | 近畿日本鉄道株天理駅長 | |
| 〃 | 西日本旅客鉄道株王寺駅長 | |
| 〃 | 日本赤十字社奈良県支部事務局長 | |
| 9号委員 | 大和郡山市矢田山町自治連絡協議会会長 | |
| 〃 | 南市場自主防災会会長 | |
| 〃 | 大和郡山市ボランティア連絡協議会会長 | |
| 〃 | 郡山女性ネットワーク会長 | |
| 10号委員 | 大和郡山市医師会長 | |
| 〃 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 大和郡山病院長 | |

大和郡山市水防協議会条例

昭和 31 年 4 月 1 日
大和郡山市条例第 10 号

(目的)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第33条第5項の規定に基づき、同法に定めるもののほか、大和郡山市水防協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 職のある故をもつて委員となつた者の任期は、その職にある期間とする。

4 会長において特に事由があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会長の職務及び代理)

第3条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第5条 協議会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから会長がこれを任命する。

3 幹事は、会長の命を受け協議会の庶務を整理する。

4 書記は、上司の命を受け、事務に従事する。

(会長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要なる事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

大和郡山市防災行政無線設備運用管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法、地方自治法、大和郡山市地域防災計画その他関係法令に基づき大和郡山市の区域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務を円滑に遂行することを主たる目的とし、情報の迅速な収集伝達をはかるため設置する無線局の運用及び管理について定め、電波法等の関係法令に定められたもののほか、この要綱に定めるところにより能率的な利用をはかり、市民の安全と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基地局：電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する無線局をいう。
- (2) 陸上移動局：電波法施行規則第4条第1項第12号に規定する無線局をいう。

(設備)

第3条 第1条の目的を達成するため、前条各号に掲げる無線局（以下「無線局」という。）を設置する。

(無線局等の運用管理事務の総括)

第4条 前条の規定により設置された無線局の運用及び管理の事務を総括するため総括管理者をおく。

2 総括管理者は、市長をもって充てる。

(無線局等の運用管理事務の管理)

第5条 無線局に統制管理者をおく。

2 統制管理者は、企画調整課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に通信取扱責任者及び通信取扱者をおく。

- (1) 通信取扱責任者は、建設部監理課長をもって充てる。
- (2) 通信取扱責任者は、統制管理者の命を受け無線局の通信施設の操作及び無線局の運用を分掌する。
- (3) 通信取扱者は、無線従事者の中から、通信取扱責任者が指定する者であって、通信取扱責任者の補助を行う。

(運用の時間)

第7条 無線局は、常時運用するものとする。

第8条 無線局は、災害その他の非常事態に対処するための通信を行うことを優先とし、平常時においては一般の行政のための通信をすることができる。

第9条 統制管理者は、災害、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき、その他特に必要があると認めるときは、一般行政のための通信を制限し、必要な措置をとることができる。

(通信訓練)

第10条 防災訓練の一環として、月1回通信訓練を行うものとする。

(通信設備の点検整備)

第11条 通信取扱責任者は、正常な通信をするために通信設備の点検整備を行わなければならない。

- (1) 通信取扱責任者は、無線局の無線設備について、1日1回通信取扱者に日常点検をさせなければならない。
- (2) 通信取扱者は、日常点検の結果を通信取扱責任者に報告しなければならない。
- (3) 通信取扱責任者は、基地局、陸上移動局、その他必要と認める無線局の無線設備について、通信取扱者に年間2回以上定期点検をさせなければならない。
- (4) 通信取扱者は、定期点検を自ら実施できないときは、専門業者に委託、実施させることができる。
- (5) 通信取扱者は、定期点検の実施時間及び結果をその都度通信取扱責任者に報告しなければならない。

(故障等の連絡)

第12条 通信取扱者は、次に掲げる場合には、その旨を通信取扱責任者に報告しなければならない。

- (1) 通信設備に故障を生じた場合
- (2) その他無線局等の運用に故障を及ぼす事実が生じた場合

(無線業務日誌)

第13条 通信取扱者は、通信の都度無線業務日誌に記録しなければならない。

(無線業務日誌抄録の提出)

第14条 通信取扱責任者は、無線業務日誌により毎年1月から12月までの期間ごとに無線業務日誌抄録を作成し、翌年の1月末日までに近畿電気通信監理局長に提出しなければならない。

(備付書類等の管理点検)

第15条 通信取扱者は、免許状、法令集、業務日誌、その他郵政省令で定める書類を管理し、不備がないかを点検しなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の管理が性格に行われているか点検し、不備があった場合は、通信取扱者に処理させなければならない。

(無線従事者の養成等)

第16条 通信取扱責任者は、通信取扱者に異動が生じた時は、電波法第51条の規定により速やかに無線従事者選(解)任届を近畿電気通信監理局長に提出するための手続きをとらなければならない。

2 通信取扱責任者は、運用に必要な無線従事者(最低3名)確保のため事前に無線従事者の育成に努めなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和51年11月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年6月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

大和郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 7 月 5 日
大和郡山市条例第 30 号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、当市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害見舞金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 甲慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害甲慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害甲慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。なお、第2号エ中の「滅失」には、全壊、全焼、流失の全てを含むものであること。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセ

ントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和53年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給から適用する。

大和郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 7 月 5 日
大和郡山市規則第 19 号

(目的)

第1条 この規則は、大和郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 7 月大和郡山市条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、当市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、当市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し又は疾病にかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第 2 号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込者には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3カ月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれらに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は1部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第13号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 市長が、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成元年規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 19 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

